

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。



内務省
英国国境庁

バングラデシュ

出身国別情報(COI)レポート

COI サービス

2012年9月30日

SECURING OUR BORDER CONTROLLING MIGRATION

国境保全 入国管理

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

目次

序文

2012年8月31日から同9月30日までの間に発行、または初めて入手されたバングラデシュに関する情報。

段落：背景情報

1. 地理	1.01
祝祭日	1.06
バングラデシュの地図	1.07
バングラデシュのその他の地図	1.07
2. 経済	2.01
3. 歴史	3.01
独立以前：1947～1971年	3.01
独立以後：1972～2010年4月	3.02
シェイク・ムジブル・ラフマン政権（1972年～75年）	3.02
ジアウル・ラフマン政権（1975年～81年）	3.03
ホッサイン・モハマド・エルシャド政権（1982年～90年）	3.04
カレダ・ジア政権（1991年～96年）	3.05
シェイク・ハシナ政権（1996年～2001年）	3.06
カレダ・ジア政権（2001年～2006年）	3.07
暫定政府及び非常事態下（2006年10月～2009年1月）	3.10
バングラデシュにおける民主主義の復活	3.12
2008年12月29日の総選挙	3.12
総選挙で議席を争った政党	3.13
総選挙の結果	3.15
選挙結果に対する反応	3.16
国外のオブザーバーからの報告	3.18
選挙後の暴動	3.21
シェイク・ハシナ（2009年～2010年5月）	3.22
地方選挙	3.24
バングラデシュ国境警備隊（BDR）の反乱	3.28
1971年に行われた戦争犯罪	3.35
「ボンゴボンドウ(BANGABANDHU)」の殺人犯シェイク・ムジブル・ラフマンの裁判	3.36
戦争犯罪裁判	3.40
自然災害	3.42
4. 最近の動き（2011年1月～2012年8月）	4.01

5. 憲法	5.01
6. 政治制度	6.01
暫定政府	6.05
地方自治	6.09
選挙の監視	6.11
人 権	
7. 序文	7.01
8. 治安部隊	8.01
警察及び準軍事的組織	8.02
警察改革プログラム	8.05
兵力	8.09
その他の政府軍	8.11
軍事情報総局 (DGFI)	8.11
治安部隊による人権侵害	8.12
恣意的な逮捕及び拘留	8.12
拷問	8.16
Odhikar 拷問防止プロジェクト	8.20
超法規的な殺人	8.21
法律の執行機関における汚職	8.26
告訴の方法	8.27
説明責任及び刑事免責	8.32
9. 兵役	9.01
10. 非政府系武装集団による暴行	10.01
11. 司法制度	11.01
組織	11.04
真実と責任説明に関する委員会	11.12
非公式の司法制度：村の裁判所及びシャリシ (Shalish)	11.13
独立性	11.14
公正な裁判	11.18
司法機関における汚職	11.22
12. 逮捕及び拘留－法律上の権利	12.01
予防的拘留及びその法的枠組み	12.01
刑事訴訟法 (CrPC)：第 54 節	12.02
特別権限法 (SPA)	12.03
審理前の拘留	12.07
保釈	12.08
13. 刑務所の環境	13.01
14. 死刑	14.01
15. 政治的連携	15.01
政治的表現の自由	15.01
結社及び集会の自由	15.05

iii この COI レポートの本文は、2012 年 8 月 31 日時点で入手できる最新の発行物を含んでいる。

野党勢力及び政治活動家.....	15.07
政治的暴動.....	15.07
主要な政党の指導者に対する容疑及び制限的な措置.....	15.09
学生政治グループ及び暴動.....	15.11
16. 言論及び報道の自由.....	16.01
ジャーナリスト.....	16.07
17. 人権機関、組織及び活動家.....	17.01
国家人権委員会 (NHRC).....	17.03
人権問題に取り組む NGO に対する扱い.....	17.06
18. 汚職.....	18.01
汚職防止委員会 (ACC).....	18.02
注目を集めた汚職及びその他の容疑による逮捕.....	18.07
19. 信教の自由.....	19.01
宗教の人口構成.....	19.01
家族法.....	19.04
国家と宗教.....	19.07
ファトワー.....	19.11
ヒンズー教徒.....	19.15
仏教徒.....	19.19
アフマディヤ共同体 (アフマディー教、カディヤニ、クアディアニとも呼ばれる).....	19.23
キリスト教徒.....	19.26
20. 民族集団.....	20.01
チッタゴン丘陵地帯に居住する先住民族のジュマ族.....	20.02
ビハール人.....	20.07
背景.....	20.07
国民として認知されたビハール人.....	20.10
キャンプ地の生活環境.....	20.15
21. レスビアン、ゲイ、両性愛者及びトランスジェンダー.....	21.01
法的権利.....	21.01
国家による扱い及び国家の姿勢.....	21.11
警察官及びマスタンによる不当な扱い.....	21.11
社会的な扱い及び姿勢.....	21.16
ヒジュラー.....	21.18
22. 障害者.....	22.01
23. 女性.....	23.01
概要.....	23.01
法律上の権利.....	23.08
政治に関する権利.....	23.11
社会的及び経済的権利.....	23.12
女性に対する暴力.....	23.19
家庭内暴力.....	23.25
持参金.....	23.26

レイプ.....	23.30
酸攻撃.....	23.35
自警行為.....	23.45
家庭内暴力の被害者に対する政府及びNGOの支援.....	23.47
健康に関する問題.....	23.49
24. 児童.....	24.01
概要.....	24.01
法律に関する基本情報.....	24.06
法律上の権利.....	24.11
少年司法.....	24.12
児童に対する暴力.....	24.15
児童労働.....	24.20
養育及び保護.....	24.29
教育.....	24.34
初等教育奨学金プロジェクト.....	24.38
女子学生奨学金制度.....	24.40
マドラサ（イスラム神学校）.....	24.42
健康と福祉.....	24.45
書類.....	24.47
25. 人身売買.....	25.01
概要.....	25.01
国内での人身売買.....	25.03
起訴.....	25.04
汚職.....	25.05
被害者支援.....	25.06
防止策.....	25.07
26. 医療問題.....	26.01
医療行為と医薬品の利用状況に関する概要.....	26.01
ヒ素中毒.....	26.06
コレラ.....	26.09
糖尿病.....	26.10
HIV/AIDS.....	26.11
医療福祉サービスの利用状況.....	26.11
HIV/AIDS – 抗レトロウイルス治療.....	26.14
腎臓透析.....	26.16
マラリア.....	26.17
肺炎.....	26.18
精神医療.....	26.20
27. 移動の自由.....	27.01
国境地帯における殺人.....	27.05
28. 国内避難民 (IDP).....	28.01
29. 外国からの難民.....	29.01
ロヒンギャ族の難民.....	29.04

30. 市民権と国籍	30.01
二重国籍	30.02
31. 出国と帰国	31.01
子ども	31.02
32. 公文書の偽造及び不正取得	32.01
33. 雇用に関する権利	33.01

付属資料

- 付属書 A－ 重大事件年表
- 付属書 B－ 政治組織
- 付属書 C－ 著名人（各参考資料 番号表記）
- 付属書 D－ 略語一覧
- 付属書 E－ 外務連邦省の通信記録
- 付属書 F－ 参考資料

目次に戻る
資料目録に進む

序 文

- i この「出身国に関する報告書 (COI 報告書)」は、亡命及び人権に関する問題について決断を下すためのプロセスに従事する政府職員が使用することを目的に英国国境局 (UKBA) の COI サービスにより作成されている。本報告書は、英国において亡命及び人権の分野で最も広く提起されている問題に関する一般的な背景事情を示している。本報告書の本文には、2012年8月31日までに入手できた情報が含まれている。本報告書は2012年9月30日に発行された。
 - ii 本報告書は広く認知されている外部の情報元が作成した資料のみを基に作製されており、UKBA の意見や方針は一切反映されていない。本報告書の本文全体に含まれるすべての情報は、亡命及び人権に関する問題について決断を下すプロセスに従事する職員に対して公開された原資料に基づいている。
 - iii 本報告書は、亡命及び人権の分野で提起される主要な問題に焦点を当て、原資料として特定された資料から抜粋したものを編集し、提供することを目的としている。章によっては、亡命・人権クレームの対象事例が滅多に起きないため、ウェブ・リンクからしか得られない資料もある。詳細な調査や包括的な調査を目指すものではないため、さらに詳しい記述を求める場合は関連の出典文書に直接当たっていただきたい。
 - iv COI 報告書の構成及び体裁については、UKBA の意思決定者による使用のことを考え、職員諸氏の閲覧に供する際に威力を発揮し、インターネットで特定の問題に関する情報に素早くアクセスし、コンテンツ・ページを使って求める対象に直接辿り着くことができるように配慮している。重要な問題については特定の章である程度詳細に論じられるとともに、別の章でも短く言及されていることがある。従って、報告書の構成上、内容の重複が見られる場合があることにご留意いただきたい。
 - v 本 COI 報告書に含まれる情報は、出典文書が確認できるものに限られている。特定の話題についてあらゆる関連事項を盛り込むように努力しているものの、必ずしも関連情報がすべて入手できるわけでもない。このため、報告書に含まれる情報が、実際に述べられていること以上に何かを示唆していると捉えないよう留意いただきたい。例えば、ある法律が通過したと書かれてあるからといって、即ちこの法律が履行されたことを示していると考えてはいけない。同様に、これこれの出来事や行為に関する情報がないからと言って、必ずしもその事が起きなかったことを意味するとは限らない。
 - vi 前述のとおり、本報告書は数多くの信頼性のあるべき情報元が作成した資料を編集したものである。本報告書を編集するに当たり、異なった出典文書から得た情報の間の相違点を解明するための試みはしていない。むしろ相違点を持ち寄り、入手できる限り広範囲にわたる情報を提供することにより、バランスの取れた全体像を確実に提供することが COI サービスの狙いである。例えば、出典文書ごとに、個人、場所、政党などの呼び名や綴りが違って記載されていることも多いが、綴りを統一する狙いはそれぞれの報告書にはない。むしろ、原典文書に使用されている綴りを忠実に反映す
- 7 この COI レポートの本文は、2012年8月31日時点で入手できる最新の発行物を含んでいる。

ることを狙っている。同様に、出典が異なる文書に書かれた数字同士が相違していることがあるが、これらは単に原文からの引用に過ぎない。「sic」という用語を使っているが、これは単に引用文の誤字やタイプミスを示すものであり、これを使うことによって、資料の内容について論評を示そうとするものではない。

- vii 本報告書は、実質的に過去 2 年間に発行された原資料に基づき執筆されている。しかし、それらの資料には記されていない該当情報を含んでいるより以前の原資料の内容も採用されている場合がある。すべての原資料には、本報告書が発行された時点で重要性があると判断された情報が含まれている。
- viii 本報告書及びそれに伴う出典資料は公的文書である。全ての COI 報告書は、UKBA のウェブサイト上に公示されており、本報告書内の出典資料のほとんどは公開ドメインで簡単に入手できるものばかりである。出典文書が電子データで入手可能な場合は、アクセスの日付入りでウェブリンクを貼り付けてある。また、官公庁による文書、購読サービスなど、アクセスが難しい出典文書であっても、要望があれば、COI サービスからコピーの提供が可能である。
- ix 本報告書は、亡命者受入国の上位 20 カ国で定常的に公刊されている。この上位 20 カ国以外の国でも、業務上の必要性があれば報告書が公刊されることもあり得る。UKBA 職員は、具体的な調査を行うために情報依頼サービスに常にアクセスすることができる。

- x この報告書を作成するに当たり、COI サービスは提供する出典資料の抜粋が正確であること、最新のものであること、調和がとれていること、偏りが無いことを目指してきた。この報告書に対する意見や、出典資料の追加のご提案などを歓迎するので、下記の COI サービスまでご提出いただきたい。 **Country of origin Information Service**

UK Border Agency

Lunar House

40 Wellesley Road

Croydon, CR9 2BY

United Kingdom

イ・メール cois@jp.epffoce.gsi.gov.uk

ウェブサイト: <http://www.ukba.homeoffice.gov.uk/policyandlaw/guidance/coi/>

国家情報に関する独立諮問グループ

- xi 各国情報に関する独立諮問機関 (IAGCI) は、2009 年 3 月、英国国境局(UK Boarder Agency) の独立調査責任者によって設立された。UKBA の COI 資料の内容について、この責任者に推挙するための機関である。IAGCI は、UKBA の COI 報告書及び他の COI 資料のフィードバックを歓迎している。IAGCI の仕事情報は、独立調査責任者のホームページで見ることができる。

<http://icinspector.independent.gov.uk/contry-information-reviews/>

- xii 作業の途中で、IAGCI は選ばれた UKBA COI 文書の内容を吟味しこれらの文書に対し一般的見地から明確な推挙を行っている。IAGCI あるいは各国情報の助言委員会 (UKBA による 2003 年 9 月から 2008 年 10 月までの COI 資料をチェックした独立組織) が吟味した報告書その他の文書のリストは、以下の URL で見ることができる。
<http://icinspector.independent.gov.uk/country-information-reviews/>
- xiii 注意 : IAGCI は、UKBA が発行する資料や手順を了承する権限は有していない。この機関が調査した資料の中には、非猶予アピール (NSA) リストに指定された、或いは指定の提案がなされた国々に関するものもある。こうした場合、機関の作業が特定の国を NSA に指定するための決定または提言の承認、あるいは NSA の手続そのものに対する承認を示していると解釈されるべきではない。IAGCI へのお問合せは、以下のとおり。

Independent Advisory Group on Country Information

Independent Chief Inspector of the UK Border Agency

5th Floor, Globe House

89 Eccleston Square

London, SW1V 1PN

イー・メール: chefinspectorukba@icinspector.gsi.gov.uk

ウェブサイト: <http://icinspector.independent.gov.uk/country-information-reviews/>

[目次に戻る](#)
[資料目録に進む](#)

バングラデシュに関する報告書（2012年8月31日から2012年9月30日までの間に公開あるいはアクセスされたもの）

本社は、対外的ウェブサイトの内容に対して責任を負わない。

酸被害者財団

2010年年度報告書（2011年5月8日）

<http://www.acidsurvivors.org/ASF%20Annual%20Report-Final-output%201%20Aug%2011.pdf>

アクセス日 2012年8月30日

アジア人権委員会（AHRC）<http://humanrights.asia/>

バングラデシュにおける人権状況（日付なし）

<http://www.humanrights.asia/resources/hrreport/2011/AHRC-SPR-003-2011/view/>

アクセス日 2012年8月30日

ITUC

2012年労働組合権違反に関する年次調査ーバングラデシュ

<http://survey.ituc-csi.org/Bangladesh.html/>

アクセス日 2012年8月30日

国際信教自由に関する米国委員会

<http://www.uscirf.gov/>

国際信教自由に関する米国委員会、2012年年度報告書

[http://www.uscirf.gov/images/Annual%20Report%20of%20USCIRF%202012\(2\).pdf/](http://www.uscirf.gov/images/Annual%20Report%20of%20USCIRF%202012(2).pdf/)

アクセス日 2012年8月30日

目次に戻る
資料目録に進む

基本情報

1. 地理

- 1.01 バングラデシュ共和国は南アジアに位置し、国境は、南東の辺境で一部ビルマ（ミャンマー連邦共和国）と接し、ベンガル湾に面している南部の海岸線を除き、国境の大半はインドと接している。首都はダッカ（Dhaka）。（CIA 世界ファクトブック、2012年8月更新）**[62]** 国土の面積は約14万4千平方キロ（5万6千平方マイル）（ヨーロッパ、各国統計、アクセス日 2012年8月29日）**[1b]**
- 1.02 行政管理上、バングラデシュは6つの管区（Division）、64の県（Districts）、6つの自治体（City Corporation）、308の市（Municipality）、481のウポジラ（Upazillas、副県）、599のタナ（Thanas、郡）、及び4498のユニオン（Union）に区分されている（外務省ホームページ、アクセス日 2009年12月14日）。**[77a]** 1つの地名が複数の地名に使われていることがあり、例えば、チッタゴン市はチッタゴン県の中に位置し、チッタゴン県はチッタゴン管区の中に在る。この報告書で言及する「チッタゴン丘陵地帯（CHT）」は、チッタゴン管区に位置する3つの県から構成されている。（2003年バングラデシュ・ガイドマップ）**[25a]**
- 1.03 2012年、バングラデシュ統計局（BBS）公刊の「Bangladesh 2011 Population & Housing Census」（BBS Census）によると、バングラデシュの総人口は1億4,977万2,364人（2011年3月19日現在）**[43a]** 米国国勢調査局の推定では、バングラデシュの人口は1億6,108万3,804人に達している（2012年7月における推定）。（CIA 世界ファクトブック、2012年8月更新）**[62a]** BBS 国政調査の報告によると、ダッカ大都市地域の人口は4,932万1,688人、その他の主な地方の人口は以下のとおり。チッタゴン地方 2,807万9,000人、クルナ（Khulna）地方 1,556万3,000人、ラジシャヒ（Rajshahi）地方 1,832万9,000人。**[43a]** BBS、地方別宗教人口構成の分類によると、人口の89.4%がイスラム教徒、10.6%が非イスラム教徒である。**[43b]**
- 1.04 人口の約95%が公用語であるベンガル語を話し、残りのほとんどは部族の方言を使用している。（ヨーロッパ、統計、アクセス日 2012年8月29日）**[1b]**（場所、気候、言語、宗教、国旗、首都） シレット（Sylheti）語は、主に国の北東にあるシレット（Sylhet）地方で話されている言語であり、一般にベンガル語（Bengali/Bengla）の方言と定義されているが、音韻体系、すなわち言葉の形成や語彙において標準ベンガル語とかなり異なっている。（ハンプシャー州議会、アクセス日 2009年4月21日）**[110]** バングラデシュには、約300万人の先住住民（アディヴァシ/advasi）がおり、その多くが独自の言語あるいは方言を使用している。45の民族のうち11の民族がチッタゴン丘陵地帯に集中しており、彼らはジュマ族（Jumma）人と総称される。また国内にはおよそ30万人のウルドゥー（Urdu）語話者がおり、彼らは一括してビハール人（Biharis）として知られている（20章参照）（外国ddd・福祉局（FCO）、2007年11月6日）**[11a]**

11 このCOIレポートの本文は、2012年8月31日時点で入手できる最新の発行物を含んでいる。

1.05 2008年付「Challenging Language in the Diaspora」の中で、 Benjamin Zeitlyn 博士（サセックス大学フェロー研究員）は以下のように述べている。

「バングラデシュにはいくつかの異なった言語形態があるが、語法の点でお互い関連しあっている。従って、シレット語もバングラデシュのひとつの方言と見做されている。英国では事情が違い、標準語の「shuddho」の影響をあまり受けていない大多数のバングラデッシュ人にとって通常のコミュニケーション手段がシレット語であることから、これが特に目立った言葉と見なされている。」Chalmers が言うように、二つの言語の関係を見る場合、それらがお互いに理解できるかどうかを評価するが、シレット語とバングラ標準語は、Chalmers が引用する学術研究によれば、お互いにほぼ理解不能であるという。「現実はさらに複雑である。シレット語を話す者のほとんどがバングラ語をかなりの程度理解できるし、逆もまた真である。二つは大変緊密な関係にあり、シレット語を話す者とバングラデシュのバングラ語とは、互いに多くの接点をもっており、コミュニケーションの術を持っている。バングラ標準語を書いたり教わったりするのはいざ知らず、正確に話せる者は誰ひとりいない。バングラ標準語は、バングラデシュにおける文学、教育、映画、メディア、公式コミュニケーションの大多数が使用する言葉である。バングラデシュでは、家の中では方言や外国語を話している人でも、大抵バングラ標準語を使いこなすことができる。」 [34] (p2)

目次に戻る
資料目録に進む

祝祭日

1.06 バングラデシュの祝祭日（2012年）

日付	休日名	内容
1月1日	新年	任意
2月5日	Eid-e-Miladunani	預言者の誕生日
2月21日	Shahi Dibash	国際母国語の日
3月17日	Bangabandh 対象日	建国の父 Bangabandh の誕生日
3月26日	独立記念日	独立記念日
4月14日	バングラデシュ新年	Pohela Boishakh
5月1日	メーデー	世界的に労働者の団結を銘記する日 May Dibosh、労働の日
5月6日	Buddha Purnima	仏陀の日
7月1日	バンク・ホリデー	バンク・ホリデー（一般公休日）
7月6日	Lailatul Barat	Lailatul Barat
8月9日	Jonmashitomi	Sri Krishna Janamashtami
8月15日	国家の服喪日	国家の服喪日
8月16日	Lailatul Qadr	Shab-e-Qadrer, 運命の夜
8月17日	Jumat-ul-bida	Last jumma

この COI レポートの本文は、2012年1月22日時点で入手できる最新の発行物を含んでいる。 12

8月20日	*Eid Ul Fitr	ラマダン最終日
8月20日	*Eid Ul Fitr	Eid-ul Fiter 休日
8月21日	*Eid Ul Fitr	Eid-ul Fiter 休日
10月24日	*Durga Puja	Bijoya Dashami
10月26日	*Eid Ul Azha	いけにえの祝祭日
10月27日	*Eid Ul Azha	いけにえの祝祭日
10月28日	*Eid Ul Azha	いけにえの祝祭日
11月25日	*Muharram	アーシュラー
12月16日	勝利の日	Bijoy Dibosh
12月25日	クリスマス	この日はイエスキリストの誕生日を記念する。Borodin
12月31日	バンク・ホリデー	バンク・ホリデー（一般公休日）

(*印は、太陰暦)

出典：All about Bangladesh [41a]

[目次に戻る](#)
[資料目録に進む](#)

バングラデシュの地図

1.07 バングラデシュの主要都市及び地方を示した地図は以下のとおり。



(国連地図作成部：地図番号 3711 の 2 号、2004 年 1 月付け、ただし、COI サービスの編集によりシレット管区を表示した。) [8j]

この COI レポートの本文は、2012 年 1 月 22 日時点で入手できる最新の発行物を含んでいる。 14



バングラデシュ—バングラデシュの政治地図[94a]

バングラデシュのその他の地図

The Perry-Castaneda Library Map collection-Bangladesh (前回更新日 2012年8月31日、アクセス日 2012年8月31日)。には、インド及びパキスタン両国との地理・政治関係を含む様々な地図選集を提供している。[86a]

[目次に戻る](#)
[資料目録に進む](#)

2. 経済

2.01 世界銀行は「バングラデシュ経済の現況」(2011年4月)の中で、以下のように述べている。

- 2010年10月のマクロ経済の前回更新後、会計年度2011年の見通しに変更があった。会計年度11年の国内総生産の伸び率は、引き続き6.2パーセント前後を計画しているが、インフレ圧力が高まるとともに、対外的な地位が弱まっている。

15 このCOIレポートの本文は、2012年8月31日時点で入手できる最新の発行物を含んでいる。

- ・ エネルギー及び食糧に対する補助の増大が予算を圧迫しているが、収益が予想を上回ったことと、年間開発プログラムに費やした歳費が予算内に納まったことから、政府がこれらの圧力に対処するのに十分な財政的余地が残っている。
- ・ 改革はいろいろな形で進む。付加価値税改革の進展、流動性引締めへの取り組み、公私間共同事業プログラムの枠組み設定、通信政策の動き、汚職防止委員会、株式市場の変動に向けた政治的配慮などが関心へのきっかけとなっている。
- ・ 2012年度の成長の見通しは、そこには様々なリスクが潜んでいるはずである。短期的なリスクには、食糧・燃料の価格上昇、本国からの送金低迷、内部留保の下落拡大、見かけの上での財政赤字拡大、株式市場の変動が銀行部門に与える潜在的インパクトなどが挙げられる。また長期的なリスクとして、電力不足の緩和、公共投資の拡大、個人投資の阻害要因の除去などが十分には実施できていないことなどがある。[113b]

2.02 CIA World Factbook (更新日 2012年8月15日)で以下のとおり書かれている

「不安定な政治、脆弱なインフラ、汚職、電力供給の不足、政治改革は遅々として進んでいないにも拘らず、経済は1996年以降、年率5～6%の成長を遂げてきた。バングラデシュは未だに貧しく、過密人口を抱え、統治が行き届かない国のままである。GDPの半分以上をサービス部門が稼ぐ一方、バングラデシュ人の45%が、農業部門で、唯一にして最重要産品である米の生産に従事している。2008年から2009年にかけて起きた世界的な金融危機及び経済不況の間も、バングラデシュの成長は弛まなかった。2009会計年度の衣料品輸出が総額123億米ドル、2010会計年度の在外バングラデシュ人からの送金が110億米ドル、併せてGDPのほぼ12%にのぼった。[62a]

2.03 The Economist Intelligence Unit (EIU)の「2011年9月バングラデシュ国別報告書」によれば

「…バングラデシュは成長路線を走り続けると思われる。2011/12年から2014/15年にかけて実質GDPで年平均6.6%の成長が見込まれ、引き続き、個人消費と投資の堅調な拡大が成長の下支えとなる。個人消費の成長を決定づける要因は、主に農業部門の業績と在外移民や海外で働くバングラデシュ人からの送金である。農業部門は、要素コストベースでGDPの20%を下回るが、引き続き国内最大の就労部門として労働人口のほぼ半分 (one-half) にとって収入源になっている。当該期間の農業部門の成長率は、年平均4.1%が見込まれている (因みに2005/06年から2009/10年にかけての実績は4.3%)。労働者からの送金は、次の5年間、着実に増加するものと予測されるが、当初は、中東 (今後ともバングラデシュ人労働者に最も人気のある行き先) の雇用が弱含むとの見通しのため成長速度は鈍化するであろう。当該期間の個人消費は、年平均5.9%の成長が見込まれる。固定資産の粗投資額は、2011/12年から2014/15年にかけて年平均8%増加するであろう。この部分のGDPは、固定資産投資の80%を占める私企業部門の影響力が大きい。私企業の設備投資は、ビジネス機運の高まりが助けになるものと思われ、また、政府の取り組みでインド、中国、ロシア、はたまた OECD 諸国のバングラデシュ移民メンバーから海外直接投

資の流れを引き寄せることでも増加するであろう。

「要素コストベースでの分析に拠れば、GDPの成長は、全体の約50%を占めるサービス部門と30%の産業部門が引き続き牽引していくだろう。産業部門での生産高の増加は2011年から15年にかけて年平均7.7%と見込まれている。繊維及び衣料品の製造が、産出高の増加に貢献する最大の産業である。繊維の輸出者は、当該期間に起きたEU輸入規則の変更により利益を享受し続けるであろう。2011年1月以降、バングラデシュ（及びその他の後進国）製の衣類及びその他の最終製品に占める輸入部分がそれまでに70%を超えていない場合は、関税ゼロでEU市場に参入する権利を有する。輸入部分の占める割合を上限30%とした場合に限り、その製品に関税ゼロが認められるようになった。この規則変更により、もはや後進国に属さないということでEUでの関税負担を強いられる競合相手の中国、パキスタン、インド、スリランカに比べて、バングラデシュが相当有利な立場を得ることとなった。サービス部門は産業部門と同様のペースで成長していくものと思われる。政府は引き続き国の外注受容能力（例えばコール・センター）を伸ばすことに注力する。[40j]（7頁）
〔**Outlook for 2011-15: Economic growth**〕

2.04 バングラデシュの一人当たりGDP（国内総生産）については、2011年7月に1,700米ドルが見込まれている。ちなみに、中国は8,500米ドル、パキスタン2,800米ドル、ビルマ1,300米ドル、英国36,000米ドルである。（CIA World Factbook, 2012年8月）
[62a]

2.05 2012年8月に発行されたEIUのバングラデシュ国別報告書には以下のとおり記されている。

「農業は、要素コストにおいてGDPの20%を占めるに過ぎないが、引き続きこの国最大の就労部門であり、労働人口のほぼ半分にとって主な収入源になっている。当該期間、農業部門は、年平均3.7%で伸びていくと見られている（ちなみに2007/08年から2011/12年にかけては年率4.3%であった）。GDPの成長は、要素コストベースで、サービス部門と産業部門が引き続き牽引し、サービス部門がGDPの約50%を占め、産業部門が約30%を担っていくだろう。[40a](p8)

2.06 2009年12月に発行されたEIUの国別報告書には以下のように記されている。

「海外に住む推定600万人のバングラデシュ人労働者から届く送金額は、2009/10年の当初4ヶ月で、年率21.2%増の36億米ドルにのぼった（1年前は36.5%の増加であったから伸び率は若干鈍化している）。労働者からの送金額は10月に特に大きく、前年比で41%増の9億1,100万米ドルに達した。海外労働市場が低迷している現状を考えると、この送金額の急増は目を見張るものがある。これはおそらく、正式ルートによる送金方法が急速に普及したこと、また、送金総額の相当部分が海外に永住するバングラデシュ人の居住地域からのものであるという実態を反映していると考えられる。人材雇用訓練所（The Bureau of Manpower Employment and Training）によると、2009年の初めから11か月間で海外に職を見つけたバングラデシュ人は44万1,590人にのぼったが、これは前年同期の総数の約半分に過ぎない。[40c]

17 このCOIレポートの本文は、2012年8月31日時点で入手できる最新の発行物を含んでいる。

2011年9月に発行された EIU の国別報告書には、以下のように記されている。

労働者からの送金は今後とも当座勘定の重要な部分を占め、送金を支えていく (make up) だろう。」 [40j] (p9) (対外部門) 2012年8月4日に発行された EIU の国別報告にはさらにこう書かれている「中東 (今後ともバングラデシュ人労働者に最も人気のある行き先) の雇用見通しが比較的良好なため、労働者からの送金は、次の5年間、着実に増加するものと予測される。」。 [40a] (p7)

Migration and Remittances Factbook 2011: Bangladesh, (2010年11月) を参照のこと。 [113c]

- 2.07 バングラデシュの通貨単位は「タカ (Taka)」 (BDT) であり、1 タカは 100 ポイシヤ/パイサ (poisha / paisa) である。(Europa) [1b] (Statistics) 為替レートは、2012年8月30日現在、1 スターリング・ポンド=129.829 バングラデシュ・タカ。(xe.com) [22]

経済についてさらに詳細を知りたい方は、the World Bank: [Bangladesh at a glance](#) [113a] を参照のこと。

目次に戻る
資料目録に進む

3. 歴史

本項では、1947年に英国から独立した当時、東パキスタンとして知られていた頃からの歴史の概要を説明する。バングラデシュの近代史の詳細については、The Federal Research Program of the Library of Congress: A Country Study: Bangladesh [9a]に詳しい。 [9a]

独立以前：1947年～1971年

- 3.01 国際戦略研究所 (IISS=The International Institute for Strategic Studies) の「武力紛争データベース」 (ACD=Armed Conflict Database)、日付なし、アクセス日 2009年12月17日 の報告は以下のとおり。

「英国によるインド統治が 1947年に終焉すると、インドの両側に東パキスタンと西パキスタンとからなるイスラム教徒が支配する国家が建国された。その結果、新たに樹立された国は2つの領土に分離した形で存続することになった。東パキスタンは西パキスタンよりも小さいため、政治的に優位に立つ西パキスタンと東パキスタンとの軋轢はまもなく明確になった。東パキスタンの人々は、西パキスタンが支配する中央政府に搾取されていると感じていた。疎外感は、2つのパキスタンの言語的、民族的な違いによってさらに深まった。ベンガル人の独立への思いは、1949年のアワミ連盟 (AL=Awami League) の設立に至り、同党はより大きな自治権を求め

て運動を開始した。その後衝突が起きるが、最初の兆候は1950年、西パキスタンがウルドゥー語を国語と定めようとしたことに対し、東パキスタンが反対したことだった。

「緊張は1971年に頂点に達した。その1年前にサイクロンが東パキスタンを襲い50万の人命が奪われた。その時の中央政府の不十分な対応が厳しい批判を浴びた。1970年後半、ALが東パキスタンで行われた選挙に勝利し、これにより同党は国会で過半数の議席を獲得し、党首シェイク・ムジブル・ラフマン（ムジブとも呼ばれる）は一気に著名な存在に押し上げられた。西パキスタンの政権はこの選挙結果を認めようとしなかったため、ダッカ市街で暴動が起こった。ヤーヤ・カーン（Yahya Khan）大統領の策略でムジブは逮捕され、1971年3月25日には軍隊が東パキスタンに侵攻した。その結果生じた内戦により膨大な数のバングラデシュ人が犠牲を強いられ、死傷者数は数十万から300万人にも及んだと推計されている。また、約1千万人も難民が、西パキスタン軍の仕業とされる虐殺から逃れようとインドに避難した。

「インドはこの紛争において決定的な役割を果たした。1947年以降、インドは東西のパキスタンに挟まれた状況にきわめて強い不満を感じていた。こうした理由に加え、突然大量の難民の流入に対応を強いられたため、インドは1971年12月、東パキスタンのための介入を決断した。12月16日、西パキスタン軍は降伏を宣言した。西パキスタン軍の敗退により投獄されていたムジブは解放され、憲法に基づく議会制民主主義によって統治されることになった新生独立国家バングラデシュの首相に就任した。翌年3月、バングラデシュとインドは友好条約に調印した。」 [116b]

[目次に戻る](#)
[資料目録に進む](#)

独立以後：1972年～2010年4月

シェイク・ムジブル・ラフマン政権（1972年～75年）

3.02 2012年3月6日に更新された米国国務省の背景情報：バングラデシュ編は1971年12月16日について

「…バングラデシュ（「ベンガルの国」を意味する）が誕生した。この新国家は1972年の憲法に基づき、議会制民主主義国家となった。初代政府は…ダッカに樹立され、アブ・サイード・チョードリー（Abu Sayeed Choudhury）判事が大統領に、またシェイク・ブジマル・ラフマン（「ムジブ」）…が首相に就いた。」

「ムジブは圧倒的な人気を得て首相に就任したが、この国民からの支持は政府の長としての役割を果たすのに必要な政治力にはなかなか結びつかなかった。1972年12月に施行された新憲法に基づき、首相には強力な執行権が付与され、大統領の地位は儀礼的職務を行うものとされた。また、司法の独立が保証され、立法府は英国議会制を模範とし、一部修正を加えた一院制が敷かれた。1972年の憲法は、「民族主

19 このCOIレポートの本文は、2012年8月31日時点で入手できる最新の発行物を含んでいる。

義（nationalism）」「世俗主義（secularism）」「社会主義（socialism）」「民主主義（democracy）」というアワミ連盟（AL）の4つの基本原則を国家政策に採択した。

「1972年の憲法に基づく最初の国政選挙が1973年3月に実施され、アワミ連盟が圧倒的多数の議席を獲得して勝利した。バングラデシュの初期の時代には、広範に及ぶ訴求力、党員数、組織力の面でアワミ連盟に匹敵、または対抗できる党は他になかった。バングラデシュ新政府は、経験豊かな公務員とアワミ連盟の党員に大きく依存しながら、経済と社会の救援、再生、及び再建に取り組んだ。一方、経済は不安定な状況が続いていた。1974年12月、経済状況と市民社会の秩序が悪化し続けるなか、ムジブは強行手段を講じることを決定した。ムジブは、国家の非常事態を宣言した後、議会の多数決で憲法改正を勝ち取った。それにより、立法府と司法府の権力を制限し、執行権を有する大統領制を確立し、バングラデシュ・クリシャク・スラミーク・アワミ連盟（The Bangladesh Krishak Sramik Awami League/BAKSAL）による一党制を導入し、すべての国会議員（及び政府高官と軍高官）が党員になることを義務付けた。

「経済状況は1975年前半に多少の改善は見られたものの、公約であった政治改革の実施は遅々として進まず、政府の政策に対する批判は徐々にムジブに集まっていった。1975年8月、ムジブとその家族のほとんどが陸軍の中堅将校たちによって暗殺されたが、ムジブの娘であるシェイク・ハシナとシャイク・レハナ（Sheikh Rehana）の二人は国外にいて無事であった。そしてムジブの同僚であったカンデカル・モシクタク（Khandakar Moshtaque）が率いる新政府が樹立された。」 [2b]

目次に戻る
資料目録に進む

ジアウル・ラフマン政権（1975年～81年）

3.03 2012年3月6日に更新された米国国務省の背景情報：バングラデシュは以下のとおり述べている。

「一連の軍事クーデターの後、陸軍参謀総長であったジアウル・ラフマン（「ジア」）大将が絶対的指導者として登場した。彼はサエム（Sayem）大統領兼最高裁長官を長とする文民政府を陸軍が支援することを誓った。ジアの要請を受けてサエムは議会を解散し、1977年に新たに選挙を実施することを約束し、戒厳令を敷いた。

「ジアは、戒厳政権（MLA）の背後で動き、政府の政策と統治を進めようとした。引き続き政党の活動を禁止する一方、新しい経済開発計画を開始し、家族計画を重視するため、腐敗した官僚を蘇らせるよう努めた。1976年11月、ジアは戒厳司令長官（CMLA）となり、その5か月後のサエムの大統領退任とともに、1978年に国政選挙を実施することを約束し、大統領に就任した。

「大統領として、ジアは経済改革19カ条を発表し、MLAの解体を開始した。ジアは選挙を実施するとの約束を果たし、1978年6月に選挙を実施し、得票率76%で5

年間の任期を勝ち取った。1978年11月、ジアの政権は1979年2月の国政選挙に間に合うように、政党活動に対する残りの制限を廃止した。バングラデシュ政府をMLAから民主的に選ばれた立憲政府に変革するというジアの試みは、30以上の政党によって争われた国政選挙により頂点に達した。かくして、ジアが創設したAL及びバングラデシュ民族主義党（BNP=the Bangladesh Nationalist Party）が2大政党として台頭した。

「1981年5月、ジアはチッタゴンにおいて、軍内部の反対分子によって暗殺された。クーデターは市外に広がることなく未遂に終わり、主だった共謀者は拘束または殺害された。憲法に従い、副大統領のアブドゥス・サッタル（Abdus Sattar）判事が大統領代行に就任した。サッタルは新たに国家非常事態を宣言し、6か月以内に新しい大統領を選ぶ選挙の実施を求めた。この選挙でサッタルはBNPの候補者として出馬し勝利を収めた。サッタル大統領は前任者の政策を引き継ぐために実質的に同じ閣僚を留任させたが、再び軍隊が介入してきた。[2b]

目次に戻る
資料目録に進む

ホッサイン・モハマド・エルシャド政権（1982年～90年）

3.04 2012年3月6日に更新された米国国務省の背景情報：バングラデシュは以下のとおり述べている。

「陸軍参謀長のH.M・エルシャド（H. M. Ershad）中將は1982年3月の無血クーデターで権力を掌握した。エルシャドは前任者たちのように憲法を停止し、汚職の蔓延、政府の無力化及び経済政策の誤りを理由に戒厳令を発令した。翌年、エルシャドは陸軍参謀長及びCMLAの地位に留まったまま大統領職に就任した。1984年のほぼ1年間を通じて、エルシャドは野党に対して戒厳令下で地方選挙に参加するよう求めた。しかし、野党が参加を拒否したことから、エルシャドはその計画を放棄せざるを得なかった。エルシャドは1985年3月、政権に対する国民の支持を求めて、彼の統率力を問う国民投票を行った。投票率は低かったものの、彼は圧倒的な勝利を収めた。2か月後、エルシャドは地方会議の議員選挙を実施した。親政府の候補者が議長職の大多数を占め、大統領の野心的な地方分権化計画が始動した。1986年初め、政治活動に対する制限がさらに解除され、大規模な集会を開く権利など、さらに広範な政治的権利が復活した。同時に、戒厳令政治からの脱却というエルシャドの政策を具現するための手段として、ジャティヤ（Jatiya）党（国民党）が結成された。

「ジア元大統領の未亡人であるベグム・カレダ・ジア（Begun Khaleda Zia）が率いるBNPがボイコットしたにも拘わらず、国政議会選挙は1986年5月に予定通り実施された。ジャティヤ党は、国民議会300議席中、過半数を上回る議席を獲得した。ムジブ元大統領の娘であるシェイク・ハシナ・ワゼドが率いるアワミ連盟が参加したため、広範囲にわたって投票不正疑惑があったにもかかわらず、選挙は一定の信頼性を得た。（Despite widespread charges of voting irregularities.）

21 このCOIレポートの本文は、2012年8月31日時点で入手できる最新の発行物を含んでいる。

「エルシャドは陸軍参謀長を辞任し、10月に予定されていた大統領選挙に備えて軍役から退いた。BNP、ALの両党とも、戒厳令が継続していることを理由に対立候補の擁立を拒んだ。エルシャドは投票数の84%を獲得し、他の候補者を大きく引き離れた。エルシャド政権は投票率が50%を超えたと発表した。野党の党首や外国の報道機関は発表よりはるかに低いと見積もるとともに、不正行為があったと主張した。

「エルシャドは、戒厳令を解除するという公約を言明し続けていた。1986年11月、エルシャド政権は憲法を改正し、戒厳令が発令される以前と同様の活動を承認するのに必要な3分の2以上の議員を招集し、国民議会を開いた。大統領が戒厳令を解除すると、選挙で選ばれた野党議員は国民議会に出席した。

「しかしながら、1987年7月、政府が議論になっていた地方行政議会に軍隊の代表を参画させるという法案を性急に通過させたことを受けて、野党は抗議のために議会から退席した。法案が通過したことで反対派の運動に火がつき、急速に勢いを増し、バングラデシュの野党が初めて1つにまとまった。政府は、1974年の特別権限法（Special Powers Act of 1974）に基づき、大勢の反対活動家を逮捕し始めた。こうした逮捕にも拘わらず、野党は抗議デモや全国規模のストライキを実施し続けた。エルシャドは非常事態宣言を出した後、議会を解散し、1988年3月に新たに選挙を実施するとした。

「政府は選挙への参加を呼びかけたが、主要な野党はすべてその政府提案を拒否し、政府には自由公平な選挙を実施する能力がないと主張した。野党の選挙ボイコットにも拘わらず、政府は選挙を断行した。与党ジャティヤ党は、300議席のうち251議席を獲得した。反対派によって正当性がないと見なされていた議会は予定どおり開会され、1988年6月、物議をかもしていたイスラム教をバングラデシュの国教にするための憲法改正や、ダッカ以外の主要都市にも高等裁判所を設置するための法令を含む多数の法案を通過させた。イスラム教は現在も国教のままであるが、高等裁判所を地方に分散させる法令は最高裁によって無効とされた。

「国内の政情は1988年までには鎮静化したかに見えた。地方議会選挙は一般的に、以前の選挙と比べて暴力との関わりが少なく、自由で公平に行われたと海外のオブザーバーからは見られていた。しかしながら、エルシャドの統治に対する反対勢力が再び勢いを取り戻し、1990年末までに何度となくゼネストが行われ、大学構内での抗議活動や一般集会の増加、法と秩序の全般的な崩壊が増大した。

「1990年12月6日、エルシャドは辞意を表明した。全国規模の市民による暴動から2ヶ月後の1991年2月27日、大統領代理シャハブッディン・アハメド（Shahabuddin Ahmed）最高裁長官が率いる暫定政府は選挙を実施し、その選挙はこれまでに行われた選挙の中で最も自由かつ公正な選挙であったと大方のオブザーバーから信じられている。[2b]

目次に戻る

[資料目録に進む](#)

カレダ・ジア政権 (1991年～96年)

3.05 2012年3月6日に更新された米国国務省の背景情報：バングラデシュは以下のとおり述べている。

「中道右派のBNPが選挙で過半数の議席を勝ち取り、イスラム原理主義政党であるジャマアテ・イスラミ (Jamaat-I-Islami) からの支持を得て、故ジアウル・ラフマンの未亡人であるカレダ・ジアが首相に就任した。1991年の国政選挙で10人を超える議員が選出された政党はベグム・カレダ・ジア首相が率いるBNP、シェイク・ハシナが率いるAL、グーラム・アザム (Ghulam Azam) が率いるジャマアテ・イスラミ (JI=Jamaat-I-Islami)、及び設立者で前大統領のエルシャドが汚職の罪により服役している間、議長を代理しているミザヌル・ラフマン・チョウドフリ (Mizanur Rahman Choudhury) が率いるジャティヤ党(JP)の4党のみであった。有権者は、1972年のバングラデシュ初代憲法のように議会制度の再構築、首相に対する統治権限の返還など、憲法の更なる改正を承認した。1991年10月、議会のメンバーは、新国家元首としてアブドゥル・ラフマン・ビスワス (Abdur Rahman Biswas) を大統領に選出した。

「1994年3月、議会補欠選挙をめぐって論争が起こり (野党は政府が選挙結果を不正に操作したと主張)、野党はこぞって議会への出席を無期限に拒否した。野党側は、カレダ・ジア政権の総辞職及び暫定政府の監視下での総選挙の実施を要求し、ゼネストを繰り返す計画を開始した。英連邦事務局 (Commonwealth Secretariat) の仲介により論争の調停が図られたが効を奏さなかった。さらにもう一度話し合いによる解決が試みられたが、1994年12月末に失敗し、野党側の国会議員は総辞職した。その後、野党側は、街頭行進、デモ、ストライキを続け、政府に辞職を迫った。アワミ連盟のシェイク・ハシナをはじめとする野党側は、1996年2月15日に予定されていた国政選挙をボイコットすることを宣言した。

「2月、3つの主要野党がボイコットし、不公正であると糾弾された選挙でカレダ・ジアが大勝して再選された。政治的混乱がエスカレートした後の1996年3月、開催中であった議会は、中立的な暫定政府が権限を掌握し、新たに国政選挙を実施することを認める憲法改正を成立させた。そこで、元最高裁判長のモハメッド・ハビブル・ラフマン (Mohammed Habibur Rahman) が、暫定政府の首席顧問 (Chief adviser、首相に相当する地位) に指名された。1996年6月には国政選挙が実施され、アワミ連盟が過半数を獲得し、権力を追われたエルシャド元大統領が率いるジャティヤ党からの支持を得て政府を樹立し、党首のシェイク・ハシナが首相に就任した。」[2b]

[目次に戻る](#)
[資料目録に進む](#)

シェイク・ハシナ政権 (1996年～2001年)

23 このCOIレポートの本文は、2012年8月31日時点で入手できる最新の発行物を含んでいる。

- 3.06 2012年3月6日に更新された米国国務省の背景情報：バングラデシュは以下のとおり述べている。

「シェイク・ハシナは1996年6月、ジャティヤ党と極めて小さい極左政党である国家社会主義党(Jatiyo Samajtantric Dal) からそれぞれ1人ずつを大臣として内閣に迎え、「国民合意の政府」と自称する政府を樹立した。ジャティヤ党は連合に正式に加わることはせず、1997年9月、ジャティヤ党の総裁であるH.M.エルシャドは政府に対する支持を撤回した。1996年の国政選挙で10人以上の議員を選出した政党は、アワミ連盟、BNP、ジャティヤ党の3党のみであった。1997年1月、拘留中であったジャティヤ党のエルシャド総裁は保釈金を支払い、釈放された。

「国内外の観測筋は、1996年6月の選挙が自由かつ公平なものであったと認定し、最終的にBNPは新しい議会に加わることを決定した。BNPはまもなく、警察とアワミ連盟の活動家が大規模な嫌がらせや、野党活動家の投獄に関与していたと非難した。1996年末、BNPはこの問題及びその他の不満を訴えて議会から退席したが、1997年1月、政府との4点合意に基づいて議会に復帰した。BNPはこの同意が実行されなかったと主張し、1997年8月に再び議会から退席した。1998年3月、BNPは新たな合意を取り付け、議会に復帰した。

「1999年6月、BNPを始めとする野党が再び議会への出席を控え始めた。野党は全国規模のゼネストを頻繁に企てるようになり、1997年には6日間であったゼネストが、1999年には27日にものぼった。1999年始めに結成された4党による野党連合は、選挙の公正さの確保という野党からの要求に対して政府が手段を講じなければ、議会補欠選挙と地方選挙をボイコットすると発表した。政府がこれらの要求に対する措置を講じなかったため、野党は1999年2月の市議会選挙、いくつかの議会補欠選挙、2000年1月のチッタゴン市自治体選挙など、すべての選挙をボイコットした。

「2001年7月、アワミ連盟政府は暫定政府が国政選挙を監視することを認めて退陣した。アワミ連盟政権の時期に増加した政治的暴力事件は、その後も選挙直前の時期まで夏期を通じて増え続けた。カレダ・ジアとシェイク・ハシナの両名は8月、ジミー・カーター元米国大統領の訪問に際し、選挙結果を尊重し、勝敗に拘わらず議会に参加すること、ハルタル(hartals=極めて強制的なストライキ)の使用を断固として拒否すること、組閣に成功した場合は、議会で野党にも意味のある役割を与えることに同意した。暫定政府は暴力を阻止することに成功し、2001年10月1日、議会総選挙が無事実施された。」 [2b]

目次に戻る
資料目録に進む

カレダ・ジア政権 (2001年～2006年)

- 3.07 2012年3月6日に更新された米国国務省の背景情報：バングラデシュは以下のとおり述べている。

「BNP が率いる 4 党連合が、国政選挙で議会の 3 分の 2 を超える議席を獲得した。ベグム・カレダ・ジアは 2001 年 10 月 10 日、3 度目となる首相就任を果たした（1 度目は 1991 年、2 度目は 1996 年 2 月 15 日の選挙後）。

「2001 年 8 月の公約、及び選挙は自由かつ公正であったとすべての選挙監視機関が宣言したにもかかわらず、シェイク・ハシナは選挙を非難し、選挙結果を受け入れずに議会をボイコットした。2002 年、シェイク・ハシナは自党の国会議員を議会に復帰させたが、ハシナに対する国务大臣の侮辱的な発言や、議長の熱狂的な支持者の役割でしかないという謂れの無い非難に抗議し、アワミ連盟は 2003 年 6 月に議会から議員を引き上げさせた。2004 年 6 月、AL は自分たちの要求が受け入れられないまま議会に戻った。AL はその後、不定期に議会に出席したが、2005 年 6 月の予算審議は全てボイコットすると発表した。」 [2b]

- 3.08 The Institute for Defence Studies and Analyses (IDSA)の報告書は以下のとおり述べている。

「2004 年 8 月 21 日、夕方 5 時半少し前に、アワミ連盟のリーダーであるシェイク・ハシナ・ワゼドが手榴弾による攻撃を受けた。攻撃が起きたのは、ダッカのアワミ連盟本部近くで行われた一般集会で、演説を終えた直後のことであった。…集会に向かって投げつけられた手榴弾 13 個のうち 11 個はすぐに爆発し、続いてあたり構わず銃撃が起こったが、幸い標的は外れた。…この衝撃により 18 人の死者、何百人もの負傷者が出た。白昼堂々と起こされたテロ攻撃は正に「玄人」の仕業とされ、周到に計画、実行されたものである。

「最近起きたシェイク・ハシナに対する手榴弾攻撃は、野党に非難の口実を与えることとなった。野党は、現行の同盟関係を終わらせるよう繰り返し迫り、1 か月にわたる計画は志半ばで頓挫し、野党勢力は十分な力を集結することなく、BNP 同盟政府は解散に至った。

- 3.09 2012 年 3 月 6 日に更新された米国国務省の背景情報：バングラデシュは以下のとおり述べている。

2005 年 8 月 17 日、64 の行政県のうち 63 の県で手製の爆発装置がほぼ同時に爆発した。主要な政府の建物を狙ったもので、2 人の死者が出た。Jama'atul Mujahideen, Bangladesh (JMB)と呼ばれるイスラム教過激派グループは、現在の世俗的な法制度をイスラム教のシャリア法に変更する要求を強要することを目的として行ったものであるという犯行声明を出した。これに続いて、いくつかの県の裁判所が襲撃され、裁判官、弁護士、及び法廷を警護する警察職員など 28 人が殺害された。政府によるイスラム過激派撲滅活動により、JMB の上級幹部や中堅幹部者が逮捕された。JMB の最高指導者 6 人は、裁判官 6 人の殺害に関与したとして裁判にかけられ、死刑を宣告された。また、別の指導者 1 人も同じ事件で欠席裁判にかけられ、死刑が言い渡された。

2006年2月、ALが議会に復帰し、選挙の早期実施を要求するとともに、次の選挙において、与党連立政権による不正行為と疑われるような動きを阻止するため、選挙制度や暫定政府システムの大幅な変更を要望した。ALは、野党指導者に対する威圧攻撃があったとしてBNPを非難し、BNPは、有力な勢力であるシェイク・ハシナとアワミ連盟を排除することしか考えていないと主張した。BNPをはじめとする連立与党は、ALが、経済開発や経済問題における政府の実績に対する嫉妬心から、国内外でバングラデシュを中傷したと非難した。主たる与野党の事務総長間の対話では、選挙改革問題を解決するには至らなかった。[2b]

目次に戻る
資料目録に進む

暫定政府及び非常事態下（2006年10月～2009年1月）

3.10 米国国務省（USSD）の背景報告は以下のとおり述べている。

国会会期が2006年10月28日に終了すると、憲法の第13回目改正に基づき、大統領は最高裁判所の前長官であるK.M.ハサン判事に主席顧問の地位を与えることを求められた。ALは、ハサン判事が過去に与党BNPに所属していたことをやり玉にあげ、また、BNP政府が2004年の憲法改正の際、最高裁判官の定年を延長し、ハサン判事が主席顧問になれるようにし、BNPが選挙を有利に勝てるよう画策したと非難した。ハサン判事はその地位を辞退し、2日間にわたる暴力的な抵抗活動の後、イアジュディン・アハメド（Iajuddin Ahmed）大統領が暫定政府の主席顧問にも就任した。

2007年1月3日、アワミ連盟は1月22日に実施される国政選挙をボイコットすると発表した。アワミ連盟は一連のゼネストの全国展開や交通封鎖を計画した。

2007年1月11日、イアジュディン・アハメド大統領は非常事態宣言を発令し、主席顧問の職を辞した後、国政選挙を無期限に延期した。2007年1月12日、元バングラデシュ銀行頭取のファクルディン・アハメド（Fakhruddin Ahmed）が新主席顧問に就任し、10人の新顧問（大臣）が指名された。非常事態に関する規定に基づき、政府は憲法が保障する一定の基本的権利を一時凍結し、汚職や他の犯罪に関わった疑いがもたれる多数の政治家等を拘束した。2008年1月、暫定政府の改造が行われ、行政府の機能を監視する立場の特別補佐も任命された。

2007年7月16日、政府はアワミ連盟総裁兼元首相のシェイク・ハシナを首相在任中における恐喝の罪で逮捕した。ハシナは2008年6月に仮釈放され、治療を受けるために渡米することが許された。ハシナに対する訴訟は続いた。2007年9月3日、政府はBNP議長兼前首相のカレダ・ジアを汚職の容疑で逮捕した。シェイク・ハシナは帰国し、また、カレダ・ジアは拘留を解かれ、

それぞれ政党に戻って 2008 年秋の国政議会選挙活動に参加した。

市議会議員選挙は 2008 年 8 月 4 日、13 の自治体及び都市で実施された。この選挙は、国内外のオブザーバーから自由公正な選挙であったと評価された。選挙管理委員会は、2008 年 12 月 29 日に実施される国政選挙に向けて 8,000 万人を超える有権者の登録を行った。アワミ連盟が圧倒的な勝利を収め、国内外のオブザーバーはその選挙を自由公平で信頼できる選挙であったと表明した。暫定政府は、アワミ連盟 のシェイク・ハシナ総裁が首相に就任した 2009 年 1 月 6 日に解散した。[2b]

- 3.11 大統領が非常事態の宣言を終了する旨の命令に署名したことが 2008 年 12 月 27 日に発表された。(BBC News) [20q]

さらなる背景を知るには、「International Crisis Group, Restoring Democracy in Bangladesh (2008 年 4 月 28 日)」[128b]を参照のこと。

第 4 章：「最近の動き」、第 6 章：「政治体制」、第 8 章「治安部隊」を参照のこと。

[目次に戻る](#)
[資料目録に進む](#)

バングラデシュにおける民主主義の復活

2008 年 12 月 29 日の総選挙

- 3.12 国連開発計画 (The United Nations Development Programme :UNDP)は、2008 年 12 月 25 日のプレスリリースで、以下の報告を行った。

「バングラデシュで 7 年ぶりに行われる国政選挙のための態勢が整えられる一方で、新しく電子データに入った有権者名簿について全国規模で独立した立場から監査が行われ、その結果、名簿上の全ての名前が正当な有権者のものであり、ほぼすべての有権者の名前が網羅されているとの結論が出された。バングラデシュで初めて採用されたのコンピュータによる写真入りの有権者名簿には、8,000 万人以上の人々の顔写真が搭載されており、完成までに 11 か月の期間を要した...米国ワシントンにある国際選挙制度財団 (International Foundation for Electoral Systems :IFES)が独自に実施したこの有権者名簿に対する監査では、全国のおよそ 17,000 人にのぼる有権者を対象に 2 度にわたって調査が行われた。この調査の結果、同機関は、有権者名簿は「高い精度」で編纂されているとの結論を下し、2008 年に作成されたこの写真付の有権者名簿には、「架空の有権者」はいないことが確認された。[108b]

第 6 章「政治体制－選挙の監視」も参照のこと。

[目次に戻る](#)
[資料目録に進む](#)

総選挙で議席を争った政党

- 3.13 選挙管理委員会は各政党に対し、2008年10月20日までに総選挙に参加するための登録を済ませるよう求めた。100を超える政党が登録申請を行ったが、2008年の人民の代表に関する法例と及びその修正条項に定められた基準を満たしたのは39政党のみであり、その39政党のうち38政党が候補者を立てた。それに加えて、148人の個人が無所属の候補者として出馬した。(The Daily Star (2009年1月1日)) [38y] (2008年の人民の代表に関する法令) [16b]
- 3.14 アワミ連盟 (AL)とバングラデシュ民族主義党 (BNP)はそれぞれ他のいくつかの政党と同盟を組み、2008年の総選挙に臨んだ。ALが主導する14政党の連合「Mohajot (大同盟)」とBNPが主導する「4党連合」である(下記、「結果」を参照のこと)。(BBC News、2008年12月12日) [20v]

さらに詳しい背景については、International Crisis Group, Bangladesh: Elections and Beyond (2008年12月11日) [128a]を参照のこと。

総選挙の結果

- 3.15 バングラデシュ選挙管理委員会のホームページで公開されている選挙結果（「非公式」と表示）は以下のとおりである(2009年1月13日にアクセス)。

	議席数	
アワミ連盟主導の「大同盟」		
アワミ連盟	230	
ジャティヤ党－エルシャド	27	
Jatiya Samajtantrik Dal (JSD)	3	
Liberal Democratic 党	1	
Workers 党	2	263
BNP 主導の「4 党連合」		
バングラデシュ民族主義党 (BNP)	30*	
ジャマアテ・イスラミ	2	
バングラデシュ・ジャティヤ党 (BJP)	1	33
無所属候補者		4
合計		300

*2009年1月12日に発表されたノアーカーリ1区の結果を含む。[16a]

[目次に戻る](#)
[資料目録に進む](#)

選挙結果に対する反応

- 3.16 アワミ連盟が収めた勝利の大きさに評論家たちは非常に驚いた。こうした選挙結果がもたらされた理由の一つは、これまで保守的な政党とみなされていた AL が提示した実際的かつ将来を見据えた政策が若い世代や初めての投票する者を引きつけ、BPN 及び同党と同盟関係にある政党がネガティブ・キャンペーンに力を注いだことが指摘されている。(Economist Intelligence Unit、2008年12月30日) [40h]
- 3.17 BBC News は2008年12月30日、BNP のカレダ・ジア党首は選挙の結果を受け入れず、リポーターに次のように語ったと伝えた。

「我々は国中の多くの投票所で不正投票やその他の不法行為が行われたとの報告を確認している...我々は不法行為に関する情報をさらに集めて、数日後にはメディアや然るべき筋に報告するつもりである。」[20u] しかし、2009年1月7日にBNPの幹部は、「民主主義と国益のため、また民主的なプロセスを継続させるため」、同党の国会議員は新しい国会の第一回目の会期に出席することを確約した (BBC News、2009年1月12日) [20t]

- 29 このCOIレポートの本文は、2012年8月31日時点で入手できる最新の発行物を含んでいる。

目次に戻る
資料目録に進む

国外のオブザーバーからの報告

3.18 2008年12月30日付けのBBC Newsの論説によると、この総選挙は海外からの2,500人を超えるオブザーバーも含め、およそ20万人のオブザーバーにより監視されていたという。[20r]

3.19 国連開発計画(UNDP)は、2009年1月11日に以下のとおり述べている。

「バングラデシュの第9回国政選挙は、史上最も透明性・信頼性の高い平穏な選挙であったと賞賛されている。

「潘基文(パン・ギムン)国連事務総長が設立した国連の高官職員と選挙の専門家で構成された「ハイレベル委員会(High-Level Panel)」は、非常に高い投票率と少数民族の積極的な投票が得られ、また、選挙管理委員会が信頼性及び公正さを確保した得票計算を行ったと指摘した。選挙日に配備された20万人以上の国内のオブザーバー及び500人の国外からのオブザーバーたちも『平和的に行われ、透明性・信頼性が高く、民主的な選挙であったと評価している。』[108a]

3.20 自由な選挙のためのアジアネットワーク(The Asian Network for Free Elections :ANFREL)は、国中に70人のオブザーバーを配置したが、選挙は信頼性が高い方法で行われており、個別には選挙違反があったものの、投票プロセス全般に影響を及ぼすものではなかったと考えていると報告している。(United News of Bangladesh、2008年12月31日)[39k] 英連邦オブザーバーグループ(Commonwealth Observer Group)は記者会見の中で、BNPが主張するような重大な不正行為の証拠になるものは認められなかったと述べた。(UNB、2008年12月31日)[39l] 同様に、欧州連合選挙監視ミッション(European Union Election Observation Mission)も、BNPが主張するような「選挙操作」の存在を裏付ける証拠は認められなかったとしている。彼らは、『今回の選挙は、自由かつ公正で透明性の高いものであり、平和的な雰囲気の中で取り行われ、高い得票率を達成した。』と報告している(Daily Star、2009年1月1日)[38ab]

さらなる詳細は、Commonwealth Secretariat, 208 Bangladesh Elections – Interim Statement [118a]及びANFREL, Bangladesh: Ninth National Parliament Election 2008 [106a]を参照のこと。

目次に戻る
資料目録に進む

選挙後の暴動

このCOIレポートの本文は、2012年1月22日時点で入手できる最新の発行物を含んでいる。 30

- 3.21 報道によると、ダッカに拠点をおく人権 NGO の Odhikar は、『2009年の当初の3か月間で様々な政党の支持者の間で暴力行為が起こり、62人が死亡し、4000人以上が負傷した。』と述べた[46c] 死者の多くはアワミ連盟、BNP 及びジャマアテ・イスラミ (Jamaat-e-Islami) とそれに関連する学生組織の支援者や活動家の間で起きた衝突、並びに ALの学生組織であるバングラデシュ学生連盟 (Bangladesh Chhatra League) 内の派閥間争いで命を落としている。多くの場合、暴力行為には学生達が関与しており、暴動は全国の様々な大学で起きた。(Odhikar) [46c] 例えば、1月初旬、ダッカ中心部から30キロメートルの位置にあるジャハーンギル・ノゴール (Jahangir Nagar) 大学で起きた AL と BNP の学生組織間の衝突は周辺に広がり、他の多くの高等教育機関の一時閉鎖を招いた。Economist Intelligence Unit 誌によれば、『(ジャハーンギル・ノゴール大学で起きた) 学生同士の衝突は、複数の学生がいくつかの学生寮の支配権を確保しようと企てたことに起因している。』(EIU、2009年2月) [40f]

(注記: ODHIKAR一組織の主たる目的は、ひとつに人権及び様々な権利の濫用に対する意識を高揚することであり、選挙モニタリングを通じて活気のある民主主義のシステムを生み出すことである。また、この組織は人権問題の現状に取り組む政治的姿勢を演出してもいる。[46] (About Us)

[目次に戻る](#)
[資料目録に進む](#)

シェイク・ハシナ (2009年～2010年5月)

- 3.22 2009年1月6日、アワミ連盟の党首であるシェイク・ハシナが首相として宣誓を行った。(BBC News、2009年1月6日) [20s] 内閣のメンバーを選出するにあたり、The Daily Star が形容しているとおり、「大胆かつ斬新で女性の社会的進出を意識したバングラデシュ政府」を築くため、4人の女性と3人の少数民族を入閣させ、平均年齢の低い「大胆な」組閣人事を達成させるため、党内の保守派には目を向けなかった。新内閣の中には、過去に汚職の容疑をかけられたことがある者は一人もいなかった。(The Daily Star、2009年1月7日、12日) [38z] [38aa]
- 3.23 米国国務省 (USSD・2012年3月更新) は以下のとおり述べている。

「…BNP が主導する野党勢力は国会の初日には出席したが、その後、侮辱とも取れる与党の言動に抗議して審議への参加拒否は増加していった。両陣営は、対立的な政治をともに行ってきた歴史を打破しようと苦勞しており、民主主義を強化するために必要な主要機関は未だに脆弱なままである。新政府は安定するよう見えたが、2009年2月25日及び26日に国境警備隊の反乱が起き、50人以上の陸軍将校が殺害され、新政府の権威は大きく揺らいだ。

「ハシナ首相は、世界の舞台におけるバングラデシュの存在感が増すように努めてきた。彼女は、気候変動の影響を最も受けやすい国の1つであるバングラデシュの首相として、2010年1月のコペンハーゲン合意に沿う形で先進国と発展途上国の双

31 この COI レポートの本文は、2012年8月31日時点で入手できる最新の発行物を含んでいる。

方による緩和と適応を積極的に提唱してきた。これまでの政権から急激な転換を見せたハシナ政権は、国内にテロリストのネットワークや活動の場を与えないために、積極的に暴力的な過激派組織と対決してきた。アワミ連盟とインドの国民議会党派は、同時期に行われた選挙に勝利したことで両国に新たに設けられた二国間交渉の場はテロ対策で連動することにより改善された。2010年1月、ハシナ首相はニューデリーを訪れ、インドのシン（Singh）首相と会見し、犯罪事件における法務上の相互支援、受刑者の引渡し、反テロ対策、組織的犯罪、違法薬物取引に関する刑事共助に関する3つの協定、並びにエネルギー分配計画及び文化交流計画に関する2つの覚書に調印した[2b]

目次に戻る
資料目録に進む

地方選挙

3.24 ウポジラポシャド（upazila parishad、ウポジラ（副県もしくは郡）議会）の選挙は2009年1月22日に実施された。以下、The Economist Intelligence Unitの報告。

「1月24日に発表された暫定結果によると、475あるウポジラ議長職のうち、306議席をアワミ連盟が支援する候補者が占めた。混乱と不正行為が生じたため、いくつかのウポジラでは当局が投票を中止させた。BNPが支援する候補者は79議席を獲得、続いてイスラム系の政党であるジャマアテ・イスラミが20議席、ジャティヤ党も20議席、その他の政党は併せて44議席を獲得した。国政選挙とは異なり、地方選挙は暴力行為や不正投票疑惑、投票者への脅迫の疑惑などにまみれ、選挙後の暴動で少なくとも3人が死亡、150人が負傷した…選挙管理委員会によると、国政で与党の立場にあるALが権力を乱用して選挙プロセスに干渉した例があるという。BNPは、『著しい不正行為が行われた』と主張し、ウポジラの選挙結果を受け入れなかった…新しい政権は、前政権の時よりも地方に対する強い影響力を国会議員に持たせるために法律を改正する意思があることをすでに示している（EIUCountry Report、2009年2月）[40f]

3.25 2009年2月12日、アワミ連盟の指導者であるモハマド・ジルル・ラーマン（Md. Zillur Rahman、79歳）が議会から満場一致で選出され、バングラデシュ大統領に就任するとともに、下院議員の議席を退いた。イアジュディン・アハメド元大統領は、2007年9月に5年間の任期が切れた後も、新政府の選挙が終わるまで執務を続けた。バングラデシュの大統領職は主に儀礼的な地位である。（The Daily Star、2009年2月12日）[38aj]

3.26 「2009年3月25日の報告では、ボーラ県地方南部のイスラム系の宗教学校であるマドラサ（madrassa）で大きな武器倉庫と爆弾製造装置が見つかったと言われている。同校は、イギリスに本拠地を有する慈善団体「Green Crescent（緑の三日月）」が経営する学校である。（BBC News）[20z]

3.27 2009年4月20日、野党の指導者であるカレダ・ジアは、15日以内にダッカの軍の

宿営地内にある私邸を明け渡すよう告知された。彼女は、夫である前大統領ジアウル・ラフマンが1981年に暗殺されて以降、そこに住んできた。政府は、ジア夫人は夫の死後、グルシヤン県に家を割り当てられているのであり、ダッカの宿営地に私邸があるにもかかわらず、その家の賃貸を受けるのは違法であると主張した。ジア夫人の支援者はこの告知を復讐心に満ちた政治的行為であるとし、裁判所に提訴を決めた。(EIU、2009年5月) [40g] 2009年5月28日付け The Daily Starによると、高等裁判所は3回目の立退告知を3ヶ月間延期し、政府に対して告知が違法であると宣言してはならない理由を説明するよう求めたとのことである。[38af] さらに2009年8月24日付け Daily Starによると、違法性に関する政府への質問に回答が来なかったため、第3回目の告知に対する延期指示は、さらに4ヶ月延期された。[38al]

バングラデシュ国境警備隊 (BDR) の反乱

- 3.28 2009年2月25日、ダッカのピルカナ (Pilkhana) 地区にあるバングラデシュ国境警備隊の兵舎で反乱が起きた。原因は給与と待遇面に関する言い争いであると思われる。翌日、戦車が兵舎を取り囲んだことにより反乱を起こした兵士は投降した。(BBC News、2009年2月27日) [20w] 3月2日までに、兵舎の中から57人の陸軍将校及びその他17人の遺体が見つかった。(陸軍将校はバングラデシュ国境警備隊の指揮所に出向していた。) それまでに700人近くの警備隊員 (Jawans) が拘留され、反乱の扇動から殺人にいたる容疑がかけられた。警察は2月25日から引き続き所在が分からなくなっている他の何百人もの警備隊員や「共犯者」を捜索している。(BBC News、2009年3月2日) [20x]

BDRの報酬が兵士よりはるかに低いことに対する苛立ちが反乱の火種になった可能性がある。また、身入りのよい国連を配属先とする申し入れが軍に対しては行われているが、BDRはそれから除外されている。なお、これらの背景をさらに知るには、Open Democracy: Bangladesh: revolt and fallout (2009年3月31日) [99a]を参照のこと。

- 3.29 2009年3月10日、捜査官は、反乱には約450人の警備隊員が関わっていたことを示す証拠を見つけていると伝えた。(The Daily Star、2009年3月10日) [38ac] 2009年3月11日付けのBBC Newsは、今回の事件の捜査を支援する目的でスコットランドヤードから派遣された捜査チームがバングラデッシュに到着したと報じた。BBC Newsは、シェイク・ハシナ首相が手際よく事態を収拾し「クーデターを回避した」ことで、多くのバングラデッシュ人から「賞賛を得た」と伝えている。彼女は事件の直後に約2000人の陸軍将校部と会合を開いたが、彼らの多くは、反乱の知らせを受けてもすぐに軍隊を派遣しなかった政府に対して怒りをあらわにした。[20y] 2009年4月21日付け The Daily Newsは、1,079人の警備隊員、及びその他20人が反乱に関わっていた容疑で逮捕されたと伝えた。捜査官はビデオの映像や「様々な情報源からの情報」を駆使して容疑者の特定に努めた。報告によると、政府は被疑者をどの法律で裁くことができるか、法律の専門家と協議しているという。[38ad]

- 3.30 アムネスティ・インターナショナル (AI)の2009年3月27日の発表は以下のとおり

33 このCOIレポートの本文は、2012年8月31日時点で入手できる最新の発行物を含んでいる。

述べている。

「この2週間で4人の国境警備員が拘束された後死亡した。アムネ스티・インターナショナルは、独立し、公平な立場から死亡者の調査を行う部門を立ち上げるよう当局に連絡をした。彼らは、70人以上の殺害に関わった疑いで尋問を受けたバングラデシュ国境警備隊(BDR)のメンバー数百人のうちの4人であった...彼らが死亡したのが軍による拘留時なのか警察による拘留時なのかは定かでない。

「信頼すべき報告によると、これらの拘留者は拷問の末に死亡したのではないかということである。政府高官によると、2人は自殺、もう2人は心臓発作を起こして死んだという。しかしながら、病院筋によると、直近の犠牲者の手首、腕、膝、肩は腫れ上がり、打撲の跡が生々しかったという。[7c]

3.31 2009年5月15日付け The Daily Star は、反乱の背後にある原因を調査するために任命された軍の委員会が出した調査結果は、全く結論が見えないものであったと伝えた。委員会は、警備隊員が幾ばくかの不満を抱いていたこと、これらの不満が反乱の前に明らかになっていたことを認識している。しかし一方で、「外部関係者」が兵士の不平を利用し、政治的な理由で反乱を起こしたのではないかとしている。委員会は、与えられた期間では捜査のために一般市民から調書をとることもおぼつかないとして、もっと強力な調査グループを結成して調査を続けるよう勧告した。委員会は、近衛兵が軍の規則のもとで裁かれたことをほのめかしている。The Daily Star の記録では、2009年5月10日以来、さらに750人の近衛兵が治安妨害の容疑で逮捕されたとのことである。[38ai]

3.32 2009年2月の反乱に参加した容疑で告発された約3,500人のBDRメンバーのうち、最初のグループに対するの裁判が2009年11月24日に始まった。立会人は、この裁判はいくつかの理由により政府にとって重要であると指摘した。まず、反乱を起こした犯人を裁判にかけること、第2に、2年間の非常事態を経た後、2008年12月には政治上の権力を放棄したものの、未だに影響力のある軍隊と良好な関係を保つ必要があったこと、最後に、正義を実現することが可能であると認めさせることである。(EIU Country Report、2009年12月) [40c](p9)

3.33 The Economist Intelligence Unit (EIU) は、その2009年12月付国別報告：バングラデシュの中で以下のとおり述べている。

「政府にとって政権期間中の最大の課題は、軍隊やバングラデシュ国境警備隊(BDR、補助軍隊)といった治安部隊の支援を確保することであった。[2009年]2月にBDRのメンバーが起こした反乱で約70人の軍幹部や一般市民が死亡し、2つの治安部隊の関係が不安定になるのではないかとおそれられた。それに加えて、軍隊が犯人を起訴するために軍事法(反乱者には死刑の求刑を規定している)の援用に拘ると、軍隊と政府との間に緊張を与えかねない。政府は、反乱を起こした犯人をこの法に基づいて起訴すべきかどうかの判断を最高裁に委ね、法廷は9月に不起訴の裁定を下した。この問題について最高裁の意見を求めたことによって、政府が

BDR が軍隊かどちらかに肩入れをしているとの告発を辛うじて回避することができた。また、集団処刑を実施することで政治的に困窮した立場に追いやられることも免れた。[40c](p4)

- 3.34 EIU の同じ報告には、[2009 年]3 月以来、反乱に参加した容疑で告訴された拘留者のうち 48 人が拘留中に命を落としており、残った拘留者も、異論の多い迅速裁判法（裁判の継続期間を限定する法律）のもとで起訴されようとしていた。[40c](p10) 「第 4 節：最近の動き：2011 年 1 月～2012 年 8 月」を参照のこと。

目次に戻る
資料目録に進む

1971 年に行われた戦争犯罪

- 3.35 アムネスティ・インターナショナル (AI) が、「国連がバングラデシュの戦争犯罪調査に対して歓迎すべき支援を提供」と題する 2009 年 4 月 7 日付報告書報告書の中で以下のとおり触れている。

「バングラデシュ政府は、1971 年に起きた人道上の罪、人権上及び人道主義法上の重大違反を調査し起訴することについて、国連の支援を求め、その支援を受けた…アムネスティ・インターナショナルはこのニュースを歓迎し、2008 年 1 月には、暫定政府や政党に対し、独立戦争中である 1971 年に行われた違反行為が罰を免れている問題に取り組むよう依頼した。」 [7d]

ボンゴボンドウ (BANGABANDHU) の殺人犯シェイク・ムジブル・ラフマンの裁判

- 3.36 2010 年 1 月 27 日付 Reuters.com の記事には次のとおり記されている。「一般にムジブとして知られたムジブルは、バングラデシュの初代大統領である。彼は 1975 年の軍の反乱で家族の多くとともに殺害され、この反乱により南アジアにおける初めての民主主義の時代に終止符が打たれ、その後数十年間にわたる軍事政権の時代が始まった…反乱後に設置された政府は、殺人者に訴追免除を付与する 1975 年 11 月の法令を發布した。[93a]

- 3.37 同報告は以下のことについても触れている。

「ムジブの娘であるシェイク・ハシナは 1996 年に首相に選出され、父親を殺害した者を裁判にかけることを誓った。彼女の政府は 1996 年に免責法令を廃止し、暗殺者やクーデター首謀者を裁判にかける道を開き、改めて警察による告訴から 20 人の容疑者を割り出した。1998 年、ダッカの裁判所は 20 人の容疑者のうち 15 人に死刑の判決を下したが、そのうち拘留されたのは 4 人だけであった。彼らはその判決について高等裁判所に控訴した。これは一連の控訴の始まりであった。控訴は何度も繰り返して行われたが、政府はハシナ（2001 年から 2009 年初頭にかけて失権していた）ほどこの事件に関心がなく、有罪宣告を受けた者は投獄されたままであった。」 [93a]

- 35 この COI レポートの本文は、2012 年 8 月 31 日時点で入手できる最新の発行物を含んでいる。

3.38 報告書はさらに続き、

「長期間にわたる審理の末、2009年11月、最高裁判所は5人とともに、未だに捕まっておらず、海外に潜伏中と思われる他の6人に対する判決も支持した。死刑を言い渡された1人は海外で死亡した。さらなる上訴はなく、その月の最高裁の決定をもって裁判手続きは終結した。

「バングラデシュの法律では、死刑判決が下された場合、大統領が恩赦を与えない限りは決定から3週間から4週間以内に刑が執行されなければならない。ジルル・ラーマン大統領は有罪判決を言い渡された者たちからの恩赦の訴えを拒否した...2010年1月27日、独立の指導者であったシェイク・ブジマル・ラフマンを殺害した罪で有罪判決を言い渡された5人はダッカ刑務所で処刑された。」 [93a][93b]

3.39 6人の「逃亡者」について、2010年1月29日付 NEWKERALA.COM の記事は次のとおり書いている。「ある大臣は、建国の父であるシェイク・ブジマル・ラフマンを殺害した6人の逃亡者をバングラデシュに連れ戻す努力が引き続きなされていると述べている。6人の逃亡者は、(免職された) カンダカール・アブドゥル・ラシッド (Khandaker Abdur Rashid) 中佐、(解任された) シャリフル・ハク・ダリム (Sharifu lHaque Dalim) 中佐、(退役した) ヌル・チョウドリー (Nur Chowdhury) 中佐、(退役した) A.M・ラシド・チョウドリー (A. M. Rashed Chowdhury) 中佐、アブドゥル・マジド (Abdul Mazed) 大尉 及びリサルデル・モスレウッディン (Risalder Moslehuddin) 大尉である。 [119a]

第3節:「シェイク・ムジブル・ラフマン政権」も参照のこと。出来事の時系列については、The Daily Star の記事[The] Long Road to Justice を参照のこと。 [38am]

さらなる歴史情報は、World History at KMLA-History of Bangladesh (2010年5月27日更新) で見ることができる。 [122a]

目次に戻る
資料目録に進む

戦争犯罪裁判

3.40 The EIU は、2010年5月の国別報告の中で以下のとおり述べている。

「政府は最近、1971年のパキスタンからの独立戦争中に起きた残虐行為を調査する戦争犯罪法廷の設置を決めたが、その法廷が開かれる兆候はなかった。審理が今年中に開始されれば、AL政権の任期が終わる2014年までには裁判が結審すると楽観視するオブザーバーもいるが、40年前に起きた戦争犯罪を立証するのは時間のかかる作業である。裁判所は3月末頃に設立されたが、何も無いところからの出発である。少なくとも最初は他人が照合した証拠を検証していくが、中には異論を招く可能性が高いものもある。ダッカに拠点を置く非政府組織である戦争犯罪事実究明委

員会 (The War Crimes Fact Finding Committee : WCFFC) は、1971 年に行われた残虐行為について信頼すべき証拠を照合してきたバングラデシュで唯一の独立組織であると広く認識されている。同委員会は 4 月、人道に対する犯罪、大量殺人、及びその他の戦争犯罪を犯した 500 人の容疑者のリストを公開した。WCFFC 委員長 M.A ハサン (M A Hasan) はそのリストに基づき、少なくとも 20 人の悪名高い犯罪者を拘束できると述べた。しかし 1973 年の国際戦争犯罪裁判法の下では、裁判官は犯罪行為で告発された個人に対してのみ逮捕状を発付できるとされている。捜査結果報告書がまだまとめられていないため、裁判所での起訴にはまた至っていない。[40i]

- 3.41 ヒューマンライツウォッチ (HRW) が 2011 年 1 月 24 日に発行した、2010 年に起きた出来事に関する「2011 年世界報告書」には、次のとおり記載されている。
「2009 年、議会は 1973 年の国際犯罪 (裁判) 法に対する修正案を通過させ、1971 年の戦争中に行われた人権犯罪の責任者を裁判にかけられるようになった。ただし、その法律はまだ国際基準にかなうものではなかった。2010 年、ジャマアテ・イスラミのメンバー 5 人、パキスタン軍に協力した疑いのある宗教関係者の右翼政治グループが、戦争犯罪 (民族大殺戮罪を含む) の容疑で起訴された。3 月に設けられた特別戦争犯罪法廷に先立ち、本稿の執筆時点で審理は待ちの状態であり、40 年前に起きたバングラデシュ独立戦争期間中の犯罪調査が行われるようになった。[10e]

第 4 節 : 「最近の動き (2011 年 1 月～2012 年 8 月)」を参照のこと。

自然災害

- 3.42 サイクロン「Sidr」は、2007 年に起きたにもかかわらず未だによく引き合いに出される。The Times of London は、「サイクロン Sidr の目が…バングラデシュとインドとの国境に近い貧困にあえぐ海岸地域に上陸した。…バングラデシュの気象庁の長の弁によると、これは高潮を引き起こし、推定 138,000 人の死者を出した 1991 年のサイクロンに匹敵するという。バングラデシュで最悪のサイクロン災害は 1970 年に発生したもので、5,000 万人もの死者を出した。」[102a]
- 3.43 2009 年 5 月 25 日、サイクロン「アイラ (Aila)」がバングラデシュを襲い、国の南部の海岸地域に大きな被害をもたらした。UNB の 5 月 29 日の報告によれば、公式調査における死者の数は 155 人、7,000 人以上が負傷し、50 万軒を超える家屋が損壊または一部損壊を被った。[39n]

1980 年から 2010 年までに起きた災害によって被った人的、経済的損害に関するデータは、Bangladesh – Disaster Statistics で見ることができる。[54a]

目次に戻る
資料目録に進む

4. 最近の動き (2011年1月～2012年8月)

- 4.01 ヒューマンライツウォッチが2012年1月22日に発行した、2011年に起きた出来事に関する「2012年世界報告書」には、次のとおり記載されている。

「裁判の公平性に対する懸念を払拭するため、2011年6月、政府は1973年の国際犯罪（裁判）法を改正し、当然行われるべき基本手続に関する事項が含まれることになった。例えば、無実の推定を受ける権利や、公平かつ公開された審理などである。しかし、この法律は1971年の戦争における凶悪犯罪の責任者を起訴するために設けられたもので、国際標準に及ばなかった。戦争犯罪、人道に対する罪、ジェノサイドの定義は国際標準には沿っておらず、政府は、法律を改正してでも然るべき手続を明確にしようとはしなかった。被告側の弁護士、証人、調査官の言によると、彼らは脅迫されていたという。

2011年に、裁判所は最初の案件に向けて手続きを始めた。ジャマアテ・イスラミの指導者デルワル・ホサイン・サイディ (Delawar Hossein Sayedee) の件であるが、1971年の戦争で戦争犯罪に関与した容疑で告発されている。」 [10a]

- 4.02 The Economist Intelligence Unit (EIU)は、2012年8月付けの国別報告書の中で次のとおり述べている。

「緊張の要因のひとつは、2010年に作業を開始した戦争犯罪裁判所である。BNP (バングラデシュ国民党) と同盟相手の筆頭であるジャマアテ・イスラミでは、年長者組の多くが、1971年の西パキスタン (現パキスタン) からの独立戦争中に行った残虐行為の容疑で告発される立場となり、そのことで処刑されるおそれがある。BNP とジャマアテ・イスラミは現裁判所に対抗することで団結しており、この団結を政治的動機によるものと主張している。また、BNP は、この団結は、基本的には戦争犯罪裁判所に異議を唱えるためではないと断言している。」 [40a] (p5)

第3節：「歴史－戦争犯罪裁判所」を参照のこと。

- 4.03 HRW の2012年世界報告書は以下のとおり述べている。

「2009年2月の反乱に参加した容疑で告訴されたバングラデシュ国境警備隊 (BDR) のメンバーに対する軍事裁判聴聞会は2011年まで続いた。軍事法廷は、集団裁判で約1,000人の軍人に対して有罪判決を言い渡したが、この法廷は公正な裁判基準に合致するものではなかった。その様々な理由のうち、とりわけ大きなものは、起訴の段階で拘留者個人に係る詳細な証拠を提出することが出来なかったことである。裁判は6月27日に一段落したが、被告人666人のうち657人の有罪が確定し、4か月から7年間までの禁固刑が言い渡された。

「その他数千人の兵士は拘留され、軍事法廷による裁判を待っている状態であり、別途、847人の兵士がバングラデシュ犯罪法のもとに起訴された。犯罪法のもとに

起訴された者の中には、死刑を言い渡された者もあり、弁護士が付かなかった者も多い。

「反乱の後の取り調べの間にあったとされる拷問の申し立てや、おそらく 70 件にもなる拘留中の死亡について政府は調査しなかった。容疑者の多くは法廷弁護士に接見することも認められず、特にそれは、反乱の直後数ヶ月間に顕著であった。」

[10a]

第 3 節：「歴史—バングラデシュ国境警備隊（BDR）の反乱」を参照のこと。

- 4.04 The EIU は、2012 年 8 月 28 日の Events – Main report: August 30th 2012 の中で、以下のとおり述べている。

「バングラデシュ民族主義党 (BNP) 率いる、バングラデシュの 18 政党野党連合が、2 ヶ月間の反政府アジテーション・プログラムを発表した。連合は、与党アワミ連盟 (AL) が暫定政府体制を復活しない限り、2014 年の議会選挙をボイコットすると繰り返し脅迫した。[40b]

第 6 節：「政治体制—暫定政府」を参照のこと。

[目次に戻る](#)
[資料目録に進む](#)

5. 憲法

- 5.01 Europa World Online（日付なし、2012 年 8 月 29 日にアクセス）は、以下のとおり述べている。

「バングラデシュ人民共和国の新憲法は、1972 年 11 月 4 日の本会議で承認され、1972 年 12 月 16 日に施行された。1982 年 3 月 24 日に軍事クーデターが起きた後、憲法の効力が停止され、国内は戒厳令下に置かれた。1986 年 11 月 10 日、戒厳令は解除され、憲法が再び発効した。憲法は当初、国家主義、社会主義、民主主義、世俗主義の基本原則をベースにしていたが、1977 年の改定でイスラム教が世俗主義に取って代わった。1988 年にはさらなる改定があり、イスラム教が国教として定められた。2011 年の 15 回目の改正の折、世俗主義が再び国の基本原則に復活し、イスラム教は国教として存続することになった。[1a]（憲法と政府）

- 5.02 The Economist Intelligence Unit (EIU) の 2007 年国別報告書は、憲法の改正には議会の 3 分の 2 の賛成が必要とされると伝えている。[40d] (p8)

- 5.03 2002 年 9 月に国連開発計画が発行した「バングラデシュにおける安全保障」と題された報告書には、「憲法は基本的人権と矛盾する既存のあらゆる法律は無効であることを宣言されるものと定めており、また、国が基本的人権と矛盾する法律を定めることを禁止している。… ただし、権利を享受するには、国益、社会的秩序・公衆衛生、

39 この COI レポートの本文は、2012 年 8 月 31 日時点で入手できる最新の発行物を含んでいる。

道徳、または良識のために法が課す「合理的」な制約を受けなければならない。」と記されている。UNDP（国連開発計画）の報告書は、「合理的」とは相対的な意味をもつ言葉であり、ある特定の状況において合理的であっても、別の状況下では合理的にはならない可能性がある」と指摘している。[8b] [p15]

目次に戻る
資料目録に進む

6. 政治制度

- 6.01 米国国務省が2012年5月24日に発行した「2011年の人権問題に関する国別報告書」に以下のとおり記載されている。

「(2011年)6月30日、野党がボイコットしている国民議会において、ALは15回目の憲法改正案を通過させた。この改正により、選挙が中立の暫定政府のもとで実施することを義務付けている法令が廃止された。暫定政府体制は、選挙システムが政治的操作を受けやすいと考えられていることに対する対策として1996年の国政選挙の前に設けられたものである。この改正後である5月、最高裁は暫定政府体制は違憲であるとの判決を下した。

「15回目の憲法改正により、2013年の議会総選挙とそれに続くすべての選挙の監視は、現在の政府（2013年はALが率いる現行政府）のもとで運営される、独立した選挙委員会が行うことになる。この改正は、選挙システムが政治的な操作を受けやすいために暫定政府を作る必要があったのであり、その問題の解決に取り組みず、選挙システムが政治的な操作を受けやすい状況のまま、解決に向けての努力を怠れば、今後も問題は浮上すると考える大勢のオブザーバーから批判を受けた。この問題は一年を通じて大きな関心と注目を集めた。」[2a]（セクション3）

- 6.02 Europa World Online（日付なし、2012年8月29日にアクセス）は下記のとおり述べている。

「大統領は5年任期で、国会（Jatiya Sangsad）の選挙で選出されるが、その役割は、基本的に名目的なものに過ぎない。行政権は閣僚会議を率いる首相に属する。大統領は首相を指名し、首相の推挙により他の大臣が任命される。国会は345人のメンバーで構成されており、このうち300人が普通選挙によって選出される。残りの45人は、女性が比例代表制で選ばれる。国会は5年会期制であり、解散することもできる。」[1a]（憲法と政府）

- 6.03 the USSD 2011 に記録されているとおり、「...政党指導者が選挙の候補者を指名するが、富裕な候補者なら、キャンペーンへの寄付や個人的な贈与で政党指導者から候補の指名を買うことができるのではないかという疑惑が生じている。[2a]（セクション3）

- 6.04 フリーダムハウスが2011年の出来事について記述し、2012年7月12日に発行した

このCOIレポートの本文は、2012年1月22日時点で入手できる最新の発行物を含んでいる。 40

報告書「2012年：世界の自由度」には、以下のとおり記載されている。

「2011年は、主要野党とイスラム政党が街頭での抗議行動や政治的暴力をエスカレートさせ、政治は機能不全に陥っていった。政府が超法規的な処刑やその他の人権侵害問題に取り組まなかったため、政治的なしきたりを汚職に利用していると糾弾された。その間、批判的な非政府組織に対する圧力を高め、司法が政治に対する影響を強める兆しが見え始めた。」 [65a] (p1)

目次に戻る
資料目録に進む

暫定政府

- 6.05 EIUの「2007年国別報告書」によれば、1996年3月に議会を通過した13回目の憲法の修正事項に基づき、政党によらない暫定政府は総選挙に先立ち、最長3ヶ月間政権に就くと記されている。この政権は、議会の解散から15日以内に執政を開始し、国会の解散から90日以内に総選挙を実施しなければならない。この政権は政府を主宰する主席顧問に率いられ、主席顧問は、主席顧問の助言により大統領が新たに指名する最大10人の顧問とともに政府を運営する。[40d] (p9-10) 憲法58条c(7)は、顧問はいかなる政党やその関連組織のメンバーであってもならないと規定している。 [4]
- 6.06 憲法58条c(3)は、「大統領は、すでに退職しているバングラデシュ司法長官（最高裁判所所長）の中から最近退職し、本条により顧問として指名されるにふさわしい能力を有する者を主席顧問に指名すること」と規定し、さらに58条c(4)及び(5)において詳細に、最近退職した司法長官（最高裁判所所長）を指名することができない場合における他の退職者の指名手順について規定している。また、58条c(6)では、「条項(3)、(4)、(5)の規定を実効できない場合は、いかなる条項にも拘らず、大統領が憲法に基づく大統領の職務に加えて、政党によらない暫定政府主席顧問としての職務も果たすものとする」としている。」 [4]
- 6.07 ハドソン研究所のマネエザ・ホサイン（Maneeza Hossain）は、2007年6月に以下のとおり記している。「他国でも類似した政権が樹立されているが、バングラデシュでは新しいモデルなのである。この政権により、暫定内閣の概念が憲法が発効していない時間枠にまで拡張されるため、半合憲の政権であると説明することができる」 [95a] (p2)
- 6.08 EIUの「2012年国別報告書」において、憲法の変革について以下のとおり記載されている。

「2011年に可決された15回目の憲法の改正により、暫定政府体制は廃止され、次の選挙後の権限の委譲が混乱するリスクが高まった。過去20年間、一般投票の準

41 このCOIレポートの本文は、2012年8月31日時点で入手できる最新の発行物を含んでいる。

備は中立の暫定政府が監視してきた。当時は、1970年代、80年代の軍事独裁の期間を経て、自由かつ公正な選挙を確保するために、当時のALとBNPの両者を必要とするプロセスを踏んでいた。BNPは、現職政府が監督する投票は欠陥を生むものであると考えていたので、システムの廃止には反対し、2011年9月に、抗議の意味で次期選挙をボイコットすると発表した。結果的に、憲法改革によりバングラデシュの主要政党間で最終決着をつける舞台が整うことになったが、今度は、民主主義のプロセスが停滞しかねないことになった。最後に野党が選挙をボイコットした時、軍隊が介入して来た。2006年後半、政治プロセスはAL（当時は野党）率いる連合の間で崩壊した。当時は、暫定政府のトップは党派心の強い者であった。また選挙人名簿ははなはだ不正確なものであった。」 [40a](p4)

目次に戻る
資料目録に進む

地方自治

6.09 EIUの2007年国別報告書には、以下のとおり記載触されている。

「バングラデシュは64の県に分かれており、各県に県議会が置かれている。県の下には、460の郡と4,488のユニオン議会（union parishad）があり、これらが目下のところバングラデシュ政府の最下層である。2003年後半、政府は40,392の村の自治体（gram sarkar）を政府の4番目の階層として組織した。村の自治体は選挙によらない草の根レベルの団体で、前大統領のジア中將が1970年後半に導入したものである。彼が大統領時代の80年代半ばに、エルシャド中將が選挙による地方自治体としてウポジラ（地方議会）を導入した。村の自治体は、地元の人々による地域の発展を目的にしている。憲法には、地方自治のあらゆる階層に選挙による団体を定めているが、第3階層であるユニオン会議と地方自治体（そのほとんどが郡と県の行政機関）だけが選挙で選ばれており、他はすべて行政の管理下にある。バングラデシュには、ダッカ、チッタゴン、クルナ、バリサル、ラジシャヒ、シレットの6つの管区がある。市当局の長は直接選挙で選ばれ、強い権限を握っている。」 [40d] (p9)

6.10 2005年8月2日、United News of BangladeshとBBC Newsは、高等裁判所が憲法に定められた選挙に基づく民主主義の基本原則に違反していることを根拠に、任命されたメンバーで構成される村の自治体（Gram Sarkar）の存在を違法かつ違憲であると宣言したと報じた。[20i] [39c] 2008年4月21日付けThe Daily Starによれば、政府は「2008年のGram Sarkar（廃止）に関する条例」を承認し、Gram Sarkarという村の自治体を廃止した。[38w]

目次に戻る
資料目録に進む

選挙の監視

6.11 Europa（2009年12月14日にアクセス）は、憲法の下に組織された団体であるバングラデシュ選挙委員会（BEC）が国政選挙と大統領選挙を監視していると指摘して

いる。同委員会は選挙区を定め、選挙人名簿を作成する。同委員会は、大統領が指名する選挙管理委員長及びその他の委員で構成されている。同委員会は独立した機能を有する。[1b]

第3節：「歴史—2008年12月29日の総選挙」も参照のこと。第15節：「政治的連携」も参照のこと。

[目次に戻る](#)
[資料目録に進む](#)

人 権

7. 序文

- 7.01 ヒューマンライツウォッチが2011年1月24日に発行した、2010年に起きた出来事に関する「2011年世界報告書」には、以下のとおり記載されている。

「選挙で選出されたシェイク・ハシナ・ワジド首相が率いる政府は、2010年、重大な人権問題に真剣に取り組むことを約束したが、その約束は実現されず、超法規的な処刑や拷問、治安部隊のメンバーに対する刑事免責は継続していた。政府は、報道や反政的な表現の自由に関する権利に執拗な攻撃を仕掛けた。賃上げを要求する労働組合の活動家は、組織的な攻撃の的になり、いわれのない容疑で逮捕されたり、投獄されることもあった。[10e]

- 7.02 ヒューマンライツウォッチが2012年1月22日に発行した、2011年に起きた出来事に関する「2012年世界報告書」には、以下のとおり記載されている。

「アワミ連盟政府は、2011年に議会から絶大な信任を受けたにもかかわらず、それを利用して政策を進めることができず、人権擁護の保証がままならなかった。国務大臣は、超法規的な処刑に携わったバングラデシュ国境警備隊(RAB)のメンバーを起訴せず、政府の調査で不正行為の証拠が挙げられているにも拘らず、その様な暴挙は起きなかったことにしてしまった。超法規的な処刑を「十字砲火」による死亡に偽装したことは、RABから他の法執行機関、特に警察に漏れ伝えられることになった。拷問、恣意的な逮捕、警察による強制失踪など、新たな疑惑が次々と浮上している。

「2011年、政府は労働組合の指導者を起訴したり、NGO（非政府組織）に対する外国からの助成金の配布を遅らせるなどして、市民社会組織の管理を強化した。本稿の執筆時点では、メディアに対する規制法案が検討されている途中であるが、同法案は特定の宗教的、政治的スピーチの放送を禁止することを提案するものである。

「強姦、結婚持参金に関わる暴行、酸攻撃、セクシュアル・ハラスメントなど女性に対する暴行は続いている。」[10a]

- 7.03 米国国務省が2012年5月24日に発行した、2011年に起きた出来事に関する「2011年の人権問題に関する国別報告書：バングラデシュ」の導入部分において、以下のとおり述べられている。

「…国内外のオブザーバーは、2008年の選挙においては、単独の不正行為や散発的な暴行はあったものの、自由かつ公平であったと考えている。治安部隊の若干名が、文民統制において単独行動を取ったという事例はあった。

「最も重大な人権問題は、治安部隊による殺人や拷問、(女性の経済的、社会的地位はここに来て向上してはいるものの) 女性に対する社会的暴力や差別、政府による先住民族に対する差別及び先住民族を社会的暴力から守ることである。

「他の人権問題として、治安部隊による虐待がある。これは、失踪、拘留中の死亡、恣意的な逮捕や拘留の原因になっている。刑務所の状態は生命を脅かすほど劣悪な場合があり、裁判前の長期拘留が常に問題になっている。司法問題が政治問題に発展し、日に日に悪化している状況は、既に司法システムの能力を超えており、野党政党のメンバーを裁判にかけるまでなかなか至らない状況であった。当局は市民のプライバシーを侵した。政府は言論や出版の自由を制限し、検閲が定常化した。治安部隊はジャーナリストにしつこく嫌がらせをした。政府は集会の自由を制限し、政治的動機による暴力が後を絶たなかった。公然と行われる汚職の問題も依然として深刻である。児童への暴力は、人身売買の問題と同じくらい深刻な問題であった。障害を持つ人々に対する差別も問題である。宗教的少数派、少数民族に対する社会的暴力の問題も根強い。政府や市民社会の指導者の多くは、これらの行為は政治的、経済的動機によることが多く、宗教的な信条や宗派だけのせいにはできないと述べている。人を性的嗜好で差別することも問題化している。また、労働者の権利が制約されていること、児童が労働を強いられること、労働条件の安全が守られていないことも問題になっている。」

「いくつかの地域では、刑事免責が引き続き問題になっている。治安部隊メンバーの行動については、ほとんどの者が刑事免責を受けている(特に RAB の場合は顕著である)。政府は、治安部隊の殺人行為の調査のために総合的な対策を講じることはない。公然と行われる汚職とそれに関連する刑事免責も続いている。公務員が職権乱用を働いても、処罰は AL が率いる政府の反対勢力と思しき公務員に限って行われることが圧倒的に多い。」 [2a] (導入)

7.04 バングラデシュは、国連の主要な国際人権条約の多くに署名している。国連人権高等弁務官事務所 (OHCHR) のウェブサイト (2009 年 6 月にアクセス) によれば、バングラデシュは以下をはじめとする国際人権規約に署名している。

- ・ 経済的、社会的、及び文化的な権利に関する国際規約 (CESCR) (加盟日 : 1999 年 1 月 5 日)
- ・ 市民的及び政治的な権利に関する国際規約 (CCPR) (加盟日 : 2000 年 12 月 6 日)
- ・ あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際規約 (CERD) (加盟日 : 1979 年 7 月 11 日)
- ・ あらゆる形態の女性差別の撤廃に関する条約 (CEDAW) (加盟日 : 1984 年 12 月 6 日)
- ・ あらゆる形態の女性差別の撤廃に関する条約の選択議定書 (CEDAW-OP) (批准日 : 2000 年 12 月 22 日)
- ・ 拷問及びその他の残虐な、非人道的な、または品位を傷つける取り扱いまたは刑罰に関する条約 (CAT) (加盟日 : 1998 年 11 月 4 日)
- ・ 子供の権利条約 (CRC) (批准日 : 1990 年 9 月 2 日) ; 武力紛争への子どもに関する

45 この COI レポートの本文は、2012 年 8 月 31 日時点で入手できる最新の発行物を含んでいる。

与に関する子どもの権利条約選択議定書 (CRC-OP-AC) (批准日: 2002年2月12日); 児童売春・児童買春・及び児童ポルノに関する子どもの権利条約の選択議定書 (CRC-OP-SC) (批准日: 2002年1月18日)

- ・すべての移動労働者及びその家族構成員の権利の保護に関する国際条約 (MWC) (1998年10月7日に署名国登録) [8a]

目次に戻る
資料目録に進む

8. 治安部隊

- 8.01 バングラデシュ国内の治安維持体制は主に警察と、バングラデシュ国境警備隊 (BDR)、緊急行動部隊 (RAB)、Ansar、及び農村部防衛隊という4つの補助的な(準軍事的組織の)部隊により構成されている。これらはすべて内務省 (MOHA) の管理下にある国家組織である。(バングラデシュ内務省、2010年1月11日にアクセス)

国外の治安に関しては、第9節:「兵役」を参照のこと。

目次に戻る
資料目録に進む

警察及び準軍事的組織

- 8.02 米国国務省が2012年5月24日に発行した「2011年の人権問題に関する国別報告書: バングラデシュ」には、以下のとおり記載されている。

「警察は、内務省 (MOHA) が管轄する国家組織であり、国内の治安維持と法秩序の維持の責務を負っている...警察は一般的に、与党関係者に対する調査には消極的である。刑事免責は治安部隊全体に広がっている。治安部隊の職権濫用を取り調べる仕組みはあるが、実際には実施されていない。政府は、警察の職業意識、規律、訓練、即時対応の向上に向けていくつかの手段を講じている。例えば、RABは、内務局の設立に向けて専門的な支援を求めた。」 [2a] (セクション 1d)

- 8.03 バングラデシュ警察は12万3,000人の職員を擁しており、全国の警察署に勤務している... (Bangladesh Police ウェブサイト、2009年5月) [98a] 緊急行動部隊のウェブサイト (2009年6月にアクセス) によれば、バングラデシュにおける警察官の人口に対する割合は、1200人に対して1人の警官であるのに対し、インドでは728人に1人、パキスタンでは625人に1人である。[70] (注: コブラ (Cobra) または Cheetah)、時には Kobra)、チータ (Chita) という組織は、バングラデシュ警察内の部隊のことである。) [38e]
- 8.04 補助的な役割を有する様々な準軍事的組織に関する以下の情報は、緊急行動部隊 [70]、バングラデシュ国境警備隊 [72] の各ウェブサイト、及び非政府系ウェブサイ

ト、バングラデシュ軍 [71] (以上、すべて 2010 年 1 月 11 日にアクセス)、Jane's Information Group [83a] (2010 年 4 月 28 日にアクセス)。緊急行動部隊 (RAB) は、武装犯罪組織に対応する能力をもつ特殊特別犯罪取締部隊として 2004 年 3 月に設立された。この組織は内務省の管轄下であり、主に警察や軍隊から引き抜かれた者で構成されている。[70] [71] [83a] 国内の主要な都市には 12 の RAB 大隊が配置され、総勢 9,000 人が常駐している。RAB 兵士は特殊部隊から訓練を受けており、近代的な兵器を装備している。(Human Rights Watch, HRW, 2009 年 5 月 18 日) [10d] (セクション III) [70] フリーダムハウスが発行した報告書 (Freedom in the World, 2012) によると「緊急行動部隊(RAB)を含む治安部隊は、軍隊と警察の職員から構成される準軍隊の部隊で、超法規的な処刑など行き過ぎの行為があると批判を浴びている。Odhikar によると、2011 年には法令執行局による超法規的殺人が 84 件あった。RAB は 2004 年の設立以来、800 人以上の人々を殺害した。」「[65a] (p5) 非政府組織 Odhikar の報告によると、2011 年の一年間に RAB は「十字砲火／遭遇戦／銃撃戦／決戦」により 42 人の人々を殺害したという。[46f] (p62)

以下、拷問・超法規的な殺人・説明責任及び刑事免責を参照のこと。

警察改革プログラム

- 8.05 バングラデシュ内務省：警察改革プログラム(PRPP)は、バングラデシュ警察の行動や職業意識を向上させ、公平な裁判を受ける権利を保証し、弱者のニーズにより敏感に対応することを支援するために設計されたものであり、このプログラムは 2005 年に開始され、暫定政府のもとで急速に進展した。[97a] 一般市民の考え方の基準ラインに関する総合的調査が 2006 年に実施され、2007 年に提出された (以下、「訴状の提出方法」を参照のこと)。[97b] 警察改革プログラムの報告では、2008 年 4 月までに、当プログラムのもとに設えられた 11 の thanas (警察署) モデルが、国内の様々な地域に開設された。警察官は人権、ジェンダーへの認識及び説明責任について訓練を受けている。現代的な設備を施したもう 6 箇所の新しい thanas モデルが、近々公開される。また、PRP の第二段階では、新たに 18 箇所の thanas の設置に着手される。[97b]
- 8.06 警察改革プログラムのもとで、草稿段階の「2007 年バングラデシュ警察条例 (Bangladesh Police Ordinance 2007)」が作成され、1861 年警察法にとって代わった。その狙いは、警察の役割と責任を改めて定義することにある。それはまた給与の引き上げ、警察官への手当の改善を勧告し、幹部の専門的訓練について規定していた。(New Age, 2007 年 6 月 10 日) [96a] 草稿段階の条例は、警察苦情委員会と略式裁判所の設立を提案している。略式裁判所は、職権濫用その他の不正行為で告訴された警察職員に対する申し立てを迅速に裁くことを目的としている。(Daily Star, 2007 年 6 月 20 日) [38r] 2008 年 8 月 26 日付 The Daily Star の記事にあるように、2007 年警察条例はまだ実施されていないが、利害関係者にはコメントをしていた。[38s] 2012 年 1 月 12 日の報告によると、政府は議会の批准を得るための草稿段階の条例をまだ選択していないという (The Daily Star) [38x]

47 この COI レポートの本文は、2012 年 8 月 31 日時点で入手できる最新の発行物を含んでいる。

- 8.07 2009年2月、国内初の被害者支援センターがバングラデシュ警察によりダッカに設置された。17人の訓練された女性警察官が勤務しており、ヘルスケアの専門家、ソーシャルワーカー、弁護士、NGO職員によるネットワークの支援を受けている。国連開発計画のカントリーディレクターである Stefan Priesner は、当センターの落成式において、当センターを「ここ数十年の警察の考え方に一石を投じた重大な変化」を反映したものであると評した。(内務省、警察改革プログラムのプレスリリース、2009年2月17日) [97b]
- 8.08 The Internatiuonal Crisis Group が、2009年12月11日、「Bangladesh: Getting Police Reform on Track」の中で、以下のとおり報告している。

「何十年にも及ぶ乱用や放置の結果、バングラデシュ警察は民主主義社会の主要な部分というより、不安定さと不安感の元凶になっている。人権侵害が蔓延しており、警察とやり取りをするバングラデシュ人のほとんど全員が汚職に対する苦情を訴えている。選挙で選ばれた政府が再び政権につくと、この機能不全を改革する機会が訪れた。しかし、重大な障害もある。もし政府が現行の消極的な改革プロセス以上の行動を示さない限り、民主主義への移行は行き詰まりかねない。治安が乱れると、これまでも経験したように、民主主義の行き詰まりをもっともな言い訳にし、法律や命令を支持すると称して軍隊が介入する新たなチャンスを与えてしまう。効果的かつ責任の取れるサービスを行うためには、徹底した構造改革（新しい政策に関する法律を含む）と主要な資源の追加投入が必要である。」 [128c] (経営陣による要約)

Bangladesh Ansar と農村部防衛隊 (VDP=Village Defence Parties) : この志願による部隊は、内務省の Ansar と VDP 理事会の下で結成されている。この部隊は、バングラデシュの農村部の安全と治安の確保、災害対策の支援、社会経済開発への貢献、また非常時や戦時にあっては軍の運営管理下で作業することを任務としている。この部隊は基本的に Ansar Bahini、Ansar 大隊及び VDP の 3 つに分類される。Ansar Bahini は各郡に 100 人の男性兵士による中隊と 32 人の女性兵士による小隊を配し、さらに各ユニオンに 32 人の兵士を配している。Ansar 大隊は、男子兵士で構成された 35 の大隊と女子兵士で構成される 1 つの大隊で構成されている。VDP は全体で約 560 万人の要員で構成され、うち 50%が女性で占められている。国内の多くの村には VDP が配置されており、また、都市部にも、都市部防衛隊と呼ばれる VDP が配置されている。(Bangladesh Military Forces Group、2010年6月11日にアクセス) [71] (HRW、2009年5月19日、2010年2月8日にアクセス) [10d] (セクション III)

バングラデシュ国境警備隊 (BDR) : この準軍事的隊組織の主な役割は、密輸や人身売買に対する取締りを含む国境の警備である。(Bangladesh Military Forces Group、2010年6月11日にアクセス) [71] また、BDR は警察の要請を受け、不法な武器の回収や選挙時における投票所の護衛など様々な「国内」業務を支援している。BDR には 6 万 7,000 人の職員がいると報じられており、内務省の管轄下で主に軍から派遣された将校高官が指揮官を務めている。(HRW、2009年5月19日、2010年2月8

日にアクセス) [10d] (セクション III)

第3章:「バングラデシュ・ライフルズ (BDR) の反乱」を参照のこと。

[目次に戻る](#)
[資料目録に進む](#)

兵力

8.09 軍隊は、陸軍1万4,000人、海軍1万5,000人、空軍1万7,000人、総勢17万2,000人を擁する。(Jane's Sentinel Country Risk Assessment, Armed Forces, 2012年6月21日に更新) [83d] 米国国務省の「背景報告: バングラデシュ」(2012年3月6日に更新)に記載されているとおり、

「バングラデシュの陸軍、海軍、空軍は、志願兵で構成されている。従来の防衛上の役割に加えて、要請を受ければ、市政当局を支援して災害救助や国内治安に回ることも頻繁にある。2007年1月から2008年12月までの非常事態宣言下においては、軍隊は汚職撲滅運動や有権者の登録など、政府の重要な戦略の策定と実施において重要な役割を果たした。[2b]

8.10 陸軍は、世界の国連平和維持活動にも大いに貢献していた。2006年1月18日付BBCレポートは、以下のとおり伝えている。

「三大陸12カ国で平和維持活動に従事する者たちは、バングラデシュ人にとっての誇りである。バングラデシュ空軍のヘリコプターのパイロット Abu Saleh Mohammad Mannafi 空軍中尉によると、『絶えず国民の注目を集めている。陸軍・海軍・空軍の評判を上げるばかりか、我が国への貢献にもなっている。また、我が国に多くの貢献、世界を作って我が国によい雰囲気を与えている。バングラデシュ陸軍は、国連から結構な額の給与が支払われている。』 [20aa]

バングラデシュ陸軍、国連の任務のウェブサイトを参照のこと。[90a]

[目次に戻る](#)
[資料目録に進む](#)

その他の政府軍

軍事情報総局 (DGFI)

8.11 DGFI は、バングラデシュの主要な軍諜報機関で、下部部門は軍隊のあらゆる部隊のための諜報活動を行っている。1977年に設立され、首相直属の機関であり、国内のあらゆる県と副県に事務所を構えている。(HRW、2009年5月18日) [10d] (セクション III) 2009年5月18日のヒューマン・ライツ・ウォッチのレポートによると、DGFI は、

49 この COI レポートの本文は、2012年8月31日時点で入手できる最新の発行物を含んでいる。

「…2007年1月11日に実力を掌握した軍事政権を背後から支える部門動力として広く認識されており、汚職撲滅の取組みにおいて中心的な役割を果たした。この機関は多数の財界人、政党幹部、ジャーナリスト、学者らを脅迫、逮捕し、また恣意的に拘束し、ダッカの軍隊宿営地内にある違法な拘留施設に留置した。彼らは拘束した者の多くに自白を強要したり、他者を犯罪者に仕立て上げるため、身体的及び精神的な拷問や脅迫を行った。非常事態宣言が施行されていた間、DGFIは報道機関の統制を長期間にわたって行った。[10d] (セクション III)

目次に戻る
資料目録に進む

治安部隊による人権侵害

恣意的な逮捕及び拘留

第12節：「逮捕及び拘留－法律上の権利」、第15節：「野党勢力及び政治活動家」を参照のこと。

- 8.12 ヒューマン・ライツ・ウォッチ (HRW) が2008年1月に発行した報告書には、「政府は、被拘留者に関する正確な統計を公表しておらず、公式な拘留場所への立ち入りは規制されている。治安部隊は、ダッカにあるバングラデシュ軍情報総局 (DGFI) の本部など、非公式な場所に人々を拘留している。このため、逮捕された者の数や現在も拘留されている者の数を正確に把握することは不可能である。」と記されている。また HRW の報告書は、非常事態宣言下での逮捕は令状なしに行われた場合が多かったと伝えている。[10c] (p3)
- 8.13 2008年5月28日から6月12日までの間に集中的に逮捕が行われており、1万8,000人から2万5,000人 (メディア推定による) もの人々が警察及び「統合軍」に逮捕された。「統合軍」は、政府によれば「異端者、犯罪者及び法律により指名手配された者」を取り締まる目的で逮捕した。逮捕された者の中には、県、郡、市等を中心に活動する (両主要政党に所属する) 政治指導者や活動家が含まれていた。その後、何名が釈放されたのかは定かではない。(New Age, 2008年6月9日) [96b] (Odhihar, 2008年6月12日) [46b]
- 8.14 USSD の2011年の報告書によると、「憲法は恣意的な逮捕を禁止している。ただし、法律は当局が犯罪行為の容疑者を判事の命令や令状なしに逮捕、拘留することを許可している。[2a] [セクション 1d]
- 8.15 同レポートは続けて「恣意的な逮捕は一般的に行われており、政府はしばしば他の容疑者に関する情報を収集するために、特別な罪状なしで逮捕を行っている。[2a] (セクション 1d)

「審理前の拘留」も参照のこと。

拷問

8.16 The USSD 2011 は以下のとおり述べている。

憲法は拷問、残虐で非人道的、または人の尊厳を踏みにじる刑罰を禁止しているが、RAB や警察を含む治安部隊は、逮捕や尋問の最中に拷問や厳しい身体的、精神的な虐待手段を頻繁に行っている。治安部隊は、脅迫・殴打・電気ショックの手段も使用した。Odhikar によると、治安部隊は少なくとも 46 人を拷問したという。政府は、責任者に対して起訴、有罪判決、処罰を与えることは殆どなかった。罰を受けないと分かっているのに、RAB や警察による虐待が後を絶たなかった。[2a] (セクション 1c)

8.17 人権問題に取り組む NGO である Odhikar は、2011 年版年次報告書（2012 年 1 月 7 日付）の中で以下のとおり述べている。

「Odhikar が文書化した資料によると、2011 年には 46 人が異なる法執行機関から拷問を受けたと報告されており、そのうち 17 人は拷問により死亡したとの申立てがあった。バングラデシュ憲法第 35 条 5 項には「何人たりとも、拷問、残虐行為、非人道的行為、下劣な行為によって懲罰を受けることはない」と定められており、また、第 35 条 3 項には「刑事告発を受けた者は、すべて法で定められた公平な法廷あるいは裁判所において直ちに公開の裁判を受ける権利を有する」と明記されている。この条文だけでは、特に法執行機関による拷問行為が後を絶たない状況において、法律上、拷問の定義は不十分であり、刑事訴訟に上げられることもない。刑法第 331 条には、拷問行為に対する防衛を指示の形で規定されている。すなわち「誰かが、違反行為の調査あるいは財産の復旧につながる自白や情報の強要を目的として甚大な傷害をひき起こせば、それは刑法違反に当たる」。しかしながら、拷問行為の深刻さや、あらゆる場所で起きている現状を目の当たりにすると、この指示はあまりにも非力である。」 [46f] (p79)

8.18 2009 年 5 月 18 日に発行されたヒューマンライツウォッチの「処刑と拷問がある事実を無視して…」と題される報告書において、「国のどの機関が拷問行為に関わっているかについて信頼すべき統計がない中で、バングラデシュの非政府機関やジャーナリストは、何年にもわたって事例を記録し、報告してきた。」と記されている [10d] (セクション II)

8.19 ヒューマンライツウォッチが 2012 年 1 月 22 日に発行した、2011 年に起きた出来事に関する「2012 年世界報告書」によると、

「治安部隊が人々を恣意的に逮捕し、拘留中の拷問により死に至らしめたという確固たる証拠があるにもかかわらず、内務大臣は説明の必要性を認めなかった。シェイク・ハシナ首相は、自らが率いる政府は断じて超法規的殺人を認めていないと述べているが、申立てを適切に調査することも、加害者を起訴することもなかった。

51 この COI レポートの本文は、2012 年 8 月 31 日時点で入手できる最新の発行物を含んでいる。

「2011年5月21日、アジア人権委員会の代表者 William Gomes 氏が、RAB の私服職員に捕まり、彼らが「本部」と呼ぶ場所に連行された。そこで同人は裸にされた上で、手足に枷をはめられ、緊張状態を強いられた。そして、罵倒を浴びせかけられ、身体的拷問に脅かされた。彼は、人権侵害の記録調査の仕事について尋問を受けた。

「少なくとも2つの事例において、内務省は、RAB に不正殺害の責任があるという調査結果が出たにもかかわらずそれを無視した。ダッカに拠点を置く人権団体 Odhikar によると、超法規的殺人の犠牲者は2004年以降、少なくとも1,600人にとぼったという。アワミ連盟が政権に就く前に、その指導者たちは、広範囲で起きた超法規的殺人の容疑で RAB を告訴していた。彼らは現在、犯罪者の死亡事例の全ては、武力のやり取りを行っている最中に起きていると主張している。

「軍隊と警察は容疑者に対し、拷問、残虐かつ非人道的、人の尊厳を踏みにじる刑罰を行使し続け、国内法と国際法の両方に違反していた。拘留中に多数の死者を出したが調査の対象にはならなかった。Odhikar によると、2011年、警察に拘留されている間に受けた拷問により少なくとも12人が死亡したという。」 [10a]

目次に戻る
資料目録に進む

Odhikar拷問防止プロジェクト

8.20 ダッカに拠点を置くと人権派 NGO である Odhikar が2010年1月1日に発行した、2009年人権報告書 (Human Rights Report 2009) の中では、以下のとおり述べられている。

「政府は、Odhikar が設置した拷問防止プロジェクトを突如中止した。この計画は、Odhikar が人権擁護者に訓練を行い、公衆の意識向上を図る計画を実施することになっていた。首相府所轄の NGO 局は2009年4月28日にその計画を承認し、「バングラデシュにおける人権擁護者の訓練及び支援計画」と称するプロジェクトの立ち上げを許可した。許可が下りた後、Odhikar は拷問に対する民衆の意識向上を図る方法に関する訓練を提供するとともに、政府に対し、拷問を攻撃的な犯罪として処罰の対象とする国内法の制定、及び拷問禁止条約選択議定書の締結を働きかけるために、人権を守る方法、人権侵害を防止する方法、拷問された者を援助する方法に関して人権擁護者に対して訓練を行った。

「...その後、NGO 局から拷問防止プロジェクトの中止を命じる2009年8月17日付けの書簡が Odhikar に届いた。同書簡は2009年8月31日に届き、NGO 局による署名捺印がされた書簡には、内務省が反対を表明したことにより計画が中止されたと記されていた。計画の中止に関する政府からの事前通知はなく、また、正当な理由の説明もなかった。

「Odhikar は、政府による計画中止に異議を唱えるため、令状嘆願書 (No.6550) を提出した。2009年10月11日、バングラデシュ最高裁判所の高等裁判所部門は、政府に反対する規則を發布すると同時に、NGO 局の異議申立てを受けた命令の執行を停止した…」 [46d] (p29)

第8章：「治安部隊－超法規的な殺人」を参照のこと。

[目次に戻る](#)
[資料目録に進む](#)

超法規的な殺人

8.21 USSD の 2011 年報告によると、

「治安部隊のメンバーたちが数々の超法規的な殺人を犯した。警察、BDR、軍隊、緊急行動部隊 (RAB) は、時おり不当な死に至る暴力を行使した。

「政府はすべての治安関係者が犯した殺人の総件数を明かさなかった。政府は事件を調査するために包括的な手段を講じる打つということはなかった。メディアや地元の人権団体によると、刑事罰に至ったケースは1件も無く、政府が処罰した若干の例では、有罪を宣告された者は通常、行政処分を受けた。治安部隊のメンバーのほとんどは行為に対して罰を受けることがなかった。2004年、法務、司法、議会問題担当大臣は、RAB や警察の拘留下で十字砲火を受けて死亡する場合は、拘留中の死亡と見なすことはできないとの声明を出し、政府は RAB の高官の起訴については一切開示しなかった。

「メディアからの報告や、国内及び海外の人権団体や政府によると、RAB は前年の 68 人に引き続き、本年も 43 人を殺害したという。RAB のメンバーを含む治安部門の共同体は本年中に 8 人を殺害している。死亡者が出たのは、異常な状況下での殺人も含め、強制捜査中、逮捕中、及びその他の法的活動執行中、あるいは被告人の拘留中であった。政府はこれらの事件を表現するのに、しばしば「十字砲火」、「銃撃戦」、「遭遇戦」など、RAB や警察と犯罪者の集団との間の銃撃戦を特徴づける言葉を使用している。[2a] (セクション 1a)

8.22 Odhikar は 2012 年 1 月 7 日に発行した「2011 年人権報告書」の中で、以下のとおり述べている。

「超法規的な殺人は、バングラデシュの社会的、政治的状況の中にはびこっている。Odhikar が収集した情報によると、2011 年の 1 月から 12 月までの間に、法律執行機関による超法規的な殺人により 84 人が死亡した。総勢 84 人が法律執行機関による超法規的な殺人による死であると報告されたのが、現政府が政権を握っていた 2009 年 1 月 6 日から 2011 年 12 月までの時期に当たるにも拘らず、2011 年 1 月 26 日に内務大臣及び弁護士 Sahara Khatun は、これらの事件を糾弾する声明を出そうとし

53 この COI レポートの本文は、2012 年 8 月 31 日時点で入手できる最新の発行物を含んでいる。

なかった。そればかりか、彼女は「超法規的な殺人について何を言われようとも、法律執行機関としては、今後とも業務を続けていく。犯罪者たちは、法律執行機関の者が自己防衛で銃撃した時に死亡したものと思われる。」と述べた。[46f] (p58)

- 8.23 NGO の Ain o Salish Kendra (ASK)は、その 2010 年年次報告書の中で以下のとおり述べている。

記録によると、「十字砲火」「遭遇戦」における超法規的な殺人は、市民にとって常に安全を脅かす不安のタネである。ASK's Documentation Unit が制作したニュースレポートによれば、2010 年、様々な法律執行機関当局の者が、133 人が「十字砲火」で死亡したこと、及び 74 人が投獄中に死亡したことを認めた。拘留中の拷問や自殺についても報告されている。[109c] (p4)

(注：) Ain o Salish Kendra (ASK)は、1986 年に設立された、法律支援や人権問題に取り組む国立の団体である。当初は、専らダッカで公民権をはく奪された人々に無料で法律相談に応じていたが、20 年の間に同団体の目的と活動は法律相談の主要業務に加えて、調査活動、弁護活動、メディアへのキャンペーン、証拠書類の作成、訓練育成、訴訟の調査へと広がっていった。[109] (About Us)

- 8.24 2009 年 5 月 18 日に発行されたヒューマンライツウォッチの「処刑と拷問がある事実を無視して…」と題される報告書には以下のとおり記載されている。

「拘留中における殺人は従来から問題になっていたが、2004 年に準軍事的な法律の執行機関である緊急行動部隊 (RAB)が設立されて以降、みるみるうちに蔓延していった。RAB は、犠牲者たち (RAB が「指名手配中の犯罪人」または「最大の脅威」などと呼ぶ人々) が逮捕に際して抵抗した場合や、RAB と犯罪者グループの間で武力衝突が起こったときに彼らが十字砲火に巻き込まれて起きた正当性のある殺人、または偶発的な殺人であると当局者が主張する、いわゆる「十字砲火に巻き込まれての死亡事故」のように見える超法規的な殺人に手を染めるようになった。その後すぐ、警察もこれらの方法を採用するようになった。2004 年 6 月以降、警察、RAB、その他の治安部隊に殺害された者の数は 1,000 人を優に超えている。広く信じられているように、現実起きたこれらの事件の多くは拷問を受けていることが多く、処刑にほぼ等しい。[10d] (セクション II)

- 8.25 HRW の「2011 年世界報告書」は現状について以下のように述べている。

「2008 年 12 月の選挙のすぐ後に、アワミ連盟が率いる政府の高官たちは、不寛容な政策を実施し、超法規的な殺人を犯した者は裁判にかけることを約束したが、変化は全く起きなかった。2010 年、内務大臣や他の高官は、法律執行機関が法律違反を働いたことはないと断言した。緊急行動部隊 (RAB)、反犯罪、反テロの精鋭部隊などの法律執行機関の者は人を殺しても罰を受けることはなかった。RAB の高官たちは 2004 年の設立以来、少なくとも 622 人を殺害したと認めているが、報道声明では、犠牲者は、仲間である共犯者が先に部隊に砲火を向けたことに対する報復の「十

字砲火」により死亡したと主張された。内務大臣も、RAB の高官の殺人行為が自己防衛であったという主張を支持した。憂うべき展開の中で、警察は急激に RAB の超法規的な殺人の考え方を取り入れたようであり、最近の何百人もの殺人は、警察部隊によるものである。人権団体による調査では毎回、犠牲者たちが RAB によって拘留されている間に処刑されていることが明らかにされている。遺体にはしばしば拷問の跡が残っており、RAB による拘留から生還した者は、ひどい扱いや拷問を受けたことを繰り返し申し立てる者が多かった。国立人権委員会の議長は、2009 年 12 月、RAB による殺人の申立ては、独立した調査委員会によって調査することを勧めた。本稿執筆時点では、バングラデシュ政府はこの件について何も行動を起こしていない。また、RAB のメンバーのうち、拷問や殺人に関与した容疑で刑事上の処罰を受けた者はいない。[10e]

第 8 節：「拷問」を参照のこと。また、以下の「説明責任及び刑事免責」も参照のこと。

目次に戻る
資料目録に進む

法律執行機関における汚職

- 8.26 トランスペアレンシー・インターナショナル (Transparency International=TI)が、2006 年から 2007 年に実施した調査では、法律執行機関と取引のあった回答者の 64.5%が、賄賂の手段を使ったと主張している。[42a] (p34-36)

「告訴の方法」及び第 18 節：「汚職」も参照のこと。

目次に戻る
資料目録に進む

告訴の方法

- 8.27 The Daily Star は、2012 年 6 月 22 日付の記事の中で、以下のとおり報告している。

「バングラデシュ警察の説明責任に関する構造が脆弱であることは明白である。長期間にわたって内部の懲戒機構は崩壊し続けてきた。法廷は、事前策を打って、高官に説明責任を果たさせる役割を演じることはなかった。国家人権委員会が最近設立されたが、必要な力も強制力もない。対外的な説明責任は唯一警察に課されるものだが、バングラデシュには存在しない。外からの監視がなければ基本的に警察は自らを監視するしかない。被害にあった者は、虐待について警察に報告することを躊躇することも多い。それは、報復を恐れてであったり、単に本格的な調査が行われるとは信じていないためである。」[38a]

- 8.28 2009 年 5 月 18 日に発行されたヒューマンライツウォッチの「処刑と拷問がある事実を無視して…」と題される報告書には、警察が苦情を受理することを拒否した場合、個人が司法機関に直接訴えを起こせば、司法機関は該当する事案について独

55 この COI レポートの本文は、2012 年 8 月 31 日時点で入手できる最新の発行物を含んでいる。

自の調査を行う権限を有していると記載されている。[10d] (セクション III)。

- 8.29 2006年に、国連開発計画 (UNDP) の委託で行なわれた国民意識のベースラインに関する調査の結果、以下のことが明らかになった。

「回答者のうち、この12カ月の間に警察に犯罪事件を届け出た者の割合は極めて少数 (4~7%) であった。回答者の4分の3 (71~74%) は警察の対応に不満を感じている。回答者の約半数 (49~55%) が、警察に犯罪の報告を行う際の容易さや正確性に不満を持っている。警察に犯罪の発生を届け出る際の問題点として、以下の点が指摘された。(重要性の高い順に表示) : 警察から報奨金/賄賂 (金銭) を要求される。/ 警察官が多忙で時間の余裕がないため、聴取が行われない。/ 報告するための書式 (印刷物) や用紙 (カーボン複写) が用意されていない。/ 警察署に担当の職員が揃っていない。/ 苦情を申し出ようとする者に圧力をかけて訴えを取り下げさせようとする。/ 書式が複雑、あるいは理解できない。/ 警察が手続を不必要に複雑化させ、わざと遅延させる... 回答者の大多数 (82~83%) が、人命に関わる犯罪行為が行われる場合に警察に報告する (可能性が最も高い) と答えている。(報告する可能性が高いその他の) 犯罪は、身体的な拷問 (63%)、財産に関する犯罪 (57~63%)。(名誉に関わる) 問題・名誉棄損 (29~53%) が挙げられている。(通常、被害者が警察に報告しない) 犯罪の1つとして、女性に対する暴力が挙げられた。また、女性回答者の4分の3 (77%) が性犯罪も警察に報告しないと回答した。その他、被害者が警察に届け出ることを躊躇する犯罪は、「有力者」や警察自身が起こした犯罪、及び不必要な嫌がらせなどが挙げられている。「一般的」または「些細な」犯罪も届け出されないことが多い。[97a] (piii) (p51)

- 8.30 報告書はさらに以下のとおり付け加えている。

「(女性回答者は) 警察が偶然犯罪の現場に居合わせたりしない限り、犯罪について届け出ることほとんど、または全くない。男性の場合は... 極めて頻繁 (または頻繁) に警察署に自ら赴いたり、誰かを出向させる、電話や手紙、または警察官を事件現場に呼ぶなどの方法により、犯罪の発生を報告している。警察に届け出ない理由として最も頻繁 (あるいは頻繁) に挙げられるのは、警察に接触することに対する不安感や恐怖心、費用の問題または費用が発生することへ不安、警察から嫌がらせを受けることに対する恐れ、犯罪者からの嫌がらせの心配、名誉を傷つけられる心配、警察に対する不信感、警察が有効に機能するかの不安、共同体の人々や地区委員が問題を解決してくれた、中立の立場からの調査や法律による公平な保護が期待できない、及び裁判所に直訴したことなどであった。」 [97a] (piii)

- 8.31 この調査でインタビューに応じた警察官は、報告を受け取ってから犯罪現場に着くまでに平均23~26時間かかると試算した。[97a] (p52) 回答者の多くは、警察官は過密業務で、休みが十分に取れていないと答えている。しかしながら、大多数の者は、上司の用件に従事したり、儀礼的な役割、VIPの保護、あるいは報奨金や賄賂を受け取ることに時間を取られ、本来の業務を適切に行っていないことも自認している。[97a] (p64-65)

説明責任及び刑事免責

8.32 2011年1月24日に発行されたHRWの「2011年世界報告書：バングラデシュ」には以下のとおり記載されている。

「2010年、治安部隊のメンバーは殺人、拷問行為、非合法的な拘留に対する説明責任を回避するのが常であった。いくつかの法律条項を援用しつつ、刑事訴訟を始めよう政府の了承を求めることにより、検察側から治安部隊や他の公職に就くメンバーを首尾よく擁護しているのである。軍隊やと警察は、拷問に対する憲法上の保障や、バングラデシュ政府が拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約及びを批准しているにもかかわらず、拘留されている者に対して拷問や残虐かつ非人道的、人の尊厳を傷つける処罰を与えるのが常であった。政府は、数多くの拘留中の死亡の原因を調査しなかった。そして、バングラデシュ・ライフルズ国境警備隊から申し立てのあった反乱者の死に対して責任のある者が説明責任を果たすための訴訟はまずなかった。」 [10e]

8.33 USSDの2011年報告によると、「訴訟手続に時間がかかることや、報復のおそれがあることから、原告が警察を訴え、刑事裁判に持ち込むことは滅多にない。これが刑事免責の風潮を恒常化させているのである。」 [2a] (Section 1d)

目次に戻る
資料目録に進む

9. 兵役

9.01 1952年のバングラデシュ陸軍法には、強制的な兵役義務の導入の可能性が挙げられているが、バングラデシュでこれまでに徴兵制度が存在したことはない。(War Resisters International: Bangladesh entry, 1998年3月更新、2009年12月にアクセス) [13] 2005年7月14日付の国連の子どもの権利条約 (UN CRC)に関する「State Party Report」には、「バングラデシュの軍隊への強制的な徴兵について定める規定は存在しない」と記されている[52b]

9.02 子ども兵士徴用廃止を目指す連合 (the Coalition to Stop the Use of Child Soldiers)が発行した「2008年世界報告」(2009年6月15日にアクセス)によると、陸軍に志願できる最低年齢は16歳であり、海軍と空軍は17歳である。また、バングラデシュ国境警備隊やAnsarを含む準軍事的組織及び予備軍に徴用できる最低年齢は18歳である。[35] (Bangladesh narrative) 2005年7月に発行されたUN CRC報告書では、軍隊に新たに徴用された兵士は最初に基礎訓練を受けるため、18歳に達する前に実際の軍務や戦闘に投入されることはないと明記されている。[52b]

第24節「児童—信頼すべき出生登録制度の維持困難に関する証拠資料」を参照のこと。

57 このCOIレポートの本文は、2012年8月31日時点で入手できる最新の発行物を含んでいる。

目次に戻る
資料目録に進む

10. 非政府系武装集団による暴行

10.01 2011年9月に発表された Jane の「Sentinel Country Risk Assessment, Bangladesh」のエンゲゼクティブ・サマリーは、以下のとおり述べている。

「イスラム教は近年、ますますバングラデシュの政治を決定付ける役割を果たすようになってきている。バングラデシュにおいてイスラム政治が台頭した結果、治安状態は悪化した。バングラデシュ・イスラム教徒会議 (Jamaat-i-Islami Bangladesh: JIB : ジャマアテ・イスラミ・バングラデシュ) やイスラム統一同盟 (The Coalition of Islamic Unity : Islami Oikya Jote: IOJ)を含む BNP 主導の前政府 (2001～2006年) は、2005年8月17日に459か所に手製爆弾をしかけ、ほぼ一斉に爆発させて2人を殺害、100人以上を負傷させた事件に関与したジャマアテ・ウル・ムジャヒディーン・バングラデシュ (Jamaat ul-Mujahideen Bangladesh : JMB)のようなイスラム過激派組織を密かに支援するよう圧力をかけられていた。司法もまた、世俗主義の象徴であることから攻撃的となり、同年、ガジプル(Gazipur)とチッタゴンの裁判所が襲撃された。BNP は遅ればせながら JMB を厳しく取り締まり始めた。これにより JIB との間に緊張を生み出したが、政府は、テロ攻撃の首謀者を捕まえ、処刑することに成功した。しかし、2007年5月、3都市で3か所の鉄道駅がほぼ一斉に爆弾で爆破された。この襲撃は、JMB の活動家を再編成したと思われるザディード・アルカイダ (Zadid Al-Qaeda) と呼ばれる新しい組織によって起こされた。2009年4月、政府は声明を出し、国内で122の組織がテロ活動に関与していると述べた。これは、闘争者間の派閥争いが嵩じた結果である。2005年は、前年と同じ規模の攻撃は起きなかった。反テロリスト作戦が驚異的な功を奏し、JMB の主要メンバーの逮捕や活動の抑制に成功した。現行の AL 政府は、国内の反テロリズム機構を強化するとともに、海外との協力関係を深めて、イスラム主義の蔓延を取り締まることを目指した。最高裁判所は、宗教基盤を持つ政党を禁止し、憲法を世俗主義に回帰させようと試みたが、2011年6月の15回目の憲法改正でイスラムが国教に指定されたことにより覆された。しかしながら、憲法の前文から「アラーの神への絶対的服従と信奉」という文言を取り去ったことだけで、イスラム原理主義者による暴動を焚きつけるには十分だった」 [83b]

10.02 紛争管理協会 (The Institute for Conflict Management) の南アジアテロ・ポータル (SATP)は、2009年におきた出来事を対象とする「2010年におけるバングラデシュの評価 (Bangladesh Assessment 2010)」の中で、以下のとおり報告している。

「イスラム過激派による破壊活動が政府によって実質的に阻止されるとともに、バングラデシュは2009年に突如として政治的安定を迎えた。過激派組織は国中に様々な形で存在し続けてはいたものの、イスラム過激派によるテロ攻撃は2009年にはまだ記録されていない。ただし、バングラデシュ当局は引き続き左翼過激派とされる集団に対して警戒を強めているが、その警戒に相当するような、比較的暴力的な左

翼運動が国内で活発であるというような証拠はほとんどない。」 [59c]

- 10.03 南アジアテロ・ポータル (SATP)は、2010年の出来事を対象とする「2011年におけるバングラデシュの評価」の中で、次のとおり報告している。

「2009年1月6日の政権獲得以降、シェイク・ハシナ政権が始めた過激化抑制政策のプロセスは、2010年に至り、さらなる統合が相当程度進んだ。ダッカにおいては、国内のイスラム原理主義者過激派の支持層をコントロールすることに成功した。初期の急進派による左翼活動に的を絞り、断固として情け容赦なく攻撃し続けた...2010年に得た結果は劇的なものであったが、それとともに、慎重さを求める声も未だに聞かれる。JeI や JMB の残存能力は相当なもので、HuJI-Bなどは、国内で盤石の広がりを見せ、数多くの果敢なパキスタン人グループと、緊密な関係を保ち続けている。さらに、バングラデシュの政党による暴力的で破壊的な街頭動員による消耗は、数十年間の混乱時代の後に訪れた暫定的な安定期を崩壊させる潜在的な要因となる可能性を秘めている。バングラデシュは、この2年間で着実に、実に劇的な向上を果たしたが、政府が少しでも揺れると、また元の状況に帰すおそれがある。」 [59d]

- 10.04 The International Institute for Strategic Studies の武力衝突に関するデータベース（日付なし、2010年2月10日にアクセス）は以下のとおり述べている。

「過激派は、大学キャンパス内での暴力的なデモを含め、少数の小規模な事件に関与し、2009年中の死者は1人のみであった。86人が過激派が関与していない事件で死亡し、そのうち74人はバングラデシュ国境警備隊 (BDR)による反乱で命を失った。しかしながら、武力衝突は小康状態にあったものの、情報筋の報告では、イスラム原理主義者はバングラデシュ国内での活動を続けており、徴兵を行っていた。年間を通じて逮捕や治安作戦が行われ、イスラム過激派の「爆弾貯蔵庫」の捜索もそのひとつである。」 [116a]

- 10.05 紛争管理協会 (The Institute for Conflict Management) は、「2010年のバングラデシュに関する評価」の中で、以下のとおり報告している。

「2009年11月7日の報告では、国内で現在も活動を続けているという13の左翼過激派 (LWE) グループは次のとおりである。Purba Banglar 共産党、PBCP (Janajuddha)、PBCP (M-L Red Flag)、PBCP (M-L Communist War)、Biplabi 共産党、New Biplabi 共産党、Gono Bahini、Gono Mukti Fouz、Banglar 共産党、社会主義者党、Biplabi Anuragi、Chhinnamul 共産党、共産党 Communist Party and Sarbahara People's March。」 [59c]

- 10.06 南アジアテロ・ポータルのデータシート（2012年8月31日に更新）の報告では、2012年にはイスラム過激派を想起させる惨事は起きなかった。報告期間中に9人の左翼闘士（殆どが Purba Bangla 共産党分派及び the New Biplobi 共産党のメンバーである）と数人の一般市民が、主に治安部隊との遭遇戦で殺害された。 [59b]

59 この COI レポートの本文は、2012年8月31日時点で入手できる最新の発行物を含んでいる。

第4節「最近の動き」及び「Annex B」を参照のこと。

目次に戻る
資料目録に進む

11. 司法制度

11.01 憲法第 35 条(3)は「刑事告訴された者は、何人も法律により設立された独立不偏の法廷または裁判所において迅速かつ公開の裁判を受ける権利を有する」と規定している。また、第 27 条には「すべての国民は法の下に平等であり、法による保護を平等に受ける権利を有する」と規定している。[4]

11.02 米国国務省が 2012 年 5 月 24 日に発行した、「2011 年の人権問題に関する国別報告書」によると、

「法は司法の独立を定めているが、実際には、長年にわたって運用されてきた暫定規定は、下級裁判所を担当する執行部、裁判官の任命、及び司職に対する報酬に関して行政機関に責任を委ねている。2007 年から施行されている法は、司法を行政から分離するものであるが、[2011] 年を通じて効力を持ち続けた。

「表見上、司法と行政は分離されているにも拘わらず、政府当局が高等裁判所への任命を行なうとともに、伝えられるところでは、政府に反対する者の保釈や拘留に関する決定など、政治的な影響を受けやすい事件の司法決定に多くの影響を与えた。10 月 20 日、10 人の裁判官が AL が率いる政府に指名され、最高裁判所の高等裁判部への就任を宣誓した。最高裁判所弁護士協会は、選定は政治的なでっち上げであるとし、恒例の裁判官の祝賀会への参加を見合わせた。」[2a] (セクション 1e)

11.03 フリーダムハウス (FH)の報告書 Freedom of the World 2011 (2010 年の出来事を対象とし、2011 年 5 月に公表された) の注目するところでは「裁判制度は汚職を生みやすく、未処理の案件が溜まりがちである。公判前の拘留は長期に及び、弁護士がつかない場合も多い。困窮者は裁判所を通じて司法制度を受けることもできない。2009 年 8 月、政府は法制度への負担を軽減することを目的として、500 の農村地帯の地方公共団体に従来の裁判所以外で紛争を解決することができる小規模な裁判所を設置する取組みに着手した。[65c]

目次に戻る
資料目録に進む

組 織

11.04 ダッカ大学の経営学研究所による論文「The Structure of Judicial System in Bangladesh」(2010 年 2 月 18 日) は以下のとおり述べている...

「バングラデシュの現在の法制度は、200 年間におよぶイギリスによるインド亜大

陸統治に起源を負うところが多い。1887年の民法と、2007年に改正された1898年刑法が現在の裁判構造、特に民法、刑法両サイドの下級裁判の法的基盤となっている。バングラデシュの司法制度は、最高裁判所と下級裁判所の二つの部門からなっている...バングラデシュの最上位の裁判所である最高裁判所は、バングラデシュ人民共和国憲法第94条(I)の命令により設立された。それは二つの部門、すなわち上訴部門と高等裁判部門で構成されている。この二つの部門の役割は明確に区別されており、裁判官の指名も部門ごとに別々に行なわれる。

「高等裁判部門の裁判官は、高等裁判部門における少なくとも10年間の法律家としての経験を考慮に入れて指名される。指名は、裁判長が大統領との協議の上で行なわれる。

「バングラデシュの上訴部門は、裁判長及び他の上級裁判官で構成される。

「これ以外にも、様々な法律や条例に基づいて利用される裁判所がある。これらは主に特別な状況や案件に対して使用される。中でも特徴があるのは、労働裁判所、労働上訴裁判所、特別力法、特別裁判所、児童法、行政裁判所、合成上訴裁判所、村裁判所、海事裁判所、家族裁判所などである。」 [31a]

- 11.05 セーブ・ザ・チルドレンの2010年報告書「Stepping Up Child Protection」の中に以下のとおり記載されている。

「児童法 (the Children Act) では、専門の少年裁判所の指定を必要としている。また、16歳未満の容疑者が関係する事件を審理する際、専門の少年裁判所の手続に沿ったあらゆるレベルの裁判所が必要であるとしている。児童に『法廷内』あるいは児童にとって抵抗の少ない方法で証言をさせる共通したやり方はない。特に、児童の生存者が自らのデリケートな経験を公開裁判の場で陳述することは困難である。児童、特に女子児童は、弁護士から答えにくい質問を受け、恥ずかしい思いをすることもある。裁判所が児童の証人を保護することはない。そのため、しばしば加害者から脅迫や恫喝を受け、その結果、法廷に出頭しないこともある。また、裁判所が交通費を負担することはない。しかしながら、少年裁判所の制度や児童に対する特別法に精通した少年裁判所、法執務当局、弁護士、裁判官が少し存在する。1974年の児童法 (The Children Act) は、児童が大人と一緒に起訴されたり、裁判にかけられたりすることを禁じている。」 [19a] (p53)

- 11.06 アジア人権委員会 (The Asian Human Rights Commission : AHRC)は、2012年6月5日付けで発行した「バングラデシュ：児童の権利は法や少年裁判所制度と密接な関係にあるーバングラデシュにおける展望」の中で以下のとおり述べている。

「少年裁判所は国内に3か所設置されており、さらに4か所が検討中であるが、児童のほとんどが通常の刑事裁判所で手続を受けているのが現状である。そこでは、しばしば大人と一緒に裁判にかけられ、法廷代理人をたてることもない。現行法では、児童が裁判手続において自らの意見を表現する権利は明示的には認められてい

ない。児童が出頭しないまま裁判が進行することを許す法規則は、裁判に参加する権利、正当な法手続を受ける権利を侵すことにもなる。現行の少年裁判所では司法権に限界があり、重大な罪を犯した児童の事件を審理することができない。裁判制度に少年裁判を正当に処理する基盤が整っていない状況下ではあるが、この間、裁判所は法廷内で裁判手続を行ない、出頭者を児童と大人に分けて審理できるよう相当の努力を払ってきた。[66a]

11.07 セーブ・ザ・チルドレンの2010年報告書は、以下のとおり述べている。

「児童に対し『法廷内』あるいは子供にとって抵抗の少ない方法で証言をさせる共通したやり方はない。特に、児童の生存者が自らのデリケートな経験を公開裁判の場で陳述することは困難である...一般的に、司法には、必ずしも児童に対する配慮が足りているわけではなく、児童は取調べの段階で悩まされることになる。被害者や証人に対する保護がないため、児童とその家族が、裁判で組織的な犯罪ネットワークや影響力のある犯罪者に対抗することは難しい。」[19a] (p53)

第24節「児童供：少年司法」も参照のこと。

11.08 上訴裁判所の決定は、高等裁判所を含むその他全ての裁判所に対して拘束力を持つ。最高裁判所の両部門の裁判官は、憲法の規定に従って大統領により任命される。[バングラデシュ憲法(2010年3月15日にアクセス)] [4]

11.09 バングラデシュの民事裁判制度は英国を手本にしており(USSD Background Note、2012年3月) [2b]、1908年の民事訴訟法に基づき施行されている。裁判過程の迅速化、長期にわたる不必要な遅延の発生を回避するために、いくつかの改正が行なわれてきた。(The Daily Star、2005年7月16日) [38f]

11.10 USSDの2011年の報告書では、以下のとおり記載されている。

「犯罪の申立てに対しては、行政上及び司法上の救済が可能である。政府は民事裁判手続には介入しなかった。民事裁判制度において、汚職や外部からの影響は問題である。民事の紛争解決の選択肢として、国民に自分たちの事件を調停に上げさせる方法がある。政府筋によると、民事事件で調停の利用が普及して以降、裁判運営が迅速化した。公平かつ中立であるかどうかについての見極めは行われていない。個人や組織も人権侵害に対する民事上の救済を求める権利がある。しかしながら、民事裁判所制度は進行が遅く、手続が煩わしいため、訴訟を提起することを思い留まる者も多い。」[2a] (セクション 1e)

11.11 法律委員会(The Law Commission)が、1976年に設立された。この機関の役割は、もはや時代遅れとなった、または基本的人権との整合性が失われた法の廃止や改正、新法の制定、司法制度の近代化を図るための改革などを提言することが含まれている。この委員会の長には、退任した最高裁判所長官が就く。(バングラデシュの法律委員会(ウェブサイト)2010年3月15日にアクセス) [84]

目次に戻る
資料目録に進む

真実と説明責任に関する委員会

11.12 NGO の Ain o Salish Kendra (ASK)がその 2008 年年次報告書の中で触れているように、

『真実及び説明責任に関する委員会』が、2008 年の自主的開示への権利に関する法令 (Right to Voluntary Disclosure Ordinance 2008) に従って、[2008 年]8 月 3 日に設立された。この委員会は、市民が自らの不労所得について自主的な公開を行ない、その不労所得を委員会に預託することによって投獄を免除されるものである。委員会の任期は、2009 年 1 月 2 日までと設定された。11 月までに、政府高官や中堅の財界人をはじめとする 389 人ほどの人々が自主的な開示を申請した。同人らのうち 259 人が、27.79 カロール (2 億 7,790 万タカ) に上る既出の収入源以外の資産を所持していると認められ、14.46 カロール (1 億 4,460 万タカ) が国庫に預託された。しかしながら、高等裁判所は 11 月 13 日、公共の利益を求める訴訟において、当該法令、委員会の設置及びその機能の全てが違法であり、憲法に反すると判決を申し渡した。裁判所は、法律に違反した者に裁判を受けさせることなく、司法機関を介すことなく責任を免除しているとして、同委員会の存在が違憲であるとする意見を述べた。裁判所の命令を請願した者は、同委員会による私的な審理の実施、自らが有罪であることを示す証拠に依拠する私有財産の没収を認める法令の条項は、憲法第 35 条が定めるところの公平な裁判による保護に違反すると考えている。[2008 年]11 月 16 日、上訴部門は高等裁判所の命令を 1 か月間延期させ、その間、同委員会の活動を認めた。しかしながら、同委員会は高等裁判所の命令が出る前に全ての審理を終え、命令に従ってただ行政上の機能を発揮するだけに留まった。」[109a] (第 6 章)

目次に戻る
資料目録に進む

非公式の司法制度：村の裁判所及びシャリシ (Shalish)

11.13 国連開発計画 (UNDP) が発行した 2002 年の報告書 が触れているとおり、すべての紛争のおよそ 3 分の 2 が正式な裁判所には持ち込まれておらず、地元の指導者や村の裁判所によって解決されたか、未解決のまま放置されている。シャリシ (またはグラメン・シャリシ: Grameen Shalish) と呼ばれる地元の伝統的な仲裁機関が紛争解決のための代替手段を提供する。この機関は地元コミュニティの指導者で構成されており、同人らが個人的、または集団で仲裁と紛争解決のための協議を行う。1996 年に 2 つの県で行なわれたシャリシに関する調査の結果、取り扱われる紛争の大半が、家族法、慰謝料、再婚、花嫁持参金、及び土地の所有権に関する案件であったことが示されている。UNDP が発行した 2002 年の報告書によると、調停を通じて和解に至る選択は、特に女性や貧しい人々に好まれるという。[8b] (p91-100) シャリシは、法的に刑事事件を裁くことはできない。刑事訴訟はすべて、刑事訴訟法または議会を通過した具体的な法律によって規制されなければならない。(UNB、2009 年 3 月 20 日) [39m] 村の裁判所は民事と刑事の両方を取り扱う。これらの裁判所は証人を召喚する権限を持ち、侮辱罪に対して罰金を課すことができる。村の裁判

63 この COI レポートの本文は、2012 年 8 月 31 日時点で入手できる最新の発行物を含んでいる。

所で裁判を行うのは、「ユニオン（行政村）議会」（バングラデシュに 4,448 か所ある地元の政府当局）の議長と議員であり、彼らは通常、地元の共同体における有力者である。ただし、村の裁判所は外部から影響を受けやすい。そうした影響を与えるのは、地元の政治的指導者、自治体の指導者、富裕層、その他村の有力者と言われており、村の裁判所は通常、地元の警察と連携関係して機能する。[8b] (p91-100)

[目次に戻る](#)
[資料目録に進む](#)

独立性

11.14 憲法第 94 条(4)は「この憲法の規定に従い、司法長官（最高裁判所所長）及びその他の裁判官は独立した立場で司法上の権能を行使するものとする」と定めている。また、第 96 条は「憲法に定める理由以外の理由で裁判官を解任することはできない」と規定している。[4]

11.15 アジア人権委員会(AHRC) は「2009 年のバングラデシュにおける人権状況 (The State of Human Rights in Bangladesh 2009)」の中で、以下のとおり報告している。

「バングラデシュ政府は、国連人権理事会への加盟のための再選挙申請の一環として行われた国際社会への誓約を含め、司法機関が行政から分離され、独立した立場で機能すると公式な声明を公表している。しかしながら、同政権は 2009 年に刑事訴訟法を改正し、適切と思われる行政裁判官 (executive magistrates) に裁判を恣意的に引き継ぐことができるようにしたため、特に国家が犯したと疑われる人権侵害の事件に関して、司法機関の独立という概念が大いに侵害されている。」 [66b] (p63)

11.16 AHRC は、「2010 年のバングラデシュにおける人権状況」の中で、以下のとおり報告している。「遂行計画、人的資源、高潔性、事件の裁定と言った裁判所の運営面に關し、司法は独立性を享受しているとはいえない。さらに、司法能力の点でも、多くの裁判官の間で法の掟を支えるという責任感が欠落していることは深刻である。」 [66d] (p40)

11.17 NGO 団体である Odhikar は 2012 年 1 月 7 日に発行した「2011 年度人権報告書」の中で以下のとおりコメントしている。

「2007 年 11 月 1 日に司法が行政から独立してから 4 年経ったが、政府は、人々が司法の独立により真の利益を享受するために必要な補助的役割を何も提供していない。1999 年 12 月 2 日、司法と行政の間で権能を分離する憲法上の必要性から、最高裁判所は政府に対して下級裁判所を政府の直接管理から切り離し、最高裁判所の監督と運営の下に置いて、その独立性を確保するように指示した。しかしながら、下級裁判所、特に司法担当の司法官をバングラデシュ政府の行政機関から正式に分離することは 2007 年 11 月 1 日までは実現しなかった。現在これらの裁判所や法廷で執務している司法官は、その時からほとんど何も変わっていない...

「この点に対し、数多くの最高裁判所が判断を下したにも拘わらず、政府はまだ司法の分離に関する 12 項目の指示を実施しきれていない。転任や配置については、まだ法務省が進めている最中であるため、切り離された事務室はまだ存在しない...

「行政が司法に対して指揮を失う結果に直面しないように意図的に判断は遅延され、政府が分離の判断を下すまでに 8 年もかかったと多くの人々が指摘した。[46f] (p125)

[目次に戻る](#)

65 この COI レポートの本文は、2012 年 8 月 31 日時点で入手できる最新の発行物を含んでいる。

資料目録に進む

公正な裁判

- 11.18 ワシントン DC にあるバングラデシュ大使館のウェブサイト（2006年10月8日にアクセス）で触れているとおり、「政府は貧しい訴訟当事者に法的な支援を提供する目的で 61 の県の裁判官により主導される法律支援委員会を設立した。これらの県レベルの委員会は、国家法律支援委員会の下で作業を進めている。」 [85a]

第 11 節「司法」も参照のこと。

- 11.19 USSD による 2011 年報告は以下のとおり述べている。

「法律は被告人に対し、弁護士を代理人に付ける権利、また起訴資料を閲覧する権利、証人の召喚または質問を行う権利、判決を不服として上訴する権利を有すると規定している。判決は陪審員ではなく裁判官により下され、また裁判は公開で行われる。実際には、被告に国選弁護人がつくことはあまりない。被告人は無実の推定を受け、上訴を行う権利を有し、出廷する権利、政府が提示する証拠を閲覧する権利を有する。国家人権委員会によると、裁判にかけられた事件の 90% が有罪判決を受けなかった。

- 11.20 同報告書はさらに、「汚職と未処理事件の累積が司法制度の障害となっている。通常、裁判に長期間にわたり、証拠の改ざん、被害者への恐喝、及び証拠の逸失のために多くの者が公正な裁判を受けることができない状況にある。人権オブザーバーは、年間に提出された多くの事件で、裁判官、弁護士、裁判所職員が被告に賄賂を要求したと述べている。」と報告している。 [2a] (セクション 1e)

- 11.21 アジア人権委員会(AHRC) は、「2009 年のバングラデシュにおける人権状況」の中で、以下のとおり報告している。

「バングラデシュの刑事司法制度では公正な裁判を行ない、国民に正義をもたらすことはできない。法の支配を確立するために、まず、国は直ちに、いかなる恐れも不正操作も受けることなく有効に苦情を訴える仕組みを国民に平等に提供することができるようになる必要がある。刑事上の取調べは効率的かつ公平で、通常の警察業務から独立した立場で行なわれることが求められる。検察機関は独立した立場であり、かつ不変でなければならない。現在のように、政権を握る政党いかに解雇と採用が行われる状況は改められなければならない。司法機関の様々な部門で働く裁判官は自身の能力や法的技術を発揮するとともに、十分な資源の援助を受けられなければならない。」 [66b] (p65)

目次に戻る
資料目録に進む

司法機関における汚職

この COI レポートの本文は、2012 年 1 月 22 日時点で入手できる最新の発行物を含んでいる。 66

- 11.22 アジア・リーガル・リソース・センター(ALRC)は、2010年2月に発行した「政治—バングラデシュにおける汚職問題の核心: 司法統治への影響に関するの実証的実験」の中で、以下のとおり述べている。

「バングラデシュの司法機関で行われる汚職の形態がどのようなものであれ、汚職の発生源、展開及び実践などの点で政治的要因が大きな部分を占めている。政府は、全体的アプローチからそうした問題に取り組み、これ以上の遅れを生じさせることなく、現存の制度に対して徹底的な改革を実行しなければならない。バングラデシュの下級裁判所は、現体制下では有用な制度としてはまだ発展途上にあり、これは国家機関の行政部分から法的に分離した場合であってもいうことができる。下級裁判所は国家の機関の中で最も軽視されてきた機関の1つであり、最低限の設備しか備わっていない。法の支配を維持し、法と秩序を保ち、基本的人権を守るため、国家機関の間で強力な抑制と均衡の制度を築くため、司法機関を直接的かつ速やかに脆弱な状況から抜け出させなければならない。」 [76a] (p111)

第12節「逮捕及び拘留—保釈金」も参照のこと。

- 11.23 上記のALRCの発行物では、以下を含む複数の問題領域に焦点が当てられている。

1. 地元の有力者や既得権益のある者は、相手に司法手続の知識がないことを良いことに、自身の個人的な利益と引換えに日常的に人から搾取することが可能である。
2. 無実の者が虚偽の事件において、特に事件に反論した場合、政治指導者や活動家の犠牲になる。
3. 警察からの嫌がらせが延々と続く可能性があるため、人々はあらゆる手段を使って警察署に事件を届け出ることを回避しようとする。
4. 警察は政治的配慮、あるいは金銭的要求を拒否されたことを理由に、事件の真実を記録しない。 [76a]

- 11.24 アジア人権委員会 (AHRC)は、「2009年のバングラデシュにおける人権状況」の中で以下のとおり報告している。

「犯罪捜査のあらゆる場面で様々な汚職が見受けられる。警察は、取り調べや裁判事件の中で起こる汚職で大きな役割を果たしている。警察署で刑事事件に不服を申立てることは困難である。また、管轄権がある下級裁判所で不服を申し立てるのも難しい。提訴から事件処理に至るまでのあらゆる場面で、決まって裁判所職員が賄賂を要求してくる...容疑者が逮捕されてから常に24時間以内に最寄りの下級裁判官に出廷するとは限らない。司法案件でも最も汚職が起きやすい領域は保釈の場面であり、それは利害関係者の大半が直接、間接を問わずに関与しているからである。裁判所は自白を記録する所定用紙について厳密な法的手続を守っていない。 [66b] (p31)

第18節「汚職」を参照のこと

- 67 このCOIレポートの本文は、2012年8月31日時点で入手できる最新の発行物を含んでいる。

[目次に戻る](#)
[資料目録に進む](#)

12. 逮捕及び拘留－法律上の権利

第8節「恣意的な逮捕及び拘留」、第15節「野党勢力及び政治活動家」も参照のこと。

予防的拘留及びその法定枠組み

12.01 ヒューマン・ライツ・ウォッチ (HRW)はその2009年5月18日付報告書の中で、以下のとおりコメントしている。

「将来起こり得る潜在的な犯罪行為を予防する目的で人から自由を奪う権限を当局に付与する法律が、英国による植民地支配の時代以降、インド亜大陸に普及していた。犯罪を実行していない状態にあるため、これらの法律は有罪であることが判明するまでは無罪の推測を受ける権利（疑わしきは罰せず）、及び恣意的に拘留されない権利に抵触する。」 [10d] (セクション V)

[目次に戻る](#)
[資料目録に進む](#)

刑事訴訟法 (CrPC) : 第54節

12.02 CrPC 第54節は、警察官に対し、「裁判官の命令または令状がなしに…審理されるべき犯罪行為に関与した者、合理的な訴えを申し立てられている者、または不法行為に関与したことを示す信用できる情報が得られている、もしくは合理的な疑いが存在する人物…」を逮捕する権限を与えている。CrPC 第54節は、逮捕が行われた段階で遵守されるべき特定の手続を定めている。例えば、被告人は24時間以内に裁判官の前に出頭しなければならない。警察が容疑者の拘留期間の延長を必要とする場合は、事前に裁判官の許可を得なければならない。しかしながら、これらの防御策が存在しているにもかかわらず、第54節は、警察がいかなるときでも、具体的な理由もなく誰でも逮捕することができる権限を認めており、バングラデシュの法律体系の中で最も乱用されやすい条項の一つとされている。(Canadian IRB、1998年9月) [3b] (p4)

特別権限法 (SPA)

12.03 1974年に制定された「特別な権限に関する法律 (SPA)」は政府に対し、正式な容疑や具体的な訴えがなくても、「詐害行為」が行われることを防止する目的でいかなる者についても最長30日間拘留する権限を与えられている。詐害行為とは、「国家の国内の治安、一般秩序あるいは国家の経済的あるいは財政的利益に関わる主権または保護を…を毀損しかねない…あらゆる行為」のことを指すと広く定義されてい

る。」(Canadian IRB, 1998) [3b] (p5)

第33節「雇用権」を参照のこと。

- 12.04 米国国務省が2012年5月24日に発行した「2011年の人権問題に関する国別報告」によると、

「法は、裁判所からの命令や令状がなくても、犯罪行為を行った容疑者を逮捕することができるとしており、政府は、通常この様な法令を利用することができるとしている。政府や地方裁判所は、国家の安全を脅かしかねない行為を予防するために30日間の拘留を命ずることができる。しかしながら、当局はこの期間を超えて拘留を行っている。裁判官は被拘留者に対して拘留の根拠を知らせなければならず、諮問委員会は拘留から4ヶ月が経過したで拘留されている者の事案を検討しなければならない。被拘留者は上訴権を有している。」

「ASK及びメディア各媒体が概算するところ、当局は通常、1日に2,000人以上の逮捕者を出している。逮捕された者の大半は、1、2日で解放されたが、しばしば、賄賂の支払いと引き換えであった。」 [2a] (セクション 1d)

- 12.05 HRWの2009年5月18日付け報告書で触れられているとおり、諮問委員会は、拘留開始から120日が経過した時点、及びその後6ヶ月が経過するごとに被拘留者の事件を検証するよう要請される。この組織は、高等裁判所の裁判官の資格を有する者2人と共和国の公務に携わる高官1人から成る。会議の前に実施される手続は機密事項になっている。 [10d] (セクション V)

- 12.06 2009年5月18日付けのHRWの報告書は、以下のとおりコメントしている。

「裁判所の記録によると、1974年から1995年3月までに拘留に関する申立てを行うために最高裁判所の高等裁判部に持ち込まれた1万372件の人身保令状(habeas corpus writs)のうち、裁判所が有効であると認めた拘留は9%にも満たなかった—このことは、この法律が歴史的に見ていかに悪用されてきたかの証左である。しかしながら、最高裁判所が同法とその適用について再三非難を繰り返してきたにもかかわらず、行政機関はこれを無視し、ほとんど何も措置を講じてこなかった。それどころか、行政機関は釈放の命令を無視し、裁判所に対し、法廷に対する侮辱罪に関する訴訟手続を開始するよう強要することすらあった。」 [10d] (セクション V)

[目次に戻る](#)
[資料目録に進む](#)

審理前の拘留

- 12.07 2011年のUSSDの報告書は以下のとおり記録している。

「刑事事件で起訴されたほとんどの拘留者には、弁護士を付けることを要求する権

69 このCOIレポートの本文は、2012年8月31日時点で入手できる最新の発行物を含んでいる。

利が許される。政府が国選弁護士をつけることは稀であり、被拘留者への法的支援プログラムもわずかしかない。政府が財政的支援を行っている法的支援プログラムにはわずかな資金しか集まらず、また、この年は当該プログラムを拡大するための努力は行われなかった。国選弁護士が顧客と面会するのは、法廷で正式に起訴された後であり、いくつかの事件では最初の逮捕から数週間または数か月が経過していた...」

「恣意的で長期間に及ぶ審理前拘留は引き続き問題となっている。民事、刑事併せて推定 200 万件の事件が未処理となっている。国際刑務所研究センターによれば、2008 年末の時点で刑務所に収容されている者の 70% 近くが審理前拘留を受けていたとされている。」 [2a] (セクション 1d)

第 8 節「治安部隊－恣意的逮捕及び拘留」を参照のこと。

目次に戻る
資料目録に進む

保 釈

12.08 2011 年の USSD の報告書は以下のとおり報告している。

「通常法廷では保釈制度が機能している。例えば、暫定政府の下で告訴されたほとんど全ての職員及び元職員には、裁判所が保釈を認めている。ただし、政治色を有する場合は、この制度の適用の速度を緩めた。さらに、刑事訴訟法に違反した者の保釈については刑事総長が最終決定を下すことになっている。」 [2a] (セクション 1d)

12.09 ALRC は、2010 年 2 月に発行した「政治－バングラデシュにおける汚職問題の核心：司法統治への影響に関する実証的研究」の中で、以下のとおり述べている。

「バングラデシュの司法制度の中で最も汚職が横行し、様々な物議をかもし領域は、告訴された者に対する保釈問題である。保釈は権利として認められており、逮捕された者、あるいは自首した容疑者から保釈を求められた場合、裁判所は保釈の要請を却下することはできない。残念ながら、弁護士たちは全体的に、保釈が許されるような事件で逮捕された顧客に多額の費用を要求する傾向がある。彼らは、顧客にかけられた容疑に対する裁判所の考え方について否定的に詳細に説明する。弁護士たちは担当裁判官や下級判事の名前を語って金銭を受け取る。弁護士はその活動に信頼感を持たせるため、顧客の面前で裁判所に対し長々とした不必要な書類を提出する。

「警察に逮捕されるか、拘留された際、あるいは裁判所から容疑者に対して逮捕状が発付されると、ただちに保釈の問題が持ち上がる。多くの事件では、保釈が適用される場合でさえ、被告人やその親族は費用がいくらかかっても保釈を得ようとする。これにつけこんで、地元の有力者、政治的指導者、弁護士、及び司法役人が多額の金銭を溜め込むことができる。 [76a] (p39)

この COI レポートの本文は、2012 年 1 月 22 日時点で入手できる最新の発行物を含んでいる。 70

- 12.10 アジア人権委員会 (AHRC)は、「Bangladesh: Rights of the Child come into contact with Law and state of Juvenile Justice system- Bangladesh perspective」(2012年6月5日)の中で、以下のとおり述べている。

「児童法第48節の下では、たとえ保釈が認められない罪についても、警察官は児童に対して保釈を認める権限を有する。ただし、実際にはこの権限は減多に使われることはない。報告によると、その理由は、警察官が法律を知らないか、親元を辿るすべを持たないためである。児童法第49節は、児童が保釈により解放されない場合、警察署の担当警官は裁判所に連れて行くまでの間、その児童を安全な場所に留置しなければならない。児童に対する保釈に特段の配慮がなされていないため、あるいは、保釈を認めるための要件が大人と同じであるため、大抵、親たちが手続を怠ってしまい、児童は逮捕の記録がないまま拘留を受け続けてしまう。審理前の拘留期間には期限が設定されていないので、裁判所が事件に判決を下す日まで、児童は悩みながら待ち続けるしかない。」 [66a]

第24節「子供—少年司法」を参照のこと。

目次に戻る
資料目録に進む

13. 刑務所の環境

- 13.01 ロンドンにある国際刑務所研究センター (The International Centre for Prison Studies=ICPS) は、この機関が発行する「刑務所ブリーフィング (Prison Brief)」(2011年5月7日にアクセス) の中で報告しているところでは、国内の刑務所行政機関によると、2010年12月31日の時点での受刑者の総数はおよそ6万9,650人であるのに対し、国内に存在する67の刑務所の公式収容可能人数は2万9,240人しかない。ICPSは、審理前拘留及び再拘が適用された服役者は全体の69%に当たると指摘している。 [78a] 2008年7月26日のThe Daily Starは、受刑者の数は8万7,011人だと伝えた。2008年7月の時点でダッカ中央刑務所に収容されていた受刑者の数は9,000から1万人ほどであったが、実際の収容可能人数は2,600人に過ぎない。このため、受刑者は交代で就寝し、長蛇の列を作って風呂やトイレを使用することを余儀なくされている。 [38q] バングラデシュ刑務所総局は、国内の刑務所に収容可能な受刑者の数は2万7,368人であるのに対し、2009年2月28日時点で実際に収監されていた者の数は7万5,521人に上っていると伝えた。 [112a]

- 13.02 NGO 団体である Odhikar が 2012 年 1 月 7 日付けで発行した「2011 年人権報告書」によると、

「...バングラデシュには67の刑務所があり、うち1件が女子刑務所である。刑務所は極めて過密状態であり、不正行為と汚職に対する疑惑が続いている。入所者の収容可能人数は2万9,450人のままであるが、実際には6万9,850人が収容されている。部屋は狭くて湿っている。衛生状態は劣悪で換気も不十分であるため、状況は日々

71 この COI レポートの本文は、2012年8月31日時点で入手できる最新の発行物を含んでいる。

悪化している。受刑者は、不健康な環境、劣悪な食事、医療設備の不足などが原因で様々な病気にかかりやすくなっている。毎年、治療が行き届かず、劣悪な環境での生活を強いられたことが原因で死者が出ている。2011年、母親と一緒に入所していた女兒が刑務所内で死亡した。ダッカ中央刑務所の収容可能人数が2,700人であるのに対し、1万人が投獄されている。女性の収監能力は134人だが、約600人の女性と50人の子供が入所している。この刑務所には、80床のベットを備えた病院があるが、7月には200人が入院していた。バリサル（Barishal）中央刑務所は収容可能人数が633人であるのに対し、1,240人もの受刑者が押し込まれている。」[46f] (p87)

- 13.03 2011年12月31日時点で女性の受刑者は総数の3.4%を占めた(ICPS、日付なし)[78a] 2012年5月24日に発行された米国国務省「2011年の人権問題に関する国別報告書」(USSD 2011)によると、「法は、女性（通常は強姦被害者、人身売買、家庭暴力の被害者）を収監することを禁止している。しかし、実際には、そのような者に対して職員は必ずしも別の設備を提供してはいなかった。Odhikarによると、2,402人の女性が投獄されていたとのことである。」[2a] (セクション1c)

- 13.04 NGO 団体である Odhika は 2012 年 1 月 7 日付の「2011 年人権報告」の中で以下のとおり触れている。

「2011年10月1日現在、法及びに高等裁判所の判決・命令に違反して、21人の子供たちが収監されている。一方で、青少年開発センターでは157席が空席のままになっている。2010年10月26日、高等裁判所の M Imman Ali 裁判官及び Obaidul Hassan 裁判官は職責で規則の聴聞を行った後、*suo moto* を発行し次のように言い渡した—収監されている16歳未満の児童は、そこで違法かつ権限のない拘束を受けているのであるから、直ちに刑務所から出さなければならない」。さらにこう続けた—我々は繰り返し述べるが、裁判官が留意していなければならないことは、児童がいかなる環境下にあっても、裁判係属中に収監されてはいけないということだ。安全な家、拘留の家、その他適切な場所を提供するのは社会福祉省 (the Department of Social Welfare) の責任である。少しは彼らが拘留されるのであろうか」 [46f] (p88)

第24節「児童—少年司法」を参照のこと。

- 13.05 USSD の 2011 年の報告が以下のとおり言及している。

「刑務所制度の状況は、過密状態、劣悪な設備や衛生状態がたり、服役者の生命を脅かす状況にある。人権オブザーバーが述べているが、このような劣悪な状態が拘留中の死に影響している。Odhikar によると、年間105人が服役中に、140人が警察や治安部隊による拘留中に死亡した。これと比較して、2010年の値は、それぞれ46人、109人であった。

「...刑務所の収容者全体のうち、被拘留者の約3分の1が有罪判決を受けた者であり、残りの者は裁判を待っている状態か、取り調べのために拘留されている。莫大

な数の未処理事件が存在するため、裁判を待っている者は、しばしば自身が受けた有罪判決の最長の刑期を超える期間を刑務所で過ごすことになる。ほとんどのケースで、服役者は過密状態の中で交代で就寝しており、浴場設備も十分に整っていない。刑務所内の状態は同じ建物の内でも大幅に異なり、部屋が暑い、換気が悪い、人が多過ぎることなどに悩まされる受刑者もいれば、「仕切りのある」管理棟で、例えば家族との面会が頻繁に許されていたり、身の回りの世話をするスタッフが揃っていたり、より良い状態にいられる受刑者もいる。受刑者はすべて医師の診察を受けたり、水を手に入れたりする権利がある。人権団体やメディアが主張するには、多くの受刑者はこれらの権利を享受していないし、水が手に入っても飲み水としては使えないことが多い」 [2a] (セクション 1c)

13.06 USSD の 2011 年の報告には、以下のとおり述べられている。

「政府は、赤十字国際委員会 (the International Committee of the Red Cross) などの独立した立場にある人権監視機関が刑務所を訪れることを許可していない。政府が任命した署名な民間人による委員会が刑務所の所在地域ごとに設置され、刑務所の監視活動を毎月行っているが、彼らの調査結果はまだ公表されていない。年間を通じて、刑務所制度を改善する動きがいくつか見られた。 [2a] (セクション 1c)

目次に戻る
資料目録に進む

14. 死刑

14.01 アムネスティ・インターナショナル (AI) の 2012 年版年次報告書 (2011 年の出来事を対象とし、2012 年 5 月 24 日にリリースされた) に触れているように、バングラデシュは、死刑制度を維持している。この報告書によると、少なくとも 5 人に対して死刑が執行され、49 人以上が死刑判決を受けている。 [7a] アムネスティ・インターナショナル (AI) の 2011 年版年次報告書 (2010 年の出来事を対象としており、2011 年 5 月 13 日にリリースされた) では次のように述べている。「建国指導者であるシェイク・ブジマル・ラフマンを殺害した容疑で、1975 年の 1 月に 5 人が有罪判決を受け、死刑が執行された。この性急な刑の執行 (最終判決から 24 時間も経っていない) は前代未聞のことである。通常のやり方とは異なり、裁判所が最終判決を下す前に、彼らのうちの 3 人が提出した恩赦嘆願書が大統領によって却下された。他の 4 人は 9 月 15 日に 3 ヶ所の拘置所に別れて死刑を執行された。」 [7e]

14.02 ハンズ・オフ・ケイン (Hands Off Cain) はイタリアの NGO であり、世界中の死刑制度を廃止させる取組みを行っているが、同組織のバングラデシュに関する国別報告書 (2010 年 6 月 11 日にアクセス) の中で、以下のとおり述べている。

「バングラデシュでは、[2002 年の法律と秩序を乱す行為に関する法律 (the Disruption of Law and Order Offences Act) の下に設立された迅速な審理を行う法廷 (Speedy Trial Tribunals)] が導入されたことにもない、死刑を宣告される事件が著しく増加している。法律・司法・議会省の公式な情報によると、国内に存在する

73 この COI レポートの本文は、2012 年 8 月 31 日時点で入手できる最新の発行物を含んでいる。

迅速な審理を行う法廷は、2002年10月の設立から2005年6月30日までの間に、全部で650件の事件を取り扱った。これらの法廷では311人に対して死刑が言い渡された。これに対し、2001年から2005年6月30日までに国内の法廷裁判官による裁判で死刑が言い渡されたのは123人のみであった。バングラデシュが独立してから2001年までに様々な裁判所において総勢221人に対して死刑判決が言い渡された。これに対し、2002年には80人に対して死刑が言い渡され、2003年には162人、2004年には112人、2005年(6月30日まで)に80人に対して死刑が言い渡されているという。情報筋によると...2005年6月30日、法律・司法・議会省は死刑が言い渡され、国内の刑務所に収監されている者の数は655人であると伝えた。死刑囚を収容する部屋は独房であることが原則とされているにも関わらず、政府は53室しか用意していなかった。バングラデシュでは、事実上3年間の死刑の停止の後、2001年から刑の執行が再開されている。その年の2月から3月までの間に2人、さらに11月にもう1人に対して死刑が執行された。2002年には1人に対して死刑が執行され、2003年には3人が死刑を執行された。2004年には少なくとも13人が絞首台に送られ、2005年には5人以上、2006年には4人以上、2007年には6人以上がそれぞれ絞首台に送られた。2008年12月18日、バングラデシュは国連総会において、死刑の適用の一時的禁止に関する決議 (the Resolution on a Moratorium on the Use of the Death Penalty) に反対票を投じた。」 [73a]

- 14.03 バングラデシュでは、殺人、煽動、及び麻薬の売買などの犯罪に死刑を適用している。1998年3月、バングラデシュの内閣は人身売買や強姦など、女性や児童に対する犯罪に死刑を適用することを承認した。1997年にはハイジャックや妨害工作も死刑の適用対象になった。(Hands Off Cain) [73a] 2002年、酸襲撃についても死刑の適用が可能になった。(女性差別撤廃委員会 (CEDAW) への締結国による報告書、2003年1月3日付) [47a] (p20) 2008年3月、暫定政府はテロ行為で有罪判決を受けた者に対する最高刑を死刑と定める規定を含む反テロ法令を承認した。2010年2月14日現在、5人のまでに死刑が執行されており、25人が死刑宣告され、1,020人が死刑囚用の独房に入っている。(Hands Off Cain) [73a]
- 14.04 Death Penalty Worldwide が、the Death Penalty Worldwide database – Bangladesh,の中で、以下のとおり述べている。

「バングラデシュの上級裁判所は、最高裁判所の高等裁判部門と上訴裁判部門である。死刑宣告は the Court of Session to the High Court Division から提出される。上訴裁判部門は高等裁判所からのすべての上訴を聴取する権限を有し、高等裁判所が死刑を宣告した時に、上訴が法的に正当な権利として扱われた。

「刑事訴訟法は、死刑の執行に行政官の承認を必要としないと定めている。死刑判決の執行に対する行政上の大きな障害となるのは、憲法が付与し、刑事訴訟法及び刑法が規定するところの特赦権である。死刑を宣告された個人が大統領に対し恩赦を請願する。さらに政府 (議会あるいはその他の行政機関を指す場合もある) が死刑宣告を減刑することがある。」 [29a]

目次に戻る

資料目録に進む

15. 政治的連携

第16節「言論及び報道の自由」及び第6節「政治制度」も参照のこと。

政治的表現の自由

15.01 米国国務省が2012年5月24日に発行した「2011年の人権問題に関する国別報告書：バングラデシュ」(USSD 2011)の中に記載されているとおり、「憲法は、国民が平和な方法で政府を変革する権利を規定している。そして、国民は、公平な選挙権に基づいて実施された定期的で自由公正な選挙を通じて、実際にこの権利を行使した。」**[2a] (セクション 2a)**

15.02 同報告書はさらに続けて、

「野党は、一年中議会をボイコットし続けたが、議席を維持するのに必要な手続きを履行するため、特定の日数は議会に戻った。彼らは、自分たちが議会に戻る代わりに、野党の取扱いを公正にするよう議長と与党の法律制定者に要求した。議会は、野党の参加のもとに第1会期中に全部で48の常任委員会を結成した。野党の議員は議会を欠席しながら、常任委員会には引き続き出席した。」**[2a] (セクション 2a)**

15.03 国境なき記者団が2010年6月7日に報告したところでは、「2010年6月5日、The Bangladesh Telecommunications Regulatory Commission がインターネット・サービス・プロバイダー各社に、フェイスブックへのアクセスを修復するよう指示した。これは、ソーシャル・ネットワーキング・ウェブサイトが、聖人モハメッドの漫画やバングラデシュのある政治家の漫画を法律違反と見做し、その撤去に同意したことによる。」**[89a]**

15.04 USSD 2011 の記録では、

「国民は一般的に政府に対して批判的な意見を有していたが、メディア、特に印刷業界は、その収入源のかなり高い割合を政府の広告に頼っていたため、メディアはいくつかの問題について自己検閲を行っていた。」**[2a] (セクション 2a)**

第16節「言論及び報道の自由」を参照のこと。

目次に戻る
資料目録に進む

結社及び集会の自由

15.05 USSD の2011年の報告の中で触れられているとおり、

75 このCOIレポートの本文は、2012年8月31日時点で入手できる最新の発行物を含んでいる。

「憲法は集会及び結社の自由を規定している。政府は総じて実際にこれらの権利を尊重した。ただし、時おり集会の自由に制限を与えた...通常、政府は集会を開くことを許可しているが、時々、刑事訴訟法を使用し、野党グループの集会やデモの開催を邪魔することがある。法は、当局に4人以上の集まりを禁止することができる権限を与えている。ASKによると、当局がこの条項を少なくとも年間133回は使用したとしている。警察や与党の活動家がデモを解散させるために権限を行使した。」
[2a] (セクション 2b)

- 15.06 USSD の 2011 年の報告はさらに、「法律は、公序良俗または治安を維持するために『合理的な制限事項』に従い政治的な結社を組織する権利をすべての国民に与えており、政府は概してこの権利を尊重している。個人が私的な集団に参加することは自由である。」としている[2a] (セクション 2b)

野党勢力及び政治活動家

政治的暴動

- 15.07 バングラデシュでは、主要な政党に所属する学生組織のメンバーが関わる暴動が頻発に生じている。こうした行為は全国規模では行われていないが、多くの場合、「地域の覇権」を狙う大学、単科大学、または地域の学生の小さな組織が関わっていた。ここ数年間の事例を見ると、アワミ連盟に属する学生組織「バングラデシュ学生連盟 (Bangladesh Chhatra League= BCL)」と BNP の「Jatiyabadi Chhatra Dal (JCD)」、またはジャマアテ・イスラミの「イスラム学生シビール (Islami Chhatra Shibir : ICS)」の間で衝突が起きている。(South Asia Terrorism Portal、2009年6月にアクセス) [59a]
- 15.08 Odhikar が 2012 年 1 月 7 日に発行した「2011 年人権報告書」の中で以下のとおり述べている。
- 「2011 年 1 月から 12 月までの期間中、政治的暴動で、死亡者 135 人、負傷者 1 万 1,532 人が報告されている。また、当該期間中に組織内部で起きた暴動は、アワミ連盟で 340 件、BNP で 104 件が記録されている。これに加えて、内部抗争でアワミ連盟 の場合、死亡者 22 人、負傷者 3,770 人、BNP の場合、死亡者 3 人、負傷者 1,234 人であった。」 [46f] (p46)

目次に戻る
資料目録に進む

主要な政党の指導者に対する容疑及び制限的な措置

- 15.09 2008 年 5 月 28 日、アワミ連盟と BNP は、次の総選挙に先立ち、両党の指導者が拘留を解かれるまでは暫定政府との議論には応じないことを宣言した。(BBC News、2008 年 5 月 28 日) [20I] 2008 年 6 月 9 日の報告では、特別法廷は、シェイク・ハシナの 4 件の裁判について、同人の弁護士が弁護に立つ間は、ハシナ自身は出廷す

る必要はないとの判断を下した。これにより、ハシナは裁判が開廷中も拘留を免れることができた。裁判所は同人のパスポートを本人に返還した。(BBC News) [20m] (UNB) [39h] ハシナは保釈され、「行政命令」の下、緊急的に医療治療を受ける必要があることを理由に、海外に渡航することが許された。[109a] (第6章) シェイク・ハシナは2008年6月12日に渡米した。(BBC News、2008年6月12日) [20n]

- 15.10 2008年6月9日付 BBC News は、政府はシェイク・ハシナの解放に対応する形で、まだ拘留中であったカレダ・ジアに対しても、関節炎と膝の疾患の治療を受けるために出国する機会を与えたと報じた。[20o] ジアは条件付きの申し出を拒否し、代わりに、彼女によると健康状態が悪く、治療を必要としているタリク・ラフマン (Tarique Rahman) とアラファト・ラフマン・ココ (Arafat Rahman Koko) の2人の息子を再拘留から解放するよう要求した。(BBC New、2008年6月9日) [20o] (UNB、2008年6月20日) [39g] 2008年7月17日、ココに対して2カ月の仮釈放が認められ、海外での治療を受けられるようになった。[38v] 恐喝、脱税、その他の不法行為など13件の告訴を受け裁判にかけられていたカレダ・ジアの長男であるタリク・ラフマンは、9月3日に保釈され、海外で医療を受診することが可能になった。(UNB、2008年9月12日) [39i] 2008年9月11日、カレダ・ジアは議事堂内に設けられた仮設の刑務所から保釈された。同人は2007年9月3日からその刑務所に拘留されていた。」(UNB) [39j]

学生政治グループ及び暴動

- 15.11 インターナショナル・クライシス・グループ (ICG) の「Restoring Democracy in Bangladesh」(2008年4月28日付) は以下のとおり報告している。

「2007年8月20日、ダッカ大学 (DU) のキャンパスで開かれたサッカーの試合中に兵士と学生との間で起きた口論を発端として、大学規模の軍隊に対する抵抗運動が発生し、たちまち他の街に拡大していった。当初、学生の抗議者は、軍隊が何人かの DU の学生を殴打したことに対して正式に謝罪すること、及び軍隊はキャンパスから即刻退去することの2点を要求した。しかしながら、軍隊や準軍隊が抵抗運動を鎮圧するために使用した催涙ガス、ゴム弾、こん棒で傷を負った何百人という学生で病院が溢れかえったというニュースが流れたため、学生と教授は前言の要求に加えて、非常事態の即刻撤回も求めた。[パラグラフ 3.10 参照]。学生たちが軍隊に向かって投石したという報告も上がっている。」 [128b] (p26)

第3節「歴史—管理政府及び非常事態下、2006年10月—2009年1月」を参照のこと。

- 15.12 ICG の報告書は引き続き以下のとおり報告している。

「バングラデシュでは、キャンパスの政治活動家が強いが、これは1950年代まで遡る独立運動の名残りである。多くの政治的な変革は大学にそのルーツがある。以前の軍事政権の失脚も然りである。軍隊が活動する唯一の場所は宿营地であって、

77 この COI レポートの本文は、2012年8月31日時点で入手できる最新の発行物を含んでいる。

Bangababan (総長室)ではない。もし軍隊が長期間居座り、過度に介入して来たら、当然、学生は彼らにそのことを知らせるだろう。」と DU の学生が述べた。」 [128b] (p26)

- 15.13 ILO ダッカ事務所のプログラム・オフィサーである Gazi Mahbubul Alam 氏と、BRAC (ダッカ) の Research and Evaluation Division の Research Associate である Mirja Mohammad Shahjamal 氏による記事「Student Politics in Bangladesh」(2008年8月11日付)は、以下のとおり報告している。

「バングラデシュ国内には、アワミ連盟 (AL)、バングラデシュ民族主義党 (BNP)、バングラデシュ国民党 (Bangladesh Jatio : BJP) 、Jamayati Islami Bangladeshi (JIB)の4つの主要な政党がある。それぞれが学生の政治組織と連携をとっている。例えば、バングラデシュ・チャトロ・リーグ (Bangladesh Chartro League : BCL)は、AL と連携している学生組織である。上述の3つのタイプは排他的ではない。」 [69a]

- 15.14 The Foreign Policy Association は、「The Pitfalls of Student Politics in Bangladesh」(2010年2月10日)は、以下のとおり述べている。

「主要政党の学生との連携は、何十年にもわたって意地の張り合いを続けて来た政治的な駆け引きにおいて大きな助けになっている。繰り返し起きる、互いに留まる場所を知らない破滅的な衝突がバングラデシュの主要都市を閉鎖した。この政治グループの学生リーダーたちは、民間の儲かる仕事に就くことが多い。あるいは国会議員や政府の秘書役になることもある。政党と連携している学生グループに所属していると給料も良い。また、議会で自己アピールしておくことで良い結果が期待できるので、学生グループは饒舌に他のグループを挑発し、街や大学での自己アピールが絶叫や炎と化していく。

「このような主要な学生グループは3つある。バングラデシュ・チャトロ・ドル (The Bangladesh Chhatra Daal)すなわちバングラデシュ学生連盟はアワミ連盟に取り入れて連携関係を得た。BNP は、ジャティオタバディ・チャトロ・リーグ (Jatiyatabadi Chhatra League) の活動家と結びついている。一方、ジャマアテ・イスラミは、イスラム学生シビール (Islami Chhatra Shibir) を育てている。」 [75a]

- 15.15 The Foreign Policy Association の記事は、ラジシャヒ大学(RU)での学生活動について議論し、以下のとおり述べている。

「現代の出来事や最近の歴史は、これらの学生が運営するグループがいかに残虐であるかを示している。また、彼らはこれ以上冷酷になれないというくらい残虐になる....キャンパスでの優位を保つために、シビールは直接、または間接的に脅迫し、大学の人間に圧力をかけ続けた、と情報筋は述べている。1971年以來、RUのキャンパス内において、様々な政党の学生組織の間でおよそ60件の衝突事件が起き、28人の死者、2,100人を超える負傷者を出した、とRUの管理部門筋が伝えている。大学は衝突事件のために600日以上も閉鎖されたままであった。

「シビールは、1980年に大学キャンパスで活動を開始した後、1980年代以降のほとんどの衝突事件に関わってきた。80年代の終わりに向けて、Chhatra Moitree を含む左翼系学生分派の組織の弱体化に後押しされた形で、シビールが頭角を現した。[2010年2月9日]木曜日に起きた直近の事件では、Shah Mokhdum Hall において、シビールがバングラデシュ・チャトロ・リーグ (BLC) の活動家であった Faruk Hossain を切りつけ、惨殺した。その死を巡って、BLC とシビールの間で衝突が一晩中続き、およそ 100 人が負傷した。情報筋によると、シビールが Faruk を殺害したのはシビールの書記長だった Sharifuzzaman Noman が昨年 3 月 13 日に殺害されたことに対する報復のためだと言う。」 [75a]

以下、参照のこと。

The South Asia Analysis Group の論文 バングラデシュの Islami Chhatra Shibir - A Threat to Democracy (2007年6月27日付) [68a] a brief overview of student political involvement として。

The National Bureau of Asian Research (NBR) project の報告書 Religion, Politics, and the Modern University in Pakistan and Bangladesh, (2009年4月) [87a] Information on the relationship between religion and politics in Pakistani and Bangladeshi universities として。

第 12 節 「逮捕及び拘留－法的権利」

[目次に戻る](#)
[資料目録に進む](#)

16. 言論及び報道の自由

16.01 米国国務省が 2012 年 5 月 24 日に発行した「2011 年度の人権問題に関する国別報告書」には、以下のとおり記述されている。

「憲法は言論及び報道の自由を規定しているが、実際には、政府はこれらの権利を尊重しない時があった...7月に議会を通過した15度目の憲法改正には、憲法批判を煽動と同一視する言葉が含まれている。刑法では、治安妨害に対する刑罰は禁固3年から終身刑と定められている。一年の間に、同様の批判的な発言をした野党指導者たちは、煽動の容疑で起訴されている。」 [2a] (セクション 2a)

第 15 節: 「政治的連携－政治的表現の自由」を参照のこと。

16.02 2011 年の報告書は引き続き、以下のとおり記述されている。

「何百という日刊、週刊の出版物が、独立した立場から作られている。政府に批判的な新聞は政府から圧力を受けていた。国営通信会社1社に加え、民間通信会社が2社ある。出版の自由は既に制約がかかっている状況であるが、国境なき記者団の

79 この COI レポートの本文は、2012 年 8 月 31 日時点で入手できる最新の発行物を含んでいる。

2010年の報告では、やや改善されたとされている。なお、フリーダムハウスの 2010 press freedom report には、国の出版界は一部自由と表現されている。

「政府はラジオ局を1社、テレビ局を1社所有していた。国会は、公共テレビ局の BTV が国で唯一の地上波（非衛星）の放送局であることを規定する法律を制定させた。総人口の推定 60%は民間の衛星放送を受信することができない。調査によると、市民の約 80%がテレビから情報を得ている。BTV は、国会中継や政府番組を放送しているが、野党の意見を放送することは滅多にない。通常、ケーブル放送局は政府の介入を受けることなく放送している。政府は、すべての民間放送局に対して無料で政府が選別したニュース番組、及び首相の演説を放送するよう要求した。

「AL 率いる政府は、2009年に政権を握って以来、Channel 1 と Jamuna-TV の2つのテレビ局を閉鎖した。2社とも年末まで放送は休眠状態のままである。

「政府は、政権を支持する視聴者を対象とするテレビ局に営業許可を発行した。一方、政権に反対する者への営業許可は拒否した。」 [2a] (セクション 2a)

- 16.03 2011年の出来事を対象とする、2012年7月12日に発行されたフリーダムハウスの報告書「世界における自由を取り巻く環境 2012年」には、以下のとおり記述されている。

「バングラデシュにおける報道機関の環境は、2011年は比較的制約を受けない状況で推移した。

もっとも、法的枠組、管理的枠組の中で若干の制約が存在し、一年の間に不寛容の兆しが見え始めていた。微妙な話題を取扱う時の出版業界は、放送界より概して余裕を感じる。しかしながら、過去数年間にわたる与党に関する記事に名誉棄損があったとして、野党支持派の daily Amar Desh の様々な部門の社員が起訴された。新聞編集長代理であり、ジアに近いアドバイザーである Mahmudur Rahman は、詐欺、無許可出版、治安妨害、法廷侮辱などの罪状で起訴され、9か月間収監された後、2011年3月に解放された。Sheersha News web portal と Sheersha Kagoj weekly の編集者である Mohammad Ekramul Haq は恐喝容疑で7月に逮捕されたが、これは明らかにでっち上げである。裁判所は早い時点で同人に対する保釈命令を出していたにも拘わらず、同人は4か月服役した後解放された。」 [65a]

- 16.04 The BBC News Bangladesh profile (2012年7月10日に更新) は以下のとおり触れている。

「メジャーの Radio Bangladesh と Bangladesh Television (BTV) は国家所有の放送局として政府とは良好な関係にあり、野党視聴者を対象外としている。ただし、総選挙への準備期間は、暫定政府がコントロールしているため例外としている。

「テレビは、特に都市部でもっとも大衆的なメディアである。BTV は唯一の地上放

送テレビ局である。人気のある衛星放送局、ケーブル放送局としては、ATN、Channel i、NTV、RTV、Channel One、BanglaVision、Boishakhi がある。

「外国の、特にインドのテレビ局は、ダッカやその他の都市部で多数の視聴者を有している。

「国家が運営するラジオ局はほぼ全国をカバーしている。BBC World Service は、英語とベンガル語の番組をダッカから 100 MHz FM で放送している。

「新聞業界は多種多様であり、民間の立場から様々な意見を発信している。

「憲法は報道の自由を保障しているが、ジャーナリストは警察や政治活動家からの嫌がらせを受けやすい。政府は、公式広告の斡旋を通じて影響力を発揮している。

「報道の権利に取り組む組織である国境なき記者団は、軍隊がジャーナリストを攻撃の的にしていると告発した。ジャーナリストは、逮捕、虐待、検閲を受けているという。

「バングラデシュでのインターネット利用者は、2008年3月までに約50万人に達しており、これは人口の0.3%に当たる(ITU figure)。」 [20h]

16.05 The USSD の 2011 年報告書は、以下のとおり記述している。

「政府は、外国の出版物及び映画に対して厳しいチェックや検閲を行ってはいない。政府が管轄する映画検閲当局は、国内外の映画について検証し、国家の治安、法と秩序、宗教感情、猥褻、外交関係、名誉棄損、盗作などを理由に映画を検閲、禁止する権限を与えられているが、この権限は過去ほど厳格ではなくなっている。実際、ビデオや DVD のレンタル店には様々な種類の映画が在庫として確保されており、政府によるこれらのレンタル品に対する検閲の取組みは散発的であり、効果をあげていない...政府は下品あるいは猥褻写真、イスラム教の教義に関する誤った説明あるいは冒涇、中傷棄損、または国家の指導者に対する好ましくない意見に気づくことも極めてまれであった。」 [2a] (セクション 2a)

16.06 NGO 団体である Odhikar は、2009年4月1日、以下のとおり報告している。

「政府は最近、国民に対して youtube.com などのいくつかのウェブサイトの閲覧に関して厳格な検閲制度を適用した。バングラデシュ遠隔通信規定委員会 (The Bangladesh Telecommunication Regulatory Commission) は、「国家の治安」を保護することを口実に、いくつかのウェブサイトの閲覧を禁止した。しかしながら、政府は「国家の治安」の名目で禁止されるべきコンテンツと情報の具体的な種類を公式には指定していない。」 [46c]

目次に戻る
資料目録に進む

ジャーナリスト

16.07 Odhikars の「2010 年人権報告書」が述べているところでは、「これまでの報告で、2010 年の 1 年間に 14 人のジャーナリストが死亡し、118 人が負傷、脅迫を受けた者が 49 人、暴行の被害者が 43 人、襲撃を受けた者が 17 人であった。」[46e] (p49) Odhikars の「2011 年人権報告書」が述べているところでは、「Odhikar の収集情報によると、2011 年の 1 月から 12 月にかけて、職業上の理由により 139 人のジャーナリストが負傷し、脅迫を受けた者が 53 人、襲撃を受けた者が 24 人、暴行を受けた者が 43 人、また訴訟を受けた者が 23 人であった。」 [46f] (p11)

16.08 The USSD の 2011 年の報告書では以下のとおり触れられている。

「ジャーナリストへの攻撃は依然として問題である。政府または与党に関係している個人がジャーナリストに嫌がらせを行ったり、逮捕、暴行などの行為に及んだ事件が増加している。Odhikar 及びメディア監視団によると、年間に少なくとも 1 人のジャーナリストが死亡、139 人が負傷、1 人が逮捕され、43 人が暴行、53 人が脅迫を受け、23 人が起訴処分を受けた。学生グループもジャーナリストを襲っている。政府はジャーナリストに対して十分な保護を与えなかった。」 [2a] (セクション 2a)

16.09 ジャーナリスト保護委員会は、Bangladesh backsliding on press freedom (2012 年 6 月 14 日付け) の中で、以下のとおり記録している。

「今年のジャーナリストに対する暴行は悪化している。[2012 年]5 月に、ナタを振るうグループが the bdnews24 website の発信局を襲い、そこで少なくとも 9 人が負傷した。同月には、ほかの報道機関への襲撃も記録されている...首都ダッカの警察によると、ベンガル語の日刊紙 Prothom Alo のジャーナリスト 3 人が、5 月 26 日に行われたのダッカ女子工科大学の学生デモを取材中に襲撃を受け、カメラを持ち去られた。9 人の役人がこの襲撃に関与したとして職務停止を受けている...2012 年は、バングラデシュが初めて CPJ の刑事免責指数に載らなかった年であった。そのためにかえって報道に対する環境の悪化が懸念されている。この指標は、ジャーナリストが頻繁に殺害され、殺人者が横行する国に注意を向けさせるものである。「過去 10 年にわたってジャーナリストを殺人した容疑で起訴された事案は記録に残っていないが、ジャーナリストの殺害が 7 年間なかったため、バングラデシュは指標から脱落することになった」 [51a]

16.10 フリーダムハウスの 2012 年の報告には以下のとおり記述されている。

「ジャーナリストは暴力団や政党活動家、イスラム原理主義者組織から絶えず脅迫や襲撃を受けており、加害者が処罰されることもない。これらの襲撃は、機微に触れる話題として自己検閲にかかることもある。ジャーナリスト保護委員会によると、過去 6 年間にジャーナリストの殺害は 1 件もないとのことであるが、2011 年においては嫌がらせが増加しているように見える。[2011 年]6 月、コミラ市街において武装した与党活動家により、5 人のジャーナリストが負傷した。また、他にも 9 月に

起きた政党活動家や犯罪グループによる襲撃について触れられている。諜報機関が不都合な取材をやめさせようとして、ジャーナリストに脅迫電話をかけることもあった。2011年のインターネットのコンテンツの検閲の動きについての報告はない。」
[65a]

目次に戻る
資料目録に進む

17. 人権機関、組織及び活動家

「政治的連携」及び「言論と報道及びの自由」と併せて読むことが好ましい

17.01 国連による「2004年の共通国別強化」では、以下のとおり評価されている。

「市民社会と、特に非政府組織(NGO)の成長はバングラデシュにおける大きな成果のひとつである。この国では歴史上、公用語化運動のような社会運動が盛んに繰り広げられてきたが、NGOの急速な展開は1970年代後半に始まった比較的新しい現象である。今日、NGOは農村部に住む貧しい人々にとって健康や教育をはじめとする社会的なサービスの重要な供給元になっている。グラミン銀行など、マイクロファイナンスの専門機関(MFI)が考案したマイクロクレジットという制度は全世界に広まっている。MFIはバングラデシュの貧しい女性層に収入を得るための機会を提供し、大きな成功を収めている。また、NGOの登場は、人間開発指数の向上において重要な役割を果たしており、脆弱な市場と国家機関を部分的に支えている。権利に基づくアプローチとして、地方のNGOも貧困者や、社会から取り残された人々が教育と医療を受け、安全で持続可能な生活を送るための権利を主張できるように彼らの手助けを率先して行っている。今日では、政府に登録されているNGOの数は優に1,000を超えている。村の協力組合や女性のための団体から、数千人もの職員を抱える国際的に認知された機関に至るまで様々なNGOが設立され、バングラデシュの市民社会は民主主義の回復以降、著しい繁栄を遂げている。[8d] (p69)

17.02 報告書がさらに述べているところでは、

「(外国の資金による)NGOのアカウンタビリティ(説明責任)や代表について当然の疑問が出ている。NGOの活動を基本的なサービスの提供に限定しようといういくつかの試みが行われた。顕著な例として、著名なNGOが直接的な党派行動をとっているとして部門の内外から非難を浴びたことがある。登録や課税など、NGOを取り巻く法的環境を厳しいものにするための法律の制定が検討されている。」[8d] (p70)

目次に戻る
資料目録に進む

国家人権委員会 (NHRC)

83 このCOIレポートの本文は、2012年8月31日時点で入手できる最新の発行物を含んでいる。

17.03 2009年6月7日、外務大臣は、人権委員会の法案が承認を求めるために議会の開催前に提出されたことを確認した。(The Daily Star, 2009年6月8日) [38ae] 2009年7月9日、国家人権委員会法案が正式に通過した。(Odhikar Human Rights Report 2009, 2010年1月1日に公刊) [46d] (p13)

17.04 国家人権委員会 (NHRC)がそのウェブサイトの中で、以下のとおり述べている。

「バングラデシュにおける国家人権委員会は、人権の推進及び保護のための国家の権利擁護機関として、2009年に再構成された。全人類の尊厳、価値、自由など、バングラデシュ人民共和国の憲法に謳われているような広い意味での人権の遂行に取り組んでいる。

「この様な素晴らしい機関を設立する目的は、人間の尊厳や高潔の具現化に貢献すること、民主主義の基本的秩序を保護し、個人の全ての抗いがたい基本的人権が保護され、この国における人権の基準が改善させるためである。

「バングラデシュの国際人権に対する関わりに呼応する形で 2009年の国家人権委員会法 (the National Human Rights Commission Act, 2009) によって設立された委員会は、人権を強力に実現していくためのメカニズムとして働く。その行程は、多様な人権問題を大衆に分かりやすいものにし、この国の人々が「人類の進歩的な触発」と歩調を合わせながら、より大きな平和と安全に貢献できるようになることを目指している。[129a] (About us)

17.05 NHRC は 2010年6月22日に、議長、正職員1名及び5人の名誉会員で再構成された。氏名は次のとおり。:

Prof. Dr. Mizanur Rahman、議長
 Kazi Reazul Hoque 正職員
 Prof. Dr. Niru Kumar Chakma、名誉会員
 Selina Hossain、名誉会員
 Fawzia Karim Firoze、名誉会員
 Aroma Dutta、名誉会員
 Nirupa Dewan、名誉会員[129a] (委員会の構図)

[目次に戻る](#)
[資料目録に進む](#)

人権問題に取り組むNGOに対する扱い

17.06 米国国務所が 2012年5月24日に発行した「2011年度の人権問題に関する国別報告書」には以下のとおり記載されている。

「国内及び国際的人権グループは多種多様で、独自に業務を行ない、政府の規制を受けることなく活動を行っており、人権問題についての調査及びその結果の公表を

行なっている。人権擁護団体は政府に対して極めて批判的になる場合が多いが、これらの団体は自己検閲も行なっている。政府高官は概して自らの見解には協力的でも敏感でもない。」

「政府は、宗教団体を含むすべての NGO に対し、社会福祉省に登録することを要求した。例えば、Odhikar、国境なき医師団、Action Against Hunger、Handicap International、the Bangladesh Center for Workers' Solidarity (BCWS)などの地方及び国際 NGO が多数の信頼すべき事例を報告した。そこから政府は仕事を引き出すことを目指した。その結果、彼らの仕事は一時的、定常的な停止を招いた。」 [2a] (セクション 5)

- 17.07 2011年の報告書はさらに付け加えて「政府は、7人の国家人権委員会に対する財務配分を発表した。しかしながら、組織は年末までに完全に機能し始めたわけではない。3月には年次報告書を提出し、例えば憲法の認識など、組織が課す任務の広範囲にわたる変化を要求しているにも拘わらずである。」 [2a] (セクション 5)

- 17.08 ヒューマン・ライツ・ウォッチが2012年1月に発行した「2011年度世界報告書：バングラデシュ」には次のとおり記載されている。

「Odhikarの秘書弁護士である Adilur Rahman Khan によれば、政府は Odhikar に対する調査を強化し、スタッフに対して脅迫や嫌がらせを行い、プロジェクトの承認を遅らせた。

「グラミン銀行の創始者であり、ノーベル平和賞受賞者のムハマド・ユヌス (Mohammad Yunus) が定年を過ぎていたことから銀行を辞職した後、彼の支持者に対して不可解な襲撃が起こった。5月、銀行の経理職員である Sagirur Rashid Chowdhury が事務所の外で私服の男たちに連れ去られ、解放された時には、ひどく殴られた跡が体中のあちこちに残っていた。彼によると、誘拐者は彼にユヌスを支持することを撤回する声明を出すよう迫ったとのことである。9月には、グラミン銀行の6人の女性役員と取締役会の元取締役—全員マイクロクレジット制度の受益者—が同時たちの部屋を捜索した警察官から恐喝を受けた。

「政府は、労働組合であるバングラデシュ労働者連帯 (the Bangladesh Center for Worker Solidarity : BCWS) に圧力をかけるための法的措置を継続した。BCWS の登録を取り消した後、2つの組合の指導者である Kalpona Akhter と Babul Akhter に組織の登録更改を前提条件として退任するよう迫った。BCWS はそれに対するすべての申入れを断った。」 [10a]

- 17.09 フリーダムハウス (FH) は、2012年の世界における自由を取り巻く環境 (Freedom in the World 2012 Country report : 2012年7月12日) の中で、以下のとおり報告している。

「多くの非政府組織 (NGO) がバングラデシュで業務を展開している。ほとんどが

面倒な制限を受けることなく活動を行なうことができているが、彼らは海外からの寄附金を受領するために、(首相府に報告する) NGO 取扱事務局 (NGO Affairs Bureau : NAB)から正式な許可をもらわなければならない。事務局は 45 日の審査期間の後、個別のプロジェクトを承認、否認する権限を与えられている。特に人権問題において政府に過度に批判的と見られている NGO は嫌がらせを受けたり、プロジェクトを申請しても許可されなかったりしている。2011年7月、NABは、バングラデシュで拷問が蔓延していることを書いたことを理由に、EUが出資する人権グループである Odhikar の拷問に関する計画を拒否した。4月には、ノーベル平和賞受賞者であるムハマド・ユヌスが上告することが出来なくなり、国内で最大であり、最も大きな影響力を有するグラミン銀行の総裁の座を年齢制限を理由に追放された。多くのアナリストたちは、この事件は政治的動機によるものと説明している。[65a] (p4)

目次に戻る
資料目録に進む

18. 汚職

18.01 トランスペアレンシー・インターナショナル (Transparency International : TI) が 2011年12月1日に公表した汚職認識指数 (CPI)によれば、世界汚職ランキングにおいてバングラデシュは 183 か国中 120 位であり、CPI スコアを 2.7 点とした。(CPI スコアは、財界人やアナリストたちが公務員や政治家の間に横行していると考えられる汚職の程度に対する認識に関連している。[42b])

汚職防止委員会 (ACC)

18.02 汚職防止委員会 (The Anti-corruption Commission : ACC) はそのウェブサイト (2012年7月27日にアクセス) において、以下のとおり述べている。

「バングラデシュ汚職防止委員会は、2004年2月23日に発付され、同年5月9日に施行された法律により創設された。最初の事務所を構えた際の官職者は 2004年11月21日に任命された。その翌日、指名を担って各地を訪問、イニシアチブと新たな責務を持って国の汚職防止に一石を投じることを誓った。同じ日に、全身である汚職防止局は廃止された。開始直後であることから、期待していたような効果は見られなかったが、その後すぐ、2007年2月には再構成が行われ、ACCは新たな活力や機動力を得て活動を開始し、遡ること 2003年10月31日の総会で採択された汚職に反対する国連会議に正式参加した。[130a] (About us)

18.03 ACC のウェブサイトには引き続き以下のとおり記載述されている。

「委員会は独立性を持った、自己統制力のある中立的立場の組織体である。同委員会は 3 つの委員で構成されており、そのうちの 1 人が議長となる。全員、選考委員会の推薦により指名され、大統領から任命を受けた日から 4 年間で任期である。一方でフルタイムベースの委員の機能が、任期満了時の再指名の適用可能性を失う。」

[130a] (About us)

18.04 ヒューマンライツ・ウォッチ (HRW)の 2008 年の報告書によると、

「[非常権限に関する]法令は...汚職防止委員会に対し、令状なしで容疑者を逮捕する権限、裁判所の命令なしに財産を没収する権限、及び令状なしで容疑者を 30 日間拘留する権限を濫及的に与えている。主張される違法行為の証拠が収集される間、多くの容疑者が 30 日間にわたって拘留されている。これらの事件のため開かれる特別法廷は、弁護士との接触が制限されており、証拠に関する必要条件に欠陥があること、及び司法の独立性が保たれていないことなど、公正な裁判に関する国際的な基準を満たさない場合がしばしば存在する。」 [10c]

18.05 HRW は 2010 年 3 月 31 日のニュースリリースの中で、以下のとおり報告している。

「バングラデシュ政府は、与党関係者を含む腐敗した政府高官に対して独立した措置が講じられるよう、汚職防止委員会の権限を制限する修正法案を拒否すべきである...

「バングラデシュの汚職防止法案を検証するために 2009 年に設立された内閣委員会は、2004 年に法律によって設立された汚職防止委員会が、汚職の容疑がかけられた政府役人及び国家議員に対して告訴を行う前に、政府からの許可を得るよう求める修正案を提案した。

「公共部門の汚職がバングラデシュでは重大問題となっている。これは警察や軍隊のような改革を進める機関における法の秩序や努力を無にすることにもなるからだ」...「告訴から政府役人を守る法律を制定すれば、それは政府が汚職に立ち向かうことに真剣ではないという明白なメッセージを送ることにもなりかねない。」

[10o]

18.06 米国国務省が 2012 年 5 月 24 日に発行した「2011 年度の人権問題に関する国別報告書」には以下のとおり記載されている。

「汚職防止委員会 (ACC) は、汚職に立ち向かい、告訴することを任された政府機関である。2 月 23 日、政府は前の官僚でもある引退裁判官を指名した。両方とも広く与党 AL から ACC の委員として認識されている。世界銀行の 2010 年版レポートによると、政府は ACC の権限を弱めようとし、国中の汚職に対する告発をしばしば妨害した。報告書によれば、政府が汚職を告発する件数は暫定政府の時よりはるかに少なく、政府の委員会は ACC に対し、何千件という汚職事件（ほとんどが AL メンバーが関与）を取り下げるよう勧めた。市民社会のメンバーは政府が汚職に立ち向かうことに真剣ではなく、ACC は政治的動機による起訴のために利用されていると述べた。トランスペアレンシー・インターナショナルは、ACC の業務に政治が介入することにより、ACC を牙のないトラにしまった。」 [2a] (セクション 4)

目次に戻る
資料目録に進む

注目を集めた汚職及びその他の容疑による逮捕

18.07 米国国務省が2012年5月24日に発行した「2011年度の人権問題に関する国別報告書」に記載されているとおり、「法律は公務員による汚職に対して刑事罰を規定しているが、政府はこの法律を効果的に施行しておらず、公務員は汚職を行っても罪に問われないことが多々ある。」[2a] (セクション4)

18.08 The USSD 2011 は続けて以下のとおり述べた。

「国家の法律、裁判、議会問題担当大臣が主宰する検討委員会は、政府が2009年以前に起訴した政治的動機による事件の撤回を勧告した。委員会は約1,817件を撤回したが、そのほとんどがALの指導者に対するものであり、シェイク・ハシナに対する一連の事件が含まれている。撤回を勧告されたその他の事件には、BNPの指導者であるカレダ・ジアの息子であるタリク・ラフマンに対する事件や、BNP指導者で前法務大臣であるモウドッド・アフメト (Moudud Ahmed) に対する事件、ジャティヤ党の書記長であるルフル・アミン・ハウラダル (Ruhul Amin Howlader) に対する事件が含まれている。アフメトは彼に対するすべての訴訟を取り下げるという政府の申し入れを拒否し、カレダ・ジアと彼女の息子たちをはじめとするBNPの指導者に対する政治的動機による訴訟をすべて取り下げるよう求めた。[2a] (セクション4)

18.09 The USSD 2011 は以下のとおり述べている。

「ACCの事務局長であるFarrukh Ahmedは9月13日の記者会見において、暫定政府の真実と責任に関する委員会 (Truth and Accountability Commission : TAC) から汚職への関与について自白が免除され、また不正な手段で取得した財産の没収も免除された総勢448人に対してACCが行動を起こしたと発表した。これらの者は、ACCは、TACが違法であり、TACの意思決定は無効とする高等裁判所の命令に従い、TACの恩恵を受けた人々に対して行動を起こすことを決めた。」[2a] (セクション4)

第11節「司法制度」を参照のこと。

18.10 The USSD 2011 はこう続けた。「政府は、広範囲におよぶ警察の汚職に取り組むための手段を講じた。警視総監は引き続き新戦略 (汚職に対応する警察官の訓練のため、国際援助基金による一部の資金提供) を実行し、より対応のよい警察を作っていくこととした。警察内の汚職へのその影響の評価は、利用できなかった。

「司法は政府から政治的圧力を受けた。いくつかの事件において、上訴部門は野党

指導者など要人の汚職容疑者に対する保釈を認める決定を覆した。汚職は司法の中で重大な問題であり続けた。汚職は、証人の偽証や被害者への脅迫などに影響するため、裁判が長期にわたって遅延する要因となった。人権グループや監視団からの報告書には、司法が用意周到に政治手段として利用されていることに対して国民の不満が嵩じていると記されている。」[2a] (セクション 4)

- 18.11 The USSD 2011 が報告するように「法は政府の情報にアクセスできるよう規定しているが、実際には十分効率的ではない。情報委員会は、市民が情報にアクセスする権利に対する意識向上のキャンペーンを実施した。」[2a] (セクション 4)

第 8 節「治安部隊：説明責任及び刑事免責」、第 11 節「司法における汚職」、第 32 節「偽造文書及び不正に入手した文書」を参照のこと。

[目次に戻る](#)
[資料目録に進む](#)

19. 信教の自由

宗教の人口構成

- 19.01 米国国務省が 2012 年 7 月 30 日に発行した、2011 年 1 月から 2011 年 12 月 31 日までを対象とする「2011 年における世界の信教の自由に関する報告書」(USSD IRF 2011 report) には、以下のとおり記載されている。

「2001 年に実施された国勢調査によれば、イスラム教スンニ派 (Sunni Muslims) が人口の 90%、ヒンズー教徒 (Hindus) が 9%を占める。残りの 1%は主にキリスト教徒 (ほとんどがローマ・カトリック教徒) と小乗仏教徒である。民族的及び宗教的少数派が住む地域は重複することが多く、チッタゴン丘陵地帯 や北部地域に集中している。仏教徒は、専らチッタゴン丘陵地帯に居住する先住民族 (非ベンガル人) の中にみられる。キリスト教を信仰するベンガル人及び民族的少数派の人々は、バリサル市、バリサル県のゴウラナディ、ゴバルガンジュの Baniarchar、ダッカの Monipuripara、モハカールの Christianpara、ガジプルの Nagori 及びクルナ市をはじめとする国内の様々な共同体の中で暮らしている。また、少数派であるが、イスラム教シーア派、シーク教徒、バハーイー教徒、精霊信仰者 (animists)、及びイスラム教アフマディー派も存在する。各宗教における信者の推定人口は、数千人から 10 万人まで様々である。先住ユダヤ人の共同体は存在せず、また、移民ユダヤ人もあまりいない。ほとんどの外国人はバングラデシュ人の家系と習慣を持つイスラム教徒である。それとは別に、南東地域のコックスバザール周辺に住む難民として登録されている 3 万人、また、登録されていない 2 万人から 5 万人のイスラム教徒のロヒンギャ族がいる。」[2c] (セクション i)

- 19.02 2011 年 USSD IRF2011 report には以下のとおり記載されている。

「憲法、その他の法律及び政策は信教の自由を保障している。また実際のところ、

政府は一般的に信教の自由を尊重してきた。政府は、信教の自由の尊重や保護について改善または悪化に向かうといった方向性を示さなかった。しかし、何人かのオブザーバーは、少数派の福祉信託に対する政府からの資金が増大したり、社会的攻撃を受ける少数派グループを警察が保護したことを引きあいに出し、通念では宗教的少数派に対する政府の扱いが改善したと述べた。6月30日に通過した憲法の改正案により、イスラム教が国教として定められたが、国家そのものは世俗国家であることが再確認された。憲法は、法、社会的秩序、及び道徳に従うことを前提として、あらゆる宗教に対して公言、実践、布教の権利を認めている。市民は自分たちの意思で自由に宗教を実践することができる。宗教的少数派が嫌がらせや暴力の被害にあった時の政府（例えば警察）の支援が遅い場合もあるが、早期かつ効果的に警察が介入する例もあることは注目すべきである。政府と多くの市民社会リーダーが述べているところでは、宗教的少数派に対する暴力には、通常、政治的、経済的側面があり、宗教的信念や所属といった宗教側だけに原因があるのではない。」 [2c] (Executive summary)

19.03 The USSD IRF 2011 report は以下のとおり触れている。

「刑法上、意図的または悪意を持って宗教感情を傷つけようとした場合は、何人であっても禁固刑の対象となる。さらに、刑事訴訟法は「市民の間で敵意や憎悪を生みだしたり、宗教信仰を中傷するような新聞記事を公にした場合、政府はその全ての写しを没収することができる。」と定められている。また政府は、フェイスブックが宗教上の理由で不快と見なされる場合、その該当するページをブロックし続けた…。

「信教の自由の侵害については報告されていない。一般的に、政府機関及び裁判所は信教の自由を保護した。 [2c] (セクション ii)

目次に戻る
資料目録に進む

家族法

19.04 USSD IRF 2011 report の中に報告されているとおり、

「イスラム法は、イスラム教社会で起きる民事上の問題に対して大きな影響力を有しているが、正式には実施されておらず、また、非イスラム教徒に対して適用されることはない。例えば、土地の所有権問題以外の家族間の論争を解決するために、個人には法廷外の紛争解決手段が用意されている。紛争の両当事者の同意の下、仲裁人はイスラム法に見られる原則に従って紛争解決を図っている。さらに、イスラム家族法は緩やかな形でイスラム法に基づいている。 [2c] (セクション ii)

19.05 The USSD IRF 2011 report は以下のとおり述べている。

「結婚、離婚、及び養子縁組に関する家族法は、関係者の信仰宗教によって少しず

つ異なっている。それぞれの宗教集団には独自の法制度を集大成した家族法がある。例えば、イスラム教徒の男性は4人まで妻を娶ることができるが、2人目の妻と結婚するためには、最初の妻からそれを認めるとの署名を得なければならない。社会は一夫多妻制に極めて強く否定的であるため、イスラム教徒の間でも実践されることはあまりない。キリスト教徒の男性は、1人の女性としか結婚できない。ヒンズー教の法律では、男性に対してのみ無制限の重婚が認められているが（ただし、実践はまずされていない）、離婚の規定はない。ヒンズー教徒の未亡人は法的に再婚することができる。当事者2人の宗教に関する家族法は婚姻の儀式及び手続を支配するが、結婚の事実は国家にも登録される。異教徒間の婚姻に関しては、いかなる法的制限もない。」[2c] (セクション ii)

19.06 The USSD IRF 2011 はさらに以下のとおり述べている。

「イスラム家族法の下では、女性の相続は男性より少なく、また離婚に関する妻の権利も夫より少ない。年度中、首相は、特に女性の相続人のために、女性の発展政策を変更することにより、これらの法律がより公平になることを目指した。しかしながら、その政策は法としての権限を認められなかった。法は、最初の妻の同意がない独断的な離婚及び重婚から女性を守る規定を提供するが、保護が適用されるのは、通常、結婚が登録されている場合に限られる。農村部では法律が知られていないため、自分たちの結婚を登録しない夫婦もいる。法上、イスラム教徒の夫は先妻に3カ月間慰謝料を支払わなければならないが、この要件は必ずしも強制ではない。これを強制する社会的な圧力はなく、訴訟を提起することは不可能ではないにしても、未処理の仕事の山に追われ、裁判により事件を解決することは難しい。」[2c] (セクション ii)

第19節「信教の自由—ファトワー」を参照のこと。

第24節「児童：教育」を参照のこと。

[目次に戻る](#)
[資料目録に進む](#)

国家と宗教

19.07 The USSD IRF 2011 report は以下のとおり詳述している。

「政府はイマーム（イスラム教聖職者）を育成する学校を運営し、イスラム教の祝祭日を宣言するが、一般的に、説教の内容を指示したり、聖職者の雇用し、給与を支払ったりはしていない。しかしながら、政府にはイマームの任命・免職の権限があり、国立モスクの Baitul Mukarram などの政府所有のモスクで行なわれる説教の内容に対して少なからず影響を与えた。政府はマサドラにおける宗教教育の内容を監視し、宗教教育内容の近代化や主流化など、カリキュラムの変更に取り組むことを発表した。」[2c] (セクション ii)

91 この COI レポートの本文は、2012年8月31日時点で入手できる最新の発行物を含んでいる。

報告書は引き続き以下のとおり述べている。

「政府の学校では宗教学習がカリキュラムの一部になっている。子供たちは、自身が信仰している宗教を学ぶことができる授業に出席する。宗教的少数派の学生が少ない学校では、授業時間外に地元の教会や寺院と組んで宗教学習の授業の実施を手配することもある。事例証拠が示すように、国内には何万ものマサドラ（イスラム教の学校）が存在する。調査機関は約3万3,000校という数字をだしているが、ジャーナリストには、実際はもっと多いと推測する者もいる。2009年の世界銀行の調査では、政府が管理していない独立したプライベートマサドラである「Qaumi madrassahs」に通っている農村部の小学生は2パーセントにすぎない。同調査によると、小学生の8%と中学生の19%は「Aliyah madrassahs」に通っている。こちらの方は国が管理する私立のマサドラで、政府承認のカリキュラムを教えている。残りの生徒たちは世俗的な政府の学校あるいはNGOが運営する学校に通うか、学校に行かない子供たちもいる。キリスト教、ヒンズー教、仏教については、国中に私立の宗教学校があるが、政府が運営する学校はない。」 [2c] (セクション ii)

- 19.08 The USSD IRF 2011 report は以下のとおりコメントしている。「2001年以降、政府は、過激派の標的になりやすい宗教上の祭典や催しに取締機関の職員を配備している。」 [2c] (セクション ii)

報告書は引き続き、以下のとおりコメントしている。

「年度中、政府外部からの働きかけによる宗教及び民族的少数派に対する襲撃や差別の事例がいくつかあった。宗教、信条、または実践に基づく社会的な虐待、差別の報告があった。宗教的少数派の居住地に向けられた暴力は、人命や財産の損失をもたらした。真の動機（宗教的憎悪、犯罪意図、個人的な紛争、または財産争いのなかのどうか）は不明確であることが多い。宗教的少数派は社会階層の底辺に多く、政治的に頼る先がほとんどない人々である。」 [2c] (セクション III)

- 19.09 USSD IRF 2011 report の中で述べているとおり、「政府は信仰の自由と平和の確保を推進するために数々の手を打った。政府は少数派の共同体のメンバーに政府でより高い地位を与えたり、宗教的少数派を支援した。」 [2c] (セクション ii)

- 19.10 The USSD IRF 2011 report は以下のとおり詳述している。

「議会は、2011年のキリスト教福祉信託法(Amendment)を通過させた。それにより、定期預金の残高を1,000万タカ（12万2,000米ドル）から4,000万タカ（48万8,000米ドル）に引き上げた。残高はこの27年間固定されたままであった。残高は、トラストが1983年の政令によってのみ設立されるもので、実際の組織体は2009年まで作られなかったためである。この様に、政府は本年の改正が採用されるまで追加資金は投入されなかった。政府はまた管理的行動をとって、仏教福祉信託の残高も3,000万タカ（36万7,000米ドル）から5,000万タカ（61万0,000米ドル）に引き上

げた。[2c] (セクション II)

[目次に戻る](#)
[資料目録に進む](#)

ファトワー

19.11 the USSD IRF 2011 report の中で述べられているように、

「最高裁判所の上訴部門が下した5月の裁定で、2001年の高等裁判所によるファトワー（イスラム教法令）禁止令は却下された。ただし、上訴部門の裁定で、ファトワーが罰則を与えることはできない、また、現行の世俗法に相反はできないこととなった。法の下で、ファトワーは罰則を与えない限りいかなる懸案で引合いに出してもよい。以前は、ファトワーが公に使われたのは、大抵、宗教関連の法律や慣習を逸脱したことにより告発された男女に発令する場合であった。」 [2c] (セクション II)

第19節「信教の自由—家族法」を参照のこと。

19.12 The USSD IRF 2011 report が引き続き述べているが「イスラムの伝統では、イスラム法に精通したムフティー (muftis : 宗教学者) のみが正当なファトワーを宣告する権限を有すると定められているが、実際には、村の宗教指導者が個々の案件について裁定を下すことがある。時にこうした裁定が法廷外の懲罰になることがあった。それは、主に女性が犯した道徳上の罪に対する場合に多かった。」 [2c] (セクション II)

第23節「女性—自衛行為」を参照のこと。

19.13 BBC News の2001年2月13日の記事によると、こうした懲罰は、名前の公表や公における辱め、身体の一部の切断まで様々な種類が存在する。 [20c]

19.14 弁護士の M.A. Muid Khan は2009年3月20日付けの記事の中で、ファトワーに基づき下された懲罰により、身体的な苦痛や耐え難い身体的損傷が引き起こされた場合、それは刑法に違反することはもちろん、女性及び児童に対する抑圧に関する法律(特別条項)にも抵触することになると指摘している。ただし、ファトワーを発令した者がこうした法律規定に基づき有罪を宣告されたことはない。(UNB) [39m]

第23節「女性—自衛行為」を参照のこと。

[目次に戻る](#)
[資料目録に進む](#)

ヒンズー教徒

19.15 国内避難民監視センター(IDMC) の「バングラデシュ：少数派の人々に避難民とな

93 この COI レポートの本文は、2012年8月31日時点で入手できる最新の発行物を含んでいる。

る可能性が増大」という 2006 年の報告書には、バングラデシュの総人口のうちヒンズー教徒は 1947 年にはおよそ 25 パーセントを占めていたのに対し、1991 年には約 10.5 パーセントにまで低下したと指摘されている。1964 年から 1991 年までの間に、530 万人のヒンズー教徒がバングラデシュを離れたと推測される。[45b] (p21)

- 19.16 NGO 団体である Ain o Salish Kendra (ASK)は、暫定政府が 2008 年 10 月に既得財産返還法廷と上訴法廷の 2 つを設置した、どのような機能または原理に基づいて法廷が運営されるのかは明らかではないと報じた。(ASK 2008 年版年次報告書) [109a] (第 15 章)

- 19.17 NGO Ain o Salish Kendra (ASK)の 2008 年報告書によると、

「過去の報告書でも指摘されているとおり、少数派であるヒンズー教徒の共同体に対する嫌がらせ事件は、国内の人権を取り巻く環境においては「背景的な雑音」に似た低い程度ではあるものの、存在し続けている。特定の宗教に対する差別の存在を否定する者らは、「バングラデシュで貧困に苦しむ全ての共同体に対して、嫌がらせや、略奪行為、強姦のような犯罪が起きている」と主張している。宗教的少数派の人々は、最もに被害者になりやすい存在である...寺院は攻撃の対象にされやすく、今年[2008 年]報じられた事件としては、キショレガンジュ県にあるコティアディ (Kotiadi) 僧院に対する襲撃の結果、この僧院の住人の 1 人が強姦され、長老僧のアビナシュ・チャンドラ・ゴシャイ (Abinash Chandra Goshai) が殺害された。また、ゴウラナディでは 200 年の歴史がある寺院の彫像が破壊され、ロングプール県ではゴダルガンジュ (Badarganj) 寺院が放火されたり、バリサル県にあるアグホイルジハラでも彫像が破壊された...目的が略奪や共同体に対する攻撃、若しくはその両方あったとしても、事件が起きて懲罰が加えられないことが同じ場所でまた襲撃が起きる状況を作り出しているようである。地方当局の支援のもとでこうした起きる事件が発生している事実については、より大きな危惧を抱かざるを得ない。たとえば、バゲルハット県では寺院の土地にビルの建設が試みられたため、地元の何百人というヒンズー教徒が市当局の建物を取り囲み、キルタン (Kirtan) やコビ・ガーン (Kobi Gaan) などの宗教行事のためにビルを建てないように要求する事態に発展した。少数派の共同体に対する攻撃が発生しても、多くの場合、地元の警察は事件を真剣に取り上げようとはしないようである。長期にわたる報告がある場合、土地の奪取が暴力行為の最も大きな動機になっていることがしばしばある...ヒンズー教徒の土地が法的な操作を受けやすいこと、及び「インドへの移住」が頻繁に奨励されてきたことにも既得財産法が残した影響とみることができる。」 [109a] (第 15 章)

- 19.18 The USSD IRF 2011 report は以下のとおり触れている。

「多くのヒンズー教徒は、すでに現存しない既得財産法に基づく差別で失った土地の所有権を回復することができないでいる。2001 年にアワミ連盟がこの法律を廃止したが、後続政府は、この法に基づき没収された財産を返却するための具体的な行動を取らなかった。既得財産法は、東パキスタン時代に敵対者（ここではヒンズー教徒）の土地を政府が強制的に没収する目的で制定された法律であり、この法の

下、政府は約 260 万エーカーの土地を没収し、国内のヒンズー教徒のほぼすべてに影響を及ぼした。ダッカ大学のある教授が行なった研究によると、2001年にこの法律は効力を失ったにも拘わらず、同年以降、約 20 万のヒンズー教徒の世帯が 4 万 667 エーカーの土地を失った。

「2001年4月、国会は既得財産法に基づいて没収され、現在も政府の管轄下に置かれている土地を元の所有者、もしくはその相続人が国内に居住している場合、同人らに土地を返却することを定めた既得財産返却法案を成立させた。既得財産返却法は、政府が保有している既得財産の一覧表を2001年10月までに作成するよう政府に求めている。権利請求者は、一覧表が公表されてから90日以内に請求を申し立てる必要がある。2002年、国会は政府に対し、既得財産を返却するための期間を無期限とし、それらの財産を地域の政府職員に貸与する権利を含む財産の管理権を政府に与える既得財産返却法の修正法案を成立させた。この報告書が対象とする期間の間に、政府はそれら財産の一覧表を作成しなかった。」 [2c] (セクション II)

目次に戻る
資料目録に進む

仏教徒

- 19.19 オーストラリアに拠点を置く仏陀ダルマ教育協会 (The Buddha Dharma Education Association) のウェブサイトである BuddhaNet が公表したデータによると、2004年時点でバングラデシュには約 100 万人の仏教徒がおり、主にチッタゴンの都市部、チッタゴン丘陵地帯 (CHT)、コミラ県、ノアカリ県、コックスバザール県、及びバリサル県に居住している。バングラデシュの仏教徒は、Austic 系、チベットービルマ系 (Tibeto-Burman)、ドラヴィダ系 (Dravians)、及びアーリア系 (Aryans) の 4 つの民族にかつて属していた人々である。歴史家によると、チベットービルマ系はピュ (Pyu)、カニャン (Kanyan)、及びテット (Thet) またはカルマ (Chakma) という 3 つの部族から成っている。チャクマ (Chakma) という部族は、主にチッタゴン丘陵地帯に住んでいる。カニャンという部族は、ラキネ (Rakhine) またはアラカネゼ (Arakanese) 族として知られおり、現在もチッタゴン県の南東部に居住している。バルア仏教徒 (Burua-Buddhist) として知られるバングラデシュの純粋な仏教徒は、アラカネゼ族の年代表によれば 5,000 年来この地に住み続けている人々の末裔であるという。 [92a]
- 19.20 カナダ移民難民委員会 (IRB) が 2005 年 8 月 16 日に発行した報告書の中で述べられているように、チッタゴン丘陵地帯に住居するジュマ族の人々の大半は仏教を信仰している。 [3h]
- 19.21 バングラデシュ・ヒンズー教・仏教・キリスト教統一評議会 (The Bangladesh Hindu Buddhist Christian Unity Council : BHBCUC) が発行した報告書には、仏教徒の共同体を標的とした宗教的な動機による襲撃が時折見られると記されている。例えば、2008 年 12 月 29 日には、暴力集団がチッタゴン県にある「the Paschim Nanupur Anandodham Bouddha Bihar」に火を放ったという。 [57a]

- 19.22 アジア人権センター(ACHR)は、2010年2月23日付けの「バングラデシュ：土地略奪を目的として虐殺された先住民族の人々」という報告書の中で、以下のとおり記述している。

「2010年2月19日と20日に、バングラデシュ陸軍の軍人と違法なベンガル人移住者が、バグハイハット地域陸軍野営地の司令官デアアルワシム(Wasim)中將の総指揮のもと、バングラデシュのチッタゴン丘陵地帯(CHT)のランガマティ県の管轄にあるサジェク・ユニオンのバグハイハット地域にある14のジュマ民族の村に住む先住ジュマ民族に対する重要な共同攻撃を開始した。あらかじめ計画された攻撃は、2010年2月19日の夜に始まり、バングラデシュ陸軍の支援を盾に、違法な入植者たちは少なくとも200から300軒の家を焼き討ちにした。[66c]

仏教徒に対する扱いについてさらなる情報は、第20節「チッタゴン丘陵地帯に居住する先住民族のジュマ族」を参照のこと。

目次に戻る
資料目録に進む

アフマディヤ共同体 (アフマディー教、カディヤニ、クアディアニとも呼ばれる)

- 19.23 Ain o Salish Kendra (ASK) は2008年報告書の中で、以下のとおりコメントしている。

「国内のアフマディヤ共同体の安全については緊張状態が続いている...クルナ管区におけるモアゼム・ホサイン(Moazzem Hossain)一家に対する攻撃のように、排他的グループによる襲撃行為が時折起きているが、アフマディヤのモスクは全く襲撃を受けていない。アフマディヤ信仰に基づく100年毎の祝典は様々な政治指導者と市民社会における指導的な立場の人々の出席のもと、滞りなく行なわれた。しかしながら、大きな事件は起きなかったものの、ディーンホールで行われたアムラ・ダカバシ(Amra Dhakabashi)によるセミナーの開催に際し、論客たちがアフマディヤ(反対者にとってはクアディアニ)を非イスラムであると宣言するよう要求する一幕もあった。このグループは、街頭での暴力行為に関与していたことがあり、現在は法律に則った議論を通して差別発言を繰り返している。ナラヤンガンジュ県における像の建造禁止を要求する最近の訴訟を見ると、煽動集団は今後、街頭での抗議活動ではなく、裁判を通して自身らの主義主張を全面に出す方が、社会的な地位を高められる可能性がある。」[109a] (第15章)

- 19.24 世界の信教の自由に関する米国委員会が2010年5月に発行した、2009年5月から2010年4月までの出来事を対象にしている「2010年報告書」には、以下のとおり記載されている。

「約10万人からなる小規模なアフマディー教の共同体は、バングラデシュにおいて、イスラム教ではなく異端宗教に指定するための運動の標的になっている。2004年1月、ジャマアテ・イスラミ・バングラデシュ及びイスラム教の小政党と連立を組んだBNPが率いる当時の政権は、アフマディー教関係の宗教書の出版と流通を禁止し

た。警察は、裁判所が2004年12月にその禁止措置を保留状態にするまでにアフマディー教の出版物の押収を数回行っている。それ以降、禁止措置は公式に無効にされることはなかったものの、執行されることもなかった。反アフマディー教を煽動する地方の活動は時に暴徒化し、アフマディー教徒の家が破壊され、アフマディー教徒は無理やり捕えられ、宗教的信念を改めるよう強要された。しかしながら、警官の精力的な保護により、同人らに対する暴力行為は近年では減少している。バングラデシュのアフマディー教徒は、反アフマディー集団から殺害の脅迫を受けたが、2010年3月、ブラフモンバリア県東部の都市で年次全国大会を開催することができた。アフマディー教徒はまた、警察からの書面による制限（宗教的な内容に関する制限など）を受ける対象となっており、警察はアフマディー教のモスク内の音響システムを切るように命じた。[115a] (p327)

19.25 The USSD IRF 2011 report は以下のとおり述べている。

「アフマディー教に対する嫌がらせは続いた。[2c] (Executive summary)... ラマダンの間、ブラフモンバリア県の地方警察はアフマディヤ共同体がスピーカーで祈りの声を流すことを禁じた。2月、ガジプール県の政府高官は、予定が重なったことを理由にアフマディヤ共同体の年次総会への出席をキャンセルした。アフマディヤ共同体は、何人かの反アフマディヤの高官がキャンセルの背後で動いていたと主張した。[2c] (セクション ii)

「年間をとおしてタンガイルのアフマディヤ共同体に向けられた攻撃は、怪我や甚大な物的損害を招いた。攻撃は6月、8月、10月の3回に分けて起こり、アフマディヤ教徒の周辺に武器を持ち込む小さな集団により起こされており、彼らは遭遇したアフマディー教徒を殴打し、家々を破壊して回った。当局による逮捕は1件も発生しなかったが、何人かの地方指導者が共存の必要性について声明を出した。」 [2c] (セクション iii)

[目次に戻る](#)
[資料目録に進む](#)

キリスト教徒

19.26 2006年8月9日付けのカナダ移民委員会からの報告書には、以下に示すようにさまざまな情報源からの情報を記載している。

「バングラデシュには35万人から50万人のキリスト教徒がいると推測され、その大半はカトリックである。[2005年の信教の自由に関する報告書によれば]、バングラデシュにはベンガル人のキリスト教徒が広く存在するほか、キリスト教を信仰するいくつかの先住民族（非ベンガル人）の集団も存在する...キリスト教を含む宗教的少数派に対する事件として、殺人、性的暴行、強奪、恐喝、強制立ち退き、礼拝所の襲撃などが報告されている...世界中のキリスト教徒に宗教材料、育成、支援を供給している福音派キリスト教組織である Open Doors (OD)によると、キリスト教徒、特にイスラム教からキリスト教に改宗した者はバングラデシュでは安全ではない。

97 このCOIレポートの本文は、2012年8月31日時点で入手できる最新の発行物を含んでいる。

米国に拠点を置く NGO 団体である国際宗教自由連合によれば、通常、イスラム教からキリスト教に改宗した者は公然と信仰を實踐してはいないという。情報筋によれば、キリスト教に改宗するイスラム教徒は家族や社会からの拒絶され、身体的危険に直面しかねない。2005年5月付けの U.S. Newswire article の記事では、米国に拠点を置く人権擁護団体であるクリスチャン・フリーダム・インターナショナル (CFI) がバングラデシュで実情調査を行ったところ、イスラム教からキリスト教に改宗した者がその迫害を受けていることを示すの証拠をつかんだと報じられている。この記事の中で、CFI の理事長は、イスラム教からキリスト教に改宗した女性が暴力、誘拐、強姦、強制結婚、及びイスラム教への再改宗を強要をされている可能性がある」と指摘した。イスラム教からキリスト教に改宗した女性がそのような扱いを受けていることを示す具体的な報告は、調査理事会 [IRB] が参照した情報源の中では存在しなかった...ただし、政府は、国内の宗教的少数派の礼拝所の安全を確保するための方策を講じている。2005年のクリスマス時期には、その年の前半にイスラム過激派による爆弾テロが連続して起きたこともあり、政府は国内に存在する教会の安全警備を強化した。

- 19.27 The USSD IRF 2011 report は「人権団体である Odhikar によると、8月前半、地方のアワミ連盟の高官と関係のある集団が、Saint Mathuranath AG Mission が所有する土地を占有した。地元のキリスト教指導者は、その集団のメンバーが布教所の土地を占有するために聖職者に暴行を加えたと主張した。地元の警官は平和的に問題を解決するために、積極的に事件への介入を試みた。」 [2c] (セクション iii)

目次に戻る
資料目録に進む

20. 民族集団

- 20.01 バングラデシュは民族的に「...非常に単一民族的な国家であり、人口の98%以上がベンガル人で占められている。少数民族の共同体の人々、特に北部及び東部に住む部族の人々の多くは通常イスラム教徒ではない。」 (USCIRF Report 2010) [115a] (p326) 2008年3月27日付けの Bangladesh News の記事は、以下のとおり報じている。「様々な民族集団の存在及びそれらの集団の多彩な生活様式は、バングラデシュの文化全体を非常に豊かなものにしてしている。何世紀にもわたり、バングラデシュは様々な民族集団の居住地であった。事実、総人口の約2%を占める35の先住民族はそれぞれ丘陵地帯や平野部のいくつかの地域に住んでいる。その歴史的背景、経済活動、社会構造、信仰宗教及び祝祭事などがそれらの民族を区別する要素となっている。」 [6a]

目次に戻る
資料目録に進む

チッタゴン丘陵地帯に居住する先住民族のジュマ族

- 20.02 チッタゴン丘陵地帯 (CHT) は、バングラデシュ全土の約10%の面積を占めている。

チッタゴン管区には、カグラチャリ県、ランガマティ県、バンドルボン県などが存在する。(The Mappa Ltd: Bangladesh Guide Map 2003) [25a] CHT に関してアムネスティ・インターナショナル(AI)は、2004年3月1日付けの報告書の中で以下のとおり述べている。

「チッタゴン丘陵地帯 (CHT)は、丘陵性の森林に覆われたバングラデシュ南東部に位置する一帯で、何百年にもわたり 13 の先住民族（全体を総称してジュマ族と呼ばれている）が暮らしてきた。彼らは、容貌、言語、宗教、及び社会構造の面でバングラデシュのその他の民族とは大きく異なっている。

「歴代の政権が耕作の推進を強制及び推奨した結果、部族に属さないベンガル人がこの地に大挙して押しかけた。ベンガル人がこの地に入植してきたことで、ジュマ族の人々は自分たちの生活、習慣、及び伝統が脅威にさらされると感じた。

「チッタゴン丘陵地帯では、1970年代中頃に武装蜂起が起こった。1997年に締結された平和協定により武力紛争は終結したが、紛争の間に始まったジュマ族への人権侵害は、小規模化したものの後を絶たなかった。」 [7b]

20.03 米国国務省が 2012 年 5 月 24 日に発行した「2011 年の人権問題に関する報告書」(USSD 2011 report) には、以下のとおり記載されている。「先住民族が市民サービスや高等教育を受けられるよう政府から割り当てが出たにも拘わらず、先住民族の共同体は広範囲にわたる差別と虐待を受けている。政府はまた、先住民族の人々を社会的暴力から守ることもできなかった。」 [2a] (セクション 6)

20.04 The USSD 2011 report は引き続き以下のとおり述べている

「Odhikar によると、ベンガル民族と先住民族の共同体の間で衝突が何度も起こり、その結果、40 人の死者、94 人の負傷者が出るとともに、17 人が拉致され、18 人が強姦、40 軒の先住民族の家が破壊された。例えば、NGO やマスコミの報告によると、4 月 17 日にチッタゴン丘陵地帯 の Ramgarh 地方に住むベンガル人入植者と先住民族の共同体による一連の暴力衝突により、少なくとも 4 人の死者と多数の負傷者が出た。土地を巡る紛争が引き金となって衝突が起き、少なくとも 4 つの村が焼かれ、食糧倉庫や仏教寺院を狙った放火襲撃が起こった。地元の政治団体である Parbattya Chattagram Jono Sanghati Samity は、放火襲撃に関わったベンガル人入植者が治安部隊と行動を共にしていたとの声明を発表したが、政府はそれを否定した。少なくとも先住民族の男性 1 人が警察に拘留され、襲撃後に失踪したと伝えられている。」 [2a] (セクション 6)

20.05 The USSD 2011 はさらに「一年間に政府は何度か声明を出し、国内の部族民は「先住民族」ではなく「少数民族」と認識するよう申し渡した...先住民族の指導者たちは、この新しい呼称に異議を唱えた...この年、先住民族の指導者は軍隊の存在に抗議し続け、その撤退要求を世間に訴えた。」と報告している [2a] (セクション 6)

20.06 The USSD 2011 は以下のとおり述べている。

「...政府は土地調査を実施するとの決定を発表し、2009年のCHT土地管理委員会を再構成したが、先住民族の人権グループは、伝統的に先住民族の土地であるのにもかかわらず、ベンガル人入植者が所有権の詳細に関する虚偽の文書を入手することが可能であるとして、この決定を批判した。土地管理委員会は、和平協定調印後の重要な事柄である土地問題に関して効果的な機能を発揮できなかった。」...2010年、CHT和平協定の履行に関する国家委員会（The National Committee for Implementation of the CHT Peace Accord）が再構成されたが、さらなる見直しが必要であるとして、土地管理委員会の活動は中断された...和平協定の実施をめぐる不満同様、法律や秩序に関する問題、人権侵害の申し立てが続いた。[2a]（セクション6）

Special Rapporteur が協定実施時に情報更新のために提出した「UN Economic and Social Council report, Study on the status of implementation of the Chittagong Hill Tracts Accord of 1997」（2011年2月18日付）を参照のこと。[8h]

第28節「国内避難民」も参照のこと。

目次に戻る
資料目録に進む

ビハール人

背景

20.07 ビハール人は時に、「パキスタンへの帰還を待つパキスタン人」あるいは「バングラデシュのウルドゥー語を話す共同体の人々」と表現されることがある。1947年にインドが分裂した際、インドの東部州から多くのウルドゥー語を話すイスラム教徒（大半はビハール州であるが、アッサム州とオリッサ州からもいる）が東パキスタンに移住することを選んだ。その後、ウルドゥー語を話すインド人とパキスタン人も数多くバングラデシュに移り住んだ。ウルドゥー語を話すこれらの人々は、総称的に「ビハール人」と呼ばれるようになった。」(FCO、2007年11月6日)[11a]

20.08 Interdisciplinary.net からの論文「概念上の総体性 (Conceiving Collectivity) : ウルドゥー語を話す少数民族『ビハリ』及び『本拠地』の不在」(2009年)は、以下のとおり報告している。:

「バングラデシュにおける『ウルドゥー語を話す共同体』は、『言語的民族移動』として考えることもできる。1947年の建国以来、インドから東ベンガル（東パキスタン）に移住して来た100万人を超えるイスラム教徒の子孫...彼らはベンガル語を話す多数派と言語の点で区別される。多くの人々が暴力から逃れるため、インド北部のビハリ州、ウッタル・プラデーシュ州、オリッサ州等から移住して来た。それ以来、ビハール人という呼称はこれらの移住者の子孫について言及する時に使用され

る。議論のあるところだが、(西パキスタン) のパンジャブ州の上流の人々との間に一定の言語及び文化の類似性を共有するこれらの移住者は新しい国における影響力をつけていった...彼らは、信用ならない西パキスタン人—植民地主義者—とのパイプ役として知られはじめた...文化的、言語的、政治的緊張感が嵩じて、ついに 1971 年の解放戦争へと発展した。国の解放に続いて、ウルドゥー語を話す共同体全体が、敵国への協力者というレッテルを貼られ、社会的に追放された。何千人もの人々が逮捕され、またある者は国に財産を没収されたり、生命を脅かされ、やむなく国を出た...かつては『集団移動の結束性』という強い意味合いの言葉が、今は別の意味で使われている。今は、彼らの『本拠地』となった土地の『内側で』共同体は再び取って代わられた。彼らは再び『よそ者』になった。しかし、それは彼ら自身の行動(国外脱出)の結果からではなく、彼らの周辺で起こった出来事のせいであった。」
[67a]

- 20.09 2008 年から 2009 年にかけて、バングラデシュに暮らしていたと推測されるビハール人の人々の数は 25 万 000 人から 30 万人であった。(UNB、2008 年 5 月 18 日) [39f] (The Daily Star、2008 年 5 月 19 日) [38t] (The Daily Star、2009 年 1 月 26 日) [38ah] これらのうち、およそ 16 万人は国内に点在するの 116 のキャンプ地に、残りはキャンプ地以外の場所に住んでいた。(オックスフォード大学: Oxford University: Refugee Studies Centre、April 2009) [114a](The Daily Star、2008 年 12 月 30 日) [38ah]

目次に戻る
資料目録に進む

国民として認知されたビハール人

The Refugee and Migratory Movements Research Unit (RMMRU) の案内パンフレット「市民としてのアクセス権 (Accessing Rights as Citizens) : バングラデシュにおいてキャンプ地を居住地とするウルドゥー語を話す共同体 (The Camp-based Urdu Speaking Community in Bangladesh)、2007 [61a]を参照のこと。これは『有効な』市民権に対するいくつかの障害と一致する」

- 20.10 2012 年 6 月 13 日付け bdnews24.com の記事は、以下のとおり報道している。

「ジュネーブキャンプに居住する 10 のグループが高等裁判所に訴状を提出した...次いで、2003 年 5 月 5 日、高等裁判所の 2 人の裁判官が、ジュネーブキャンプは間違いなくバングラデシュの領土内であり、原告らはバングラデシュの市民であることから、彼らは選挙人として登録されなければならないという判決を言い渡した。残念ながら、高等裁判所の規則では 10 人の原告にしか適用されないと解釈され議論されている...もうひとつの訴状が提出され...ウルドゥー語を話す人々全員に対する投票権を求めている。2008 年 5 月、高等裁判所の 2 人の裁判官が下した判決によれば、『ウルドゥー語を話す者の市民権問題は、新しい局面を迎えた。これは憲法の観点から大変重要なことである...、彼らは、就労、教育、住居、健康などについて、他の国民と同じまっとうな生活を送る憲法上の権利が常に否定されている。何十年もの間、間違った前提で市民権の問題を未解決のままにしてきた結果、この国は何

101 この COI レポートの本文は、2012 年 8 月 31 日時点で入手できる最新の発行物を含んでいる。

も得ることができず、建国で得られたはずの貢献さえも享受できなかった。ウルドゥー語を話す人々が国の主流に返り咲く日が早ければ早いほどよいのである。

「裁判官はその判決の中で『選挙管理委員会は、原告やウルドゥー語を話す者が選挙人名簿への登録を希望する場合はそれに応じ、国民身分証明書を遅滞することなく発行すること。』と述べた

「彼らが無国籍でいる状況が終わることで、彼らは社会的、文化的、及び経済的な様々な利益を得るための機会を利用することができるようになると理解されている。しかし、「国民身分証明証」を受けとり、直近の総選挙で投票を終えた後でさえ、彼らは未だに「パキスタンへの帰還を待つパキスタン人」であり、無国籍の難民として扱われている。[60a]

- 20.11 Daily Star の2008年5月26日付記事が触れているとおり、「バングラデシュ政府は、後日、共同体にパキスタンへの帰化の選択権を与えた。1973年12月、赤十字国際委員会はパキスタンへの帰還を希望する53万9,669人の登録を完了した。」しかし、市民権については言及されなかった。[38u]
- 20.12 NGO 団体である国際難民支援会 (Refugees International : RI) は、2008年5月23日付レポートの中で「この措置により、36年間にわたって国を失い、バングラデシュに居住してきた20万人から50万人のビハール人の約半数が、国籍を回復するための救済策を見出すことができた。」と記述している[74b]
- 20.13 The Daily Star は、2008年12月29日に実施された総選挙において、多数のビハール人の者が投票を行なったことを確認している。[38ag]

しかしながら、2009年1月26日付けのDaily Starの報道によれば、「市民権を取得したにも拘わらず、高等裁判所(HC)の判決が下されてから8か月が経過した今になってもその写しが内務省に届いていないため、ウルドゥー語を話すビハール人はまだバングラデシュ人のパスポートを取得することができない。...市民権を取得した後、多くのビハール人がパスポートを申請した。彼らは適切な手続に従って申請書を提出したが、パスポート事務所は市民としての権利を奪い、申請を却下したと多くのビハール人の者が主張している...内務省長官のアハメド・アブドゥル・カリム (Md Abdul Karimh) はDaily Star に対し、同省は高等裁判所の判決に従うつもりであるが、判決の写しをまだ受領していないと述べている。判決の内容を明確に理解しないままビハール人の人々に対してパスポートを発行することはできない。」と、彼は言った。パスポートの担当高官は、ビハール人の人々に対するパスポートの発行に関して政府の新しい政策をまだ知らない。移民及びパスポート局の局長であるアブドゥル・ラブ・ハウラデル(Abdur Rab Hawlader)は『我々は、ビハール人の人々への対するパスポート発行について当局から何の指示も受けていない。』と述べている ...ダッカの地域パスポート事務所の副所長であるカフィル・ウディン・ブフイヤン(Kafil Uddin Bhuiyan)は、『我々は、警察の証明に基づいてパスポートを発行する...』と語った。しかし様々なキャンプ地に暮らすビハール人の人々は、自分たちは

まだ警察から「パキスタンへの帰還を待つパキスタン人」として取り扱われており、これが、パスポートを取得するにあたって大きな障害になっていると話している。また、定常的な住所を持たない者に対してパスポートを発行することはできないと話すがパスポート発行担当者もいる...一方、身分を隠すことでバングラデシュの市民権を得る前にパスポートを取得したビハール人の者も大勢いる。しかし、彼らはパスポートを更新時に同じ問題に直面している。」 [sic] [38ah]

- 20.14 国連難民高等弁務官 (UNHCR)は、2009年12月付けの「バングラデシュでウルドゥー語を話す共同体の人々の国籍に関する注意書き」の中で以下のとおり述べている。

「2008年5月の最高裁判所の決定及びその後のバングラデシュ政府による実施措置を鑑みると、ウルドゥー語を話す共同体の人々はバングラデシュの国民と考えられるため、もはや無国籍とは見なされない。

「バングラデシュ社会には、ウルドゥー語を話す者が1971年のバングラデシュ独立戦争で果たした役割に憤慨している者もいるが、その一方で、野外キャンプ地に暮らす者をはじめとする、ウルドゥー語を話す共同体の多くの人々はベンガル人社会の中に住み、ベンガル語を話している。極度の困窮状態の中で暮らしているウルドゥー語を話す人々の中には、居住地域で基本的なサービスを受けられない者もいる。理由は、その地域で当該サービスが利用できない、あるいは、それらの人々が全てのバングラデシュ国民に適用される法律上、行政上の要件に合致しないためのどちらかである（例えば、パスポートの取得に必要な有効な住所を持たないなど）。ただし、これはバングラデシュでウルドゥー語を話す者に特有の問題ではない。ウルドゥー語を話す者たちの問題等を解決する前に、公務員、特に地方レベルの公務員は2008年のサダカト・カーン (Sadaqat Khan)判決の効力果及び適用について所属の省庁にさらなる指針を求めることはできる。だが、サービスを受けることが困難であるからといって、ウルドゥー語を話す者をバングラデシュ国民として認めることを拒否することを示すわけではない。」 [8i] (p5)

キャンプ地の生活環境

- 20.15 2008年5月23日付けの国際難民支援会の報告書は次のように記述し、キャンプ地の生活環境は劣悪であったことを伝えている。「人口密度が高く、収容施設の老朽化、劣悪な衛生状態、教育や医療施設の欠如、生計手段も限定的であるため、生活状態は極めて悲惨なものである。」 [74b]

- 20.16 2007年6月に発行された USCRI World Refugee Survey 2007 が評するとおり、「ビハール人の半数はキャンプ地の外で生活し、地域社会に溶け込んでいる。」 [37a] (p32)

目次に戻る
資料目録に進む

21. レスビアン、ゲイ、両性愛者及びトランスジェンダー

103 この COI レポートの本文は、2012年8月31日時点で入手できる最新の発行物を含んでいる。

レスビアン及び両性愛の女性の地位に関しては、「女性」の節も参照のこと。

法的権利

21.01 Citizens' Initiatives to CEDAW-Bangladesh が提出した様々な報告書のひとつ（2010年12月付）が述べるとおり、

「CEDAW の署名国として、バングラデシュ政府は性的・ジェンダー的少数派を保護し、特に性に基づくあらゆる形の差別を排除する国際的義務を有している（性的嗜好、ジェンダーの多様性を含むと解釈でき、また実際そのように広く解釈されている）...バングラデシュ憲法もまた、性、カースト、宗教及び人種に基づく差別を受けない権利を保障している。」 [24b] (p56)

The Citizens' Initiatives on UNCEDAW, Bangladesh (CiC-BD) は、女性の権利及び人間としての権利を守る 38 団体からなる市民のプラットフォームである。このプラットフォームは、**2007年10月に統合された。** [24b]

21.02 同じレポートが、引き続き以下のとおり述べている。

「この国の現行の法的枠組みの下では、同性愛者や標準的ではないジェンダーのアイデンティティは認識されていない。性別による差別を受けないことを国際的及び憲法上で保障していることと、バングラデシュ刑法第 377 条において、自然の秩序に反するとみなされるいかなる性的行為に対しても、裁判所は禁固刑及び罰金刑を課していることは矛盾し、違反している。1860 年刑法のこの条文は、英国領インドの植民地当局が導入したもので、異性愛者による婚姻に基づく生殖のための性行為以外のあらゆる行為を、事実上犯罪として扱っている。

「実際には、刑法第 377 条はバングラデシュのようなポスト植民地国家にも使用され、同性愛者の合意の下での性的行為を犯罪として扱っている。合意によるものか強制的なのかは、法は区別しない。いくつかの例では、現行の強姦法は男性同士の間起きた強姦を認めていないため、児童に対する性的虐待事件を告発するために使用されている。すなわち、文化的及び法的の両方において、強姦は異性間に起こる現象と理解されているのである。

「2009年2月に行われた第4回世界定期審査（Universal Periodic Review）で、セクシャル・ライツ・イニシアティブ（SRI）は、バングラデシュにおけるゲイ、レスビアン、ヒジューラー、コティ（kothis）、半陰陽などを含む性的・ジェンダー的少数派の政治社会的権利に関する報告書を発表した。バングラデシュの性的・ジェンダー的少数派の問題がこのようにハイレベルな国際フォーラムで披露されるのはこれが初めてであったため、歴史的に有名な報告書になった。議論の中で、バングラデシュの外務大臣は、同国におけるホモセクシャリティの存在を否定した。また、SRI の報告書では、刑法第 377 条を廃止することで、合意による同性間の性行為は犯罪として扱わないようにすべきであると勧告されたが、GOB [バングラデシュ政府] はこれを拒否した。」 [24b] (p56)

21.03 2010年12月のCEDAWのもうひとつのレポートは、以下のとおり述べている。

「バングラデシュにおける同性愛者の行為については、社会や文化の面でいまだ見えていない部分が多く、この議題に関する学問的研究はそこまで及んではいない。最近の研究では、性を理由に疎外されている人々、特に、ヒジューラーまたはトランスジェンダー／トランスセクシャル社会に属している人々は、もうひとつの法令のために国の職員から組織的に迫害を受ける。もうひとつの法令とは第54条のことであり、『疑わしき』行為の場合は逮捕状なしでも逮捕できると定められている。警察は、第54条を盾に、性的少数派（特にヒジューラー、コティ、すなわち「女性的」な男性、MSM（男性と性行為をする男性））の権利を著しく侵害していることで知られている。嫌がらせ、身体的及び性的虐待、恐喝、そして恣意的な逮捕や拘留は、同性愛の規範に合致しないという理由でこれらのグループが対峙する暴力の標準的な形態である。さらに、多くの HIV/AIDS の意識向上プログラムが、当局の脅迫や暴力により脅かされ、頓挫した。性的・ジェンダー的少数派は、社会的不名誉と医療サービス側の差別を理由に、医療サービスや様々な治療も最低限のものしか受けられていない。従来どおりのやり方では生計維持ができない、また雇用に際してあからさまな差別を受けているという理由から、ヒジューラーは生きるために売春をするしかない。ヒジューラーや MSM の売春は絶えず強姦の脅威にさらされ、警察の「保護」を受ける代わりに警察からの脅迫を受けやすい。独立後のバングラデシュにおいて、第377条が性的・ジェンダー的少数派を脅迫するために使用されたという事例証拠がいくつかあるものの、明白なものは1件のみである。UPRの報告書は、ヒジューラーやコティが国立の小学校を中退してしまう理由のひとつとしていじめを挙げている。自殺に追いやられる者、激しい心理的トラウマを経験する者など、多数の報告がなされている。今やバングラデシュでは、自意識を持つゲイやレスビアン文化が台頭している。ただし、そのようなグループが受けている権利侵害の類についてはほとんど文書化されていない。調査では、「女性的」な少年は教育やその他の社会的場面で深刻ないじめや脅迫にあっている。自意識の強い10代のゲイたちが、「治療」のために精神病治療法やその他の医療法に頼らざるを得ないケースが増えている。」 [24b] (p57)

21.04 米国国務省が2012年5月24日に発行した「2011年版人権問題に関する国別報告書：バングラデシュには、以下のとおり記載されている。

「同性愛行為は違法であるが、実際に法律が執行されることは滅多にない。ゲイのための非公式な支援ネットワークはいくつか存在するが、レスビアンを支援する組織はほとんどない。非公式団体の報告によると、警察官に襲われる可能性があるため、法更改の嘆願書を作る準備や支援をしたり、常設施設を設立することはできないとのことである。あるゲイの権利団体は、ゲイやレスビアンは家族から異性のパートナーとの結婚をするようにとの極度の圧力を受けることも多いと述べている。

「レスビアン、ゲイ、両性愛者及びトランスジェンダー（併せて LGBT）を襲う事件が時折発生したが、被害者が事件が表面化することを望まないため、こうした事

件を追跡調査することは困難である。性的嗜好に基づく社会的な偏見は広く存在し、その事について公然と議論することは抑圧されている。地方の NGO である Bandhu Social Welfare Society が、年間 109 件の LGBT に対する暴行事件を報告している。なお、2010 年は 128 件であった。

「LGBT の人々に対するあからさまな差別行為は極めて稀であるが（理由のひとつとして、自らの性的嗜好を明らかにする者があまり存在しないため）、社会には相当激しい差別が存在する。ゲイであることを公言した場合、特にあまり裕福ではない家系出身の場合、家族や地元の共同体から爪弾きにされる。従来のトランスジェンダーまたは「ヒジューラー」に逃避したいと思う者もいた。

「5月24日付け The New Age newspaper によれば、パスポート事務所は、男性とも女性とも確認できない者については、パスポート上「その他 (other)」として扱うことも可能であると発表した。」 [2a] (セクション 6)

第 31 節「出国と帰国」を参照のこと。

- 21.05 2010年4月2日に更新された Aidsdatahub (地域の HIV/AIDS に関するデータをまとめ、その問題への対応について政府を支援するウェブサイト) の国別プロファイルのバングラデシュ部分には、バングラデシュでは男性と性交渉をもつ男性は 4 万人から 100 万人と推定されると指摘している。このプロフィールにはさらに、ダッカにはおよそ 5,000 人のトランスジェンダーの人々が存在し、そのほとんどが売春で生計を立てていると記されている。この資料には以下の記載もある。

「男性同士の性行為は違法であり、MSM の保護について規定する不当差別禁止法令は存在しない...地域差はあるが、多くの MSM は男性またはヒジューラー [トランスジェンダーの人] の買春も行っており、集団での性行為も普通に行なわれていると報告されている。MSM には女性のセックス・パートナーがいる場合が多く、父親にならないと社会圧力から結婚する者もいる。」 [15a]

- 21.06 2009年8月6日付けの The Guardian の記事「Gay, straight or MSM?」は、バングラデシュでは、あなたのセクシャリティの決め手は、社会階級、教育、家庭環境であると言う。 [55a]

目次に戻る
資料目録に進む

- 21.07 ヒューマン・ライツ・ウォッチが 2003 年 8 月に発行した報告書の中で、英国による植民地統治時代から受け継がれた「不自然な罪」と題される 1860 年のバングラデシュ刑法第 377 条の中に、「自らの意思で自然の摂理に反して男性、女性または動物と肉体的性交を交わす者は、終身刑または最長 10 年の禁固刑、並びに罰金刑に処す」という規定があることを指摘している。その報告書では、第 377 条の規定がバングラデシュで適用された事例をヒューマン・ライツ・ウォッチが記録したことはない」と記されており、さらに続けて、

「ヒューマン・ライツ・ウォッチに伝えられた逮捕のほとんどの事例において、[刑事訴訟法一第 12 節を参照のこと] 第 54 条が適用されている。しかしながら、この法律が執行されたか否かに関わらず、事実上、男性がコティや他の男性と行った性行為を犯罪として扱うことができる。男性と性行為を行う男性は、本質的に犯罪者であるとの認識を警察や社会が有していることで、彼らの尊厳に対する攻撃と、彼らもつ法の前での平等を否定する攻撃が助長される。バングラデシュ法務省が発行した報告書『HIV/AIDS に関するマッピング調査の実践—法律、倫理及び人権 (Mapping Exercise on HIV/AIDS- Law, Ethics and Human Rights)』に述べられているとおり、調査の対象になった男娼とヒジューラーは、当該法令は『警察がゆすりや脅迫目的で公然と逮捕したゲイや両性愛の男性を不当に罰するために存在する法令である』と主張している。報告書は、『刑法第 377 条は、憲法により規定された生存権及び個人の自由の権利 (第 32 章) を拡大定義することによりプライバシーの権利を侵害している。』と結論付けている。第 377 条は性的嗜好に対して差別的な規定を定めているため、この法令は国際人権法に抵触しているとしている。」 [10b] (p43)

21.08 憲法第 28 条は、宗教、人種、身分、性別、または出生地を理由とした国家からの差別から国民を保護しているが、性的嗜好を理由とした差別については触れられていない。しかしながら、憲法第 31 条には、法律による保護は、あらゆる国民にとって奪うことの出来ない権利であると記されている。[4] 2010 年の ILGA 調査は、世界のレズビアン、ゲイ、トランスジェンダー及び両性愛者の人々 (LGBTI) の権利を要約した節で、バングラデシュは性的嗜好や性同一性を理由とした雇用の差別を禁止していないと記している。また、国家は性的嗜好や性同一性に基づく憎悪犯罪を違法とはしておらず、性的嗜好による差別を禁止をする規定も憲法には存在していない。[24x] (p44-50)

21.09 バングラデシュには徴兵制度は存在しない。COI サービスは、LGBT の人々が一般的に軍隊や治安維持部隊サービスに志願または就職することが禁止されているのかに関する情報を得ていない。

第 9 節「兵役」を参照のこと。

21.10 バングラデシュの人口の 80%以上がイスラム教徒であり、同性間の性的関係はイスラム法であるシャリアで禁止されていることも留意すべきである。[36a] (p29)

目次に戻る
資料目録に進む

国家による扱い及び国家の姿勢

警察官及びマスタンによる不当な扱い

21.11 ヒューマン・ライツ・ウォッチ(HRW)は「弱者に対する攻撃」と題する 2003 年 8 月の報告書の中で、「男性と性行為を行う男性 (msm)」に HRW がインタビューしたところ、彼らの多くが、しばしば警官やマスタン (いわゆる、犯罪に関わる暴漢。

107 この COI レポートの本文は、2012 年 8 月 31 日時点で入手できる最新の発行物を含んでいる。

時に地元で政治的なコネがある) からレイプ、集団によるレイプ、暴行を加えられていると話したとのことである。[10b] (p39)

21.12 報告書によると、

「娼婦と同様に、男性と性行為を行う男性は警察やマスタンによる誘拐、レイプ、身体的な暴力、恐喝されるケースがある。男性と性行為を行う男性は、告発もされていないのに逮捕され、虐待を受ける場合がある。彼らは、自身が受けた虐待について正式に苦情を申し立てるための効果的な手段を有していない。警察は HIV/AIDS に関連した支援活動に従事する男性に対して嫌がらせや暴行を加え、逮捕する場合もある。さらに、男性と性行為を行う男性は、社会のより広い範囲で差別を受け、職場を解雇され、学校では嫌がらせを受ける。植民地時代における『性交渉』に関する法律は、男性と性交渉を行う男性を刑事罰の対象にすると解釈されている。これらの違法行為は、相手を屈服させるとか、相手が人間以下の存在であるという考え方からくるものであり、またそのような結果をもたらしている。同時に、バングラデシュに蔓延し始めている AIDS と闘う力を弱めるものであった。[10b] (p37-38)

「HRW は、インタビューに応じてくれたゲイの人々が警察とマスタンの両方から日常的に恐喝を受けていると話したと伝えている。売春の仕事をしている男性たちは、客も恐喝の対象になっていると話しているという。インタビューを受けた者の中には、刑事訴訟法第 54 条に基づき逮捕されたと話している者も数名いる。この際、刑事罰や起訴には至らず、むしろ恐喝や身体的暴力といった虐待を受けたという。しかしながら、警察やマスタンによる虐待行為に対して正式な不服を申し立てたところで警察は動かないので、彼らはそのようなことを行っても無駄であると考えている。[10b] (p39-41) ヒューマン・ライツ・ウォッチはこの報告書のために 17 人から詳しい話を聞いたという。回答者の身元は、売春やゲイの組織、注射針の交換プログラムや薬物更生プログラムを通じて確認された。[10b] (p10 'Methods') ...彼らのほとんどが自分のことをコティ（女性的な振舞いをし、女性として男性と性的交渉を行う男性または少年。）であると説明した。HRW の報告書は、数名の専門家の話として、コティの多くは売春に携わっていると指摘している。」 [10b] (p10, 37, 38)

21.13 2006 年の UNAIDS 報告書には、2002 年に行なわれた調査(『エイズと STD の管理プログラム：バングラデシュにおける HIV の 2 世代サーベイランス』)の結果が記されている。それによると、男娼の 40.9%とヒジューラーの 50.1%が警官やマスタンから暴行や強姦の被害にあっているという。[36a] (p29)

21.14 2003 年のヒューマン・ライツ・ウォッチの報告書第 VIII 節において言及されているとおり [10b](p48)、政府はこの報告書と UNAIDS が引用した 2002 年の報告書が発行されて以降、警察改革プログラムを実施している。

21.15 NGO 団体の Ain o Salish Kendra (ASK)は、バングラデシュの人権に関する 2008 年の報告書（日付なし）の中で、以下のとおり述べている。

「バングラデシュの独立以降、40年間で第377条に関係した事件は1件だけしか報告されていないが、この犯罪の存在は、法律の執行機関などが個人を脅したり、嫌がらせをし、それにより表現や行動を自由に行わせないようにするために利用されていると言われている。実際は、ボンドゥ（Bandhu。下記参照のこと）の報告書に出てくる事件のいずれについても、第377条に基づき逮捕が誘発されるおそれはあったものの、直接的に関係しているものはひとつもなかった。さらに重大なのは、刑事訴訟法第54条とダッカ都市警察に関する法令第86条（及び、他の都市に適用可能な警察法例の関連条項）の乱用であり、これらは通常、公共の場で個人に対して嫌がらせをするのに使われる。実際、売春を生業とする人々や社会の底辺に追いやられている人々が、理由を示されることなく第54条に基づいて拘留される状況とそれほど違いはない。弁護士や人権擁護団体は第54条と第86条の危険性について声高に発言しているが、その一方で、LGBTIの人々に対するこれらの規定の具体的な影響については沈黙する傾向にあった。」[109b]（第22章）

[目次に戻る](#)
[資料目録に進む](#)

社会的な扱い及び姿勢

- 21.16 Ain o Salish Kendra (ASK)は、バングラデシュの人権に関する2008年の報告書（日付なし）の中で、以下のとおり述べていた。

「文化的に隠された部分であること、公の場で性的嗜好に関する話をするのが一般的に嫌がられていること、及び一般的ではない性的嗜好に伴う偏見を含む様々な理由から、バングラデシュにおける性的少数派に関する情報は極めて限られている。そのため、大半の人権擁護団体はつい最近まで性的権利の問題が彼らの任務の一部であるとは考えていなかった。」[109b]（第22章）

- 21.17 ジャーナリストのリチャード・エイモン（Richard Ammon）が2006年6月のバングラデシュにおけるレスビアン（レズビアン）の状況に関して、以下のようなコメントを行っている。「この国のイスラムの女性は、結婚して母親になることを運命付けられている。仮に、女性の独立を訴え、さらには自身がレスビアンであることを公言し、その枠組みから外れれば、結婚ができない女性として社会から追放され、嘲笑されるのが関の山であろう。」（GlobalGayz.com）2004年、Himal Magazine のアフサン・チャウダリー（Afsan Chowdhury）は、「結婚の見込みがなくなることを恐れて、レスビアンであることは秘密にされる。結婚とは女性にとって最終的な目標なのである...社会は独身女性を受け入れず、誰と結婚するかに関係なく、女性が結婚するということに対する社会の圧力は極めて強い。女性のほとんどは、自身の性嗜好に関係なくその圧力に屈し、窮屈な生き方を強いられる...ベンガル人の社会では、レスビアンに対する寛容度は極めて小さい。」[12a]

[目次に戻る](#)
[資料目録に進む](#)

ヒジュラー

- 21.18 インド亜大陸の文化の中でヒジュラーは『第3の性』として見なされており、多くのヒジュラーは自身らのことを「男性でも女性でもない。」と考えている。彼らのことを西洋で使われる「eunuchs（去勢された男子）」「hermaphrodites（雌雄同体）」、「transsexual women（性転換した女性）などと表現しても正確ではない。多くのヒジュラーは、男性あるいは「半陰陽（intersex）」（男性とも女性とも判断できない生殖器を持つ）として生まれている。多くは睾丸の切除を伴う儀式的な手術を受けている。その一方で、女性として生まれたヒジュラーもいる。ヒジュラーのほとんどは女性の衣装を着用し、女性的なしぐさを身につけるが、女性として認知してもらおうとしないのが通常である。一人前のヒジュラーになるためには、グル（guru）と呼ばれる「教師」の下で、ヒジュラーの「家族」あるいは小グループに加入する。さらなる情報を得るためには、情報源（The Lesbian and Gay Studies Reader）を参照のこと。[101a] (BBC News OnLine) [20a]

2000年11月30日付けのBBC Newsの記事でジョージ・アーネイ（George Arney）は、ヒジュラーは南アジアの歴史の中で数千年にもわたって存在し続けてきたと書いている。彼はさらに、「彼らは、概して恐怖や嘲笑の対象にされてきたが、彼らには伝統的な役割があり、人を楽しませたり、呪いや祝福の言葉を投げかける者として社会の片隅で生き続けてきたのだ。」と述べている(BBC News OnLine) [20a] 2005年9月26日付けのDaily Starの記事によれば、『ヒジュラー』あるいは『両性具有者』の共同体は、[バングラデシュ] 社会では軽蔑され、無視される少数派として存在している。彼らは生涯を通じて差別を受け、権利をはく奪される。両性具有者は学校から追放されてしまうため、基礎的な教育を受けることができず、仕事を得る機会も手に入れることはできない。彼らは選挙において投票することも、パスポートを取得することもできず、銀行の口座を開設したり、まともな家を借りることすらできない。」と書いている[38o]

2007年6月に開催された、HIV/AIDS及び人権問題について話し合う会議において、両性具有者（すなわちヒジュラー）は、社会において最も無視され、なおざりにされた共同体を形成していると説明された。彼らは、「アイデンティティーの危機にさらされ」、社会的及び法律的な保護が受けられない立場にあるため、精神的及び性的な虐待の最大の被害者とも表現された。会議の参加者たちは、ヒジュラーを個別の性として認知し、社会において適切に扱われることを求めた。(The Daily Star, 2007年6月11日) [38p] 2008年、ヒジュラーが初めて有権者として選挙に参加できるようになった。(ASK Annual Report 2008) [109a] (第1章)

Badhan Hijra Sangha は、医療、人権意識の向上、及び職業訓練の分野を中心に、バングラデシュのトランスジェンダーの人々を支援する社会福祉のNGO団体である。(DHL: YES Awards 2007) [104a]

目次に戻る
資料目録に進む

第26節「医療問題(HIV/AIDS)」を参照のこと。

21.19 2010年4月2日に更新された Aidsdatahub のバングラデシュに関する国別プロフィールには、以下のとおり記載されている

- ・ MSM は公式、非公式に組織されており、バンドゥー社会福祉協会と呼ばれる全国の MSM の性を対象とした医療サービスは、アジア最大の MSM の性と生殖を対象とした医療制度である。
- ・ 国家戦略計画 (2004-10 年)は、MSM を含む弱い立場にある人々に必要なサービスを提供することに重点的に取り組む。
- ・ 政府は、世界の援助供与国から信用資金を集め、MSM を含む危機にさらされた人々に援助の手を差し伸べている。[15a]

「The World Bank, HIV/AIDS in Bangladesh (2010年7月)、及び「the AIDS Data Hub Country Review September 2011」も参照のこと。[15b]

[目次に戻る](#)
[資料目録に進む](#)

22. 身体障害者

22.01 米国国務省が2012年5月24日に発行した「2011年の人権問題に関する国別報告書」には、次のように記載されている。

「法律は、障害を持つ人々に対する公平な扱い及び差別からの保護について規定している。しかしながら実際には、彼らは社会的及び経済的な差別に直面している。法は、障害の予防、治療、教育、リハビリ、雇用、交通機関の利用、及び法的弁護に注力している。」

「法律は、障害を有する人々を政府が行う法的サービスを優先的に受けることができるグループに認定している。社会福祉省、社会奉仕局、及び障害者の発展のための国家基金は、障害者の権利を保護する責任を負う政府機関である。精神的な障害を有する人々を治療するために政府が設立した施設は十分ではない。いくつかの民間団体は、医療及び職業復帰の分野だけでなく、障害者の雇用面でイニシアチブをとっており、また、ハンディキャップ・インターナショナルなどいくつかの NGO は、身体障害者に対する意識向上を目的としたプログラムを行っている。障害を有する人々は、障害を持たない人々と同じ情報にアクセスする権利が法的に与えられている。」 [2a] (セクション 6)

22.02 国連による「2004年の共通国別評価」には、以下のとおり記載されている。

「障害者と一緒に働く団体である全国フォーラム (the National Forum) [障害に関する様々な分野で活躍する 80 以上の NGO で構成される統括組織] によると、国の人口の約 14% が何しからの身体障害を持っているという。多くの家庭においては、経済的な問題から障害者の特別な需要に十分に答えられておらず、また、障害を有

111 この COI レポートの本文は、2012年8月31日時点で入手できる最新の発行物を含んでいる。

する人々に対する迷信や恐怖が、彼らを孤立させる場合もある。」 [8d] (p68-69)

22.03 The Centre for the Rehabilitation of the Paralysed (CRP) が発行したバングラデシュにおける障害の認知（発行日不明）には、以下のとおり記載されている。

「バングラデシュでは、身体的な制約が障害者が克服すべき最大の障壁ではない場合が多い。むしろ、障害に対する態度や理解が問題になることが多い。」

「南方に位置する国々と同様に、バングラデシュにおいては、障害が生じた因果関係に関する意識は乏しい。特に農村部においては、この問題に対する多くの『伝統的な』考え方がいまだに普及している。障害は、その者の先祖が犯した罪に対する天罰であるとしばしば考えられる。また、障害は伝染力があり、家の中に障害者がいるだけで疫病神を招き入れることになるため、他の者にも感染すると信じる者も多い。」

「脊椎障害やその他の障害に対する治療は、迷信的な方法に基づいて行われたり、不衛生かつ不適切な状況の中で訓練を受けていない村の医者から受けることが多い。この不適切な扱いがさらなる障害を誘発し、患者の状態を悪化させることもしばしばある。資格のない者が治療したことにより、本来ならば避けられるはずであった合併症を招く結果になることはよくある。」

「障害に対する理解の向上を図ること、また障害の成り立ちやその予防方法について教育することはほとんどなされてこなかった。子供たちは障害を有する者をほとんど友人にしない。障害者を有する子どもらは、恥辱を防ぐために低年齢のうちに隔離されてしまう。」 [123a]

22.04 NGO の Ain o Salish Kendra (ASK) は、2008年の報告書の中で以下のとおり意見を述べている。

「バングラデシュは、国連障害者権利条約 (CRPD)を批准している。平等及び差別の禁止に関する憲法上の保障により、2001年の身体障害者福祉法など、傷害を持つ人々 (PWD) の権利を保護する目的で特別法が次々と成立をしている。それに加えて、1995年には障害者に関する国の政策、2006年には障害者に対する国の行動計画が採用された。しかしながら、PWD は不平等な扱いや、投票権を行使する際に差別を受け、また、教育、医療サービス、雇用の機会を自由に得ることができないなど、依然として法律及び実務上の障壁に直面している。彼らの移動の自由には依然として制約があり、また、多くの PWD が暴力や虐待の被害者になっているが、救済手段を有していない。」 [109a] (第 21 章)

22.05 ASK の報告には、以下のとおり記載されている。

- ・ 有権者、選挙候補者、及び選挙活動家としての PWD の政治参加はまだまだ限定されたものである。ASK によれば、『投票資格があるにもかかわらず、障害を持つ人々の

非識字率は高く、また、十分な情報にアクセスすることができないこと、脆弱性が高いこと、貧困などから、選挙人登録を行える者は限られている。選挙人名簿に記載されていないことによって、彼らは公共サービスや地方自治体が提供するサービスと受けることも要求することもできない。』という。2007年、選挙管理委員会は選挙人登録用紙に障害者であることを認識するための条項を追加した。2008年には、複数の主要な政党が初めて選挙のためのマニフェストで障害者問題を取り上げた。

- ・「報告によれば、障害を持つ子どものうち、何らかの形で教育を受けている者は4パーセントにすぎないという。就学年齢に達している約160万人の児童が、公式、非公式を問わず教育を受けることができないでいる。
- ・「実際のところ、ウポジラの医療センターや県の総合病院のような公共の医療施設も PED にとってはアクセスが難しく、早期発見や、義肢、補助や矯正器具の装着、教育や治療のサービス、社会復帰のための訓練といった障害者に関連するサービスも提供していない。限定的ではあるが、NGO 団体がサービスを提供している。
- ・「最近の研究によれば、障害者の平均雇用率は、健常者の4分の1以下であるとのことである。」
- ・2008年、公共機関がイニシアチブを取って、人々の移動を容易にするための試みが開始された。[109a] (Chapter 21)

目次に戻る
資料目録に進む

23. 女性

概要

- 23.01 バングラデシュは1984年12月6日に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女性差別撤廃条約）」に加盟し、2000年12月22日にこの条約に関する選択議定書を批准した。[8a]
- 23.02 女性差別撤廃条約に関する国連委員会（CEDAW）の最新（2003年1月3日）の締約国報告書では、次のような所見が述べられている。「バングラデシュではおおむね、立場や地位、役割において男性が女性より優位に立ち、権力を持つという固定観念に基づいて形成されてきた変化の緩やかな社会である」[47a] (p16) 同報告書によれば、「伝統的な社会文化的な価値観や慣行が女性の地位の向上を妨げている。女性は依然として、教育、技術、職業訓練、雇用その他の諸活動において限られた機会しか得られてない」(p5-6)「憲法により、女性には教育、医療、政治プロセス、雇用、育成プロセス、及び社会福祉の面で男性と同等の地位と権利を保障されている。しかし、現実には、男性と同様の基本的権利も自由も享受していない。社会や一般生活において女性が平等な地位を得られない主な原因は、家庭における地位が平等でないことによる。女性の社会、経済的地位や識字率は男性より低く、移動がままならないことも、女性の基本的権利の確立が実質的に阻害される要因となっている。」(p10)同報告書ではまた、男女差別や性差による抑圧をなくすことを目的とし

た政府や NGO による最近の戦略構想について詳しく説明している。[47a] (p7, 10-18)

「第 27 節：移動の自由」を参照。

23.03 CEDAW は、2004 年 7 月 26 日付けの「結びの意見」の中で、バングラデシュ政府に対し、女性の役割に関する固定観念や規範を変えるための包括的な意識向上プログラムの実施を強く求めた。CEDAW はまた、バングラデシュ人女性の家庭内での不平等な扱いと、戒律に由来する女性に差別的な個人法が存続している事実に対して懸念を表明した。[47b] (p5)

23.04 シチズンズ・イニシアティブ (Citizens' Initiatives) が CEDAW バングラデシュ支部に提出した代替報告書 (2010 年 12 月) は次のように述べている：

「…社会関係を規制し、制度された文化の根本を形成している男性優位の価値観と伝統規範に対する懸念を示した…。女性たちは、法改正と政策の変更によりこの関係を変えていくよう国に訴えたが、改革が始められたとしても、深く根付いた男性優位の価値観や体制に挑むには有用ではない。政府も政党も、女性の利害と対極にある有権者の要求を受け入れているように見受けられる。この傾向は時に、男女同権の前提を直接侵害する政治的目標の強化を促す。差別撤廃を目的とした政策やプログラムは、階級や性別に加え、民族、宗教、農村部か都市部か、さらにその他の社会的な不利益により作り出された社会格差を埋めるという難題に直面している。他の階層社会同様、バングラデシュでも教育、医療、または雇用や資源に対する支配力を利用し、行使する機会が手に入るかどうかは当人の構造上の位置づけにより決まる。中でも性差別は最も一般的なもので、家庭から国家まであらゆる社会体制に広まっていると言える。しかし、性差別には常にその他の不平等が介在する。」 [24b] (p9)

23.05 経済協力開発機構の社会的機関及び性別指標 (OECD SIGI) のバングラデシュに関する概要 (発行日不明、2010 年 6 月 11 日アクセス) では次のように述べている：

「バングラデシュは家父長制の強い社会であり、性差別はあらゆる階層で明確に存在する。女性はまず父親、次に夫、兄弟、あるいは息子というように生涯を通じて男性に依存している。憲法では男女平等を認めているが、国の法律や制度は女性の権利を軽視していることが多い。例えば、女性や女子は教育や医療、及び金融資産の利用に関して男性より不利な立場に置かれている。

「伝統的に、女性は子どもを生むのが仕事と考えられており、公的な生き方を行うことは嫌がられることが多い。貧困の拡大と労働需要の高まりに応じて、1980 年代半ばから女性の雇用が増大した。」 [63a]

「社会的及び経済的権利」及び「第 24 節：児童－教育」も参照。

23.06 ヒューマンライツウォッチ (HRW) が 2011 年 1 月 24 日に発行した、バングラデシ

ユに関する「2011年度世界報告書」（2010年の出来事を扱っている）には、以下のような所見が述べられている：

「政府のいくつかの要職に女性が就いているにもかかわらず、女性に対する差別は公的、私的のいずれの領域においても一般に蔓延している。バングラデシュは、男女に平等な権利を与えるための法律と政策の有効な採択を義務付けている女性差別撤廃条約第2条を留保し続けている。

「家庭内暴力は多くの女性にとって日常茶飯事であり、2010年も家庭内暴力や性的嫌がらせに関する法律の可決についてはなんの進展もなかった。酸攻撃被害者基金（Acid Survivors Foundation）によれば1月から9月の間に酸攻撃が86件あり、被害者は主に女性だった。2009年には加害者のうち15名しか有罪判決を受けていない。」
[10e]

「第24節：児童」も参照。性別に関連した資料が多少含まれている。

23.07 アジア開発銀行（ADB）は報告書「2010年度国別ジェンダー評価：バングラデシュ」で次のように述べている：

「バングラデシュにおける女性の機会や社会参加はここ数十年で変わってきた。例えば、小中学校への入学の男女差は大幅に縮んできた。今では女子の入学者数の方が多い。繊維産業の急成長により、女性が多くの正規部門で働く機会が生まれ、労働力全体の90%以上を占めるに至っている。地方では女性議員も増え、農村及び都市部開発で重要な職責を担っている。こうした展開から見てとれる規範、慣行、機会の変化は、政府の方針によるリーダーシップ、擁護推進活動、市民団体による革新、そして個人や家庭の活動など様々な要因がもたらしたものである。女性の地位向上に関する国家政策が1997年に策定されたが、バングラデシュ政府の男女同権へのコミットメントを示す重要な基本声明となっている。その姿勢は、国家貧困削減推進戦略（NSAPR-II）にも反映されており、貧困撲滅の進展を促すための女性の権利と機会の重要性が指摘されている。農業、食糧、労働力、産業関連など、部門別の政策で、女性の関与と権利に触れることが増えている。国民の意思決定の場への女性参加を増やそうというコミットメントは法規定に反映され、これにより国、地方の両政府における最低限の女性議員数が確保された。」 [27a] (p viii)

目次に戻る
資料目録に進む

法律上の権利

23.08 バングラデシュ法務委員会は、2005年7月18日付の報告書「基本家族法（Common Family Code）を目指すバングラデシュにおける結婚と相続及び家族関連法に関する調査報告書に関する意見」で次のようにまとめている：

「バングラデシュでは、結婚、離婚、寡婦産請求、慰謝料、相続などに関わる個人

115 このCOIレポートの本文は、2012年8月31日時点で入手できる最新の発行物を含んでいる。

法規は内容も適用方法も地域社会ごとに異なる。こうした宗教や個人に関わる法律はすべて、宗教上の禁止事項や信仰、信念をふまえたものである。さらに、いずれの共同体における個人法も扱いは難しく、複雑で、その起源は多様である。基本家族法に組み込む目的で、改正や改革の過程でこうした異なる法律をまとめていくのは不可能である。そのような取組みは、国民の宗教心、信仰や信念を損なう可能性がある。こうした考察を考慮した結果、一部の者が提案している、我が国のすべての共同体のための共通の家族法というのは、国民すべての希望や意見を反映させることができないため、提案してもむだであると言わざるを得ない。」 [111a]

「バングラデシュのイスラム教女性に関する法律」も参照。 [21a]

- 23.09 米国国務省が 2012 年 5 月 24 日に出した「2011 年度人権問題に関する国別報告書」(USSD の 2011 年度報告書) では次のように述べている：

「各種法律では特定の形態の女性差別を明確に禁じており、女性や児童に対する暴力で起訴された者に適用する具体的な措置を規定し、より厳格な刑罰を求め、被害者に賠償し、捜査官の怠慢または意図的な義務の不履行に対する措置を義務付けている。しかし、法律の執行状況は甘い。女性、児童、少数民族、及び障害者は、社会的、経済的な不利を被ることが多かった。」 [2a] (第 6 節)

- 23.10 ヌスラト・アメーン博士 (Dr Nusrat Ameen) は 2005 年に出版した著書「バングラデシュで発生する妻への暴行：知られざる犯罪 (Wife Abuse in Bangladesh: An Unrecognised Offence)」の中で、社会では、法律を男性優位に解釈するのが一般的であると指摘している。「国の政策や日常生活におけるあらゆる面で女性は男性と同等の権利を享受すると憲法で保証されているものの...ジャハンは法体系の多くの側面は社会における男尊傾向が依然として圧倒的であることを反映していると指摘する。」アメーン博士は、実体法も手続法も性的中立ではないと言い、女性の私生活に関わる法律は差別的だと指摘する。例えば、離婚手続において女性は差別的に扱われる。イスラム教、ヒンズー教、キリスト教の社会ごとに家族法が定められているため、宗教が異なれば女性の間でも差別がある。アメーン博士は、女性が利用できる法による解決策も、女性の経済的立場が弱いこと、結婚のことに警察を関与させる気になれないこと、禁止命令の執行、時にはその裁定を勝ち取ることも難しいこと、法的支援者や法律の専門家らによる調停、仲裁、シャリシの重視、そして、識字能力や家族からの圧力といった現実問題に制約されることが多いと指摘する。」 [80] (p7-14)

(注記：アメーン博士は 2005 年時点でバングラデシュのダッカ大学法学部准教授)

目次に戻る
資料目録に進む

政治に関する権利

- 23.11 憲法では、政治と市民生活において女性も平等な機会を得るものと定められている。

この COI レポートの本文は、2012 年 1 月 22 日時点で入手できる最新の発行物を含んでいる。 116

[4]同法によれば、女性は国会の 345 議席を争うことができるが、さらに 45 議席が女性に確保されている。6 月、第 15 回改正では 350 議席中 50 議席に引き上げられた。少数民族については議席数を確保する規定はなかった。(USSD の 2011 年度報告書) [2a] (第 3 節) この規定は、2004 年 5 月の憲法改正により導入され、2014 年 5 月まで有効である。(BBC News、2004 年 5 月 16 日) [20g] 地方自治体では、4,479 あるユニオン評議会では各 3 議席、県議会でも 3 議席ずつ女性議員のために確保されている。(CEDAW、2003 年 1 月) [47a] (p5, 22, 23)

目次に戻る
資料目録に進む

社会的及び経済的権利

23.12 給料や労働条件に関して、繊維産業部門のウォー・オン・ウォンツ (War on Want) では、ジェンダーパリティは同等とは言えないと報告している。「法律の軽視：バングラデシュの繊維産業における労働権の侵害 (2006 年度)」では次のように報告している：

「2006 年の労働法には男女同一賃金を保証する条項が含まれているが、実施した調査によれば...女性は男性の同僚よりはるかに給料が少ない。調査過程で話を聞いた女性の 70%以上が月に 3,000 タカももらっておらず、男性でそれ以下という人は半数もいなかった。

「賃金格差は相互に関連する 2 つの要因による。男性の縫製労働者は従来から女性よりも給料のいい仕事に就く可能性はるかに高い。例えば、品質管理や工場責任者などで、同じ仕事でも女性より給料がいい。」 [50a]

23.13 USSD の 2011 年度報告書では次のように述べている：

「女性はいまだに社会で従属的な立場にあり、政府は女性の基本的人権の保護に向けた措置を講じていない。3 月 7 日、内閣は、女性の教育の推進と統治問題への参加を奨励する文言が含まれている国家女性開発政策を承認した。この新しい施策には完全な法的効力はないが、女性が資産、事業、相続において同等の遺産を得られると記した文言が加えられている。伝統的なイスラム教の相続法では、娘は息子の半分しか相続することができず、息子がいない場合は、借金などを清算した後に残った分のみ相続することができる。ヒンズー教の相続法では、未亡人が夫の財産を相続する権利があるのは生きている間だけで、死後は男性の相続人に渡る。相続財産を均等分する権利を詳細に定めた法律に対し、イスラム保守派が先導する抗議や全国規模のストライキが続いた。複数の政府指導者が、この施策は現行の宗教に則った相続法に代わるものではなく、年度末時点で法律になんら変更はないと主張した。

「この 10 年で女性の雇用機会は大幅に増えた、主に繊維産業の輸出増によるところが大きい。女性はこの業界の労働者の約 8 割を占めている。どの業界でも賃金には

多少の男女差があるが、繊維部門の賃金は概ね同等である。」 [2a] (第6項)

HRW の「2011 年度世界報告書 - アパレル産業労働者に対する嫌がらせと脅迫行為」も参照。 [10e]

- 23.14 ウォー・オン・ウォンツの別の報告書「裏切り：バングラデシュの衣料産業における女性労働者」（2011年8月10日）の報告書では他にも次のように述べている：

「女性労働者や他の組合員などの辛抱強い働きかけにより、2010年には4年ぶりに繊維産業労働者の最低賃金が引き上げられた。この産業では指定された目標生産高を達成できたかどうかで受取額が決まる。目標を達成できれば、縫製業者の給料は今なら月 3,861 タカ（約 32 ポンド）からとなり、助手の賃金は月 3,000 タカ（25 ポンド）となる。しかし、上がったとはいえ、この賃金は生活賃金と言えるレベルには到底及ばない...」 [50b]

- 23.15 ADB の報告書「国別ジェンダー評価（バングラデシュ）2010 年度版」では次のように述べている：

「... 国際貿易協定に対応して、バングラデシュにおける繊維産業は急速に成長を遂げ、多くの女性が仕事に就くようになった。家計が豊かになったことで家族の構造も変わった。ダッカその他の都市部では毎日仕事に出かける女性の姿が目立つようになり、女性の可能性や適性に関する一般の認識に影響を与えている。移住の動きも、個人の決定がいかに大きな社会変化を促すかを表す一例となっている。これまで移住するのは圧倒的に男性が多かったが、女性の割合が増えており、15～25歳の年齢層で見ると女性の方が圧倒的に多い。こうした進展から、官民両部門における女性のしかるべき役割に関する固定観念は残っているものの変化の可能性が伺える。しかし、依然として残る大きな問題が UNDP の「人間開発報告」の男女平等に関する指標から明らかに見て取れる。バングラデシュの場合、ジェンダー開発指数（GDI）が人間開発指数（HDI）よりも低く、指数を合計すると男女の格差が見えなくなるようである。両指数を算出できる 155 カ国中、バングラデシュほどの差はない国が 100 カ国ある。ジェンダー・エンパワメント測定（GEM）は、女性が市民生活や経済面で活発に動いているか考察するものだが、バングラデシュは 109 カ国中 108 位である。」 [27a] (p viii)

「第 23 節：女性を取り巻く環境 - 女性の雇用増の概観」、「バングラデシュにおける既製服産業：女性の性差別に基づく社会的疎外をなくす手段となるのか」 [53a]、「第 27 節：移動の自由」を参照。

- 23.16 ADB の報告書はさらに次のように記している：

「多くの組織がサービスを提供し、各種の問題や政策に関する調査を実施し、女性や一般市民の間での問題や権利に対する意識を高め、進展を促すなど、女性運動は活発で、バングラデシュのためになっている。この国における女性運動はまた、女

性差別撤廃条約 (CEDAW) を戦略的に活用して、法律や施策における変更を推進している。バングラデシュの開発関連組織は、マイクロクレジットを使って女性に便益を図り、成功を収めたと広く評価されており、また女性や女子児童が学校教育や医療サービスをさらに利用できるよう大きく貢献してきた。」 [27a] (p viii)

23.17 OECD の SIGI のバングラデシュに関する概要 (2010年6月11日更新、アクセス) には次のように記されている :

「バングラデシュの女性は家庭内であまり保護されることはない。同国はアジアで早婚率が最も高く、世界でも上位に入る。国連の 2004 年度の報告書では、15 歳から 19 歳の少女の 48% が既婚者、離婚者あるいは未亡人であると推定されている。伝統的に、親は一家の経済的負担を減らすために娘を早く嫁がせようとする。避妊具の利用増加や出生率の減少は、バングラデシュの女性が変わりつつあることを示す心強い証拠である。

「一夫多妻は合法だが、多くの人が時代遅れだと考えている。一夫多妻は過去 50 年間で減少し (特に都市部)、既婚男性の 10% 程度になっている。イスラム共和国通信 (Islamic Republic News Agency) の報道によれば、2006 年にラジシャヒ市 (国内で 4 番目の大都市) では新しい法律、いわゆる「一夫多妻税」を導入した。2 人目の妻を娶った男性は一括で 1 万タカ (142 米ドル) の税金を支払わなければならない。3 人目となると税金は 3 万タカ (426 米ドル) に、4 人目では 4 万タカ (568 米ドル) に跳ね上がる。

「バングラデシュでは、親権は宗教と密接に結びついている。イスラム教のシャリア法では、女性は「管理人」とみなされるが、法的には子どもの保護者とは見なされない。離婚した女性は、息子の場合は 7 歳まで、娘の場合は思春期まで親権を保持することができる。父親が死亡した場合、子どもはその父親の家族に取り上げられる場合がある。ヒンズー法でも、父親を子どもの自然の法的保護者と見なしている。

「相続も宗教上の教えに従い行われる。イスラム法によれば、娘は息子の受け取る遺産の半分しか相続できない。息子がいない場合、娘は残余財産 (借金その他の負債を清算した残り) のみ相続することができる。原則として、妻は死亡した夫の資産の半分を受け取る権利がある。ヒンズー法では、未亡人 (一夫多妻婚の場合すべての未亡人) は息子と同等分を相続する。キリスト教の場合、1925 年相続法で、息子と娘の間での平等な相続を定めている。」 [63a]

23.18 所有権に関しては、同報告書は次のように記している :

「伝統と社会的規範は、バングラデシュの女性の経済的自立の制約になっている。農業でますます重要な役割を担うようになってきたものの、社会的慣行や慣習面では女性は事実上、土地を自ら所有することが期待できないでいる。同様に、国内法では土地以外の財産の所有については男女の平等な権利を認めているが、女性が所

有する財産は極めて少ない。その状況は差別的な相続法や文化的規範によりさらに悪化している。バングラデシュの女性は与えられる場合を除き、家族の財産の分け前を主張することは少ない。

「バングラデシュでは、女性が銀行からの融資やその他の信用貸を受けることができるかどうかは家族構成により決まることが多い。特に農村部では移動が難しいため、女性は起業活動をするにも男性の親族を頼らざるを得ない。複数の NGO が女性にマイクロクレジットを提供しているが、これらの女性が実際に自身で融資を管理しているのか懸念が増大している。」 [63a]

社会経済的情報の詳細については「性別、機関及び開発データベース 2009 年度版」及び「世界子ども白書 (State of the World's Children)」を参照。

第 2 節：「経済」と第 33 節「雇用に関わる権利」も参照。

目次に戻る
資料目録に進む

女性に対する暴力

「第 8 節：治安部隊—告訴の方法」、第 24 節：児童—に対する暴力」、及び「第 25 節：人身売買」も参照のこと。

- 23.19 ASB が 2001 年にバングラデシュの女性に関する概要報告書を作成しており、今となっては多少古くなってしまっているが、同国の女性が置かれている状況や暴力が発生する状況がとてもバランスよくまとめられている。そこには次のように記されている：

「バングラデシュ女性の大半は、社会、文化、経済、政治面で、活発に参加する権限を与えられていない。性差別はあらゆる分野、どの階層にも広く見られ、そのことは医療、栄養、教育、雇用、政治参加に関する公式の統計を見れば分かる。憲法では、全国民に平等な権利を保証しているが、結婚、離婚、親権、慰謝料、相続といった家族の問題となると、法律は女性に差別的である。政府、一部の NGO、その他関連組織の施策や計画は女性のエンパワメントの必要性に十分に対応していない。」 [27b] (p1)

「バングラデシュの男尊社会の伝統は階級区分や性区分が基盤にある。階層間の変動があるため、富裕層と貧困層の間で動きはあるが、社会的領域の区分や男女間での行動規範の違いはしっかりと根付いている。社会的支配の基本単位を構成している家族が男女の役割の規範を設定している。この制度においては、父親、父親不在の場合は次の男性親族が家長になる。結果的に、意思決定力も経済支配力も男性の手に委ねられる。さらに、家族は権利と義務に関して明確に定められた制度により運営される。このことは、イスラム教の女性が兄弟のために父親の財産を相続する権利を放棄することや、財産の相続に際して、夫や息子に支配権を渡すことから

伺える。いずれにせよ、男性は妻の資産を管理する代わりに彼女を守り、これがそのまま家長制の伝統を強化していく。」 [27b] (p4)

- 23.20 国際女性の権利監視協会アジア太平洋 (IWRAP Asia Pacific) は、その報告書「バングラデシュにおける女性に対する暴力に関する基本報告書 (更新版)」 [24a] で次のように報告している :

「バングラデシュの憲法や一般法規では、市民生活において、男性と同等の権利と地位を女性にも認めているが、個人の領域における無差別は保証されていない。そのため、生活のいずれにおいても相当な男女格差がある。経済的な機会、教育、医療サービスを同等に利用できず、意思決定においても弱い立場にある女性たちは男性に常に従属せねばならず、暴力の対象になりやすい。ニュース報道や、国の機関や調査記録など、どの情報源からも女性に対する暴力の増加傾向が見て取れる。北京行動綱領 (1995) 以来、バングラデシュ政府も女性に対する暴力を優先課題として取り組んできた。こうした認識から、今では女性への暴力事件が発生すると 10 年前よりも注目度は高い。国内の記録はいずれも暴力件数の増加を示しているが、これは特別な法規定によりこのような事件が 20 年前より正確に記録されていることにもよるだろう。あらゆる形態の暴力が増加しているという者もいるが、より信頼できる長期データが入手できない限り、女性に対する暴力全般が増加傾向にあることを追認することはできない (Azim, 2001)」 [24a] (p2) ... 「文化的、社会的な意味で、現在も家庭は女性がいるべき場所と考えられているが、力関係がはっきりすることが多いのも家庭である。一方で、家庭は相互尊重と愛情により個人がつながる、生産的な保育や介護の場である。しかし、多くの場合、家庭は差別と剥奪と搾取の場にもなる。差別的な社会化プロセスが展開する場であり、ひいては、女性に対する暴力を促し正当化されるに至る。(Sultan, 1997)」 [24a] (p3)

- 23.21 バングラデシュ全国女性弁護士協会 (BNWLA) の委託で 2005 年に出した著書「バングラデシュで発生する妻への暴行 (Wife Abuse in Bangladesh)」において、ヌストラ・アメン博士は次のような所見をまとめている :

「バングラデシュにも女性に対する暴力に関する特別な法律は幾つかあるものの、他人から受ける暴力、例えば、殺人、強姦、人身売買などを取り上げているものの方がはるかに多く、妻への暴力については具体的な法律がない。[80] (p7 & p62) アメン博士は著書で、家庭内暴力の被害者が利用できる各種の法的救済措置について詳しく検証している。例えば :

- 刑法では刑罰を定めている : あらゆる形態の身体的暴力、一部の精神的暴力、及び身体的危害を加えるという脅しは犯罪行為となる。しかし、実際には、夫が妻に対してこうした行為を行っても、いくつかの条件下では罰則の対象とならない場合がある。(p47~48)
- 2003 年に改正された、2000 年の「女性及び児童に対する抑圧を禁止する法律」では、女性に対する暴力行為について厳しい罰則を定めている。また、全国の特別法廷で違反者に対する迅速な審理も定めている。同法は、持参金絡みの犯罪抑止を目的とした刑罰を定め、レイプ、人身売買、誘拐といった「他人による」犯

罪行為も扱っていた。しかし、アメン博士の指摘によれば、「持参金絡みの違法行為を除き、夫の妻に対する暴力に対する刑罰については何の定めもない」
(p60~61)

- 1980年に成立した持参金禁止法でも、持参金の授受または要求を犯罪行為としている。(p58)
- 離婚、寡婦産請求、慰謝料、親権要求を除き、虐待を受けた妻がよりどころとする民事法による救済措置は明記されていない。妻は民事訴訟法、具体的な救済措置に関する法律、または1985年の家庭裁判所条例に基づき禁止命令を求めることはできるが、これらは他の手続の補助的なものに過ぎない」[80] (p53-54)

23.22 女性を暴力から守るために数々の特別法規が制定されたが、どれも期待されたほどの効果をあげていない。有罪率が低く阻止力も抑えられてしまった。(p48 & p58) アメン博士はさらに、「男性優位意識が根強く、ほとんどの場合、訴えの内容が警察によって適切に記録されず、証拠を集め、提示することが難しいため、加害者が罰せられる可能性はかなり低い。ダッカの家庭裁判所の調査によれば、夫が出廷することはまれで、裁判は一方向的に棄却され、妻にとって正当な裁判が行われない」[80] (p8)

23.23 人権問題に取り組むNGO団体 Odhikar の報告書(2012年1月7日発行)では次のように記している。

「バングラデシュには、家庭内暴力、持参金絡みの暴力、レイプ、酸攻撃、性的嫌がらせなど、女性に対する暴力行為が横行している。根強い男性優位社会であることが主な原因である。被害者を支援する警察の活動も不十分で、司法制度も脆弱なため、女性が正義を求める障害となっている。」[46f] (p109)

23.24 国連 CEDAW 委員会の第6回、第7回合同代替報告書の統計情報(2010年12月)から、カテゴリー別、年度別の暴力件数の推移が分かる。

女性に対する暴力

表1: カテゴリー別/年度別の暴力件数 (公式データ)

年度	暴力の形態									合計
	持参金絡み	酸攻撃	誘拐	レイプ	レイプ後殺人	人身売買	殺人	傷害	その他の暴力	
2001	2986	153	1691	3178	20	63	82	63	4722	12958
2002	4922	232	2236	4095	22	74	90	83	6700	18454
2003	5869	222	2262	4442	28	74	73	120	7152	20242
2004	3081	198	1594	3097	17	68	62	134	4564	12815
2005	3130	177	2069	2796	22	138	97	49	2949	11427
2006	3417	135	2087	2566	14	107	109	75	2558	11068
2007	4146	137	2736	3495	33	113	142	74	3374	14250
2008	4487	120	2874	3387	65	105	131	87	3023	14279
合計	32,038	1,374	17,549	27,056	221	742	786	685	35,042	115,493

出典: 警察本部、GOB、2009年6月

表2: カテゴリー別/年度別の暴力件数 (主なNGOの情報)

年度	暴力の形態
----	-------

このCOIレポートの本文は、2012年1月22日時点で入手できる最新の発行物を含んでいる。 122

	持参金絡み	酸攻撃	誘拐	レイプ	人身売買	殺人
2004	1433	7	233	629	113	11
2005	1441	21	210	932	76	15
2006	1186	14	251	790	64	10
2007	1554	13	279	669	160	158

国連 CEDAW 委員会の第 6 回、第 7 回合同代替報告書の統計情報（2010 年 12 月）
[24b]（付録 VI）

詳細は Odhikar の「2010 年度人権報告書 女性の権利：女性に対する暴力」を参照
[46e]

[目次に戻る](#)
[資料目録に進む](#)

家庭内暴力

23.25 USSD の 2011 年度報告書では次のように記している：

「2010 年 10 月、議会は家庭内暴力（保護防止）法案を承認、これにより家庭内暴力が犯罪として認められた。女性権利団体は、家庭内暴力が横行しているというのに政府は怠慢だと批難したが、それを裏付けるデータを入手することは困難である。国連人口基金による 2000 年度の調査から、女性の少なくとも半数が、生涯に少なくとも一度は家庭内暴力を受けたことがあることが分かった。バングラデシュ全国女性弁護士協会（BNWLA）は、当年度の女性に対する暴力を少なくとも 384 件訴え出ており、女性に対する暴力の通報を 4,247 件以上受け取っている。家庭内暴力防止活動はほとんどが NGO の協力を得て行われているが、政府の支援はほとんどない。[2a](第 6 節)

「家庭内暴力の被害者に対する政府及び NGO の支援」を参照。

持参金

23.26 IWRAP アジア太平洋は、「バングラデシュにおける女性に対する暴力の基本報告書」で次のように記している：

「持参金禁止法（1980 年）が成立されても持参金取引は増え続け、結婚の交渉において社会的に認められた慣行となってしまうている。マレカ・ベガム（Maleka Begum）（1994）はその著書「Jowtuk（持参金）」で、持参金は、暴言や虐待、拷問に始まり、多くの場合死に終わる女性に対する暴力の重要な要素となっていると記している。Ain-O-Shalish Kendra（ASK）の文書課がまとめた事件から、持参金の要求が通らない場合、花嫁は肉体的拷問を受け、離婚され、捨てられ、酸で焼かれ、誘拐、さらには人身売買もされることが分かった。1995 年から 97 年には、207 人の花嫁が夫や義理の親戚により持参金絡みの争いで殺されている。多くは石油や灯油を浴びせられて焼死した。女性児童問題省の報告書によれば、これは女性の権利全般

123 この COI レポートの本文は、2012 年 8 月 31 日時点で入手できる最新の発行物を含んでいる。

に対する知識不足と司法当局や法執行当局の施行や取締が不十分であることが原因と
いい (MWCA-GOB, 1997)、女性運動側は、これはむしろ女性が社会で完全に貶め
られている証拠であり、女性が結婚を押し付けられた男性やその家族から重荷だと
と思われていると主張している。」 [24a] (p20)

- 23.27 BNWLA の委託で 2005 年にまとめられた著書「バングラデシュで発生する妻への暴
行」でヌスラト・アメン博士は、「妻への暴行は風土病のように蔓延しており、公
然と、あるいは密かに認められている[80] (p20) ...調査によれば、家庭内暴力はどの
社会階層でも起こっていることが分かる(p22) ...しかし、妻への暴行については、バ
ングラデシュではほとんど社会的な認識がなく、抗議の声もあがっていない。(p27)
アメン博士は、とりわけ農村部は社会も家庭も男性優位であり、夫の体罰による
暴力行為が社会的に容認されている。宗教の教えが誤って解釈され、この社会的容
認がますます促されることとなった。(p27~36)女性は夫ばかりか、夫の親族からも
暴力を受けることが多い。(p49) 持参金禁止法が 1980 年に施行されたが、持参金絡
みの虐待がさらに深刻な身体的虐待や殺人事件にまで至り、若い妻が自殺にまで追
い込まれることもある。(p39~45) UNFPA の 1997 年度報告書では、NGO 団体の
Ain-O-Shalish Kendra (ASK) が実施した調査を取り上げ、バングラデシュで発生した
殺人事件の半数が夫の暴力によるものだったと指摘している。証拠から、こうした
事件が裁判に持ち込まれ、有罪判決に至るケースはかなり少ないことが明らかとな
っている。[80] (p49~51)

- 23.28 人権団体 Odhikar の 2009 年度年次報告書 (2010 年 1 月 1 日発行) では次のように記
している。

「バングラデシュの家庭内暴力で最も一般的な理由は、持参金の要求絡みである。
報告期間中に 319 人の女性が持参金の要求の被害にあったと報じられている。しか
し、Odhikar は、実際の被害者数はもっといると考えている。検討されていない事件
が沢山あり、多くの女性が持参金絡みの虐待について報告しないからである。バン
グラデシュの社会、経済的な状況においては、ほとんどの女性は夫に依存している。
多くは口を開かず黙って拷問に耐えている。さらに、社会、政治的な圧力や法的な
支援がないことから、持参金絡みの暴力に耐えざるを得ない。こうした暴力により
227 人の女性が殺され、81 人が拷問を受け、11 人は拷問に耐えられずに自殺したと
報じられている。」 [46d] (p44)

- 23.29 Odhikar の 2011 年度「人権報告書」(2012 年 1 月 7 日発行) はさらに次のように記
している：

「持参金は家庭内暴力の主な原因の一つである。女性は、結婚に金銭のやり取りが
からむと商品として扱われる。持参金がなければ、夫やその親族から暴力を受け、
はては殺される。持参金は一回で済まないことも多い。夫やその親族の際限のない
強欲さのせいで花嫁とその家族はさらに金銭を要求され、暴力を振るわれる。2011
年の 1 月から 12 月の間に 516 人の女性と 10 人の児童が持参金絡みの暴力の被害に
あっている。女性のうち 305 人はそのせいで殺され、192 人は持参金を要求され、

様々な形でひどい扱いを受け、19人は自殺したと伝えられている。6人の児童が親の持参金絡みの争いに巻き込まれて殺されている。」 [46f] (p115)

[目次に戻る](#)
[資料目録に進む](#)

レイプ

23.30 NGO 団体 Odhikar は 2012 年 1 月、2011 年のレイプ被害者は 246 人（16 歳以上）と報じている。うち、54 人は殺され、4 人がレイプ後に自殺している。246 人の女性のうち、119 人は集団レイプの被害者とされる。さらに 450 人の 16 歳以下の女性が 2011 年にレイプの被害を受けている。うち 34 人はレイプ後に殺されている。 [46f] (p113)

23.31 USSD の 2011 年度の報告書は次のように述べている：

「法律ではレイプや配偶者に対する身体的暴力を禁じているが、配偶者に対するレイプについては何の規定もない。Odhikar によれば、当年度における女性や女兒に対するレイプ事件は 711 件が報告されている。うち 450 件は女兒に対するものである。人権監視団体によれば、実際のレイプ件数はもっと多いという。多くの被害者は後ろ指を刺されることを恐れて事件を通報しないからだ。レイプ犯罪者の起訴状況は一定していない...ASK によれば、レイプ事件は 599 件だけで、うち 83 件は当年度に警察に通報された未遂事件である...地元の人権擁護団体によれば、先住民族の女性に対するレイプや未遂事件は当年度に急増したという。」 [2a] (第 5 節)

23.32 2003 年 3 月 14 日付の国連子どもの権利条約（CRC）の締約国報告書にあるとおり、「2000 年の女性と子どもに対する暴力を禁止する法律」により、レイプにより被害者が死亡または負傷した場合、またはそれを意図した場合、レイプに対して死刑や終身刑が言い渡される。未遂も 5 年から 10 年の実刑判決を受ける。」 [52a] (p31)

23.33 ヌスラト・アメーン博士は、「2000 年の女性と子どもに対する抑圧を禁止する法律」は、非公開裁判、被害者の身元の非公開、及び被害者に対する金銭的補償を定めていると指摘している。 [80] (p60-61) 2004 年 1 月 26 日付の United News of Bangladesh の記事では、女性と児童に対する抑圧禁止を扱う法廷で係争中の案件が 2,200 件あると報じている。 [39a]

23.34 USSD の 2011 年度報告書には、「Odhikar によれば、2009 年に警察や軍の記録にあるレイプや性的虐待事件は少なくとも 4 件あった」と記されている。 [2a] (第 1 節 c)

[目次に戻る](#)
[資料目録に進む](#)

酸攻撃

125 この COI レポートの本文は、2012 年 8 月 31 日時点で入手できる最新の発行物を含んでいる。

23.35 国連女性差別撤廃条約 (CEDAW) の締約国報告書 (2003年1月3日) には、2002年に2つの法律が導入されたことを記している。2002年酸犯罪防止法と2002年酸規制法で、自由市場での酸の輸入販売を規制し、特別法廷による酸攻撃事件の裁判を認め (高等裁判所への上訴権を伴う)、加害者に対する最高刑を死刑とし、被害者の治療とリハビリの提供について定めている。[47a] (p20)

23.36 IWRAW の基本報告書 (2011年9月14日更新アクセス) では次のように述べている :

「酸攻撃はバングラデシュならではとも言えるもうひとつの一般的な暴力形態である (他国でも若干の事例が報告されている)。最初の記録事例は1983年にシレットであった事件である (Naripokkho Acid Log, 1997)。酸攻撃は通常、セックスや結婚の要求を拒否された男性が復讐として、あるいは持参金の要求が受け入れられなかったり、政治的な衝突があった場合などに行われる。通例、容貌を損なわせ、その後の結婚や出産ををだいなしにしてやろうという狙いで女性や女子の顔に酸がふりかけられる (Naripokkho が扱った酸火傷事件が該当)。概して、女性を襲うための武器として使われるが、時には男性も被害者になることがある。」 [24a] (p5)

23.37 USSD の 2011 年度報告書にあるように、「酸攻撃はいまだに深刻な問題である。加害者は、被害者 (一般に女性) の顔に酸をふりかけ、相手の容貌を損なわせ、失明させることも多い。酸攻撃は配偶者の浮気を疑って行われることも多い。Odhikar によれば、当年度の被害者は 101 人だった。うち 57 人は女性、25 人が男性、19 人が子どもである。政府は加害者を罰し、一般市民の酸入手を制限しようと尽力した。」 [2a] (第 6 節)

23.38 酸攻撃被害者基金 (ASF) がウェブサイトに乗せている統計 (2012年8月31日アクセス) [64a]によれば、摘発件数は2002年にピークを迎え、以降は減少している :

年度	件数	被害者数
1999	165	167
2000	240	240
2001	351	352
2002	494	496
2003	416	419
2004	326	333
2005	221	276
2006	182	223
2007	162	199
2008	143	185
2009	125	155
2010	120	158
2011	91	118

23.39 2011年に記録された被害者118人のうち、60人が女性、31人が男性、27人が18歳

以下の子どもで、その大半は女兒だった。男性被害者の割合は2007年より増えている。(ASF、2009年6月15日アクセス) [64a] (統計資料) Odhikar は2011年度の「人権報告書」で、101人の被害者を記録しており、うち女性が57人、男性25人、女兒10人、男児9人であった。[46f] (p116)

2012年の件数を含め詳細な情報はASFウェブサイトをご覧いただきたい。

23.40 バングラデシュ全国女性弁護士協会とバングラデシュ酸攻撃被害者基金の2003年の推計によれば、加害者で有罪判決を受けたのはわずか10%である。また、女性に対する酸攻撃の件数は、多くが報復を恐れて通報されていないため記録に残りにくいとも記されている。(アジア・リーガル・リソース・センターが国連経済社会評議会に出した声明、2003年3月10日) [8c] 有罪判決率を阻害する要因として、(a)十分な証拠の欠如、(b)被害者や目撃者に対する脅迫、(c)示談による「和解」などが挙げられる。[64c] 酸攻撃被害者基金が2007年11月30日に開催したワークショップでは、酸攻撃の被害が最も多い国内18の県における622の事案中、これまでに有罪判決に至ったのはたったの42件と伝えられた(2000年以降の記録)。被告のうち195件は釈放され、177件は不十分な証拠が存在しないことを理由に棄却、208件は未解決のままである。(ASF Voice newsletter、第12-13号) [64d]

23.41 NGOのOdhikarが2008年2月に発行した報告書では、レイプ事件や酸攻撃の通報件数の年間統計は依然として高いにもかかわらず、有罪となる率が余りに低いことの理由として、以下の原因を挙げている：

- 被害者の多くは、司法制度を利用する術を知らない社会的に恵まれない貧困層の人々である；
- 警察機関内にこうした犯罪を専門的に扱う近代的な捜査部門が存在していない；
- 警察は業務を過剰に抱えており、適切な捜査ができない；
- 企業が、酸の販売と取引を行うための免許を取得しているか否かを確認されることがほとんどない
- 多くの医師は裁判所に出頭し、証拠を提出することに積極的ではない。[46a]

23.42 USSDの2011年度報告書では次のように記している：

「法律では、酸攻撃事件を特別法廷でより迅速に裁くことを定めており、一般的に保釈を認めていない。女性と児童に対する抑止を禁止する法律は酸の入手を規制し、女性に対する酸攻撃の撲滅を求めているが、法律に対する意識の低さや不十分な取締活動のためにその効果も限られている。酸攻撃被害者基金によれば、特別法廷が機能しているとは言いがたい。検察側が有罪判決に持ち込めたのは毎年全体の10~12%程度と推定される。[2011年]1月、商務大臣は酸の販売を規制し、関連する取引機関に登録した者に限り入手できるようにした。しかし、この規制も完全に施行されているわけではなく、酸攻撃は年間を通して途絶えることがない。[2a] (第6節)

23.43 ASF は 2010 年度の年次報告書で次のように述べている：

「この傾向は 1999 年から続いており、土地/財産及び金銭がらみの争いが 2010 年の酸攻撃の主な理由となっている。同年、恋愛や結婚がらみの争いや性交渉の拒絶により生じた攻撃件数はほぼ 3 倍に増えている。2010 年は、全体のうち 37%が土地や財産絡みの争い、22%は恋愛沙汰や性交渉の強要、8%は夫婦間の争い、8%が持参金絡み、8%がその他の理由によるものだった。理由不明が 12%ある。2009 年は、恋愛沙汰や性交渉の強要などが理由だったのはわずか 8%で、5%が持参金を夫に払わなかったために生じた攻撃だった。」 [64e]

23.44 ASF の 2010 年度年次報告書は次のように記している：

「バングラデシュの人口は 1 億 6,000 万人であるが、火傷の治療に対応できる施設がある国立病院はダッカにひとつしかない。この熱傷治療病棟のベット数は 100 床であるが、稼働率が 150~300%になることも多い。熱傷治療分野における政府の活動を補助するために、ASF は酸による火傷に対処する、ベット数 20 床の病院を運営している。ASF 病院の施設は世界水準のもので、形成外科、再建手術に対応できるが、かなりの資源不足状態にある。精神的ケアや法的支援、経済的自立やその能力を身につけるための経済的支援など、総合的なサービスを提供している。心理社会的な側面は、低所得国での熱傷治療では全く扱われないことも多い。ASF 病院という安全で差別のない環境で、患者らは精神的外傷を専門のカウンセラーに吐き出すことができ、また、同じような体験をした人たちと話ができることは重要である。被害者の圧倒的多数は貧困層であり、ASF 病院のサービスは全くの無料で提供されている。その恩恵を受けている被害者は前年度から引き続き治療している者も含め、年間約 700 人に及ぶ。ASF の医師は地方裁判所に出廷し、裁判で専門家としての証言も行っている。」 [64e] (p13)

目次に戻る
資料目録に進む

自警行為

23.45 USSD の 2011 年度報告書によれば、「女性に対する自警行為事件（時にはファトワー（イスラム法解釈）により宗教指導者が主導するケースもある）が発生している。ASK(NGO 団体 Ain-o-Salish Kendra)によれば、2011 年には女性に対する自衛行為が 59 件発生した。うち、警察が対応したのは 20 件のみである。懲罰としては、鞭打ち、殴打、その他の形態の暴力的処罰がある。[2a] (第 6 節)「第 19 節：ファトワー」に詳述するように、ファトワーによる処罰は違法である。バリスター・M・A・ムイド・カーンは、2009 年 3 月 20 日の記事で次のように述べている：

「私の見解では、教育を受けているか否かに関係なく、我が国のイスラム教徒の女性は自身が有する基本的な法律上の権利について知識がなく、農村部の無教養な、あるいは中途半端な知識しか持たない宗教指導者らが女性を抑圧する目的でファト

ワーを下す機会を与えてしまっている。この数年、(こうした) 宗教指導者らは違法かつ超法規的な手続 (いわゆるファトワー) を通して、色々な不法行為の言いがかりをつけては女性を拷問にかけてきた。」(UNB) [39m]

- 23.46 2012年7月30日発行の米国国務省「世界の宗教の自由に関する報告書 2011年度版」(USSD IRF2011年度報告書) では次のように記している：

「人権団体やマスコミの報道によると、しばしば農村部において、道徳的な罪による女性への自警行為がファトワーの名のもとに鞭打ちの刑といった形で行われている。Odhikar は、当年度における宗教指導者らによる違法なファトワー事件を5件報告しているが、鞭打ちその他の身体的暴力や、家族や共同体からの村八分など、様々な刑罰が行われている。」 [2c] (第 iii 節)

「第 19 節：ファトワー」を参照。

[目次に戻る](#)
[資料目録に進む](#)

家庭内暴力の被害者に対する政府及び NGO の支援

- 23.47 ヌスラト・アメーン博士は、虐待を受けている女性を支援する活動をしている機関は幾つかあると指摘している。通常、こうした機関は妻からの書面による訴えを受理した後、調停のために当局に出向くよう夫に対して通知を送る。夫がこなかった場合、当局は令状を出し、警察に支援を求める権利を持つ。調停が失敗した場合は、当局の顧問弁護士により裁判に持ち込むことができ、通常、この弁護士は無料で事件を扱う。[80] (p83~84) 調査結果によれば、ほとんどの虐待被害者は警察に直接届け出ることには積極的ではなく、たとえ届け出たとしても適切な支援が提供されることはほとんどない。一般的に、警察官は「家族の問題」に介入することを控える傾向にあり、当事者間で解決してほしいと考えている。(p84 & 100) 被害者側も、自身が受けた傷について医者にご相談することを控える場合が多い。(p84-85) バングラデシュの女性の大半は弁護士に直接相談しに行く金銭的余裕もない。ほとんどの女性、教育水準の高い人でさえも法律制度に無知であり、家族や友人、時には弁護士本人からさえ、弁護士に相談に行くことを止められることがある。(p84) 農村部の女性は一般にシャリシ (地元の調停委員会) による調停を求める。しかし、調停員の多くは地元の名士と言われる男性で構成されており、シャリシの決定には拘束力はない。(p85~86) しかしながら、被害を受けた女性は、社会的な不名誉を被る可能性、経済的に不安定な状況に追い込まれる可能性、あるいは報復を受ける恐れから、社会規範として暴力を容認する風潮があり、一般的に女性は夫から虐待を受けても救済を求めないことが多い。[80] (p86~88)

- 23.48 USSD の 2011 年度報告書では次のように記している。

「家庭内暴力の被害者のための適切な支援グループは存在しない...BNWLA などの NGO は貧困者や悩んでいる女性や子どものための避難所を提供する目的で複数の

129 この COI レポートの本文は、2012年8月31日時点で入手できる最新の発行物を含んでいる。

施設を運営している。裁判所はそれらの人々の多くを避難施設に送り出した。いくつかの場合において、短期的な一時滞り場所として刑務所に送られることもあった。」 [2a] (第6節)

健康に関する問題

23.49 バングラデシュのミレニアム開発目標の達成に向けた進捗状況に関する 2005 年 2 月の国連とバングラデシュ政府による報告書 (2005 年度 MDG 進捗報告書) では次のように述べられている。

「健康に関して言えば、女性の状態は男性に比べ思わしくない。男女間の平均寿命の差は過去 10 年で縮まってきたが、バングラデシュは依然として女性の平均寿命が男性より短い世界でも数少ない国の一つである。1990 年の出生時平均寿命は、男性が 56.4 歳、女性は 55.4 歳である。2001 年の産婦死亡率は、10 万人に 320~400 人ほどと推定され、これはアジアで最も高い水準である。早期妊娠や度重なる妊娠といった問題もこうした事態を引き起こす主な原因の 1 つとなっている。」 [8f] (p21)

23.50 セーブ・ザ・チルドレンは、2010 年 5 月発行の 2010 年度報告書「世界の母親の現状 (State of the World's Mothers)」の中で、「バングラデシュの女性の多くは自身の健康管理の必要性について発言権を持たない。女性の 48% は自分の健康管理に関する決定は夫に委ねていると言っている」と指摘している。 [19b] (p18)

23.51 国連児童基金 (UNICEF) が提供したデータによれば、農村部ではほとんどの女性が何の医療支援も受けずに自宅で出産している。 [58a] 2000 年から 2007 年の間、女性の 51% が妊娠中に少なくとも 1 度は専門の施設に行っており、医師、看護婦、あるいは助産師の立会いのもとでの出産は全体の 18%、病院や地元の診療所での出産は 15% であった。この期間における産婦死亡率 (出産に関連した原因で死亡したと報告された女性の死亡件数) は新生児出生 10 万人あたり 320 件であった。2000 年から 2006 年までの間、15 歳から 49 歳の女性の約 56% が避妊具を使っていた。 [58c]

23.52 セーブ・ザ・チルドレンは 2010 年度報告書で次のように述べている。

「バングラデシュは過去 30 年の間に母子の健康に関して大きな進展を見せた。1990 年から 2008 年の間に 5 歳未満の死亡率は 64% 減少し、バングラデシュは子どもの生存率に関する「ミレニアム開発目標」の達成に向け順調に進んでいる。バングラデシュはまた、同期間に産婦死亡率も 53% と劇的に減らした。それでも、毎年 1 万 1,600 人以上の産婦と 12 万人の新生児が出産時の不十分な看護が主な原因で死亡している。同国には熟練した助産師が不足しており、適切な助けを受けられないまま自宅で出産している人は 82% に上る。」 [19b] (p18)

23.53 国連経済社会局 (2008 年 8 月アクセスのウェブサイト) が指摘するように、バングラデシュの墮胎に関する法律は 1860 年の刑法に基づいている。この法律は母体の命を救う目的に限り墮胎することを認めている。しかし、政府の家族計画プログラム

では「月経調節法」というサービスを利用することができる。月経調節法は、最終月経期から8週間以内であれば希望により利用できる。[8g]

23.54 2005年の「MDG進捗報告書」では次のように述べている。

「国内における HIV 陽性率は 1%未満と考えられているが、パートナーの性行為により女性がエイズに感染するリスクは高い。バングラデシュの売春宿で働く者は週に平均 19 人の客を相手にしており、これはアジアでもほぼ最も多い値である。これはホテルを拠点とする風俗労働者となるとさらに高くなる（週に 44 人）。客がコンドームを使用する率は非常に低く、娼婦がコンドームを使用する率もアジアの中では最も低い（2~4%）。売春宿に通ったり、街娼を買う既婚男性の大半は避妊もせず性行為を行い、その一方で妻とも性生活を営んでいる。」 [8f] (p21)

第 24 節：「子どもを取り巻く環境」と第 26 節：「医療問題」も参照。

[目次に戻る](#)
[資料目録に進む](#)

24. 児童

概要

本節は、児童に影響を与える問題について詳しく説明している「第 23 節：女性」と併せて読むことが望ましい。

24.01 米国国務省が 2012 年 5 月 24 日に発行した「人権問題に関する国別報告書 2011 年度版」（USSD の 2011 年度報告書）では次のように記している。

「政府は国内外の NGO の協力を得て、児童の健康、栄養、教育を大きく改善させることを目的に、児童の権利と福祉の充実に取り組んだ。多少の進展はあったものの、政府、国連世界食糧計画、及びユニセフが共同で実施した 2009 年度の「家庭の食糧安全保障と栄養評価」から、児童の 48.6%が依然として慢性的な栄養失調状態にあることが分かった...内務省監督局の設立など進展はあったものの、児童の人身売買は依然として問題となっている。業種によっては児童就労も相変わらず問題であり、その多くが非公式部門の産業で行われている。家事使用人としての酷使といった形で児童虐待につながる場合が多い。バングラデシュ労働調査研究所の 2006 年度の調査によれば、当年度に家事労働者に関して報告のあった死亡、負傷、性的暴行の半数以上が子どもだった。[2a] (第 6 節)

24.02 UNICEF はウェブサイトのバングラデシュの項で（2012 年 8 月 21 日アクセス）、同国の子どもたちが直面する主な問題として以下を取り上げていた。

- 産婦の死亡率が依然として多い。農村部の女性のほとんどが医療支援を受けずに自宅で出産している
- 何百万もの子どもたちが栄養失調状態にある。5 歳未満の子どもの約半数は低体

131 この COI レポートの本文は、2012 年 8 月 31 日時点で入手できる最新の発行物を含んでいる。

重である（以下の「健康と福祉」を参照）

- 小学校入学率は比較的高いが、多くの子どもたち（特に都市部のスラム街の子どもたち）はいまだに基礎教育を受ける権利を得ていない（以下の「教育」を参照）
- バングラデシュの14歳未満の子どもの7%が就労している（以下の「児童労働」を参照）
- 出生登録率はかなり低く、児童保護策の執行を阻害する要因となっている（以下の「書類」を参照）
- 地球温暖化による海面の上昇にともない、数百万人もの人が家を失う可能性がある」 [58a]（背景情報）

24.03 バングラデシュでは毎年300万人から400万の子どもが生まれている。乳児（1歳未満）の死亡率は、1990年の1,000人当たり99人から2010年の38人へと着実に減少してきている。5歳未満の死亡率も、1990年の1000人当たり143人から2010年の48人へと減少している。（UNICEF、2012年8月21日アクセス） [58a] UNICEFは新生児の主な死亡原因として感染症を挙げている。次に多い死亡原因は出生時仮死であり、死亡した新生児5人に1人はこれが原因で死亡している。母体の栄養不足や10代の妊娠が原因となることが多い低出生体重児は、新生児の直接的な死因の11%を占める。 [58d]

以下の「健康と福祉」を参照。

24.04 1990年8月3日、バングラデシュは、「国連児童の権利に関する条約（CRC）」を批准し（第14条の1は保留）、1990年9月2日に効力が発生した。同国は「武力紛争における児童の関与に関するCRC議定書」「子どもの売買、子どもの買春及び子どもポルノグラフィーに関するCRC議定書」も2000年9月6日批准し、いずれも2002年に効力が発生している。（Bayefsky.com、2012年8月21日アクセス） [100]

24.05 2005年には、女性児童問題省が児童の生活向上、権利の確立、男女平等の推進、及び国連児童の権利条約（CRC）の規定条項を遂行するために資源と労力を集中させることを目的に、2005年から2010年の予定で「子どものための第三次国家計画（NPA）」に着手した。 [52e]（第34段落）「人身売買を含む児童の性的搾取及び虐待に対する国家行動計画（NPA-SEACT）」も策定された。 [52d] (p6, 7, 17, 19, 60)

統計情報についてはUNICEFの報告書「世界の子どもたちの現状」も参照。

目次に戻る
資料目録に進む

法律に関する基本情報

24.06 セーブ・ザ・チルドレンは、その2010年度報告書「児童保護の強化」の中で次のように記している。「育児放棄、残忍な行為、搾取、虐待から子どもたちを守り、その発達を促進することを目的とする法律は35条以上ある。しかし、その実行は難題であるとみられている。児童の養育、保護、扱いを定めた基本法である1974年児童法

の見直しが進められている。」[19a] (p51)

24.07 国連児童の権利委員会に対する 2003 年 3 月 14 日付けの締約国報告書では「バングラデシュの成人年齢は 1875 年の成年法で 18 歳と定められているが、同法には、婚姻、持参金、離婚及び養子縁組に関する個人の立場や国民の宗教や宗教上の習慣に対して何ら効力を持たない。」と指摘されている。[52a] (第 45 段落) 2008 年 10 月付けの国連 CRC 委員会に対する締約国の報告書は、さらに「バングラデシュには子どもに関する法律が数多く存在するが、児童の定義には一貫性がない。児童について一貫性のある定義を行うため、これらの法律を改正する必要がある。各法律は個別に具体的な目的を有しているため、法律間で年齢を一致させることは困難である。CRC に沿った国内法の見直しと調和を図るため、強い権限を持つ委員会が設立された。」[52e](第 73 段落)

2003 年 3 月と 2008 年 10 月の締約国報告書には、様々な国内法で定められている合法的な最低年齢が例示されている。その一例を挙げる。

- 義務教育の修了 – 10 歳
- 就労 – 14 歳から 18 歳までの様々な年齢で定められている
- 結婚 – 1929 年に制定された未成年婚姻制限法では、女性は 18 歳、男性は 21 歳と定められているが、宗教が定める戒律ではもっと若い年齢での結婚が認められている
- 性交渉に対する同意 – 14 歳
- 刑事責任能力 – 刑事責任能力が生じる年齢は 7 歳から 9 歳へと引き上げられた (2004 年刑法改正法)
- 逮捕、拘留、及び収監によるものを含む自由の剥奪： 少年司法裁判 – 刑事責任能力が生じる年齢と関連する (上記参照)；保護観察の場合– 最低年齢の設定なし；
- 死刑 – 17 歳。特定の例外的な状況における終身刑– 能力の推定が反証されない場合は 9 歳、それ以外は 12 歳；
- 法廷での証言 – 最低年齢は定められていないが、証人は質問された内容を理解し、合理的かつ合理的な答えを述べることができなくてはならない。[52a] (第 47 段落) [52e] (第 71 段落)

「児童－少年司法」も参照

24.08 18 歳以上の者は投票を行う権利を有する。(CIA ワールドファクトブック (バングラデシュ)、2012 年 8 月更新、2012 年 8 月 30 日アクセス)[62a]バングラデシュには兵役義務はない。陸軍及び海軍に志願できる年齢は 17 歳であり、空軍に志願できる年齢は 16 歳である。新兵はまず基礎訓練を一定期間受けるため、18 歳になる以前に実際の軍務または戦闘に徴用されることはない。(CRC に基づくバングラデシュ政府による第 3 期及び第 4 期報告書、2007 年 8 月)[52d] (p78)

24.10 バングラデシュ国籍は出生、血統、移住、または帰化により取得できる。子ども

の国籍はその父親の国籍に準じる。(国連子どもの権利条約 (CRC)) (CRC に基づくバングラデシュ政府による第 3 期第 4 期報告書、2007 年 8 月) (2012 年 8 月 21 日アクセス) [52d] (p23) 条約の第 44 条に基づき締約国により提出された報告書のバングラデシュに関する考察 (2008 年 10 月 23 日) (2012 年 8 月 21 日アクセス)で [52e](第 120 段落)

条約第 44 条に基づき締約国により提出された報告書に関する 2009 年 6 月 26 日付けの「児童権利委員会の最終見解：バングラデシュ」 [8e]はここで閲覧出来る。

目次に戻る
資料目録に進む

法律上の権利

24.11 フランス通信社は 2005 年 3 月 8 日、「2005 年イスラム教徒の婚姻と離婚 (登録) に関する (改正) 法案」に大統領が同意したことを確認した。[23a] 同法では、婚姻の届出を義務化し、未成年者の結婚に対する罰則を強化した。法律が定める婚姻の最低年齢は女性が 18 歳、男性は 21 歳のままである。(United News of Bangladesh: 2005 年 2 月 16 日) [39b] 2006 年の MICS 調査 (UNICEF とバングラデシュ統計局の合同調査) によれば、15 歳未満の女性回答者のうち約 33%、18 歳未満の回答者のうち 74%が結婚していた。18 歳未満の女性の既婚率は都市部より農村部の方が高い。[52d] (p17) USSD の 2011 年報告書では、児童の結婚を禁止するために、政府は自身の娘の結婚を少なくとも 18 歳まで待つと約束した親に対し、女子高に通わせるための奨学金を提供していると指摘している。[2a] (第 6 節)

「第 24 節：教育」を参照。

少年司法

24.12 高等裁判所は 2006 年 7 月 9 日、児童はすべて少年裁判所で審理を受ける必要があることを確認した。裁判所の判決によれば、「被告が 1974 年児童法による児童にあたる場合、容疑の内容にかかわらずその児童は他の裁判所ではなく少年裁判所で審理しなければならない」。(英国セーブ・ザ・チルドレン、バングラデシュ事務所、CRIN による) [30a]

24.13 セーブ・ザ・チルドレンは 2010 年の報告書「児童保護の強化」で次のように記している。「違法行為を行った児童と保護が必要な児童のいずれに対しても、1974 年児童法と 1976 年児童規則が司法制度において適用される。この法が制定されて約 30 年になるが、バングラデシュは法を犯した児童についてまだ十分に包括的な専門制度を整備できていない。」 [19a] (p53)

24.14 アジア人権委員会 (AHRC) は「バングラデシュ：児童の権利と法律及び少年司法制度の現状との接点 — バングラデシュにおける展望」(2012 年 6 月 5 日) で次のように述べている。:

「定義 —1974年児童法の第2条 n 項に少年犯罪者が出てくる。「児童」とは16歳未満を指し、「少年犯罪者」とは犯罪行為が認められた児童をいう。... 2004年、バングラデシュは刑事責任が生じる最低年齢を7歳から9歳に引き上げた。9歳から12歳の児童の刑事責任は自身の行為の内容や影響を理解できるか否かを裁判所が評価する...バングラデシュでは10%程度しか出生届が提出されていないため、法を犯した児童が年齢に応じた保護を受けられていない可能性があるが多い。報道によれば、警察は子どもの年齢を記録せず、あるいは意図的に年齢を上げて、手続上の保護を与えずに済むようにしている。結果的に、少年司法は損なわれている。」 [66a]

第11節:「司法—組織」第12節:「逮捕及び拘留—法律上の権利—保釈」第13節:「刑務所の状況」及び「第24節:児童—法律に関する基本的情報」を参照。

目次に戻る
資料目録に進む

児童に対する暴力

24.15 2005年12月23日の締約国報告書では、「2000年の女性及び自働に対する暴力行為を禁止する法律」では、レイプ、性的嫌がらせ、誘拐、身代金目当ての拘束など、(14歳以下の)児童に対するあらゆる形態の犯罪に対して厳しい刑罰(終身刑及び死刑を含む)を定めている」と指摘している。 [52c] (p14-15)

24.16 福祉分野における代表的なNGOであるバングラデシュ農村部発展委員会(BRAC)は2008年度の年次報告書で次のように記している。

「全国で悲惨な暴力行為が報じられているが、未遂も含めたレイプが最も発生件数が多い犯罪である。2007年から2008年にかけて発生した未遂も含めたレイプのデータを年齢別に分類すると被害者の多くが子どもであることが分かる。性的暴行に対する児童保護制度が整備されておらず、被害を受けた子どもの大半がリハビリや社会復帰の手段を持たないことから、多くの子どもは人知れず苦しんでいる。社会的な不名誉、性的暴行の被害者に対する周囲の否定的な感情、精神面のケアを提供するサービスの欠如、子どものことを考慮していない司法制度などが、被害者が繰り返し同じ被害を受ける事態につながっている。」 [28a]

24.17 UNICEFは、2009年3月のニュースレター「イン・フォーカス:危機にさらされている子どもたちの保護、第11号」で次のように記している。

「バングラデシュの子どもは、家庭や学校、職場、施設内、路上でも暴力の対象にされやすい。その形態は様々で、肉体的な暴力、性的ないたづら、酸攻撃、人身売買、レイプや商売目的での様々な性的搾取を含む性的虐待などがある。

「50万人以上の子どもが路上で生活していると推測される。その多くは自身や家族のために働かざるを得ない。5歳から14歳の子どもの約13%が児童労働に従事している。

135 このCOIレポートの本文は、2012年8月31日時点で入手できる最新の発行物を含んでいる。

「バングラデシュの児童に対する商業目的の性的搾取に関する最近の UNICEF 調査によれば、調査対象者の半数が児童労働から始まっていることが分かった。そのうち、児童は非公式のセーフティネットから容易にこぼれ落ち、虐待や搾取にさらされる。調査によれば、調査対象者が最初に商業目的の性的搾取に関わるようになった平均年齢は 13 歳だった。児童に対する商業目的での性的搾取は人身売買に関係していることが多い。多くの女兒は性的搾取または強制労働目的で売買され、男児の多くは中東地域に売られ、駱駝レースの騎手にさせられる。多くの児童は、高収入の仕事の誘いや結婚話に釣られた親の同意のもとに引き取られる。バングラデシュの孤児院や児童養護施設には 5 万人が暮らしていると推測されているが、実際の数はもっと多いと思われる。」 [58e] (p3)

- 24.18 セーブ・ザ・チルドレンは、2010 年の報告書「児童保護の強化」で次のように記している。

「1860 年バングラデシュ刑法は性的嫌がらせを扱っている。2000 年の女性及び児童に対する抑圧を禁止する法律でも、レイプとはされないが虐待や嫌がらせとみなされる性的暴力に対する罰則を定めている。同法では、誘拐や人身売買を含め、女性や児童に対する暴力に対する罰則を定めている。さらに、法に反して児童を輸出入したり、売買、他者の児童を拘束したり譲渡した者について死刑または終身刑を定めている。ポルノに関しては、刑法で猥褻なものを販売、貸出、配布、展示、または回覧することを禁じている。2000 年の女性及び児童に対する抑圧を禁止する法律ではまた、児童を非道徳的に利用することは犯罪行為とみなされており、ポルノも犯罪となりうる。しかし、児童ポルノに対する具体的な法規定や、マスコミ、インターネット、ビデオ、電子ゲームなどから伝わる有害な情報や素材から子どもを守るための規定はない。」 [19a] (p52)

- 24.19 USSD の 2011 年度報告書によれば、「育児放棄、虐待、誘拐、人身売買は依然として広く行われ、深刻な問題であった。[2a] (第 5 節) Odhikar の「人権報告書」(2012 年 1 月) では次のように記されている。「2011 年の 1 月から 12 月まで、計 711 人の女性や女兒がレイプの被害を受けたと報じられている。うち...450 人は女兒で、15 人は年齢不明である...被害者となった児童 450 人のうち、34 人はレイプの後に殺害され、115 人は集団レイプを受け、9 人は自殺した。[46f] (p112) 同年、19 人の児童が酸攻撃を受けた。」

[46f] (p116) [注記：以上の統計はマスコミの報道によるものである。児童がらみの深刻な人権侵害事件ははるかに多いと思われる]

第 23 節：「女性—女性に対する暴力」、第 23 節：「女性—レイプ」及び「第 25 節：人身売買」を参照。

目次に戻る
資料目録に進む

児童労働

この COI レポートの本文は、2012 年 1 月 22 日時点で入手できる最新の発行物を含んでいる。 136

- 24.20 UNICEF は更新した背景情報「バングラデシュにおける児童に対する性的虐待、搾取及び売買」で次のように記している。

「バングラデシュの児童は、強制労働や売春宿で働かせることを目的とした人身売買、家庭や職場、共同体や学校での性的虐待、性的搾取の対象にされやすい。そうした被害から児童を保護する制度はほとんど整備されていない。子どもの10%程度しか出生届が提出されていないような国では、児童の権利が保護されているかどうか確かめることは難しい。虐待、人身売買、あるいは搾取されている子どもたちは、「国連子どもの権利条約（CRC）」に基づき、そうした行為から守られるべき権利をあからさまに否定されている。また児童は HIV/AIDS や薬物乱用の被害者にもなりやすく、教育を終えることはもちろん、始めることすらできる可能性は低く、家族の元で育てられる権利を得る可能性も低い。」 [58f] (p1)

- 24.21 USSD の 2011 年度報告書は次のように述べている。

「全ての児童に対して5年生または10歳までは学校に通うことが法律で義務付けられているが、この法を執行するための有効な法制度が整っておらず、児童就労が一般的になっている。BLA は、仕事の内容や児童の年齢によっては児童の雇用を規制している。同法では児童就労の違反に対して罰則を設けており、一般的には 5,000 タカ（63 ドル）以下の罰金となっている。

「ILO の推計によれば、700 万人の児童が働いており、130 万人が危険な部門で仕事をしている。

「ダッカに拠点を置く研究機関である Services and Solutions International は当年度、児童は、道路輸送、人力車引き、自動車修理、ミニバスの助手、機械修理、塩やマッチの工場、皮なめし工場、レンガやタバコ、干物や靴、金属製家具やガラス、繊維、衣類、石鹼といった製造業で働いていることが多いことを確認した。また、印刷、組立、碎石、船の解体、染色、鍛冶屋の助手、建設などの危険な業種にも就いている。ホテルやレストランといったサービス業でも働いていた。都市部に関する 2003 年度の政府の調査によれば、ストリートチルドレン（多くは少年）は、物乞い、荷物運搬、靴磨き、新聞回収、花売りなど様々な仕事に就いていた。路上生活をする少年少女は、武器や薬物の密輸売買など違法な活動にしばしば使われていた。

「子どもたちは日常的に家事労働を行っている。政府は時に家事使用人を酷使した雇い主に対して刑事責任を問うことがあった。

「労働省の取締体制は大規模な都市部の非正規産業については不十分であり、衣類輸出やエビ加工部門以外では児童就労関連法規はほとんど執行されていない。政府の監督がない農業その他の非公式部門では多くの児童を雇っていた。

「労働・雇用省内に、児童に関連した労働介入策の計画と実施を調整するための児

童労働部門があった。」[2a](第7節のd)

- 24.22 国連子どもの権利条約（CRC）の締約国報告書（2007年8月）には次のように記されている：

「2002年から2003年における第2回全国児童労働調査（NCLS）によれば、5歳から17歳までの児童4,230万人のうち、740万人（17.5%）が何らかの経済活動に従事していると試算されている。ILO条約の定義によれば、320万人(43%)の児童が就労しているとみなされ、これはこの年齢層の児童全体の7.5%にあたる。働いている児童の半数以上（53%）が農業に従事し、製造業（15%）、商取引/販売（14%）及び輸送業（10%）がこれに続く。児童は小規模で自給自足の農作業に家族とともに従事していることが多い。児童の労働人口（320万人）のうち、26%は働きながら学校に通っている。調査結果から明らかなように、児童就労の約41%または130万人の児童が危険な労働に従事していた...「家事労働に従事する」児童の場合、仕事の性質上公にされないことから、実際の数を把握した公式の記録はない。ある調査（ILO-IPEC, 2005/06）によれば、[家事労働に従事する]児童の総数は40万5,508人と推定され、うち31%はダッカ市、その他が他の地域で働いている。ダッカで家事労働に従事する児童のうち92%はフルタイムで（家事労働に従事し）、残りはパートタイムで働いている...公にされない労働形態であるため、規定を設けることは困難である。しかし、最近になって政府は家事を行う [使用人者]を虐待した雇用主に対して刑事責任を追及するようになってきた。しかし、特に家事労働に従事する児童を守る法律を執行するための有効な仕組みは存在していない。」[52d] (p66-67)

- 24.23 国連のCRC委員会の締約国報告書（2008年10月）では、2006年バングラデシュ労働法（BLA）という新しい法律が2006年10月に制定されたと記されている。これにより18歳未満の者を危険の伴う業務に就かせることが禁じられた。政府は危険とみなされる業務の一覧を発表している。その他の（危険を伴わない）経済活動については、就業最低年齢は14歳と定められている。しかし、18歳未満の児童については、登録された医師が当人の適性や年齢を証明した場合にのみ雇用することができる。雇用主もは、児童が就学できるように労働時間を調整しなければならない。**[52e] (第28段落)**

第51回子どもの権利委員会、条約の第44条に基づき締約国により提出された報告書の考察 - 子どもの権利委員会による最終所見（バングラデシュ）（2009年6月）も参照 **[8e]**

第24節:「児童－書類」信頼できる出生登録制度の管理の難しさに関する項も参照。

- 24.24 米国労働省の2008年度報告書「最悪の形態の児童労働に関する調査結果 バングラデシュ」（2009年9月10日発行）には、親や保護者が金銭や便宜と引換えに子どもを働かせることは法律で禁じられていると指摘されている。**[88a]**

- 24.25 2008年10月の締約国報告書には次のように記されている。

「政府は児童就労について深く憂慮しており、NGO や開発パートナーの協力を得て、子どもたちが教育を受けやすい環境を整えることで、児童就労を削減することを目指す数々の貧困対策の実施を強化している。児童就労を根絶するための総合的な期限付きプログラム（2004 年から 2015 年まで）が開発パートナーの支援を得て行われている。他にも危険な業務における児童就労やストリートチルドレンの問題などに対処するためのプロジェクトが複数ある。」 [52e] (第 357 段落)

- 24.26 国際労働機関（ILO）のウェブサイトには次のような記述があった（2009 年 6 月アクセス）。

「極端な貧困は重大な影響をもたらす。児童就労は貧困が主な原因として作用すると同時に、さらなる貧困をもたらす悪循環の一部を形成している。このことは、児童就労を個別の問題として対処しても仕方がないことを意味している。児童就労を引き起こす要因として、人口の急増、成人の失業、劣悪な労働環境、最低賃金の不順守、労働者に対する搾取、低い生活水準、低い教育の質、法律の規定と執行の欠如、社会の低い適応力、性差別、子どもに対する概念的思考などが挙げられる。このいずれか、または複数の要因が搾取的または危険な条件下における児童就労の増加に貢献しているのである。」 [32a]

- 24.27 2009 年 9 月 10 日付の米国労働省の報告書では次のように述べている。「ILO の調査によれば、一般家庭内の家事労働に従事している児童は 42 万 1,000 人以上おり、大半が女児である。中には搾取的な条件下での労働を強いられる児童もいる。家事使用人として働くこうした児童は性的虐待を含む虐待行為を受けやすい。[88a] 2006 年 3 月の報告書の要旨の中で、ナスリン・アクテル（Nasrin Akter）は家事労働に従事する児童数をさらに多く見積もっている。

「NGO の中には、バングラデシュで家事労働に従事する児童を約 200 万人と見積もっているところもある。こうした子どもたちは世間の目にふれることなく雇用主の支配下で暮らしており、その命運の多くは雇用主の慈悲に左右される。子どもたちの親は主に農村部に暮らしており、子どもたちの様子を見に定期的にダッカにやってくる余裕がないのが普通であるため、子どもたちは虐待や健康上のリスクにさらされている。最近、性的搾取や教育などの面で家事労働に従事する児童は学者らの注目を集めているが、こうした児童が直面している健康上の問題について十分に認識はしているとは言えない。」 [107]

- 24.28 2001 年、バングラデシュは「最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する ILO 条約 182」を批准した。政府は 2010 年までに児童就労を根絶することを目指す南アジア地域協力協会（SAARC）のラワルピンディ宣言の実行を誓った。[52d] (序文)

[目次に戻る](#)
[資料目録に進む](#)

養育及び保護

139 この COI レポートの本文は、2012 年 8 月 31 日時点で入手できる最新の発行物を含んでいる。

24.29 2007年6月、NGOのIncidin Bangladeshの事務局長が「正確な数字を挙げることはできないが、約200万人の子どもが路上生活をしていると思われる」と述べたという。局長は、政府に対してしかるべき国家予算を確保し、ストリートチルドレンのための安全な夜間のシェルターを設立するよう求めた。(The Daily Star、2007年6月10日) [38h]

24.30 国連子どもの権利条約(CRC)の締約国報告書(2008年10月)には次のように記されている。

「孤児や児童養護施設に関する信頼できる統計はない。登録されている施設では約5万人の孤児や捨て子を受け入れている。これは推定される孤児の数と比較すると極めて少ない数字である。親の保護や支援を受けられない孤児たちは危険を伴う児童就労やHIV感染、人身売買、身体的及び性的な搾取の対象になりやすい。女兒の場合、低年齢での結婚、墮胎、性的搾取、及びその他の形態の暴力行為の被害者になる危険性が高い。」 [52e] (第189段落)

24.31 2007年8月付けの締約国報告書では、社会福祉省が85か所の児童養護施設(1万300人収容)、1歳から5歳までの捨て子を受け入れるために各管区に1つずつ、計6か所に設置された乳児院(550人収容)、貧困者及び路上生活者のためのセンターが6か所、400人の児童を収容できる6つのセーフ・ホームズ、並びにその他多くの施設を運営していると指摘されている。[52d] (p33) 2003年3月14日付けの締約国報告書によれば、NGOが運営する孤児院がさらに950か所あり、中には政府から支給される資金で運営されているところもある。様々な宗教とつながりがある施設もあり、イスラム神学校(マドラサ)付属の孤児院は300か所以上、ヒンズー教系は9か所、仏教系が5か所、キリスト教系が4か所ある。[52a] (p29)

24.32 CRCに関する国連委員会への締約国報告書(2005年12月23日付け)では、子どもの親権や養育権、または子どもに対する責任を負う者が、子どもへの暴行や虐待、育児放棄、遺棄若しくはそれに当たるような状況に子どもを置き、不必要な苦痛を与え健康を害し、また、そのような事態を招いた場合には、児童法に基づく犯罪となると指摘されている。[52c] (p14~15)

24.33 障害を持つ児童に関しては、2008年10月付けの締約国報告書で次のように指摘されている。

「バングラデシュでは障害に関する総合調査はまだ実施されていない。様々な部分的な調査の結果、または他の調査の補足的な情報によれば、バングラデシュにおける心身障害者(PWD)は全人口の10~18%程度を占めているようである。障害を抱える児童は出生時から様々な差別的待遇を受けている。障害を持つ児童は社会的、経済的な負担になるとみなされ、家族手当、教育を受ける機会、医療サービス、及び個人の能力を高めるための平等な機会という面で不利な扱いを受けている。一般的に、女兒が受ける苦しみが最も大きい。政府は、NGOやCBO、開発パートナー

と適宜協力しながら、障害を持つ大人や児童が抱える問題に対処するための措置を講じてきた。[52e] (第 193~194 段落)

目次に戻る
資料目録に進む

教育

- 24.34 バングラデシュの The Campaign for Popular Education (CAMPE)は「Education Watch 2008：バングラデシュの初等教育は向上したが課題は残る」（2009年11月）で次のように記している：

「バングラデシュには 10 種類の初等教育機関があり、3 種類のカリキュラムが使われている。公立、非公立（登録、非登録）、コミュニティスクール、実験校、非正規校、高等学校付属小学校は全国教育課程教科書委員会（NCTB）のカリキュラムに従っている。イスラム神学校（マドラサ）や高等神学校付属のイブテダイ（*ebtedayee*）はバングラデシュ・マドラサ教育委員会（BMEB）のカリキュラムに準じている。英国系の中等学校は英国（ロンドンとケンブリッジ）のカリキュラムに従っている。」 [121a] (p6)

- 24.35 ユーロパ・ワールド・オンライン（2012年8月29日アクセス）では次のように記している：

「政府は男女とも 8 年間の学校教育を無料で提供している。義務教育である初等教育は 6 歳から始まり、5 年間続く。中等教育は 11 歳から始まり、1 期目が 3 年間、2 期目が 2 年間、さらに 3 期目も 2 年間の最長 7 年間継続する。1980 年代後半、政府は識字率向上を目指して初等教育の改善に特に重点を置いた。そのため、バングラデシュでは 2,000 人あたり 1 校を設置することを目指す計画が進められた。2008/09 年度では、該当する年齢の児童の約 92%（男子 88%、女子 97%）が初等教育学校に入学したが、同年の中等教育学校への進学率は 46%（男子 44%、女子 48%）だった。小等教育学校は 2008/09 年時点で 8 万 2,981 校、中等教育学校は 2009/10 年時点で約 2 万 1,015 校あった。私立の中等教育学校や大学は公立を大きく上回っている。教育改革の狙いは国内の人材需要への対応を促すことにあるが、最も重視されているのは初等教育と技術職業教育である。2007/08 年時点の国立大学は 31 校（うち農業系 1、工学系 1、イスラム系 1）であった。同年、工科大学、職業訓練校、一般教育を行う大学は 3,116 校存在した。政府は 1992 年に通信制大学プロジェクトに着手した。2009/10 年度の予算では 1,179 億 6,000 万タカが教育及び科学技術に計上された（政府支出予想総額の 15.1%に相当）。」 [1c] (教育)

- 24.36 教育制度は、初等（第 1 学年から第 5 学年まで）、中等（第 6 学年から第 10 学年まで）、後期中等（第 11 学年から第 12 学年まで）、そして高等教育という 4 つのレベルに分けられている。公立校で使用される言語はベンガル語である。私立校の中には英語で中等教育を行い、「O」レベルと「A」レベルの課程を設けている学校も存在する。また、公立大学は 11 校、私立大学が約 20 校ある。専門教育を行う大学と

141 この COI レポートの本文は、2012 年 8 月 31 日時点で入手できる最新の発行物を含んでいる。

してバングラデシュ工科大学 (BUET)、バングラデシュ農業大学、及び Bangabandhu Shaikh Mujib 医科大学がある。(Bangla2000 のウェブサイト、2009年6月アクセス) [26a]

- 24.37 初等教育は無料の義務教育だが、親が子どもを学校に行かせず、お金を稼ぐために働かせたり家事の手伝いをさせたりしているせいもあって、完全には実施されていない。子どもを学校に行かせた家族に政府が支払う報奨金は、近年の初等教育学校入学率の上昇に大いに貢献した。そうした努力や政策の確立にもかかわらず、公立校の手数料も貧困家庭にとっては重荷あるため、就学の阻害要因になっている。(USSD の 2011 年度報告書) [2a] (第 5 節)

初等教育奨学金プロジェクト

- 24.38 「教育へアクセス移行機会均等を目指すコンソーシアム (The Consortium for Educational Access, Transitions and Equity – CREATE)」はその報告書「ダッカスラム街における初等教育への参加と疎外」(2010年)で次のように述べている：

「初等教育奨学金プロジェクト (ESP) は機会均等推進策として構想されたが、運用実態を調査したところ、資格基準に関する対象者設定、運営、適用の不備に疑義が生じることとなった。10 郡 (ウボジラ) で実施された 2003 年から 2004 年度の「Education Watch」世帯調査のデータから、奨学金受給者が食糧確保の状態 (常に不足、時々不足、なんとか確保、十分) に基づく 4 つの社会経済的分類の間で概ね均等に分かれていることが分かった。最貧困層の児童の 3 分の 2 以上は受給者に選ばれていなかったが、最富裕層の児童では 27% が奨学金を受け取っており、対象者設定の不備が伺える (Ahmed et al, 2005)。調査から、全体として受給者が全額を受け取っているわけではないこと、政府系小学校 (GPS) の生徒の方が他の適格校の生徒よりも受給者が多いこと、女兒より男児のほうが受給者が多いことなどが分かった。フォーカスグループの結果から、学校の管理委員会や校長による受給資格基準のごまかしや奨学金の減額などの管理上の問題も指摘された。

「さらに、PESP の目的は入学率の向上や貧困層の児童の正常な就学と進学にあるが、こうした子どもたちは資格基準を満たす上で実に難しい場合があることが分かった (Ahmed et al, 2005)。年齢や金銭面以外の問題も特に就学と進学の確保における奨学金の効果を損なう働きをしているようだ。直接費も機会費用も子どもの年齢とともに上がるため、奨学金だけではその費用を埋めるに十分ではないようである。」 [124a] (p48)

- 24.39 2008 年の EIU 国別プロフィール (2008 年 7 月 18 日付) によれば、初等教育学校への入学率は 1990 年代にかなり増加したと指摘されており、生徒数は 1990 年の 1,200 万人から 2005 年には 1,620 万人に増えたと記されている...[しかし、同書はまた]教育の質は一般的に脆弱であり、教師の訓練不足や欠勤の多さ、1 クラスに対する生徒数の多さ、教科書の不足などが理由となっていると指摘されている。[40e] (p13) IRIN の 2009 年 2 月の報告によれば、初等教育局の依頼で実施された調査によると、

5年間の初等教育を終えた生徒の69%はベンガル語で書かれたニュースの見出しを読むことができず、87%が簡単な算数の計算ができなかった。第5学年の生徒はベンガル語の授業の約56%、算数の授業は46%、英語の授業は47%しか修了していない。僻地の農村部の学校で行われる教育の質は、都市部で行われる授業と比較するとはるかに質が落ちる。[103a] 中等教育学校の98%以上は私立であったが[登録非政府系学校]、これらの学校で働く教員や職員の給与の90%を政府が負担している。(CRCに関する国家報告書 2007年度) [52d] (p54)

女子学生奨学金制度

24.40 国際開発のための教育ジャーナル (The Journal of Education for International Development) は「バングラデシュにおける女子学生奨学金制度」(2006年)の中で次のように報告している:

「バングラデシュの女子学生奨学金制度 (FSP) はより多くの女兒が中等教育学校に入学し、通学することを目的に1982年に設立された。まず6地域で導入され、成果を認めただうえで1994年に拡大展開された...パイロットプロジェクトの成功が1994年の全国規模への展開を促した。最初は5年の予定であった。また、全国を対象とする各種制度に色々な協力者や政府の出資があった。この制度のもとで、中等教育学校に入った農村部の女兒はすべて(想定入学者数の約50%)は月額分を受給できる...女兒は第9学年で新しい教科書用に追加の奨学金の受給を受け、第10学年では受験料としてさらに受給する。出席率が最低75%であること、学年試験の得点が45%以上であること、中等教育修了証(SSC)を取得するか18歳になるまでは結婚しないことが条件である。FSPの受給期間中この3つの基準は変わらなかった。[127a] (p1)

24.41 制度の影響評価で同報告書は次のように述べている:

「FSPは女兒の入学増加という点では確かに効果があった。人口増加の抑制、女子や女性の有給雇用化、あるいは女性のエンパワメントといった、制度に明記された目的の点においてどんな効果があったかはさほど明確ではない。こうした分野には概ね進展があったとされているが、FSPを導入して以降の教育面、社会面での変化を明白に関連付けることはできなかった。FSPは入学の男女同権化を達成するモデルとしては広く認められているが、入学以外の影響についてほとんど何も分かっていない。」[127a] (p9)

バングラデシュにおける教育に関する詳細情報は下記の調査報告書などにもある:

「バングラデシュにおける統治と教育の不平等」、2008年[125a]、「社会的疎外としての教育疎外: バングラデシュにおける貧困者のための条件付き送金制度の実態と効果」、2009年[126a]、「ダッカスラム街における初等教育の機会と疎外」、2010年[124c]、「貧困と平等: バングラデシュにおける教育の機会」、2010年 [124d] 「バングラデシュにおける学齢の適合と基礎教育の進展」、2010年[124e]

143 このCOIレポートの本文は、2012年8月31日時点で入手できる最新の発行物を含んでいる。

目次に戻る
資料目録に進む

マドラサ (イスラム神学校)

24.42 平和・紛争研究所 (IPCS) は報告書「バングラデシュのマドラサ」(2007年8月)で次のように記している。

「マドラサ教育はバングラデシュにおける教育制度の3本柱の1つであり(他は一般教育と技術・職業訓練)、同国で重要な役割を果たしている。アリアマドラサ(Aleya madrasas)はイスラム教独特の教育制度で、宗教教育と近代的な一般教養を同時に教育するものであり、イスラム世界でもこれに相当するような教育制度はほとんどない。政府の資金を受け、マドラサの設立、教師の配属、カリキュラムの作成などを担当する独立機関バングラデシュ・マドラサ教育委員会の管轄下にある。この制度では、英語、ベンガル語、科学、社会、数学、地理、歴史、Dars-i-Nizami体系の修正版などの近代科目を指導することが義務付けられている。5段階構成となっており、初等(ebtidai)中等(dakhil)、後期中等(alim)、学士(fazil)、そして修士(kamil)に分かれている。こうしたマドラサはほとんどが民間が所有、運営しているが、政府からの支援も受けている。バングラデシュ政府が教師と職員の給与の80%を負担し、また、開発資金の相当部分を出している。また、奨学金や教材を支給し、新たな私立マドラサの建設費を相当部分負担している。アリアマドラサ制度を卒業した者らの大半はさらに上の高等教育に進学するか就職する。[117a]

「コウミマドラサ(Qawmi madrasas)は政府の管轄外にある私立の学校であり、その大部分はデオバンディ派(Deobandi)の教義に関連しており、伝統的なDars-i-Nizami体系を教えている。政府が2006年にこの制度を承認するまでは、政府とのつながりはほとんど、あるいは全くなく、宗教的な寄附、定めの喜捨(zakat)、任意の喜捨(sadaqa)、献金、個人または地方、若しくは国際的なイスラム教団体からの拠出金のみが財源だった。こうしたマドラサは、国家から独立した組織であるバングラデシュ・コウミマドラサ教育委員会のBefaqul Mudarressinと呼ばれる民間機関のもとに組織化されてきた。経済的自立により、バングラデシュのウレマー(イスラム法学者)が宗教政治的な権限を行使できるようになっていることが現在問題視されている。さらに、そのためにマドラサ制度の改革に着手し、伝統的なイスラム教育と近代的な世俗教育との違いを解消しようとしている国家当局の取り組みに対してウレマーらが抵抗できるようになってしまっている。教育制度全体が宗教的な機関として見られるようになると問題が生じる。こうした組織は伝統主義的な強硬路線を取り、近代的な思考をことごとく否定するからである。2種類のマドラサの違いを理解することは重要である。コウミマドラサはバングラデシュにおけるイスラム教のアイデンティティーの象徴であり、信仰と礼拝を求める社会の要求に応じている。しかし、同時にそれは近代的な教育制度ではなく伝統的な制度に寄与している。これはバングラデシュの発展あるいはその教育制度には役立っていない。さらに、コウミマドラサが伝統的な教育制度を採用していることにより、マドラサが時代遅れであるという誤った考えを生み出している。対して、アリアマドラサは

宗教問題と近代的な問題の両方に対応しており、教育制度に好ましい影響をもたらしていることから、より肯定的に見られている。[117a]

- 24.43 しかし、Campaign for Popular Education (CAMPE)は2008年度の「Education Watch」報告書の中で次のように記している。

「...マドラサは質の指標のほとんどで遅れをとっている。こうした機関の教育内容の低さも一因となっている。イブテダイ (ebtedayee) マドラサは初等教育を提供する基本的には独立した機関であるが、成績は最も低い。独自の教科書を使用し、大半が基本的な最低限の施設も学習設備も備えていない。訓練を受けた教師がいないのは重大な問題である。指導はもとより、学校運営や SMC への女性の参加がマドラサの中でも一番少ない。」 [121a] (p xxxvii)

- 24.44 2008年度の「Education Watch」報告書ではさらに次のようにまとめている。

「...バングラデシュの初等教育制度に関する設備、教師の教育訓練、学習指導はこの10年で全体的には向上してきた。しかし、それも一律ではなく、マドラサや非政府系小学校の中には教育を提供するための最低限の基本的な標準も満たしていないところが多い。教師による科目別指導や校長の運営面の研修、学校管理委員会の有効な機能など不十分な点があり、徐々に個別指導に頼る傾向がある。」 [121a] (p124)

マドラサ教育を取り上げた論文として他に以下のものがある：「中等教育の現状：進展と課題」、Ahmed et al. (2005) [121b]、「バングラデシュにおける教育の機会」、Ahmed et al. (2007) [124a]、「バングラデシュにおける基礎教育の財源」、Al-Samarai, (2007) [124b]

健康と福祉

- 24.45 国連児童基金 (UNICEF) は2009年3月付けの報告書「バングラデシュ：人口健康調査2007年度版」で次のように記している。

「2007年度のBDHSデータによれば、5歳未満の子どもの死亡率（生児出生1,000人当たり65人）は著しく低下傾向にある。子ども（1歳から4歳）や0歳児の死亡数の大幅な減少が見られる。バングラデシュでは5歳未満で死亡した子どもの数は、2004年度のデータでは11人に1人だったが、15人に1人になっている。同様に、1歳未満で死亡した子どもの数は15人に1人から19人に1人（生児出生1,000人当たり52人）へと減少した。乳児死亡の約71%は出生から1か月以内に起こっている（新生児死亡率）...12-23か月の子どもの82%が予防接種を受けている。[58d] (p xxviii)

同報告書は次のように続ける：

「2007年度のBDHSは、家庭にいる5歳未満のすべての児童について調査し、その

年齢層の児童の43%が発育不良、さらに16%は深刻な発育不良であることが分かった。5歳未満の児童の17%は衰弱しており、3%は深刻な衰弱状態にある。体重と年齢比の結果を見ると、5歳未満の児童の41%が標準体重を下回っており、12%が標準体重を大幅に下回っている。」 [58d] (p xxix)

- 24.46 国連児童基金は、今ではワクチンで予防できる様々な疾病でこれまでに何万人もの5歳未満の児童が亡くなっていると指摘している。例えば、ジフテリア、百日咳、破傷風、結核、はしかなどがある。[58d] 2006年には、1歳児の96%が結核、88%がポリオ、81%がはしかの予防接種を受けた。破傷風から乳幼児を守るための措置も講じられている。(UNICEF)[58c]1,200万人以上の子どもたちが駆虫の治療を受けている。(UNICEF) [58a] 2004年の推測では、人口の74%が「質が改善された飲料水」を利用できるようになったと推定されている。(UNICEF) [58c]国内における下水道の普及率は2003年以降ほぼ倍増しており、2006年末には81%に達した。(UNICEF) [58a]

児童に関する詳細な統計データについてはユニセフのウェブサイトで閲覧することができる。第23節：「女性」及び第26節：「医療問題」も参照。

目次に戻る
資料目録に進む

書 類

- 24.47 国連児童基金は、ファクトシート「バングラデシュにおける出生登録」（2010年4月更新）（2012年8月21日アクセス）で次のように記している。

「従来から、バングラデシュにおける出生登録を妨げる最も大きな障害は、その重要性に対する認識が欠如していることにあり、その結果、出生証明書を求める割合も少なくなっている。親が正しい情報を持っておらず、子どもが出生したことを登録しないとどうなるか理解していないことが多い。」

「保健衛生や教育部門と出生登録制度との間で調整がないことも阻害要因となっている。医療施設で生まれた新生児は出生時に登録を済ませるのが理想だが、必ずしも実施されてはいない。さらに、出産の24%にしか経験豊富な保健師がついておらず、かなりの新生児が気づかれないままである。出生登録官は通常、組合協議会の議長など地元自治体の役人だが、彼らは出生の報告を保健や教育機関関係者に委ねている。そのため、組織間の協力が持続可能な出生登録制度の構築に不可欠である。

「2006年まで、バングラデシュの出生登録制度には1873年に制定された法律が適用されていた。この古い法律では、出生届はサービスを利用するための条件ではなかったため、自分やその子どもの出産を届け出る動機とはならなかった。出生登録制度は手作業で行われ、その場しのぎのものであったため悪用されやすかった。しかし、政府は2004年に出生と死亡の登録に関する法律を制定し、2006年に施行された。同法では、各種行政手続や身分証明書の発行、教育機関への入学、婚姻届、運転免許証の発行などにあたっての年齢証明として出生届を使用することを定めている。

「電子出生登録制度は存在しないため、登録官がリスト内の重複を確認するのは大変である。中には色々な理由から新たに出生証明書を申請し、自分の年齢を書き換えようとする人がいることが問題となっている。例えば、娘の年齢を偽って引き上げ、合法的な婚姻年齢の18歳以上であるように見せかける親もいれば、逆に政府の仕事に応募できるよう年齢を30歳の年齢制限以下に引き下げる人たちもいる。」 [58b]

第31節：「出国と帰国 - 子ども」を参照。

- 24.48 2008年7月15日付けのIRINの報告書では、「最近の報告書から、人口の40%は2008年3月末までに出生証明書を受領済みであり、30%以上が登録済みで、じき受領予定であることが分かる。残る30%は、接触が難しい、移動が多い、人目につかない、あるいは社会の主流からはずれてしまった人たちだが、その登録を推進するための積極的なキャンペーンが行われているところである。」と記されている。 [103a]
- 24.49 2008年に8,000万人以上の有権者（成人）に発行された新しい国民身分証にも個人の生年月日が記載されている。 [16c] 国民身分証のサンプルはバングラデシュ選挙委員会のウェブサイトで閲覧することができる。

[目次に戻る](#)
[資料目録に進む](#)

25. 人身売買

概要

- 25.01 米国国務省が2012年6月19日に発行した報告書（USSD 2012年度人身売買報告書）（2012年6月）では次のように述べられている。

「バングラデシュは、成人男女、児童ともに強制労働や性的目的での人身売買のメッカである。サウジアラビア、バーレン、クウェート、アラブ首長国連邦（UAE）、カタール、モルディブ、イラク、イラン、レバノン、マレーシア、シンガポール、ヨーロッパその他の国に仕事を求めて自ら移住し、バングラデシュ国際人材斡旋機関協会（BAIRA）に加盟する1,000社以上の斡旋会社を介して合法に渡航することも多い。各社とも年収に相当する手数料を労働者に請求することが法的に認められているが、政府の規制に反して追加料金を請求することも多い。この法外な料金のために移民労働者らは借金から逃れられない状況に陥り、破産することを恐れて働かざるを得なくなる。多くの移民労働者たちは搾取の対象となっており、割増または法外な手数料を求められるばかりか、不当な雇用条件を強いられることも多い。そのうえ、移動に制約が課せられ、賃金の不払い、脅迫、身体的酷使や性的暴行を受ける場合もある。ガルフでの職を求めてネパールのビザと労働許可証を取得しようとネパール経由で移住するバングラデシュ人が増えているとの報告がある。中には人身売買の対象となる者もいる。」 [2d]（国の談話）

147 このCOIレポートの本文は、2012年8月31日時点で入手できる最新の発行物を含んでいる。

「第33節：雇用に関する権利」参照。

25.02 USSD 2012 年度人身売買報告書ではさらに次のように述べている。

「バングラデシュは、人身売買撲滅に向けた最低限の基準も満たしていないが、その基準を満たすための努力は相当行われている。2011年12月、政府は、男性の人身売買の禁止の欠如のような立法上の隙間に対応した包括的な人身売買抑止法（Human Trafficking Deterrence and Suppression Act）を制定した。政府はまた、人身売買防止措置計画を承認し、新たな法律の施行に必要な措置を取り入れた。法律では詐欺的採用活動を明確に禁じてはいないが、考えられる人身売買の一因として詐欺行為の概念を取り上げている。前年度に比べ起訴件数は増えたが、有罪判決の数は減った。政府は被害者保護策を十分に講じていない。人身売買に公務員が共謀していることも問題のままである。」 [2d]（国の談話）

国内での人身売買

25.03 同報告書では次のように記している。

「バングラデシュの児童や成人はいずれも商業的な性的搾取、家庭内での強制労働及び物乞いの強制など、奴隷労働の目的で国内で売買されている。親に奴隷として売られたり、詐欺や物理的な強制により労働や商業目的の性的搾取に誘い込まれる者もいる。8歳くらいの幼い男女児が強制売春をさせられたり、人目につかない場所で奴隷のような暮らしを送っていることがある。国内の人身売買は、より貧しい農村部から都市向けに行われることが多い。」 [2d]（国の談話）

起 訴

25.04 USSD 2012 年度人身売買報告書では次のように記している。

「有罪判決の件数は前年度より減少したものの、バングラデシュ政府は、包括的な人身売買禁止法を成立させ、捜査や起訴の件数を増やすなどして、報告期間にわたって確実に人身売買の禁止を進展させた、...報告期間中、政府は14人の人身売買犯に対して、女性及び児童の抑圧を禁止する法律第5条（女性の人身売買の禁止）及び第6条(1)（女児の人身売買の禁止）に基づき8人を終身刑に処し、6人に対してもっと軽い刑期に処すとの有罪判決を言い渡した。」 [2d]（国の談話）

汚 職

25.05 同報告書では次のように記している。

「一部のバングラデシュ政府役人が人身売買に関わっているとの疑惑は依然として深刻な問題となっているが、政府は何ら目に見える取り組みを行っていない。複数の NGO が、議員、悪徳斡旋会社、村の業者間のつながりについて報告しており、

また、政治家と地方の暴力団が人身売買に関わっているとの報告もある。NGO やマスコミは、ダッカの登録斡旋会社が雇い主（移民労働者を人身売買している者も含まれる）や渡航先業者とグルになり、不正な斡旋行為に協力していると報じてもいる。バングラデシュ政府は、人身売買の共犯容疑をかけられている政府関係者に対して捜査も起訴もしていない。市民団体や外国政府による政府当局への研修は引き続き行われている。」 [2d]（国の談話）

「第 18 節：汚職」を参照。

被害者支援

25.06 USSD 2012 年度人身売買報告書では次のように記している。

「バングラデシュ政府による昨年の被害者保護に向けた取り組みは限定的なものだった。政府は被害を受けやすい集団の中にいる人身売買の被害者を特定したり、保護部門に照会するための体系的な手順を整えていない。政府は、国際空港で移民警察と海外居住者福利厚生省の監視部隊が協力してパスポートの確認を行ったり、潜在的な被害者に質問するなどして人身売買の被害者の特定を行ったと報告している。このプロセスで何人が特定されたかは分からない。政府は報告期間中 181 人の被害者を特定した。政府は、人身売買の被害者を対象としたシェルターまたはその他のサービスの提供や支援も行っていないが、暴行を受けた女性や児童のための 9 つの施設の運営は続けており、人身売買の被害者もこれを利用することができる。また、政府はダッカ総合病院内に女性と児童のための総合危機対応センターを設けており、これについても人身売買の被害者が利用することができる。政府は引き続き、虐待を行う雇用主から逃れてきた女性労働者のために、リヤドにあるバングラデシュ大使館内にシェルターを 1 か所運営している。政府はこうした施設の支援を受けている被害者数について統計をとっていない。ある NGO によれば、成人女性の被害者は自由にバングラデシュのシェルターを出ることができるという。政府は男性の被害者については保護サービスを提供していない。」 [2d]（国の談話）

防 止 策

25.07 USSD 2012 年度人身売買報告書は次のように述べている：

「報告期間中、バングラデシュ政府は人身売買の防止活動を進めた。2012 年 1 月、内務省は新しい法律の施行計画を含む 2012 年から 2014 年における人身売買撲滅国家行動計画を発表した。各省庁は... 引き続き女性や児童の人身売買に対する意識を高め... 監視担当部門との将来の統合を前にバングラデシュにおける職業斡旋課程セスに対する監視の改善に努めた... 報告期間中、政府はストリートチルドレンや農村部の女性など、記録に残らない被害者になりやすい地方住民らの特定を進めるための取り組みを何ら行わなかった。人身売買に関する意識向上も目的に含まれる研修が、国際平和維持活動に派遣される兵士に実施された。政府は年度中、商業目的での性的行為の要求を抑える措置を実施しなかった。バングラデシュは 2000 年の国連 TIP（人身売買禁止）議定書の締結国ではない。」 [2d]（国の談話）

第 23 節：「女性—女性に対する暴力」及び第 24 節：「児童—児童に対する暴力」を参照。

目次に戻る
資料目録に進む

26. 医療問題

医療行為と医薬品の利用状況に関する概要

26.01 エコノミスト・インテリジェンス・ユニット（EIU）の国別プロフィール 2007 年度版によれば、バングラデシュには医療施設が「著しく不足しており」、2005/06 年度は、公立病院に関しては、4 万 9,669 床、登録医師は 4 万 2,101 人、登録（正）看護師は 1 万 4,689 人となっている（これは人口 10 万人につき医師が約 27 人、看護師が 10 人いることになる）[40d] (p16) 国連の「基本国別評価 2004 年度版」にあるように、民間部門が特に貧困層を中心に外来患者の大部分を引き受けているが、入院患者の治療については公立部門が中心となる。 [8d] (p30) EIU の国別プロフィールによれば、重症例の約 12%しか公立の医療施設には送られていない。また、一般の国民に対する医療サービスは依然として不十分であるが、ダッカには富裕層を対象とした最高水準の医療サービスを提供している私立病院もある。」 [40d] (p17)

26.02 2010 年 2 月 27 日付の「デイリースター」紙では次のように報じている。

「国内の公衆衛生サービスは、医療従事者の著しい不足によってかなり深刻な状態に陥っている。医療サービス総局（DGHS）の職員によれば、現在 3 万 3,000 人が不足しており、全医療従事者の 5 分の 1 以上にあたる。

「政府筋は、これほどまでに人材が不足しては医療サービスを円滑に提供できないのではないかと懸念を表明した。バングラデシュ医師会（BMA）の元会長であるラシッド・E・マフバブ（Rashid E Mahbub）教授は、労働力をしっかり確保できなければ医療部門は崩壊すると述べている。マフバブ教授は、「政府は人材を確保するための対策を講じており、確かに適切な決定とは言えるが、採用過程で不正があったため、この対策も頓挫した状態にある。」と語った[38an]

「第 18 節：汚職」も参照。

26.03 世界保健機構（WHO）はバングラデシュの国別プロフィール（2009 年 12 月更新アクセス）で、次のように記している。

「ここ数年、医療関係の人材状況に大きな変化が生じており、医療サービス全体の改善につながっている。例えば、医療及び医療関係者の人材の育成配備の充実、現役医療従事者の再研修、医療ボランティアの活用強化などがある。常設医療施設の設立、人材育成計画の策定、医療教育の質の向上など他にも様々な措置が講じられ

ている。バングラデシュは1980年代に早くも、国民に不可欠な医薬品に関する政策を定め、医療サービスで調達され、使用されるべき必要不可欠な医薬品の一覧を作成していた。これは今も管理維持されている。必要不可欠な医薬品のほとんどはジェネリックとして知られ、ブランドの医薬品より安価であった。民間部門及び公開有限会社のいずれも適切な生産及び流通施設を保有している。こうした利点があるにも関わらず、国営の医療機関には医薬品を調達するための予算が十分に割り当てられておらず、実際のニーズに応えるために不可欠な医薬品を十分に保有していない。」 [14a] (国内の医療制度に関するプロフィール ; p 5)

「第26節：精神医療」も参照。

- 26.04 世界保健機構（WTO）は、1990年には55歳であった男女の出生時平均寿命が2006年には63歳に伸びたと推定している。乳児の死亡率は、1990年には生児出生1,000人に対して100人であったが、2006年には52人へと減少している。 [14c]
- 26.05 医療サービス総局のデータベースでは、ダッカに存在する医療機関の一覧を提供している。 [82]

第23節：「女性」及び第24節「児童」も参照。

目次に戻る
資料目録に進む

ヒ素中毒

- 26.06 南アジア政策開発研究所（SARID）は、「バングラデシュのヒ素中毒」（2004年9月8日）という記事に次のように記している。

「バングラデシュの地下水汚染は史上最悪の集団中毒と呼ばれることが多い。そもその始まりは1970年代、国連児童基金（UNICEF）が安全な飲料水を提供するために何百万もの掘り抜き井戸の建設を始めたことにある。それまで、バングラデシュでは下痢を発症するバクテリアで汚染された地表水で毎年25万人もの子どもが亡くなっていた。しかし、井戸を掘ったことにより問題が解決したかに思われたが、これが想像を絶する規模の新たな悲劇を招くこととなった。ヒ素に汚染された井戸水で多くの人が中毒を起こし、中毒の作用とその抑止方法を理解しようとしていた科学者らを困惑させた。一方で、全国で800万～1,200万の汚染された井戸が依然として国民の多くの主な取水源となっており、生命への危険が高まりつつあった。」 [49a]

- 26.07 BBCは2010年6月19日のニュース報道で、「バングラデシュ、7,700万人が飲料水によりヒ素中毒に」と題して次のように報じている。

「ランセット誌の調査によれば、ここ数十年で7,700万人もの国民が飲料水により有毒なレベルに達したヒ素にさらされている。この調査では、10年にわたって首都

ダッカのある地区で約1万2,000人を評価した。死者のうち20%以上は自然発生した有毒成分によるものであることが分かった。世界保健機構（WHO）は、これは「史上最悪の集団中毒」であると語った。そもそもの始まりは、1970年代に地下水を取水するために手押し井戸が掘られるようになったことにある。科学者らは、ヒ素は少量でも長期間摂取すると、胆嚢、腎臓、肺や皮膚の癌になる可能性があると言う。バングラデシュが調査対象に選ばれたのは人口の約90%が地下水を真水の主な供給源として利用しているためである。」 [20e]

- 26.08 ダラム大学の危険リスク回復力研究所（The Institute of Hazard, Risk and Resilience）は2012年3月9日付けの「バングラデシュにおける地下水ヒ素汚染の調査」と題する記事で次のように述べている。

「現在、ヒ素で汚染された地下水がバングラデシュの64地区中61地区の7,000万人の健康を脅かしている。ヒ素に汚染された地下水が問題化しているこの地区に暮らす多くの人々は、国やWHOの基準をはるかに超えたヒ素含有量の水を定期的に摂取している ... これは、唯一手に入る水がWHOの基準を超える（又ははるかに超える）ばかりか、政府が定めた限度さえも超えるヒ素を含んだ水である地域に暮らす人々にとっては大きな健康問題となっている。」 [91a]

ユニセフの「バングラデシュにおけるヒ素軽減」の主な統計資料（2008年10月12日更新）も参照 [58g]

コレラ

- 26.09 バングラデシュは、2012年8月1日にアクセスしたコレラに関する入力記事で次のように述べている。

「バングラデシュの一部を含むガンジス・デルタは、コレラが猛威を振るい、何千人もの老若男女が亡くなり、村が壊滅状態になったことで有名である。コレラの病原体はコンマ状の形態をした細菌であり...病原菌は水を媒介としており、ほとんどの場合、コレラ患者の糞便を介して細菌に汚染された食べ物や水分が人間に取り込まれる。消化管に入ると細菌は小腸に付着し、急速に増殖し、その過程でコレラ毒素を生成する...コレラによる体液喪失を原因とした脱水症は、ナトリウム、ポタジウム、塩素などの電解質にグルコース（ブドウ糖）や少量の重炭酸塩を混ぜ合わせた液体を静脈内投与すればすぐに治る。3～6日続く自己限定性疾患であり、通常、脱水症以外には薬物治療は必要ないが、テトラサイクリンといった抗生物質を使えば期間を短縮することができる。」

「バングラデシュがこの病気の科学的な解明に多少の先駆的な貢献をしたことは評価して良い。例えば、静脈内投与ではなく経口補水液（ORS）の投与により体液喪失を補うための経口補水療法（ORT）の開発や、コレラ防止ワクチンや診断ツールの開発などである。」 [105a]

糖尿病

- 26.10 バングラデシュ国際下痢性疾病研究 (ICDDR, B) のウェブサイト に 2008 年に載った記事に次のように述べられている。

「最近の調査から、心疾患、糖尿病、癌などの慢性疾患の有病率がバングラデシュでかなり増加していることが分かる。これは都市部のみならず農村部にも認められる。例えば、インスリン非依存性糖尿病、耐糖能障害、高血圧が高い水準で認められる。糖尿病は部族集団の間でも記録が現れ始めている...診断サービスは広く普及しておらず、手にも入らないため、バングラデシュにとって医療制度上の深刻な問題となっている。」 [48b]

HIV/AIDS

医療福祉サービスの利用状況

- 26.11 国連エイズ特別総会 (UNGASS) はバングラデシュの国別進捗報告書 (2010年3月30日) で次のように記している。

「バングラデシュにおける HIV の有病率は総人口の 0.1%未満であり、国内の HIV 陽性症例数は約 7,500 件と推定されている。最もリスクの高い層 (MARF)、つまり、セックスワーカー (男女とも)、男性間性交渉者 (MSM)、そして、性転換者 (ヒジューラー) の間での有病率も 1%以下だが、注射器による薬物使用者 (IDU) となると 1%を超える (1.6%)。バングラデシュの最新の血清学的調査回診 (第 8 回は 2007 年実施) によれば、売春婦、男娼 (MSW) やヒジューラーの HIV 有病率は 0.3%だった。HIV 有病率は売春婦全体では 1%未満だが、北西部国境沿いの小さな町ヒリ (Hili) における有病率は、不特定多数を相手にする売春婦の間では 2.7%もあり、その全員が売春目的で国境を超えてインドに入っていた。MSM の人々の間で報告されている有病率ははるかに低い (ダッカの MSM に限って言えば 0%であり、チッタゴンでは MSM と MSW を合わせて 0.3%)。何度かの観察調査や、2006 年にダッカでリスpondent・ドリブン・サンプリング (RDS) 法を使って行われた調査により、活性的な梅毒の発症率の低さとともに、MSM の HIV 有病率がかなり低いことが実証された。しかし、MSM や MSW の多くが性感染症 (STI) の症状 (MSM よりも MSW の方が多い) や複数の相手との性交渉 (女性含め)、グループセックス (暴力がらみでコンドームを使わないことが多い)、また、どの相手についてもコンドーム使用率が低いことなどを報告している。MSM のつながりは密接であるため、HIV が発症した場合、適切な防止活動を強化、拡大しない限り、たちまち集団内で蔓延する可能性がある。」 [5a] USSD の 2011 年度報告書では、HIV/AIDS 患者に対する暴力や差別行為の報告はない。NGO は、同国における HIV/AIDS の有病率がかなり低いことを考えると、被害者が自ら名乗りでることがなく、調査から抜け落ちているのではと考えている。 [2a](第 6 節)

153 この COI レポートの本文は、2012 年 8 月 31 日時点で入手できる最新の発行物を含んでいる。

26.12 HIV 有病率の推定値には変動がある。例えば、下図を参照されたい：

バングラデシュの HIV 有病率（推定）

出典	日付	推定有病率
UN [8f] (23.54)	2005	1%未満
UNAIDS [36] (26.10)	2009	0.1%未満
保健福祉省/ UNGASS [19a] (21.19)	2010	0.1%未満

26.13 ボンドゥ社会福祉協会（The Bandhu Social Welfare Society）が海外から資金を得て 1997 年に設立された。ゲイ社会を対象とした、性に関わる医療サービスの提供とより開放的で合法性のある社会を目指す運動の推進が目的である。この協会は、ナズ財団（Naz Foundation International）が作ったモデルに従い運営されており、6 都市を拠点に 220 人以上のスタッフが活動している。フィールドサービスとしては、アウトリーチ（福祉）活動、セーフセックスに関する啓蒙活動、コンドームの配布、性病患者に対する診療所の紹介などがある。協会は 1998 年 4 月にダッカにクリニックを立ち上げた。2003 年 6 月までに 2 万 1,593 人がクリニックを利用し、性病の治療を受けたり、精神面の助言や基本的な医療サービスを受けるなどした。[36a] (p30-35)

HIV/AIDS – 抗レトロウイルス治療

26.14 国連エイズ特別総会（UNGASS）は、バングラデシュの国別進捗報告書（対象期間：2008 年 1 月～2009 年 12 月）で次のように記している。

「バングラデシュにおける予防活動は、1989 年に最初の HIV 症例が見つかる以前から始まっていた。一般国民の HIV 有病率を調べる総合的な全国調査は行われていないが、その有病率は 0.1%未満と考えられている。これまでにバングラデシュで実施されてきた 8 回の HIV 血清学的調査回診のすべて（第 8 回は 2007 年）において、MARF の HIV 有病率は常に 1%未満だが、主にダッカに暮らす注射器による薬物使用者（IDU）だけは例外であった。2009 年 12 月 1 日の世界エイズデーには、全国エイズ/性感染症対策プログラム（NASP）によって、バングラデシュで報告のあった HIV 感染例は 1,745 例であることが確認された。2009 年だけで新たに 250 例が特定され、143 人が AIDS を発症し、39 人の死亡が報告されている。2009 年までに HIV 感染者で AIDS を発症した人は 619 人であり、204 人が AIDS が原因で死亡した。」
[5a] (p23)

26.15 UNGASS の国別進捗報告書はさらに次のように報告している。

「バングラデシュにおいて初めて自発的なカウンセリングと検査（VCT）の施設が設立されたのは 2002 年であり、2009 年までにその数は約 105 か所に増加した。サービスの質と範囲はセンターにより異なるが、専門の訓練を受けたカウンセラーや、他の性感染症が疑われる場合の診察ができる医師や、HIV の基本検査手順、検査結果の質の保証や妥当性確認などを備えたセンターはわずかである。ダッカ以外となると、センターによっては検査結果が出るのに 1 週間もかかる場合がある。陽性と

出た人に対する検査後のカウンセリングでは、HIV 陽性者（PLHIV）を支援する団体への紹介も行っている。近年、PLHIV を支援するピアサポートグループが拡大し、500 人を超えるメンバーが参加している。こうした支援団体は、カウンセリング、家庭訪問、日和見感染症に関する紹介や無料の治療、陽性者のための支援に関する助言や情報、権利擁護や、偏見や差別を減らすことを目的とした一般市民とのコミュニケーションといった活動を行っている。偏見や差別の経験については、医療従事者がハイリスクな患者の治療を拒否するケースが多く報告されている。バングラデシュでは数か所しか HIV 関連の感染症を治療し、抗レトロウイルス療法（ART）を施すことができるところはない（多くはダッカに所在）。進行した大人や子どもの患者が抗レトロウイルス療法を受ける割合という指標（UNGASS 指標 4）に関しては、現在の ART 適用率は 2007 年の 13.3%から 2009 年には 47.7%に上昇している。」
[5a] (p39)

バングラデシュ国際下痢性疾病研究の論文「バングラデシュにおけるエイズ」（2008 年 9 月） [48c]及び AIDS Data Hub Country Review（2011 年 9 月）を参照。 [15b]

第 21 節：「レズビアン、ゲイ、両性愛者、及びトランスジェンダー」を参照。

[目次に戻る](#)
[資料目録に進む](#)

腎臓透析

26.16 バングラデシュ国立腎臓基金のウェブサイトにも主要都市にある病院や診療所の透析センターとダッカの腎移植施設に関する詳しい情報が載っている。 [81]

[目次に戻る](#)
[資料目録に進む](#)

マラリア

26.17 WHO の報告では次のように記している。

「バングラデシュのマラリア患者の 95%以上は風土病性の高い 13 地区で報告されており、1100 万人がリスクにさらされている。バンドルボン、カグラチュリ、及びランガマティ各県の丘陵地帯及びコックスバザール県では、毎年、マラリア症例と死亡例の 80%以上が報告されており、モンスーンの前（3 月から 5 月と 9 月から 11 月）が発症のピーク期にある通年性の伝染となっている。感染の確認された症例は最近では 2009 年の 8 万 4,000 件と減ってきてはいるが、発生率が本当に減少したと言えるのかは明らかではない...マラリアによる死亡報告件数は、2000 年から 2004 年の年間平均 1,000 件から 2008 年には 154 件、2009 年には 47 件と減少している。」
[14e]

肺炎

155 この COI レポートの本文は、2012 年 8 月 31 日時点で入手できる最新の発行物を含んでいる。

- 26.18 バングラデシュ国際下痢性疾病研究 (ICDDR, B) のウェブサイトの 2008 年の記事に次のように記されている。

「肺炎で毎年 200 万人以上の子どもが亡くなっているが、これはエイズ、マラリア、はしかを合わせた数を上回る。世界的に子どもの主な死因となっている肺炎はとりわけバングラデシュのように医療を受けにくい途上国の貧困層に影響を与える。

「治療のために病院（その他の高度な医療施設）を紹介された重症の子どもたちの多くがそこにたどり着くことができずにいる。報告を見ると、紹介されても行かないのは地理的な問題、介護者側の金銭的及び社会的な制約、あるいは保護者が病気の程度を把握していないなどの要因があるようである。結果的に、肺炎をこじらせた子どもたちの多くが既存の医療制度からこぼれ落ち、必然的に子どもの死亡件数が増えてしまう。」 [48a]

- 26.19 同じ記事において、新たにガイドラインが策定されたと報じられている。

「総合小児疾患管理 (IMCI) の診療ガイドラインは、5 歳未満の子どもへの闘病対策として、各地の第一次医療機関がこれを参考に患者を適切に診断し、しかるべき治療や病院への紹介の必要性を判断できるようにと作成された。ガイドラインでは、重篤でない子どもたちに対しては、第一次医療機関は抗生物質による治療を施し、重症患者について病院または高度医療機関に回すよう記している。」

「2008 年 9 月にランセット誌に発表された結果を見ると、IMCI ガイドラインを改訂した結果、子どもの肺炎患者の治療向上につながったことが分かる。適切な治療を受けた児童の数は 40%以下から 90%以上に増えている。調査からはまた、重症だが合併症のない患者への経口抗生物質投与を医療従事者に許可したことが安全かつ有効であったこと、また、治療の向上により第一次医療サービスに対する地域の信頼の向上にをもたらしたようだ。」 [48a]

精神医療

- 26.20 精神医療は、かかりつけ医や医療従事者が一次医療レベル、各地域の病院が二次レベル（ただしサービスを提供できる施設を有している病院は一所だけ）、大学付属病院が三次レベルで対応している。2005 年の WHO プロジェクト・アトラス調査で示されている精神科治療に使用される 14 種類の薬品のうち、バングラデシュで入手できないのは 3 種類だけであった。(WHO メンタルヘルス・アトラス 2005 年版) [14b]

- 26.21 WHO の「精神医療システム評価 (WHO-AIMS) 2007 年版」では次のように記している。

「国内には精神医療の専門機関と言えるところはない。外来の精神科施設は 50 か所あるが、どこも地域内で継続的な治療を提供していない。国内には外来診察ができる精神療養施設はない。地域拠点型の精神外来施設は 31 か所あるが、人口 10 万人

あたりの病床数は0.58、入院日数は平均29日である。国内に地域居住型施設は11か所あり、こうした施設の病床の55%は幼児や青少年にあてられ、入院患者の81%が女性、うち73%が子どもである。国内には500床を有する精神病院が1か所あり、患者の入院日数は平均137日である。法医学関連の入院施設に精神異常者向けに15床、知的障害者向けの施設、解毒入院施設、極貧者用の施設など、その他の居住型施設に3,900床がある。最大都市ダッカ市内及びその周辺の精神科病床の多さは、全国病床数の実に5倍以上に及ぶ。」[14d] (要約)

- 26.22 同報告書ではまた次のように記している。「必須医薬品一覧は整備されており、抗精神病薬、精神安定剤、抗うつ剤、気分安定剤、抗てんかん薬などが列記されている。」[14d] (要約)

目次に戻る
資料目録に進む

27. 移動の自由

- 27.01 2011年5月24日に発表された、米国国務省の「人権問題に関する国別報告書2011年版」(USSDの2011年報告書)では次のように記している。

「法律は国内の移動、海外への渡航、移住及び帰国の自由について定めており、政府は基本的に、一部の野党の大物を除き、こうした権利の行使を尊重してきた。1971年の戦争犯罪者の裁判が進んでいるが、政府は戦争犯罪の容疑者に対して海外への渡航を禁じた。そのほとんどは野党の指導者である。こうした容疑者たちはパスポートを取り上げられなかったものの、ダッカでは空港の入国管理当局が野党BNP(バングラデシュ民族主義党)やジャマアテ・イスラミに所属する政治家らの出国を阻止することがあった。例えば、6月初旬、BNPの最高幹部であるジャスディン・クアデル・チャウダリ(Giasuddin Quader Chowdhury)が、裁判所で渡航を認められていたにもかかわらず、飛行機から降ろされた。チャウダリは医療目的で渡航を認められていると政府に訴えたが、年末になっても決定が下されていない。一部の政治家は、海外渡航に対する予告なしの規制に異議を申し立て、首尾よく出国帰国を果たした者もいる。」[2a] (第2節d)

「第31節：出国と帰国」を参照。

- 27.02 USAIDは、調査概要「バングラデシュにおける移動と送金における男女格差の問題」(2007年11月)で次のように記している。

「昔からバングラデシュの女性は男性ほど海外へ移住する傾向はなかった。これは女性の移動に関する社会文化的な規範や、虐待的な境遇からの保護を求める以外での女性の移住を制約する政府の規制や、移住がらみの費用やリスクなどの要因が重なったためでもあるだろう。この10年、バングラデシュ政府は女性の移住について様々なアプローチを採用してきた。1991年には、技能を持たない女性の移住禁止を解除したが、女性を労働権の侵害から守るには規制が一番だという理由で1998年に

157 このCOIレポートの本文は、2012年8月31日時点で入手できる最新の発行物を含んでいる。

再度禁じられることとなった。この禁止により、女性の労働移住は減少したが、完全になくなったわけではない。多くの女性が引き続き仕事目的で移住しているが、バングラデシュ政府が未熟練女性労働者の移住を禁じていることから、その過程は記録に残されないままである。この禁止は、特定の条件を満たす女性家事労働者の移住を認めることで 2002 年に部分解禁され、2005 年の通告により政府はこの条件を緩和した。」 [17a] (p2)

27.03 国連開発計画は、報告書「移住とジェンダーエンパワメント：最近の動向と新たな問題」（2009年4月）で、「...バングラデシュでは、成人女性でさえパスポートの取得やビザの申請などに父親、夫、その他の男性家長からの許可を義務づけられている」と記している。」 [8k] (p9)

27.04 米国難民移民委員会（USCRI）の「世界難民調査 2009年版」（2009年6月17日発行）の記録によれば、「1972年憲法では国民の移動の自由が保障されているが、1946年の外国人法では、難民について例外事項を定めず、政府が外国人に対して特定の場所に居住するよう義務付け、その移動についてあらゆる制約を課すことを認めている。バングラデシュには、難民や亡命希望者の収容を規制する法律、規則、または正式な方針などは存在せず、当局が完全に独断で行っている。」 [37c]

国境地帯における殺人

27.05 ヒューマン・ライツ・ウォッチ（HRW）の「世界報告書 2011年版」（2011年1月24日発行）では次のように記している。

「バングラデシュの人権監視団体 Odhikar によれば、2000年から2010年9月までの間に少なくとも 930 人の国民がインドの国境警備隊に殺害された。インド国民の多くも国境に配備されたインド軍により殺害されている。

「深刻な貧困や失業により、何百万もの国民が仕事や商売のためにインドへと国境を超えざるを得ない。殺された者の中には物資や禁制品の密輸に関わっていた者もいるが、インド国境配備軍は正当な理由もなく組織的に致命的武力を行使している。バングラデシュ当局は、両国の人権団体同様に、国民の殺害について繰り返し抗議を行ってきた。バングラデシュのサハラ・カトゥン（Sahara Khatun）内務大臣は2010年5月、インドの首都であるニューデリーの役人らに対して再度こうした事件の防止を求めると表明している。インド当局は、軍には自制を求めたと発表したが、2010年も暴力の根絶が進展した様子はほとんど伺えない。」 [10e]

目次に戻る
資料目録に進む

28. 国内避難民（IDP）

28.01 国内避難民監視センター（IDMC）の報告書「バングラデシュ：強制退去の影響を受

この COI レポートの本文は、2012年1月22日時点で入手できる最新の発行物を含んでいる。 158

け続ける先住民族と宗教的少数派」(2009年7月16日)は次のように記している。

「チッタゴン丘陵地帯(CHT)の先住民族は依然として既存の保護林からの立ち退き、政府による土地の取得、ベンガル人移住者らによる土地の収奪などにより住む場所を失い続けている。2007年以降、ベンガル人移住者らは、陸軍による暗黙の了解または直接的な支援の下、土地を奪奪し続けている。2007年から2008年をとおして発令されていた非常事態宣言下において土地の立ち退きは激しさを極め、少なくとも2009年6月までは立ち退きが行われていた。」(デイリースター紙、2009年6月15日) [45a] (p4)

28.02 IDMCは2010年12月30日付の概要報告書で、IDPの状況について次のように記している。

「長びく対立を解消すると政府が公約したにもかかわらず、チッタゴン丘陵地帯での衝突により2010年には何千人もの人々が住む場所を失った。政府がベンガル人入植者らをCHTに移住させたために、1977年から1997年にかけて、先住民族であるジュマの民兵と軍の後ろ盾を得た入植者との対立、広範囲に及ぶ強制退去その他の人権侵害につながった。少なくとも9万人のジュマ族と3万8,000人の入植者家族が2000年時点で家を追われた。入植者らは安全と支援を求めて駐屯地周辺の地域に移り、先住民族はさらに遠い土地や森林地帯へと追われ、食料の入手や、医療や学校といった基本的なサービスをほとんど利用できなかった。」

「対立は1997年の合意により一応は終息した。合意書ではCHTを部族の居住地として認め、軍の撤退と移住の終了を構想していた。先住難民とIDPは、土地紛争が解消されるまでに登録すれば支援が受けられることになっていた。しかし、ベンガル人の移住は続き、約1万人のジュマ帰国難民がさらに住まいを追われることになった。」

「2009年、新政権は和平合意の施行とIDPへの支援と賠償金を約束した。CHTの300駐屯地のうち35カ所から軍を引き上げ、土地紛争の解決策を発表した。しかし、新たな衝突が生じ、2010年にはさらに多くの立ち退きを迫られることとなった。2月及び3月に複数の先住民の村が焼き尽くされたと報じられている。ICRCは、家を壊され、撤退を迫られた3,500人に対して緊急支援を提供した。」 [45b]

28.03 同報告書ではさらに次のように述べている。

「一方、バングラデシュ全土で最大120万人のヒンズー系住民が土地を奪われ、国内避難民になったり、国外へ逃れた者がいる。1974年の既得財産法により、政府は国家に敵対する者から資産を押収できるようになっていたが、同法は2001年に廃止された。しかしながら、土地の収奪は続いており、政府は土地の返還や被害者への補償についてなんの措置も講じていない。」 [45b]

第19節:「ヒンズー教徒」及び第20節:「チッタゴン丘陵地帯に居住する先住民族

のジュマ族」も参照。

目次に戻る
資料目録に進む

29. 外国からの難民

- 29.01 2012年5月24日に発表された米 국무省の「人権問題に関する国別報告書 2011年度版」(USSDの2011年度報告書)では次のように記している。

「国内法が存在しないため、亡命または難民に地位を与えるための法的枠組みが規定されておらず、政府は難民に対して保護を提供するための公式な制度を整備していない。しかし、実際には、政府は人種、宗教、国籍、特定の社会団体の構成員であることや政治的意見を持つことを理由に、難民の生命または自由が脅かされる恐れのある国への退去または帰還に対して何らかの保護策を講じていた。政府は、国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) その他の人道組織と協力して、難民の保護や支援にあたっている。しかし、政府の NGO 問題局による許可が遅れたため、NGO の国内での活動許可や支援策の実施にさらに遅れが生じることとなった。」 [2a] (第 2 節 d)

- 29.02 2008年6月に発行された米国難民移民委員会 (USCRI) の「世界難民調査 2008年度版」によれば、2007年に UNHCR に登録された難民、または亡命希望者の追放若しくは送還 (ルフールマン) された例に関する報告はなかった。しかし、報告書は次のように続ける。

「(2007年)12月下旬...当局はミャンマーから逃げてきたイスラム教徒である14人のロヒンギャ族を本国に戻している。バングラデシュ政府は彼らに対して厳しい制約を課しているため、数百人以上がマレーシアなど他の国々に渡っている...UNHCR は国境警備を行う [バングラデシュ国境警備隊に対して] 亡命希望者と移民の違いに関する教育を始めたが、同人たちは依然として亡命希望者を不法入国者として扱い、しばしば拘束し、一般的には賄賂と引換えに釈放していた。」 [37b]

- 29.03 USCRI の「世界難民調査 2009年度版」(2009年6月発行)では次のように所見を述べている。

「一般的に、当局は登録された難民を強制的に本国に送還することはない。ミャンマー政府はバングラデシュで拘束されたロヒンギャ族の本国送還を認めていないため、BDR は難民として登録されていないロヒンギャ族の入国希望者を逮捕し、適切に処理し、または正式に本国に送還するのではなく、ミャンマー国内に力づくで押し戻すことが増えている。

「バングラデシュは1951年の難民の地位に関する条約にも、1967年の議定書にも加盟しておらず、難民に関する法律も制定していない。1972年憲法は政府に対し、『人種差別...に対する闘いを続ける世界の抑圧された人々を支援する』ことを義務

付けている。また、『法律に準拠する場合を除き、人々の生活、自由、身体、名誉、または財産を脅かす行為を行ってはならない』と定めている。しかし、こうした規定を難民に適用した裁判例は報告されていない。2004年の出生登録法では、難民となった子どもの登録について具体的に規定している。1920年の旅券法、1946年の外国人法、及び1952年の入国管理法は難民を例外とすることなくすべての外国人に適用される。」 [37c]

目次に戻る
資料目録に進む

ロヒンギャ族の難民

29.04 USCRI の「世界難民調査 2009 年度版」(2009 年 6 月発行) では次のように記述している。

「バングラデシュは約 19 万 3,000 人の難民を受けて入れおり、その多くが一般にロヒンギャ族として知られる、ミャンマーの北ラカイン州のイスラム教徒である...政府は同人たちのうち約 2 万 8,100 人をコックスバザール県南部のナヤパラとクトゥパロンの難民キャンプに収容している。UNHCR はこれらの難民を登録し、政府は少なくとも一時的な亡命者としての権利を認めた。政府は、さらに 10 万人から 20 万人のロヒンギャ族の難民が法的な身分を保障されることなく、コックスバザール県やチッタゴン県のバンドルボン郡のキャンプの外で暮らしていると見積もっている。政府は同人たちのうち約 9,000 人をナフ川近くにあるテクナフ郡の非居住者用キャンプからレダに移し、さらに 1 万 5,000 人をクトゥパロンのキャンプ周辺の仮設住宅に移した。」 [37c]

29.05 2009 年 12 月 30 日付のフランス通信社の記事は次のように報じている。

「ミャンマーのイスラム教徒難民 9,000 人を本国に送還するというバングラデシュの計画は、この少数民族の指導者が水曜日に帰還を拒否したことで困難に直面した。バングラデシュの外務省幹部ミラジュル・クアエス (Mirajul Quayes) は火曜日、隣国ミャンマーが 10 年にも及ぶ問題の画期的打開策とみられていた 9,000 人のロヒンギャ族難民の帰還に合意したと述べた...国連が最も迫害されている少数民族の 1 つであるとするロヒンギャ族約 25 万人が 1990 年初頭にバングラデシュに逃れた。しかし、その後、約 23 万人が国連の仲介案に従いミャンマーに帰還した。以来、仏教徒が主流であるミャンマーから、毎年、ラカイン州北部出身のロヒンギャ族が何千人も国境を超えて流入しており、現在その数は約 40 万人とも言われる。しかし、正式に難民としての地位が認められているのは 2 万 8,000 人だけであり、ミャンマー国境からわずか数マイル (キロ) にあるバングラデシュのコックスバザール県の国連支援キャンプ 2 カ所での滞在を認められている。」 [23b]

29.06 国際難民支援会 (Refugees International) は現地レポート「バングラデシュ: 沈黙の危機」(2011 年 4 月 19 日) で次のように述べている。

161 この COI レポートの本文は、2012 年 8 月 31 日時点で入手できる最新の発行物を含んでいる。

「ビルマの少数民族であるロヒンギャ族は母国での深刻な抑圧と隣国での虐待の狭間に囚われている。バングラデシュは30年以上にわたり、迫害から逃れてきた何十万というロヒンギャ族を受け入れてきたが、少なくとも20万人の難民が当地で合法的な権利を有していない。同人たちは貧しい暮らしを送っており、ほとんど支援も得ることができず、逮捕、強奪、監禁の対象になっている。未登録の難民の女性や女兒はとりわけ性的暴行や暴力の対象になりやすい。国際社会はバングラデシュ政府に対し、正式に登録されていない難民を登録し、弱者であるロヒンギャ族に対する保護体制を強化するよう求めなければならない。援助国政府はまた、難民の第三国への移住を再開促進し、難民を受け入れる社会への支援を強化しなければならない。」 [74a]

29.07 米国国務省の2011年報告書は次のように記している。

「政府は、ビルマからのロヒンギャ族の亡命を非合法的な経済移民として扱い、拒否し続けた。ロヒンギャ族が国境で押し戻されたという信頼できる報告があったが、国境の警備はかなり緩かった。結局、移民の流入を押し止めようという取り組みは失敗に終わった...UNHCRによれば、押し戻された者の中には難民の地位を得る資格がある者もいたようである。UNHCRのキャンプに登録されていない難民の中には、1990年代半ばにビルマに正式に送還され、その後、非合法でバングラデシュに戻った者もいた。何度となく、地元警察はキャンプの周辺にいる未登録者を外国人法に基づいて拘束し、監禁した。

「政府はUNHCRと協力して、正規の難民キャンプ2カ所の約2万9,000人のロヒンギャ難民、及びUNHCRが面談の上、難民として認めた個々の亡命希望者に対して一時的な保護を提供した。UNHCRによれば、政府の公式登録難民リストとUNHCRのリストには多少のずれがあった。UNHCRは2010年から調整活動を進め、政府と協力してこうしたズレの解消に努めた...UNHCRと食糧・災害対策省は2,800件を超える訴えの認定に関して大筋での合意に達したが、政府のどこかに滞ったままになっており、未だ進展がない。」 [2a] (第2節 d)

29.08 USSDの2011年度報告書は次のように述べている。

「衛生、栄養、施設の状態が国際的な最低基準を満たしていないという近年の調査結果をふまえ、政府は引き続きUNHCRと協力して、正規の難民キャンプに対して多少の改善を行った。政府はUNHCRに避難所とトイレ設備の建て替えを認め、居住者に対する技能訓練、教育、健康管理に関するキャンプでの活動をより多くのNGOに認めた。」 [2a] (第2節 d)

29.09 2012年6月19日に発行された米国国務省の「人身売買報告書2012年度版」(2012年6月)は、ビルマからのロヒンギャ民の中には人身売買された者もいると記している。 [2d] (国の談話)

29.10 ヒューマン・ライツ・ウォッチ (HRW) は「バングラデシュ：差し迫るロヒンギャ

「ヤ難民に対する人道的支援の必要性：ビルマの危機的状況続く」（2012年8月22日）という報告書で次のように記している。

「6月半ば以降、バングラデシュ当局は同国に逃れようとする少なくとも1,300人のロヒンギャ族を強制送還したことを認めたが、実際の数はこれをかなり上回るだろうとHRWは述べている。ロヒンギャ族は、アラカン州での殺人、略奪、その他の宗派抗争による暴力のみならず、民族的動機による攻撃や大量逮捕といったビルマ当局による虐待からも逃れようとしている...2012年7月下旬、バングラデシュ政府は主だった3つの国際支援機関（国境なき医師団、ACF(Action Contre la Faim)、及びムスリム・エイド）にコックスバザール及びその周辺地域に暮らすロヒンギャ族への支援をやめるよう命じた...バングラデシュ政府は、コックスバザールに支援団体がいることでビルマのロヒンギャ族がバングラデシュに来てしまうが、彼らを受け入れる余裕はないと主張した。」 [10f]

29.11 HRWはさらに次のように報告している。

「正式に難民と認められた3万人のロヒンギャ族が2カ所のキャンプに暮らしている。登録されていない4万人は仮設の難民キャンプに、残る13万人は周辺地域に暮らしている。居住施設はどこも不衛生で過密状態にある。ロヒンギャ族の状況は、やはり人が多すぎ、食べ物も不足しているため、栄養不良の子どもが増え、水は汚く、ひどい衛生状態のため病気になり、移動が制限されているうえに、強奪（ゆすり）や人権侵害もある。こうした状況から、正規、非正規双方のキャンプやその周辺地域において人道上の緊急事態が常に発生している。ベテランの援助活動家らがHRWに伝えるところによると、ロヒンギャ人用の仮設キャンプの状況は世界でも最悪の部類に入るといえる。」 [10f]

この民族の背景情報については、HRW レポート「バングラデシュのロヒンギャ難民：持続的解決策の模索」を参照。

目次に戻る
資料目録に進む

30. 市民権と国籍

30.01 「1972年バングラデシュ市民権（暫定規定）命令」により、国の独立後、市民権法が導入された。その第2条は、現在バングラデシュの領土を形成する場所で出生した者（または自分の父親または祖父がその領土に生まれた者）、及び1971年3月25日時点で当該領土に永住し、今後も永住する者はすべてバングラデシュ国民とみなされると規定している。第2条A項では、上記規定に該当するが、現在は英国に居住している者は、バングラデシュに永住していたものとみなされると定めている。政府は官報によりこの規定に該当しない者または該当しないカテゴリーに属する者について通知をすることができる。第2条に基づくバングラデシュ国民としての資格があるか疑わしい場合は、政府による決定を最終とする。」 [18a]

163 このCOIレポートの本文は、2012年8月31日時点で入手できる最新の発行物を含んでいる。

二重国籍

30.02 手続については、ロンドンのバングラデシュ高等弁務団のウェブサイトに概説がある。2011年9月7日にアクセスしたところ、次のように記されている。

「1. バングラデシュのパスポートで英国に入り、その後英国のパスポートを取得したバングラデシュ国民は二重国籍証明書を取得する必要はない。同様に、英国のパスポートを取得する前にバングラデシュパスポートを取得していたバングラデシュ人の父親の子どもも、二重国籍証明書を取得する必要はない。外国人の配偶者になっているバングラデシュ国籍者は、二重国籍を申請することもできる。」

「2. 二重国籍申請者は、このウェブサイトの書式セクションにある指定の書式に記入しなければならない。」

「3. 二重国籍申請者は、高等弁務団に本人が出向き、記入が済んだ申請書及びその他の関連資料を提出し、担当者の面接を受けなければならない。」

「4. 面接に通れば、関連資料とともに申請書がバングラデシュ内務省に送付される。」

「5. 審査後、バングラデシュ内務省は二重国籍証明書を発行し、高等弁務団に送付する。」

「6. 内務省から証明書を受け取った高等弁務団は、申請者に対して証明書を受取りに来るか、郵送することもできる旨通知する。」

「7. 二重国籍証明書があれば、申請者は高等弁務団からバングラデシュのパスポートを取得することができる。」 [79a]

30.03 1978年バングラデシュ市民権（暫定規定）規則では、政府はバングラデシュ国民と結婚し、2年間バングラデシュに暮らしている外国人女性、または5年間バングラデシュに居住しているその他の申請者からの市民権の申請について検討することを認めている。[18b] バングラデシュ男性の子ども、また、2009年からは、外国人と結婚したバングラデシュ女性の子どものは、バングラデシュ市民権を申請することができる。（The Daily Star, 2009年） [38b]

[目次に戻る](#)
[資料目録に進む](#)

31. 出国と帰国

31.01 カナダ移民難民局（IRB）は2005年2月21日付の文書で、バングラデシュ高等弁務団の談話として、パスポートまたは旅券の有効期間は数ヶ月から数年に及び（通常は最長5年間）、パスポートを紛失した者、または以前のパスポートの詳細を提示

できなかった国民には通常、有効期間がより短い書類が発行されていた、と記している。パスポートは法律の求めに応じた標準の身分確認が行われた後に発行された。

[3f]

第27節：「移動の自由」を参照。

[目次に戻る](#)
[資料目録に進む](#)

子ども

31.02 カナダ移民難民局（IRB）は2003年11月、バングラデシュ高等弁務団より、女性がパスポートを取得するにあたって夫の許可は必要とされないとの連絡を受けた。通常、12歳未満の児童は母親のパスポートに組み込まれるが、申請に関して懸念事項がある場合、当局はもう一方の親の同意を求めることができる。12歳以上の児童がパスポートを申請する場合は、親の同意は公には求められないが、子どもは一般に申請書提出にあたり保護者同伴で来ていた。パスポートの申請者は出生証明書の提出を義務付けられており、2002年からは親の名前がパスポートに明記されるようになった。 [3c]

第27節：「移動の自由」を参照。

31.03 カナダ移民難民局（IRB）の2003年11月20日付の報告書で、バングラデシュ高等弁務団の談話として、幼児が片親とバングラデシュを出国する場合は、通常もう一方の親の立会いもしくは同意は必要とされないと記されている。子どもは、いずれかの親が書式に必要事項を記入し、署名すれば1人で渡航することができる。この書式には、渡航先で子どもを出迎える保護者の名前を記入する欄がある。高等弁務団によれば、子どもは母親と一緒に渡航すべきだという意見があるものの、実際には子どもが1人で渡航することを制約する規定は政策にも法律にも定められていない。さらに、出入国管理局は、不正行為に関わっていることが合理的に疑われる場合には誰であれ出国を阻む権利を有している。両親が別居または離婚し、片親が子どもを連れて出国することができないとする親権命令が出ている場合は、当局から裁判所に対して通知が行われる。[3d] しかし、裁判所の許可があれば、別居または離婚した親が子どもと一緒に出国することができる。[3e]

第24節：「児童－書類」を参照。

[目次に戻る](#)
[資料目録に進む](#)

32. 公文書の偽造及び不正取得

32.01 2005年7月、ダッカにあるカナダ高等弁務団はIRBに特に次のように伝えた。

165 このCOIレポートの本文は、2012年8月31日時点で入手できる最新の発行物を含んでいる。

「多くの偽造文書が存在している。こうした文書の有効性を確認することは比較的容易であるが、首都以外で作成された場合は確認に時間がかかる...真正の文書であっても内容が疑わしい場合がよくある。政府の様々な階層で汚職が横行しており、公文書の信頼性は損なわれている...（政党の）党員に向けた確認状は、情報が間違っているにもかかわらず、確認手続を簡素化するために発行されることがよくある...第三者に真実ではない情報を提供することは普通であるとたびたび言われる。なぜならば、同胞や兄弟がいわゆる「豊かな」国に移住するのを手伝うのことは義務だと思っているからだ...真実ではない情報が記載された真正な診断書が発行される場合もある...出生証明書は（しばしば本人が出生してから数年後に）口頭または書面による要求を受けて発行され、この際、本人の誕生日、身元、年齢を証明する証拠を提示する必要はない。こうした証明書には申請者が提供した情報と同じ価値があるにもかかわらずである...同様に、他人になりすましてパスポートを取得することも比較的容易である。」 [3a]

- 32.02 2008年に登録有権者全員に配布された新しい身分証明書のサンプルがバングラデシュ選挙管理委員会のウェブサイトで紹介されている。 [16c]

目次に戻る
資料目録に進む

33. 雇用に関する権利

- 33.01 2012年5月24日に米国国務省が出した「人権問題に関する国別報告書 2011年度版」(USSDの2011年度報告書)は次のように記している。

「組合登録に関して多くの制約事項が依然として存在しているが、法律は、組合に加入する権利と、政府の承認を得た上であれば組合を組織する権利も認めている。例えば、組合登録の承認には企業の全従業員の30%以上が組合員であることが法律で義務付けられており、組合員数が30%を下回った場合は組合が解散させられる場合がある。いずれの民間企業においても、一企業で登録できる労働組合は3つまでとされている。管理職、消防担当者、警備、その他雇用主が「信頼が厚い」と指定した従業員は組合に加入することはできない。

「公務員や治安部隊の隊員は組合の結成を法律で禁じられていた。2006年、教師やNGOの職員など新しいカテゴリーの労働者による組合の結成が認められた。しかし、2007年から2009年の非常事態宣言時に組合結成が広く制限されたため、こうした規制も正式には制定されずに終わった。

「2006年のバングラデシュ労働法 (BLA) は、25の個別の法律を1つの総合法にまとめたものである」 [2a] (第7節 a)

- 33.02 USSDの2011年度報告書はさらに次のように述べている、

「法律はストライキを行う権利を認めている。しかし、この権利にも依然として多くの制約が課せられていた。例えば、組合員の75%がストライキに合意しなければストライキを開始することはできない。政府は30日以上継続するストライキを中止させることができ、問題を労働裁判所に持込み、裁定を求めることができる...実際には、面倒な法的要件に従って行われるストライキはほとんどない。ストライキは労働者の自発的な決定に基づいて行われることが多い...法律は、調停、仲裁、及び労働裁判所での紛争解決の仕組みを定めている。組合員は、妥結に至らなかった場合はストライキを行う権利がある。公務員や保安関係者は、調停、仲裁、及び労働裁判所による決議といった確立された手順に頼ることができない。しかし、公務員規則をもとに、行政裁判所などの指定裁判所に訴え出ることができる。」 [2a] (第7節 a)

33.03 USSD の 2011 年度報告書は次のように述べている :

「刑法は強制労働や奴隷労働を禁じているが、最長1年の懲役刑または罰金刑という規定では十分に厳しい犯罪抑止効果はなく、政府は禁止規定を有効に実施していなかった。BLA は強制労働を防止する各種法律を強化する監査制度を定めたが、これらの法律は執行されていない...強制労働は都市部では比較的珍しいが、農村部や家事労働では依然として普通に存在している。児童や大人が強制的に家事労働に従事させられており、移動の制約や、賃金の未払い、脅迫、暴力や性的暴行などが行われている。極度の貧困と失業に喘ぐ農村労働者は、家族全員が強制労働に従事し、しばしば身体的虐待を受け、死に至る場合もある。」 [2a](第7節 c)

[目次に戻る](#)
[資料目録に進む](#)

付 録 A

重大事件年表

出典： 情報源は英国放送協会（BBC）のタイムライン：バングラデシュ（2012年7月10日更新）[20d]

1947年 英国によるインド植民地支配が終わる。国民の大部分がイスラム教徒で占められる国家である東西パキスタンがインドの両側に成立した。2州はインド領土をはさんで、1,500 km 以上も離れて存在していた。

1949年 東パキスタンの自治権を西パキスタンから勝ち取ることを目的に、アワミ連盟が設立された。

1970年 東パキスタンの選挙でシェイク・ムジブル・ラフマン率いるアワミ連盟が大勝。西パキスタン政府はこの選挙結果を受け入れず、暴動に発展。東パキスタンがサイクロンに襲われ、50万人の死者が出た。

独 立

1971年 シェイク・ムジブルが逮捕され、西パキスタンに連行された。3月26日、亡命中のアワミ連盟指導者らが東パキスタン州の独立を宣言。新しい国家をバングラデシュとした。西パキスタンの軍隊がインドの支援を受けて撃退され、1,000万人弱のバングラデシュ人がインドに逃亡した。

1972年 シェイク・ムジブルが帰国し、首相に就任。生活水準向上を目指して主要産業の国営化計画に着手したが、大きな成果は出なかった。

1974年 洪水が発生し、作物の大半が被害を受け、死者は約2万8,000人に上った。政情不安が高まり、政府は非常事態宣言を発令した。

1975年 シェイク・ムジブルがバングラデシュ大統領に就任。政情はさらに悪化。8月に軍事クーデターが発生し、ムジブルが暗殺された。戒厳令が発令された。

1976年 軍が労働組合の活動を禁止。

1977年 ジアウル・ラフマン将軍が大統領に就任。憲法にイスラム教が取り入れられた。

1979年 ジアウルが率いるバングラデシュ民族主義党（BNP）が選挙で勝利し、戒厳令が解除された。

1981年 軍事クーデター未遂事件でジアウルが暗殺され、アブドゥス・サッタルが後を引き継ぐ。

エルシャド時代

- 1982年** 軍事クーデターが起き、エルシャド中將が権力を掌握。同人は憲法の効力を差し止め、政党の活動を禁止した。
- 1983年** 政治活動が限定的に許可される。エルシャドが大統領に就任。
- 1986年** 国政及び大統領選挙実施。5年の任期中でエルシャドが選出された。同人は戒厳令を解除し憲法の効力を回復させた。
- 1987年** 野党による抗議行動及びストライキにより非常事態宣言が発令された。
- 1988年** イスラム教が国教に定められた。国土の4分の3が洪水で浸水。数千万人が家を失った。
- 1990年** 大規模な抗議行動が行われ、エルシャドが失脚。
- 1991年** 汚職及び武器の不法所持により、エルシャドが有罪判決を受け、収監された。ジアウル・ラフマン大統領の未亡人であるベグム・カレダ・ジアが首相に就任。憲法が改正され、大統領が儀礼的な地位と定められた。首相が主要な執行権を持つことになった。サイクロンによる高波で13万8,000人が死亡。

アワミ連盟の復活

- 1996年** 2度の選挙でアワミ連盟が最終的に権力を取り戻した。ムジブル・ラフマンの娘であるシェイク・ハシナ・ワゼドが首相に就任。
- 1997年** エルシャドが刑務所から釈放された。野党 BNP が反政府運動を開始。
- 1998年** 史上最悪の洪水により国土の3分の2が被害を受けた。1975年に起きたムジブル大統領暗殺事件に関与したとして、15名の元陸軍将校が死刑判決を言い渡された。
- 2000年**
- 9月 国連での演説でシェイク・ハシナが軍事政権を批判、パキスタンの指導者であるムシャラフ将軍に対し会談の中止を促した。1971年の独立戦争に関するパキスタンの報告書の内容が漏れたことにより、両国間の緊張がさらに高まった。
- 12月 1971年の独立戦争に対する見解を理由に、バングラデシュはパキスタンの外交官を国外退去させた。この外交官は、死者数を2万6,000人としていたが、バングラデシュ側は、死者は約300万人であったと主張。

2001年

- 4月 ダッカで開催されたベンガル新年コンサートで起きた爆発により7人が死亡。国境において史上最悪の武力衝突が起き、インド人兵士16人、バングラデシュ人兵士3人が死亡。
- 4月 高等裁判所がムジブ殺害に対して元陸軍将校12人に死刑を確定。拘留は4人のみ。
- 6月 バニアチャル (Baniarchar) 町にあるローマカトリック教会の日曜ミサが爆破され、10人が死亡。ダッカ近郊にあるアワミ連盟事務所が爆破され、22人が死亡。議会はハシナ及び同人の妹であるレハナを保護する法案を承認。同人たちは、父親であるムジブを殺害した者が自分たちも狙っていることを恐れていた。
- 7月 ハシナが首相を辞任、暫定政府に権限を委譲した。同人はバングラデシュで初めて5年の任期を満了した首相となった。

連立政権

- 9月 バングラデシュ南西部において、選挙集会中に2件の爆破事件が起き、少なくとも8人が死亡、数百人の負傷者が出た。
- 10月 ハシナは、カレダ・ジアが率いる民族主義党 (BNP) 及び同党の連立パートナーに選挙で敗れた。
- 11月 シェイク・ハシナ前首相及び妹のレハナに終身警備を保証した法律が撤回された。

2002年

- 3月 女性に対する暴力行為の急増に対する国民の怒りを受け、政府は酸攻撃を死刑を適用することが可能な犯罪であると定める法律を導入した。
- 5月 台風の中を航行した渡し舟が沈没し、500人もの死者が出た事故を受け、政府は安全基準の強化を命じた。
- 6月 党の路線に反する行為を行ったとして、バングラデシュ民主主義党 (BNP) から糾弾されたことにより、チャウドリー大統領が辞任。
- 7月 パキスタンのムシャラフ大統領が訪問；1971年の独立戦争時のパキスタンによる行き過ぎた行為に対して遺憾の意を表明。
- 9月 イアジュディン・アハメドが大統領に就任。
- 12月 ダッカ北部にある町の映画館において連続爆破事件が発生し、17人が死亡、数百人の負傷者が出た。

2004年

- 野党は、政権を失脚させるための活動の一環として、年間を通じて21件のゼネストを呼びかけた。
- 5月 議会は、女性議員に対して45の議席を確保するために憲法を改正した。シレット県の北東部にある町のイスラム教寺院で爆破事件が起き、2人が死亡、英国高等弁務官を含む50人が負傷。
- 7月 過去6年間で最も大きな洪水被害が生じ、約800人が死亡、数百万人が

家を失い、路頭に迷い、約 2,000 万人が食糧支援を必要とした。ダッカで 9 月に起きた洪水が過去数十年間で最悪とされる。

- 8 月 ダッカで開かれていた野党アワミ連盟の集会が手榴弾で攻撃され、22 人が死亡。アワミ連盟の指導者であるシェイク・ハシナは難を逃れた。

2005 年

- 1 月 アワミ連盟の著名な政治家であるシャー AMS キブリア (Shah AMS Kibria) が政治集会で手榴弾による攻撃により死亡。党が抗議のゼネストを呼びかけた。

爆弾攻撃

- 8 月 約 350 件の小規模な爆破事件が全国の市町村で続いた。それにより、2 人が死亡、100 人以上が負傷した。活動を禁止されているイスラムグループが犯行を認めた。
- 11 月 イスラム過激派によるものとされる爆破事件が相次ぎ、チッタゴン、ガジプールにも広がった。

2006 年

- 2 月 アワミ連盟が通年の議会ボイコットを終了した。

政治危機

- 10 月 暫定政権の選択に対する暴力抗議行動が発生、ジア首相が月末に任期を終えた段階で、アハメド大統領が 2007 年 1 月予定の選挙までの期間の暫定政権の指揮を取る。
- 11 月 アワミ連盟率いる 14 党の野党連合が、問題になっている選挙管理人の排斥運動を推進。MA アジズ (MA Aziz) 選挙委員会委員長が退任。
- 12 月 選挙日が 1 月 22 日に決定。アワミ連盟は選挙のボイコットを表明。アワミの指導者であるシェイク・ハシナが、アフメド大統領は自身のライバル候補者を支持していると批難。議会選挙を妨害するための封鎖により、国の大部分が麻痺状態になった。

2007 年

- 1 月 選挙前の妨害活動の最中、非常事態宣言が出された。アハメド大統領が選挙を延期。ファクルディン・アハメド (Fakhruddin Ahmed) が暫定政権を率いた。
- 3 月 2005 年に起きた全国規模の爆破攻撃により有罪判決を受けていたイスラム過激派 6 人が絞首刑に処せられ。その中には、ジャグラタ・ムスリム・ジャナタ・バングラデシュ (Jagrata Muslim Janata Bangladesh) 及びジャマアト・ウル・ムジャヒディーン (Jamaat-ul-Mujahideen) の指導者も含まれていた。
- 4 月 シェイク・ハシナが殺人罪で起訴された。ベグム・カレダ・ジアが自宅軟禁状態になった。その他、複数の政治家が汚職防止推進活動により拘束された。
- 8 月 政府は、ダッカ及びその他 5 都市で発生した、非常事態宣言の解除を求める学生と警察との衝突を受けて、夜間外出禁止令を発令した。

11月 サイクロン「シドル」で数千人が死亡。

2008年

6月 シェイク・ハシナが米国で治療を受けるために一時的に解放された。
 8月 地方選挙が実施され、民主主義の回復に向けた大きな一歩とされた。アワミ連盟の支持を受けた候補者が強みを発揮。
 11月 当局が総選挙を12月18日に実施することを表明。シェイク・ハシナが選挙で党首に返り咲いた。

アワミ連盟の勝利

12月 総選挙：アワミ連盟が300議席中250議席以上を獲得。シェイク・ハシナが（翌年）1月に首相に就任。

2009年

2月 主に陸軍将校からなるおよそ74人が、給料と労働条件に不服を唱える国境警備隊員らがダッカで起こした暴動で殺害された。警察は約700人の隊員を逮捕した。さらに1,000人が5月に拘留された。
 6月 二大政党間の数十年に及ぶ紛争に関する裁判で、高等裁判所は、1971年にパキスタンから独立を宣言したのはシェイク・ハシナ首相の父親であり、政敵であるカレダ・ジアの亡夫ではないとの判決を下した。
 10月 政府は、国際的なイスラム教組織である Hizb-ut Tahrir の国内組織を平和への脅威であるとして活動を禁止した。

2010年

1月 建国の父シェイク・ムジブル・ラフマン首相が1975年に殺害された事件に関連し、5人の元前陸軍将校が処刑された。

2011年

6月 憲法改正により、暫定政権が中立的な立場で選挙を監督する規定が廃棄された。

2012年

1月 陸軍が、狂信的な将校らが計画したクーデターを阻止したと発表。
 5～6月 代表的なイスラム政党であるジャマアテ・イスラミが、指導者であるモティウル・ラーマン・ニザミも含み、1971年の独立紛争の際にパキスタンと連携した容疑を調べている政府裁判所により戦争犯罪で起訴された。

目次に戻る
 資料目録に進む

付録 B

政治組織

ジェーンズセンチネル安全保障評価 (Jane's Sentinel Security Assessment) [83e] (2011年10月18日更新) には以下の組織が紹介されている：

主要政党

アワミ連盟 (AL)

ALは、ベンガル人のアイデンティティーに訴えることにより東パキスタンの独立を推進させることを目的に1949年に設立された。英領インドのイスラム教の州が、単一のイスラム教国の下に統一すべきだという考えを否定した。1970年、シェイク・ムジブル・ラフマン率いるALが東パキスタンの選挙で勝利したが、西パキスタンはその結果を無視した。大きな社会不安の時期が続いた後、東パキスタンは1971年3月に一方的に独立を宣言し、バングラデシュ人民共和国を樹立した。ムジブル政権では、汚職、経済的崩壊、社会不安が横行した。大統領に就任し、1975年に一党独裁制を宣言して間もなくムジブルは暗殺された。ALは、20年以上を経てようやくムジブルの娘シェイク・ハシナの下で復権した。ハシナは父親を殺した5人の陸軍将校に与えられていた免責を覆した。ALが政権を離れていた間、彼らに対する裁判手続は随分と遅れたが、2010年1月、ついに処刑された。[83e] (内政問題)

AL率いる「大連合」が2008年12月の総選挙で圧勝し、300議席中262議席 (ALが230議席) を獲得してバングラデシュは再び民主的統治を取り戻した。ハシナ首相は世俗政党を標榜する政党の首相として2009年1月に二期目を迎えた。AL政権は政治の世界への宗教の影響を排除しようとした。2009年10月、政府は反政府的、反民主的な姿勢を理由に、暴力を用いない布教活動集団であるHizb ut-Tahrirの活動を禁じ、また、宗教に基づく政党を禁止するよう憲法の改正を促した。選挙で圧勝したにもかかわらず、ALはしばしば、地方、特に大学での暴動に発展する党派間の対立に翻弄された。2010年3月、党の幹部会は、BNPが政治攻勢を進める際の支持のれこ入れを目的として、紛争の解決と統一意識の向上を訴えるために1か月の全国視察旅行を開始した。[83e] (内政問題)

バングラデシュ民族主義党 (BNP)

バングラデシュ民族主義党 (Bangladesh Jatiyabadi Dal) は、初代軍事政権指導者ジアウル・ラフマン将軍により、主に草の根の支援を集集するための手段として1978年に設立された。多くの原理主義者が望むほど包括的でも教義的でもないが、イスラム教化の政策を目指している。ジアは社会不安の時期が続いた後、1977年に大統領に就任し、戒厳令を発令した。国民投票によりジアウルの統治が確定され、名目上とはいえ、民主的正当性が認められた。ジアが率いるBNPは1979年の選挙に勝利し、戒厳令が解除され、非常事態宣言も解除された。ジアは1981年の軍事クーデター未遂事件において殺害され、アブドゥス・サッタル副大統領がジアの後を継ぎ、1981年11月の大統領選で勝利した。BNP政権は、ホサイン・ムハメド・エルシャド将軍による軍事クーデターが成功した後の1982年3月に終了した。これをきっかけに、BNPはジアの未亡人であるカレダ・ジアに党首への就任を求めることとなった。[83e]

(内政問題)

カレダが率い、バングラデシュ・イスラム教徒会議（ジャマアテ・イスラミ・バングラデシュ: JIB)が支持する BNP は、エルシャド将軍による軍事独裁政権崩壊後、1991年に再び権権に復帰した。BNP は次の選挙で敗退したが、2001年10月に同盟を組む政党の支援を受けて権権に返り咲いた。その5年間の任期は2006年10月に満了した。[83e] (内政問題)

BNP は2008年12月の選挙で300議席中30議席しか取れず惨敗を喫した。それでもカレダは党の影響力が低下したことを認めず、選挙に不正があったと主張し、正面席に4議席以上をBNP が占めることを要求した。この問題を巡る紛争により、BNP 及び連立政党は2009年6月から2010年2月の間議会をボイコットするに至った。2010年5月、カレダは、政権を揺るがし、選挙のやり直しに追い込むという党の継続的な方針の一環としてゼネストを呼びかけた。2008年の選挙公約において、政治的戦略としての議会ボイコットの中止を求めたにもかかわらず、そうした策略に立ち戻ったのである。[83e] (内政問題)

イスラム統一戦線 (Islami Oikya Jote – IOJ) (別名 Islami Oikkya Jote)

IOJ は、1990年に次の7つの政党が集まって設立された (Khelafat Majlis、 Nezam-e-Islam、 Faraizi Jamaat、 Islami Morcha、 Ulama Committee、 a splinter group of National Awami Party (Bhasani) の分派及び Islami Shashantantra Andolo)。 設立趣旨は、イスラム法学とキラーフアト (Khilafat) を基本とするイスラム政体を確立することである。IOJ 議長のムフティ・ファズルル・ハクエ・アミニ (Mufti Fazlul Haque Amini) は、国内でのシャリア (イスラム法) の実施を提唱し、マスコミに対してファトワー (宗教意見) を定期的に発表した。国会における議席数は少なかったが (2001年の国政選挙では300議席中2議席)、この急進的な政党は当時の与党であった BNP の政策に大きな影響力を行使していた。[83e] (内政問題)

バングラデシュ・イスラム教徒会議 (Jamaat-i-Islami Bangladesh: JIB)

JIB は、前英国領インドのイスラム教が支配する地域における労働組合、及びパキスタンの樹立を支持したパキスタンのジャマアテ・イスラミから生まれた。ジャマアテは、AL によるバングラデシュ独立の呼びかけに反対し、1971年の独立戦争ではパキスタン側に立って戦った。シェイク・ムジブ政権下では、ジャマアテは活動を禁止され、パキスタンへの亡命を強いられた。1976年にジア将軍が導入した政党規制法により、イスラム民主連盟が合法化され、同連盟はジャマアテの支持のみならず、ムジブ政権の特別法により1974年に禁じられたその他の政党も支持も受けた。[83e] (内政問題)

「1980年代まではある程度の支持を得ていたものの、1990年代に入るとより過激で暴力的な政治戦略を採用し、独立戦争時にパキスタンに反対した者を「裏切り者」として殺害するに至ったため、急速に支持を失った。2007年1月から2008年12月まで軍が率いた暫定政府の統治下では、JIB 党首のモティウル・ラーマン・ニザミ (Matiur Rahman Nizami) が政府の汚職撲滅運動の一環で一時的に逮捕されたとはいえ、JIB は BNP や AL よりも健闘した。しかしながら、2001年の選挙では17議席を獲得していたものの、2008年12月の選挙ではわずか2議席しか獲得できなかった。[83e] (内政問題)

「政府は2009年と2010年における暴力事件の増加に関わっていた JIB の学生組織であるイ

スラム学生シビール (Islami Chhatra Shibir) の取締りを進めた。宗教過激派や学生扇動家を一掃する全国的な活動の一環として、2010年2月には、ダッカとチッタゴンで100人以上のシビールメンバーが逮捕された。 **83e] (内政問題)**

ジャティヤ党 (エルシャド)

国民 (ジャティヤ) 党は、1982年の無血革命後にエルシャド将軍が自らの政治体制に対して国民からの支持を得ることを目的に1986年に結成された。広く不正が行われたとされる1986年の選挙で、ジャティヤ党は153議席を獲得し、過半数を制したため、外形上とはいえ民主的な正当性を手にした。エルシャドの辞任に続く1991年の選挙では36議席を獲得した。しかし、政府からの抑圧、エルシャドをはじめとする党幹部の投獄に直面し、分裂した。党はカレダ・ジアの辞任を求めるALに協力し1996年の政治危機の時期に多少の復活をみた。1996年の選挙ではなんとか32議席を確保し、ALが主導する政府に参加した。エルシャドはその後、ハシナにより釈放された。 **[83e] (内政問題)**

[目次に戻る](#)

ジャティヤ党は3つの党派から成り、事実上、別々の政党として活動しているが、影響力があるのはそのうち1党のみである。エルシャドが率いる党派が最大党派であり、14議席を有し、中道左派の政党へと立ち位置を変えてALと同盟を組んだ。この党は2008年12月の国政選挙で27議席を獲得しており、報道によると、エルシャドが大統領の地位に就くと約束のもと、AL率いる「大連合」を支持することに同意した。しかし、この約束は実現されなかった。 **[83e] (内政問題)**

バングラデシュ・ジャティヤ党 (N-F) または ジャティヤ党 (Naziur): アンダリーブ・ラフマン・パルソ (Andaleeve Rahman Partho) が率いる党派で、2001年の選挙では4議席を確保、BNP率いる与党連立政権に参加した。2008年12月の選挙では1議席しかとれなかった。党は世俗的である。 (Europa World Online) **[1b]**

ジャティヤ党 (Manju) は1999年にジャティヤ党から分派した政党/党派であり、2001年の選挙で1議席を獲得した。 (Europa World Online) **[1b]**

2001年の総選挙において95の政党に振り分けられたシンボルの一覧がバングラデシュ選挙委員会のウェブサイトに掲示されている。

[目次に戻る](#)
[資料目録に進む](#)

活動が禁止された組織もしくは過激派組織

第10節：非政府軍による虐待行為も参照すること。

The Institute for Conflict Management, New Delhi: South Asia Terrorism Portal **[59]** には最も重要かつ有名なグループが列記されている：

175 このCOIレポートの本文は、2012年8月31日時点で入手できる最新の発行物を含んでいる。

テロ組織

ハルカトウル・ジハード・イスラミ・バングラデシュ (**Harkat-ul-Jihad-al Islami Bangladesh - HuJI-B**)

ジャグラタ・ムスリム・ジャナタ・バングラデシュ (**Jagrata Muslim Janata Bangladesh -JMJB**)

ジャマトウル・ムジャヒディン・バングラデシュ (**Jama'atul Mujahideen Bangladesh – JMB**)

プルバ・バングラ共産党 (**Purba Bangla Communist Party –PBCP**)

目次に戻る
資料目録に進む

過激派グループ

イスラミ学生シビール (**Islami Chhatra Shibir – ICS**)

出典：Institute for Conflict Management, New Delhi: South Asia Terrorism Portal [59]

Jadid (new) al-Qaeda バングラデシュ

このグループの存在が初めて明らかになったのは、ダッカ、シレット、チッタゴンの各都市にある鉄道駅で同時爆弾テロが発生した 2007 年 5 月 1 日のことである。現場に残されていた金属板に刻み込まれたメッセージから Jadid al-Qaeda Bangladesh の犯行であることが明らかになった。当時警察は、これが全く新しい組織なのか、既存のテロ組織の新しい名称なのか調べていると伝えていた。(BBC News、2007 年 5 月 1 日) [20k] 2007 年 5 月と 6 月に、警察は、ラジシャヒ工科大学 (RUET) の正門付近に仕掛けられた爆弾を 3 回にわたって回収した。強力な自家製爆弾の 1 つはアルミシートに包まれており、「Jadid al Qaeda」という名称が記されていた。(The Daily Star) [38k] (UNB、2007 年 6 月 14 日) [39d]

Biplobi 共産党 (1971 年以前は東パキスタン共産党として知られていた)

毛沢東主義を掲げる政党。独立戦争ではパキスタン軍、アワミ連盟と戦った。1970 年代半ばまでは、かなり国から活動を抑圧されていた。1980 年代に復活。[38d]

新 Biplobi 共産党 (NBCP)

Biplobi 共産党が分裂した後、1999 年に設立された。警察の推定では中核メンバーは約 5,000 人。指導者はモノランジョン・ゴシャル (Monoranjon Gosha 別名「ムリナル」)。主にクルナ県、ジョソール県、バゲルハット県、及びシャスキラ県で活動を展開してきた。この組織は、恐喝行為により資金を調達している。[38c]

その他の組織

ロヒンギャ連帯組織 (RSO)

RSO はスンニ派のイスラム武装勢力で、ロヒンギャ愛国軍の分派として 1982 年に設立された。ビルマのロヒンギャ族とバングラデシュのロヒンギャ族難民に対する抑圧を阻止し、ロヒンギャ族のためのラキネ (アラカン) という自治国の設立を目指す。2007 年 1 月の「ジェーンズ・センチネル安全保障評価」によれば、この時点で組織は活動していない。しか

し、ビルマ政府やバングラデシュ政府はこれを否定している。RSO の主な活動地域はビルマとバングラデシュの国境地帯に限られていた。ジェーンズによれば、RSO の犯行によるものとされるほとんどのテロ活動は HuJI その他の組織が実行していた可能性が高い。最後の指導者として知られていたのはモハメド・ユヌスという人物である。[83c]

[目次に戻る](#)
[資料目録に進む](#)

付録 C

著名人 (各参考資料 番号表記)

イアジュディン・アハメド教授 (AHMED Prof. Iajuddin)

2002年9月から2009年2月までバングラデシュ大統領を務めた。(BBC News OnLine) [20f]
[20p]

ファクルディン・アハメド博士 (AHMED Dr Fakhruddin)

バングラデシュ銀行の前頭取、2007年1月から2008年12月まで暫定政権の首席顧問を務めた。(The Daily Star) [38g]

モエーン・アハメド将軍 (AHMED General Moeen)

2005年6月から2009年6月まで陸軍参謀総長を務めた。(Economist Intelligence Unit (EIU)
[40e]

ホサイン・モハメド・エルシャド将軍 (ERSHAD General Hossain Mohammed)

1986年から2007年6月までジャティヤ党の主流党派の指導者を務めた。1982年3月の軍事クーデター後権力を握り、1990年12月まで独裁者として国を統治した。(Europa World Plus) [1a] (The Daily Star) [38l]

シェイク・ハシナ (HASINA Sheikh)

アワミ連盟 (AL) の指導者。2009年1月6日より首相を務める。[20s] 1996年から2001年にも首相を務めた。バングラデシュ建国の父シェイク・ムジブル・ラフマンの娘で、1981年にアワミ連盟の指導者に就任した。(Europa World Plus) [1a]

アブドゥル・ムベーン中将 (MUBEEN General Md Abdul)

2009年6月から陸軍参謀総長を務める。(IHS Jane's) [83d]

モティウル・ラフマン・ニザミ (NIZAMI Motiur Rahman)

バングラデシュ最大のイスラム政党であるジャマアテ・イスラミの指導者。(BBC News OnLine) [20b]

シェイク・ムジブル (ムジブ)・ラフマン (RAHMAN Sheikh Mujibur (ムジブ))

バングラデシュ初代首相、1975年8月に暗殺された。(Europa World Plus) [1a]

ジアウル・ラフマン (RAHMAN Ziaur (ジア将軍))

1977年4月に大統領に就任したが、1981年5月に暗殺された。(Europa World Plus) [1a]

ジルル・ラフマン (RAHMAN Zillur)

2009年2月12日からバングラデシュ大統領を務める。(BBC News OnLine) [20p]

ユヌス・ムハマド博士 (YUNUS Dr Muhammad)

マイクロクレジットの創始者でグラミン銀行創業者。2006年にノーベル平和賞授賞。(BBC News OnLine) [20j]

ベグム・カレダ・ジア (ZIA Begum Khaleda)

バングラデシュ民族主義党 (BNP) の指導者。2001年から2006年10月まで首相を務めた。1991年から1996年にも首相を務めた。ジアウル・ラフマン元大統領の妻で、1981年にBNPの指導者に就任した。(BBC News OnLine) [20i]

[目次に戻る](#)
[資料目録に進む](#)

付録 D

略語一覧

ACC	腐敗防止委員会
ACHR	アジア人権センター
ADB	アジア開発銀行
AHRC	アジア人権委員会
AI	アムネスティ・インターナショナル
AL	アワミ連盟
ART	抗レトロウイルス療法
ASF	酸攻撃生存者財団
ASK	Ain O Shalish Kendra
BCL	バングラデシュ学生連盟
BDR	バングラデシュ国境警備隊
BJP	バングラデシュ国民党
BNP	バングラデシュ民族主義党
BNWLA	バングラデシュ全国女性弁護士協会
BRAC	バングラデシュ農村振興委員会
BSEHR	バングラデシュ人権推進協会
CAMPE	公教育キャンペーン
CEDAW	女性に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための委員会
CHT	チッタゴン丘陵地帯
CPI	汚職認識指標
CPJ	ジャーナリスト保護委員会
CRIN	子どもの権利情報ネットワーク
CRP	麻痺者リハビリセンター
EU	欧州連合
FCO	外務連邦省（英国）
FH	フリーダムハウス
FIDH	国際人権連盟
GDP	国内総生産
HIV/AIDS	ヒト免疫不全ウイルス/後天性免疫不全症候群
HRW	ヒューマンライツウォッチ
HUJI/HuJI	Harkat-ul-Jihad-al-Islami
ICDDR,B	下痢性疾患国際研究センター（バングラデシュ）
ICS	イスラム学生シビール
ICG	インターナショナルクライシスグループ
IDMC	国内避難民監視センター
IDP	国内避難民
IDSA	国防調査分析研究所
ILGA	国際レズビアン・ゲイ協会
IISS	国際戦略研究所
ILO	国際労働機関
IMF	国際通貨基金
IOJ	Islami Oikya Jote
IOM	国際移住機関
IPCS	和平紛争調査研究所
JCD	Jatiyatabadi Chhatra Dal
JMB または JM	Jamatul Mujahedin Bangladesh

JMJB	Jagrata Muslim Janata of Bangradesh
MARP	最もリスクの高い母集団
MOHA	内務省
MSF	国境なき医師団
NBCP	新 Biplobi 共産党
NHRC	国家人権委員会
NGO	非政府組織
OCHA	国際人道問題調整事務所
OECD	経済協力開発機構
PBC	Purba Bangla(r) 共産党
OHCHR	人権高等弁務官事務所
OSCE	全欧安保協力機構
RAB	速攻部隊
RI	国際難民支援会1
RSF	国境なき記者団
SAARC	南アジア地域協力連合
SARID	南アジア政策開発研究所
STD	性感染症
STI	性感染症
TI	トランスペアレンシー・インターナショナル
UN	国際連合
UNAIDS	国連合同エイズ計画
UNDP	国連開発計画
UNESCO	国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）
UNGASS	国連エイズ特別総会
UNHCHR	国連人権高等弁務官
UNHCR	国連難民高等弁務官
UNICEF	国連児童基金
USAID	米国国際開発庁
USCIRF	世界の宗教の自由に関する米委員会
USCRI	米国難民移民委員会
USSD	米国国務省
WB	世界銀行
WFP	世界食糧計画
WHO	世界保健機構

[目次に戻る](#)
[資料目録に進む](#)

付録 E

外務連邦省の通信記録

以下、本文で言及した外務連邦省から英国国境管理局への通信文全文を新しい順に並べた。

[11a]- バングラデシュ COI 報告書への提案と追加：2007年11月6日

‘送信元：

送信日時：2007年11月6日 03:03

送信先：

Cc

案件：内務省：バングラデシュ COI 報告書：ビハール人の法的地位に関する提案、
パラグラフ 22.22 の注記をふまえて回答

添付 1) 現行報告書の更新追加に関する提案をご覧ください。まだご覧になっていないか、気付いておられないと思われる情報のみ入れています。行政部門や司法部門全体などに関する更新情報は扱っていません。

また興味をもたれるであろう他の事柄についても多少添付しました：

2) 全国世論調査、及び

3) 主な調査結果の簡単な分析。バングラの日刊紙「Prothom Alo」が8月に実施し、9月に発表したものです。パラグラフ 9.02 及び 9.03 に関する注記ではこの件について触れていませんが、その他の統計にも興味をもたれるかもしれません。文書へのリンクを提供できるかは定かではありません。報告書はベンガル語で数日間にわたって発表されたものだからです。ただ、ほとんどの情報は公開されるでしょう。

4) 2005~2006年に ICDDRБ が実施した HIV/AIDS 意識現況基本調査。パラグラフ 28.03 でこの件について触れていますが、再度、ICDDRБ ウェブサイトに関連ページへのリンクを入れるとよろしいでしょう。

以上、すべて明確とは思いますが、詳細が必要な場合はお知らせください。

それでは。

政治担当官
英国高等弁務部（ダッカ）

1) 内務省 COI 報告書：バングラデシュ – 抜粋

1.04 に関する提案と追加

- 変更：「ビハル人は基本的にはウルドゥー語を話すを」以下に変更：「ウルドゥー語を話す人口は約 30 万人と言われ、広く「ビハル人」として知られる。
- 変更：「チッタゴン丘陵地帯の部族人口（ジュマ族）は様々な方言を使う」以下に変更：「バングラデシュには約 300 万人の先住民族（Adivasi）がおり、その多くは独自の言語または方言を持つ。45 民族集団のうち 11 集団がチッタゴン丘陵地帯に集中しており、ジュマ族と総称されている(‘jum‘ – an indigenous agricultural method に続けて).’

22.18

- 背景情報：分裂の際、多くのインド東部州出身（主にビハール州だがアッサム、オリッサ州も）のウルドゥー語を話すイスラム教徒は、東パキスタンへの移住を選んだ。その他のインド及びパキスタン出身のウルドゥー語圏の人たちもその後バングラデシュ（特にインドパキスタン戦争時）に移住し、これらウルドゥー語を話す各集団はまとめて「ビハール人」として知られている。

[目次に戻る](#)
[資料目録に進む](#)

付録 F

参考資料

内務省は、外部のウェブサイトに掲載されている内容については一切責任を負わない。

本資料を更新する過程で古くなった資料は削除されているため、参考文献に付けられている番号は必ずしも連続していない。

終了へ

- [1] ユーロパ・ワールド・プラス((ユーロパ・ワールド・イヤーブック・オンライン版、発行元 Taylor and Francis Group – Routledge. 購読制)
<http://www.europaworld.com/pub/>
 a バングラデシュ：近代史 2012年8月29日アクセス
 b バングラデシュ：国別プロフィール、国別統計 2012年8月29日アクセス
 c バングラデシュ：教育
 2012年8月29日アクセス
- [2] 米務省 <http://www.state.gov/>
 a バングラデシュ人権問題に関する国別報告 2011年度版、2012年5月24日発行
<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/index.htm?dclid=186459>
 2012年5月28日アクセス
 b 背景情報：バングラデシュ：2012年3月6日更新
<http://www.state.gov/r/pa/ei/bgn/3452.htm>
 2012年6月1日アクセス
 c バングラデシュ：世界の宗教の自由に関する報告書 2011年度版（2012年7月30日発行）
http://www.state.gov/g/drl/rls/irf/2010_5/168243.htm 2012年8月6日アクセス
 d 人身売買報告書 2012年度版：2012年6月19日公開
<http://www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/2012/index.htm>
 2012年7月14日アクセス
- [3] カナダ難民移民局（UNHCR, Refworld による）
<http://www.unhcr.org/cgi-bin/texis/vtx/refworld/rwmain?page=country&skip=0&coi=BGD&x=9&y=16>
 a BGD100388.E, 2005年8月8日 バングラデシュ：偽造捏造書類の蔓延...
 b バングラデシュ: State Protection: 1998年9月
 c BGD42162.E, 2003年11月11日 「バングラデシュ：男性の合意が必要か否か...」
 d BGD42137.E, 2003年11月20日 「バングラデシュ：未成年の移動...か否か」
 e BGD42288.E, 2003年12月9日 BGD42137.E への対応
 f BGD43359.E, 2005年2月21日 「バングラデシュ：次の語句の意味 さらに延長はない...」
 g BGD101510.E, 2006年8月9日 「バングラデシュ：キリスト教徒の状況は...」

- h BGD100462.E, 2005年8月16日「バングラデシュ：仏教徒の状況は...」
- [4] **バングラデシュ人民共和国憲法（内閣府のウェブサイト）**
<http://www.pmo.gov.bd/pmolib/constitution/part1.htm> 2010年3月15日アクセス
- [5] **国連エイズ特別総会（UNGASS）**
a 国別進捗報告書 バングラデシュ、2010年3月30日
http://data.unaids.org/pub/Report/2010/bangladesh_2010_country_progress_report_en.pdf
2012年8月31日アクセス
- [6] **バングラデシュニュース** <http://www.bangladeshnews.com>
a 民族、2008年3月27日
<http://www.independent-bangladesh.com/ethnic-groups/>
2010年6月11日アクセス
- [7] **アムネスティ・インターナショナル** <http://web.amnesty.org>
a バングラデシュ年次報告書 2012年度版（2011年の出来事）、2012年5月24日
<http://www.amnesty.org/en/region/bangladesh/report-2012>
2012年8月15日アクセス
b チッタゴン丘陵地帯：マハルチャリにおける正義の要求. AI Index: ASA 13/003/2004:
2004年3月1日
<http://www.amnesty.org/en/library/asset/ASA13/003/2004/en/3e8226e7-d5fa-11dd-bb24-1fb85fe8fa05/asa130032004en.pdf>
2010年6月11日アクセス
c 国境警備隊員らバングラデシュで獄死：2009年3月27日
<http://www.amnesty.org/en/news-and-updates/news/border-guards-die-custody-bangladesh-20090327> 2010年6月11日アクセス
d 国連、バングラデシュの戦争犯罪捜査に待望の支援。2009年4月7日
<http://www.amnesty.org/en/news-and-updates/good-news/un-provides-welcome-support-bangladesh-war-crimes-investigations-20090407>
2011年7月20日アクセス
e バングラデシュ年次報告書 2011年度版（2010年度の出来事）、2011年5月13日
<http://www.amnesty.org/en/region/bangladesh/report-2011>
2011年7月20日アクセス
- [8] **国際連合**
a 国連人権高等弁務官事務所（ウェブサイト）：批准と保留（2009年6月22日アクセス） <http://www2.ohchr.org/english/bodies/ratification/index.htm>
b 「バングラデシュの人権、正義と尊厳を求めて」国連開発計画委託報告書：2002年9月 <http://www.un-bd.org/undp/info/hsr/index.html>
2006年3月24日アクセス
c 経済社会理事会。アジア連盟リソースセンター提出の声明文：「女性の人権と男女平等の視点の統合：女性に対する暴力」 E/CN.4/2003/NGO/96 2003年3月10日。

- [http://www.unhchr.ch/Huridocda/Huridoca.nsf/\(Symbol\)/E.CN.4.2003.NGO.96.En?Opendocument](http://www.unhchr.ch/Huridocda/Huridoca.nsf/(Symbol)/E.CN.4.2003.NGO.96.En?Opendocument)
2006年3月24日アクセス
- d バングラデシュ 基本国別評価 2004年度版 (2005年1月発行)
http://www.un-bd.org/docs/CCA_Jan_2005.pdf
- e 子どもの権利委員会第51会期、第44条に基づき締結国により提出された報告書の検討、子どもの権利委員会の最終見解：バングラデシュ 2009年6月26日
http://www2.ohchr.org/english/bodies/crc/docs/co/CRC.C.BGD.CO.4_en.pdf
2011年9月20日アクセス
- f ミレニアム開発目標：バングラデシュ進捗報告書：2005年2月
[http://www.un-bd.org/docs/Bangladeshper cent20MDGper cent20Progressper cent20Report.pdf](http://www.un-bd.org/docs/Bangladeshpercent20MDGperpercent20Progressperpercent20Report.pdf)
2008年8月19日アクセス
- g 国連経済社会局、人口部：「世界中絶政策 2007年度版」
<http://www.un.org/esa/population/publications/abortion/doc/bangladesh1.doc>
2008年8月23日アクセス
- h 国連経済社会理事会、先住民問題常設フォーラム、1997年チッタゴン丘陵地帯協約の施行状況調査、E/C.19/2011/6, 2011年2月18日
<http://www.chtcommission.org/wp-content/uploads/2011/06/CHT-Accord-Study-Final.pdf>
2011年9月20日アクセス
- i 国連難民高等弁務官(UHCR)、「バングラデシュのウルドゥー語圏社会の国籍状況に関する注記」、2009年12月17日発行
<http://www.unhcr.org/refworld/country,,,BGD,,4b2b90c32,0.html>
2009年12月20日アクセス
- j 国連地図製作部 <http://www.un.org/Depts/Cartographic/english/htmain.htm>
bangladesh, Map No. 3711 Rev. 2 国際連合、2004年1月
<http://www.un.org/Depts/Cartographic/map/profile/banglade.pdf>
2011年7月20日アクセス
- k 国連開発計画
移住とジェンダーエンパワメント：最近の動向と新たな課題、2009年4月
http://hdr.undp.org/en/reports/global/hdr2009/papers/HDRP_2009_04.pdf
2011年9月20日アクセス
- [9] 米国議会図書館連邦調査局 <http://www.loc.gov/rr/frd/>
a 国別調査：バングラデシュ
<http://lcweb2.loc.gov/frd/cs/bdtoc.html>
2009年12月20日アクセス
- [10] ヒューマン・ライツ・ウォッチ(HRW) <http://www.hrw.org/>
a 世界報告書 2012年度版 (2011年度が対象)：2012年1月22日
<http://www.hrw.org/world-report-2012/world-report-2012-bangladesh>
2012年8月14日アクセス
b 弱者の強奪：バングラデシュにおける HIV 感染高リスク者の虐待：2003年8月 (Vol.

- 15, No.6c.)
<http://www.hrw.org/reports/2003/bangladesh0803/index.htm>
2010年2月8日アクセス
- c 世界報告書 2008年度版 (2007年度が対象) : 2008年1月31日
http://www.hrw.org/legacy/wr2k8/pdfs/wr2k8_web.pdf
2010年2月8日アクセス
- d 「執行の怠慢と拷問 – バングラデシュの治安部隊の刑事免責」 2009年5月18日
<http://www.hrw.org/en/reports/2009/05/18/ignoring-executions-and-torture-0>
2010年2月8日アクセス
- e 世界報告書 2011年度版 : バングラデシュ (2010年度の出来事) : 2011年1月24日
http://www.hrw.org/sites/default/files/related_material/bangladesh_2.pdf
2011年4月1日アクセス
- f バングラデシュ : 差し迫るロヒンギャ族難民の人道的支援の必要性 : ビルマの危機的状況続く 2012年8月22日
<http://www.hrw.org/news/2012/08/22/bangladesh-assist-protect-rohingya-refugees>
2012年8月23日アクセス

目次に戻る

- [11] 英外務連邦省または英国高等弁務部 (ダッカ)
a バングラデシュ COI 報告書への提案と追加 : 2007年11月6日
- [12] ヒマール・サウス・アジア誌 <http://himalmag.com/> (via asylumlaw.org)
a 影の市民、Afsan Chowdhury 著 : 2004年5月
<http://www.asylumlaw.org/docs/showDocument.cfm?documentID=5947>
2009年12月1日アクセス
- [13] ウォー・レジスターズ・インターナショナル <http://www.wri-irg.org/>
バングラデシュ 入力日 : 1998年3月27日更新
http://www.wri-irg.org/programmes/world_survey/reports/bangladesh
2009年12月1日アクセス
- [14] 世界保健機構 (WHO) <http://www.who.int/en/>
a 国別医療制度プロフィール、バングラデシュ
http://www.searo.who.int/EN/Section313/Section1515_6038.htm
2009年12月17日アクセス
- b 精神医療物質依存部 WHO (ジュネーブ)、精神衛生年鑑 2005年度版、
http://www.who.int/mental_health/evidence/atlas/profiles_countries_a_b.pdf
2008年9月3日アクセス
- c WHO 統計情報システム
<http://www.who.int/whosis/en/index.html>
2008年9月3日アクセス
- d WHO、健康家族福祉省、2007年、バングラデシュの精神医療システム 世界保健機構 – 精神医療システム評価 (WHO-AIMS) を使ったバングラデシュにおける精

187 この COI レポートの本文は、2012年8月31日時点で入手できる最新の発行物を含んでいる。

- 神医療システムの評価報告書。バングラデシュ、ダッカ
http://www.searo.who.int/LinkFiles/Mental_Health_Resources_WHO-AIMS_Report_MHS_Ban.pdf
 2011年9月7日アクセス
- e 世界マラリア報告書 2010年度版
http://www.who.int/malaria/publications/country-profiles/profile_bgd_en.pdf
 2011年9月7日アクセス
- [15] エイズ・データ・ハブ <http://www.aidsdatahub.org/en/home>
 a バングラデシュ 国別プロフィール、2010年4月2日更新
<http://www.aidsdatahub.org/en/country-profiles/bangladesh>
 2010年9月7日アクセス
 b バングラデシュ 国別レビュー、2011年9月更新
http://www.aidsdatahub.org/en/component/docman/doc_download/46-bangladesh-country-review-hiv-and-aids-data-hub-for-asia-pacific-2010
 2011年9月7日アクセス
- [16] バングラデシュ選挙委員会（ウェブサイト） <http://www.ecs.gov.bd/English/>
 2009年6月22日アクセス
 a 政党別獲得議席総数（非公式）
<http://123.49.39.5/result/report4.php?lang=en>
 2009年6月22日アクセス
 b 2008年国民代表制（改正）条例
<http://www.ecs.gov.bd/MenuExternalFilesEng/236.pdf>
 2009年6月22日アクセス
 c 写真付き選挙人名簿
http://www.ecs.gov.bd/English/MenuTemplate1.php?Parameter_MenuID=48&ByDate=0&Year
 2009年6月22日
- [17] 米国国際開発庁 (USAID) www.usaid.gov/bd
 a バングラデシュにおける移動と送金におけるジェンダー上の問題、2007年11月
http://www.usaid.gov/our_work/cross-cutting_programs/wid/pubs/Migration_Remittances_bangladesh_research_brief_11-07.pdf
 2011年9月21日アクセス
- [18] 法務司法議会省、法務議会問題局 <http://bdlaws.minlaw.gov.bd/index.php>
 a 「1972年バングラデシュの市民権（暫定条項）条例：バングラデシュ人民共和国政府法務議会問題省（法務部）発行による通知。
http://bdlaws.minlaw.gov.bd/pdf_part.php?act_name=&vol=&id=423
 2011年9月21日アクセス
- [19] セーブ・ザ・チルドレン リソースセンター <http://resourcecentre.savethechildren.se/>

- a 児童保護の強化、2010.
<http://resourcecentre.savethechildren.se/content/library/documents/stepping-child-protection-assessment-child-protection-systems-all-countrie>
 2012年8月21日アクセス
- b 世界の母親の現状 2010, 2010年5月
<http://www.savethechildren.org/publications/state-of-the-worlds-mothers-report/SOWM-2010-Women-on-the-Front-Lines-of-Health-Care.pdf>
 2010年6月11日
- [20] **BBC ニュースオンライン** <http://news.bbc.co.uk/>
- a 曖昧化するバングラデシュにおける性別分け: 2000年11月30日
- b バングラデシュ、イスラム教徒指導者モティウル・ラーマン・ニザミを起訴: 2012年5月28日
<http://www.bbc.co.uk/news/world-asia-18232605>
 2012年8月29日アクセス
- c ダッカ暴動で4人死亡: 2001年2月13日
- d タイムライン: バングラデシュ、2012年7月10日更新
http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/country_profiles/1160896.stm
 2012年8月29日アクセス
- e バングラデシュ: 7,700万人が飲料水ヒ素中毒
<http://www.bbc.co.uk/news/10358063>
 2011年9月21日アクセス
- f バングラデシュ、新大統領を任命: 2002年9月5日
- g バングラデシュ法、女性議員増員へ: 2004年5月16日
- h バングラデシュの特徴、2012年7月10日更新
<http://news.bbc.co.uk/1/hi/1160598.stm>
 2012年1月11日アクセス
- i 村役場の統治は違法: 2005年8月2日
- j ノーベル賞受賞者政界に進出: 2007年2月19日
- k バングラデシュで複数の駅舎爆破: 2007年5月1日
- l バングラデシュ各党交渉を拒絶: 2008年5月28日
- m 前バングラデシュ首相釈放へ: 2008年6月9日
- n 前バングラデシュ首相米国へ逃亡: 2008年6月12日
- o 前バングラデシュ首相の渡航禁止: 2008年6月9日
- p バングラデシュ、新大統領を選出: 2009年2月11日
- q バングラデシュ、非常事態宣言を解除: 2008年12月17日
- r バングラデシュのハシナ、選挙で大勝: 2008年12月30日
- s バングラデシュに民主主義復活: 2009年1月6日
- t BNP 初日から議会出席: 2009年1月12日
- u カレダ・ジア、八百長選挙と拒否: 2008年12月30日
- v バングラデシュで選挙運動始まる: 2008年12月12日
- w バングラデシュ軍隊、大量の死体を発見: 2009年2月27日
- x バングラデシュ、暴動による死亡者数を控えめに発表: 2009年3月2日

- y 英国調査団、バングラデシュの暴動を徹底調査：2009年3月11日
- z 英国、武器密輸を調査：2009年3月25日
- aa 国連平和維持軍の精鋭、2006年1月18日
http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/3763640.stm

目次に戻る

- [21] **イスラム教の法令を生きる女性たちの会 (WLUML)** <http://www.wluml.org/>
 a バングラデシュにおける女性イスラム教徒を対象とした法律、日付不明
<http://www.wluml.org/node/248>
 2011年9月14日アクセス

- [22] **xe.com ユニバーサル・カレンシー・コンバーター・ウェブサイト**
<http://www.xe.com/ucc/full.shtml>
 2012年8月30日アクセス

- [23] **フランス通信社**
 (LexisNexis 利用)
 a バングラデシュ、早婚禁止法が成立：2005年3月8日
 b バングラデシュのロヒンギャ難民、本国送還を拒否：2009年12月30日
<http://www.google.com/hostednews/afp/article/ALeqM5gAUv3NW-WgdhhVGoQX3y7xbRroTw>
 2009年12月30日アクセス

- [24] **国際女性の権利監視協会アジア太平洋 (IWRAP Asia Pacific)**
<http://www.iwraw-ap.org/>
 a 基本報告書：バングラデシュにおける女性に対する暴力、日付不明
<http://www.iwraw-ap.org/aboutus/pdf/FPvaw.pdf>
 2011年9月14日アクセス
 b 国連 CEDAW 委員会委託第六回第七回合同代替報告書、2010年12月
http://www.iwraw-ap.org/resources/pdf/48_shadow_reports/G2L/bangladesh/Report_CIC_BD.pdf 2011年9月14日アクセス

- [25] **The Mappa Ltd** <http://www.mappa.com.bd/index.html>
 a バングラデシュ・ガイドマップ 2003年度版 (新版) ハードコピー限定版

- [26] **Bangla2000 ウェブサイト** www.bangla2000.com
 a バングラデシュの教育事情
<http://www.bangla2000.com/Education/>
 2009年6月25日アクセス

- [27] **アジア開発銀行** <http://www.adb.org>
 a 国別ジェンダー評価：バングラデシュ、2010年度
<http://www.adb.org/Documents/Reports/Country-Gender-Assessments/cga-women->

- bangladesh.pdf
2011年9月14日アクセス
- b 国別概要報告書：バングラデシュの女性、2001年8月
http://www.adb.org/Documents/Books/Country_Briefing_Papers/Women_in_bangladesh/women_ban.pdf 2011年9月14日アクセス
- [28] **バングラデシュ農村振興委員会 (BRAC)** <http://www.brac.net/>
a 年次報告書 2008年度版
<http://brac.net/oldsite/useruploads/files/BRAC%20Annual%20Report%20-%202008.pdf>
2009年6月23日アクセス
- [29] **デス・ペナルティ・ワールドワイド** <http://www.deathpenaltyworldwide.org/index.cfm>
a **バングラデシュ人民共和国 (バングラデシュ)。**
<http://www.deathpenaltyworldwide.org/index.cfm>
2012年8月15日アクセス
- [30] **子どもの権利の情報ネットワーク (CRIN)** www.crin.org
a **バングラデシュ高等裁判所、法に反した子どもたちに対する審判** 2006年7月11日。
(出典：英国セーブ・ザ・チルドレン - バングラデシュ事務所)
<http://www.crin.org/violence/search/closeup.asp?infoID=9159>
2009年6月23日アクセス
- 目次に戻る
- [31] **Scribd オンラインライブラリ** <http://www.scribd.com/>
a **司法制度の構造：2010年2月18日**
<http://www.scribd.com/doc/35613789/The-Structure-of-Judicial-System-in-bangladesh>
2012年8月23日アクセス
- [32] **国際労働機関 (ILO)** www.ilo.org
a **バングラデシュ：児童労働の現状**
<http://www.ilo.org/public/english/region/asro/newdelhi/ipecc/responses/bangladesh/index.htm>
2009年6月22日アクセス
- [33] **バングラデシュ内務省 (ウェブサイト)** <http://www.mha.gov.bd/sitemap.php>
2010年1月11日アクセス
- [34] **AHRC 離散移住識別プログラム** <http://www.diasporas.ac.uk/index.htm#>
- [35] **少年兵の利用を中止させるための連合** <http://www.child-soldiers.org/home>
グローバルレポート 2008年度版 (対象期間：2004年4月～2007年10月)
http://www.childsoldiersglobalreport.org/files/country_pdfs/FINAL_2008_Global_Report.pdf

2009年6月15日アクセス

- [36] 国連共同エイズ計画 (UNAIDS) <http://www.unaids.org> (バングラデシュ及び疫学部門)
- a 「アジア太平洋地域における HIV と同性愛者 : 2006 年 9 月 (p29~35)
http://data.unaids.org/Publications/IRC-pub07/jc901-msm-asiapacific_en.pdf
 date accessed?
- [37] 米国難民移民委員会 (USCRI) <http://www.refugees.org>
- a 国際難民調査 2007 年度版 : 2007 年 6 月発行
<http://www.refugees.org/resources/refugee-warehousing/archived-world-refugee-surveys/2007-world-refugee-survey.html>
 2009 年 6 月 17 日アクセス
- b 国際難民調査 2008 年度 : 2008 年 6 月発行
<http://www.refugees.org/resources/refugee-warehousing/archived-world-refugee-surveys/2008-world-refugee-survey.html>
 2009 年 6 月 17 日アクセス
- c 国際難民調査 2009 年度 : 2009 年 6 月 17 日発行
<http://www.unhcr.org/cgi-bin/texis/vtx/refworld/rwmain?page=printdoc&docid=4a40d29f7f>
 2009 年 6 月 17 日アクセス
- [38] デイリースター (バングラデシュ) <http://www.thedailystar.net/> and
<http://www.thedailystar.net/archive.htm>
- a 超法規的殺害 : 求められる警察苦情委員会の強化、2012 年 6 月 22 日
<http://www.thedailystar.net/newDesign/news-details.php?nid=239201>
 2012 年 8 月 13 日アクセス
- b 内閣、三法を認可、2009 年 2 月 12 日
<http://www.thedailystar.net/story.php?nid=75535>
 2009 年 6 月 17 日アクセス
- c 西ベンガルの代表的無法集団ムリナル による虐殺 : 2004 年 9 月 22 日
- d バングラデシュ共産党 : 2005 年 3 月 21 日
- e 続く大量殺戮 : 2005 年 7 月 18 日
- f 司法制度とその重要性 : 2005 年 7 月 16 日
- g ファクルディン 新 CA: 2007 年 1 月 13 日
- h ストリートチルドレン救済予算配分の要求 : 2007 年 6 月 10 日
- j 汚職防止推進も経験、調整不足 : 2007 年 4 月 19 日
- k 2 件の爆破事件、ジャディド・アルカイダの犯行声明を発見 : 2007 年 5 月 25 日
- l エルシャド、党首を辞任 : 2007 年 7 月 1 日
- o 生き残りをかけた戦い... : 2005 年 9 月 26 日
- p 両性愛者専用の性別区分を要求 : 2007 年 6 月 11 日
- q スシ詰め刑務所 : 2008 年 7 月 26 日
- r 疲弊の極みでお先真っ黒 : 2007 年 6 月 20 日

- s 論説：どこに向かう警察改革 2008年8月26日
- t 裁判所、立ち往生する30万人の在パキスタンバングラデシュ国民に宣告：2008年5月19日
- u 市民権の議論終息するも残る疑問と不安：2008年5月26日
<http://www.thedailystar.net/story.php?nid=38148>
 2011年10月14日アクセス
- v Koko2ヶ月間の釈放：2008年7月18日
- w 政府、CHT ラング委員会をじき再編予定：2008年4月1日
- x 警察改革には国民の参加が必須、2012年1月10日
<http://www.thedailystar.net/newDesign/news-details.php?nid=217653>
 2012年1月13日アクセス
- y 二重の衝撃：2009年1月1日
- z ハシナ、首相に就任：2009年1月7日
- aa シェイク・ハシナ内閣：やる気まんまんなれど危険：2009年1月12日
- ab オブザーバー、不正行為を認めず：2009年1月1日
- ac これまでに450人のBDRメンバーが関与か：2009年3月10日
- ad 政府、裁判形式の決定に向け法律専門家と協議：2009年4月21日
- ae HR委員会案、今JS会期で成立の可能性：2009年6月8日
- af カレダ、第三の通告期間は三ヶ月：2009年5月28日
- ag 新時代を切り開くビハール人：2008年12月30日
- ah ビハール人、依然パスポート待ち：2009年1月26日
- ai 軍の調査に規制、多くは結論が出ていないと判断：2009年5月15日
- aj ジルル就任、ラデュディン退陣：2009年2月12日
- al カレダ、さらに4ヶ月の滞在が許可される：2009年8月24日
- am 正義への長い道のり：2010年1月29日
<http://www.thedailystar.net/newDesign/news-details.php?nid=123947>
 2010年2月1日アクセス
- an ひどい医療サービスの実態：2010年2月27日
<http://www.thedailystar.net/newDesign/news-details.php?nid=128060>
 2010年2月1日アクセス

[39] ユナイテッド・ニュース・オブ・バングラデシュ/UNB 通信社

LexisNexis 利用：

- a 裁判 - 係争中：2004年1月26日
- b 法案 - 早婚：2005年2月16日
- c 高等裁判所、Gram Sarkar 法は違憲との判決：2005年8月2日
- d ラジシャヒので RUET から強力な爆弾を回収：2007年6月14日
- f ビハール人、バングラデシュ国民として選挙権を取得資格：高等裁判所：2008年5月18日
- g 譲らぬカレダ：2008年6月20日
- h 拘束中のハシナ元首相の渡航を禁じる法規制すべて解除：2008年6月9日
- i タリク・ラフマン、治療のためロンドンに到着：2008年9月12日
- j 拘束中の元首相、釈放：2008年9月11日

- k 12月29日の選挙は信頼できる結果： ANFREL: 2008年12月31日
- l Commonwealth Observer Group、選挙は計画通り実施されたとのBNPの主張を認める
証拠見つからず：2009年12月31日
- m ファトワ（正しいイスラム法解釈）の誤用禁止：2009年3月20日
- n 政府、アイラによる破壊行為による公式死者数を155人と発表：2009年5月29日

目次に戻る

[40] エコノミスト・インテリジェント・ユニット (EIU) (購読制)

<http://www.eiu.com/Default.aspx>

- a バングラデシュ国別報告書、2012年8月
- b 出来事 - 基本報告書：2012年8月30日
- c バングラデシュ国別報告書、2009年12月
- d バングラデシュ国別概要 2007年度版
- e バングラデシュ国別概要 2008年度版 (2008年7月18日最終編集)
- f バングラデシュ国別報告書、2009年2月
- g バングラデシュ国別報告書、2009年5月
- h 「バングラデシュの政治 - アワミの勝利」：2008年12月30日
- i バングラデシュ国別報告書、2010年5月
- j バングラデシュ国別報告書：2011年9月15日

[41] バングラデシュのすべて <http://adeshamar.com/home.html>

- a バングラデシュの祝祭日 2012年度、日付不明
<http://adeshamar.com/public-holidays.html>
2010年11月17日アクセス

[42] トランスペアレンシー・インターナショナル

http://www.transparency.org/policy_and_research/surveys_indices/cpi#cpi2004

- a バングラデシュの汚職に関する全国世帯調査 2007年度版（対象期間：2006年7月～2007年6月）2008年6月18日発行
<http://www.ti-bangladesh.org/research/HHSurvey07full180608.pdf>
- b 汚職認識指数 2011年度版、2011年12月1日
<http://www.transparency.org/country#BGD>
2012年11月17日アクセス

[43] バングラデシュ計画立案省統計局 <http://www.bbs.gov.bd/>

- a バングラデシュ、2011年度人口住宅調査：最終結果、2012年6月
<http://www.bbs.gov.bd/PageSecureReport.aspx>
2012年9月9日アクセス
- b バングラデシュ：地域別の宗教人口構成、2008年度
http://www.bbs.gov.bd/PageSVRS_Rpt_4_8.aspx
2012年9月9日アクセス

[44] GlobalGayz.com <http://www.globalgayz.com/>

このCOIレポートの本文は、2012年1月22日時点で入手できる最新の発行物を含んでいる。 194

- a 「ゲイ・バングラデシュ」、R. Ammon 著、2006年6月、2008年8月更新
<http://www.globalgayz.com/country/bangladesh/view/BGD/gay-bangladesh-by-globalgayz>
 2006年10月1日アクセス
- [45] ノルウェー難民評議会の国内避難民監視センター (iDMC) (前 Global IDP Project)
<http://www.internal-displacement.org/>
- a バングラデシュ：強制退去の影響を依然として受ける先住民族と少数派宗教、2009年7月16日
[http://www.internal-displacement.org/8025708F004BE3B1/\(httpInfoFiles\)/5E9692B6E4E0A918C12575F5004F95C3/\\$file/bangladesh_Overview_Jul09.pdf](http://www.internal-displacement.org/8025708F004BE3B1/(httpInfoFiles)/5E9692B6E4E0A918C12575F5004F95C3/$file/bangladesh_Overview_Jul09.pdf)
 2009年6月29日アクセス
- b バングラデシュ：概要、2010年12月31日
<http://www.internal-displacement.org/publications/global-overview-2010-asia-bangladesh.pdf>
 2011年6月29日アクセス
- [46] **Odhikar**、バングラデシュ <http://www.odhikar.org/>
- a 酸攻撃とレイプの刑事免責の中止：2008年2月
http://old.omct.org/pdf/VAW/2008/ODHIKAR_Ending_Impunity_to_acid_violence_and_rape.pdf
 2010年1月1日アクセス
- b バングラデシュにおける17ヶ月に渡る非常事態に関する報告書：2008年6月12日
http://www.odhikar.org/documents/17months_emergency.pdf
 2010年1月1日アクセス
- c 3ヶ月人権監視報告書：2009年1月1日～3月31日：2009年4月1日発行
http://www.odhikar.org/documents/2009/English_report/Jan-Mar09.pdf
 2010年1月1日
- d 人権報告書2009年度版：2010年1月1日発行
http://www.odhikar.org/documents/2009/English_report/HRR_2009.pdf
 2010年1月1日アクセス
- e 人権報告書2010年度：2011年1月1日発行
http://www.odhikar.org/documents/2010/English_Reports/Annual_Human_Rights_Report_2010_Odhikar.pdf
 2011年7月1日アクセス
- f 人権報告書2011年度版：2012年1月7日発行
http://www.odhikar.org/documents/2011/English/Human_Rights_Report_2011.pdf
 2012年8月21日アクセス
- [47] **国連女性差別撤廃条約(CEDAW)** <http://www.un.org/womenwatch/daw/cedaw/>
- a [CEDAW/C/BGD/5] 女性差別撤廃条約第18条に基づき締約国が提出した報告書の考察。2003年1月3日。
http://www.bayefsky.com/reports/bangladesh_cedaw_c_bgd_5.pdf
 2010年1月1日アクセス

- b [CEDAW/C/2004/II/CRP.3/Add.2/Rev.1] 最終意見：バングラデシュ 2004年7月26日
<http://sim.law.uu.nl/SIM/CaseLaw/uncom.nsf/fe005fcb50d8277cc12569d5003e4aaa/54b10d730f5323d2c1256ef300320ef5?OpenDocument>
 2010年1月1日アクセス

[48] 国際下痢性疾病研究センター、バングラデシュ (ICDDR, B)

- <http://www.icddrb.org/>
- a 子どもの重症肺炎の症例管理の促進：いかにして別のより適切な方法で対処しうるか、2008年
<https://centre.icddrb.org/pub/publication.jsp?classificationID=46&pubID=10329>
 2011年9月14日アクセス
- b 糖尿病：バングラデシュの新たな流行性疾患
<https://centre.icddrb.org/pub/publication.jsp?classificationID=46&pubID=10327>
 2011年9月14日アクセス
- c バングラデシュのエイズ、2008年9月
<http://www.ncbi.nlm.nih.gov/pmc/articles/PMC2740703/>
 2011年9月14日アクセス

[49] 南アジア政策開発研究所 SARID <http://www.sarid.net/index.htm>

- a バングラデシュのヒ素中毒, 2004年9月8日
<http://www.sarid.net/sarid-archives/04/040908-arsenic-poisoning.htm>
 2011年9月14日アクセス

[50] ウォ・オン・ウォンツ <http://www.waronwant.org/>

- a 法律無視：バングラデシュの衣料産業における労働権の侵害、6月
<http://www.waronwant.org/attachments/Ignoring%20the%20Law%20-%20Labour%20Rights%20Violations%20and%20the%20bangladeshi%20Garment%20Industry.pdf>
 2011年7月27日アクセス
- b 縫い合わせ：バングラデシュの縫製部門における女性労働者、2011年8月10日
<http://www.waronwant.org/attachments/Stitched%20Up.pdf>
 2011年9月14日アクセス

目次に戻る

[51] ジャーナリスト保護委員会 (CPJ) <http://www.cpj.org/>

- a バングラデシュにおける報道の自由の後退、2012年6月14日
<http://www.cpj.org/blog/2012/06/bangladesh-backsliding-on-press-freedom.php>
 2012年6月21日アクセス

[52] 国連子どもの権利条約 (CRC)

- a [CRC/C/65/Add.22] 条約の第44条に基づき締約国が提出した報告書の考察：バングラデシュ.2003年3月14日
<http://www.unhcr.org/refworld/pdfid/3f2593b77.pdf>
 2012年8月21日アクセス

- b [CRC/C/OPAC/BGD/1] 武力紛争への参加に関する子どもの権利条約選択議定書の第8条1項に基づき締約国が提出した報告書の考察。2005年7月14日
<http://www.unhcr.org/refworld/pdfid/49ad10090.pdf>
2012年8月21日アクセス
- c [CRC/C/OPSC/BGD/1] 児童売買、児童買春及び児童ポルノに関する子どもの権利条約選択議定書の第12条1項に基づき締約国が提出した報告書の考察。2005年12月23日。
http://www.bayefsky.com/reports/bangladesh_crc_c_opsc_bgd_1_2005.pdf
2012年8月21日アクセス
- d [CRC/C/BGD/4 (2007)] 子どもの権利条約に基づくバングラデシュ政府の第三及び第四定期報告書：2007年8月
http://www.bayefsky.com/reports/bangladesh_crc_c_bgd_4_2007_adv.pdf
2012年8月21日アクセス
- e [CRC/C/BGD/4] 条約の第44条に基づき締約国が提出した報告書の考察：バングラデシュ。2008年10月23日
http://www.bayefsky.com/reports/bangladesh_crc_c_bgd_4_2007.doc
2012年8月21日アクセス
- [53] **ブリッジウォーター州立大学** <http://www.bridgew.edu/>
a バングラデシュの既製服産業：性別による女性の社会的排斥を軽減する手段か？
2009年11月1日
<http://www.bridgew.edu/soas/jiws/Nov09/Nidhi.pdf>
2011年7月27日アクセス
- [54] **PreventionWeb** <http://www.preventionweb.net/english/>
a バングラデシュ - 疾病統計
<http://www.preventionweb.net/english/countries/statistics/?cid=14>
2012年8月21日アクセス
- [55] **ザ・ガーディアン（英国）** www.guardian.co.uk
a ゲイ、ストレート、それともMSM? : 2009年12月6日
<http://www.guardian.co.uk/commentisfree/2009/aug/06/bangladesh-gay-sexuality>
2011年10月14日アクセス
- [56] -
- [57] **バングラデシュ・ヒンズー教仏教キリスト教統合委員会 (Bangladesh Hindu Bouddha Christian Oikya Parishad)**
a 「少数派に対する他集団による攻撃と弾圧に関する報告書：2008年1月～12月
<http://www.bhbcop.org/bulletin/atrocity.html>
2009年6月22日アクセス
- [58] **国連児童基金 (UNICEF)** <http://www.unicef.org/index.php>

- a バングラデシュ：背景情報 http://www.unicef.org/infobycountry/bangladesh_bangladesh_background.html
2012年8月21日アクセス
 - b バングラデシュの出生届、2010年4月更新
[http://www.unicef.org/bangladesh/Birth_Registration\(1\).pdf](http://www.unicef.org/bangladesh/Birth_Registration(1).pdf)
2012年8月21日アクセス
 - c バングラデシュ：統計
http://www.unicef.org/infobycountry/bangladesh_bangladesh_statistics.html
2009年6月22日アクセス
 - d UNICEF バングラデシュ：「子どもたち：幼少期、小学校時代、青少年期」
<http://www.unicef.org/bangladesh/children.html>
2012年8月21日アクセス
 - e ‘イン・フォーカス：リスクにさらされる子どもたちの保護、UNICEF バングラデシュニュースレター、第11号、2009年3月
http://www.unicef.org/bangladesh/Donor_Newsletter-11_March_09.pdf
2009年6月22日アクセス
 - f UNICEF, 日付不明の背景情報メモ「バングラデシュにおける児童の性的虐待、搾取及び人身売」
http://www.unicef.org/bangladesh/Child_Abuse_Exploitation_and_Trafficking.pdf
2009年6月22日アクセス
 - g バングラデシュにおけるヒ素中毒の削減、2008年10月12日
<http://www.unicef.org/bangladesh/Arsenic.pdf>
2011年9月11日アクセス
- [59] Institute for Conflict Management、ニューデリー:南アジアテロリズムポータル**
<http://www.satp.org/>
2009年6月14日アクセス
- a イスラミ学生シビール (ICS)
 - b データシート：2012年8月31日更新
<http://satp.org/satporgtp/countries/bangladesh/database/index.html>
2012年8月31日アクセス
 - c バングラデシュ・アセスメント 2010年度版
<http://www.satp.org/satporgtp/countries/bangladesh/index.htm>
2010年1月1日アクセス
 - d バングラデシュ・アセスメント 2011年度版
<http://www.satp.org/satporgtp/countries/bangladesh/index.htm>
2011年6月1日アクセス
- [60] Bdnews24.com** <http://bdnews24.com/>
- a ビハール人：恩恵を受けぬ国民、2012年6月13日
<http://opinion.bdnews24.com/2012/06/13/biharis-citizens-without-benefits/>
2012年8月30日アクセス

目次に戻る

- [61] 難民移民移動調査部 (RMMRU) (ダッカ大学) <http://www.rmmru.org/>
a 市民としての権利の利用：バングラデシュにおけるキャンプ暮らしのウルドゥ語社会 2007年
http://www.migrationdrc.org/publications/briefing_papers/RMMRU/Policy_brief_ISSUE_2.pdf
2011年7月27日アクセス
- [62] 米中央情報局 <https://www.cia.gov/index.html>
a CIA ワールドファクトブック：バングラデシュ、2012年8月更新
Factbook <https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/geos/bg.html>
2012年8月30日アクセス
- [63] 経済協力開発機構 社会的機関及び性別指標 (OECD SIGI) <http://genderindex.org/>
a バングラデシュ国別概要書 (日付不明)
<http://genderindex.org/country/bangladesh>
2010年6月11日アクセス
- [64] 酸攻撃被害者基金 (ASF) <http://www.acidsurvivors.org/>
a 統計情報のページ
2012年8月30日アクセス
c ASF 事務局長との討論 (2007年3月)
d ボイスニュースレター：12-13号から抜粋、2007年10月～2008年1月
e 年次報告書 2010年度版、2011年5月8日
<http://www.acidsurvivors.org/ASF%20Annual%20Report-Final-output%201%20Aug%2011.pdf>
2011年6月11日アクセス
- [65] フリーダムハウス <http://www.freedomhouse.org/template.cfm?page=1>
a 世界における自由 - バングラデシュ (2012) (2011年の出来事)
2012年7月12日発行
<http://www.unhcr.org/refworld/country,COI,FREEHOU,,BGD,,5003e17c8,0.html>
2012年8月17日アクセス
b 世界における自由 - バングラデシュ(2010) (2009年の出来事) 2010年5月発行
<http://www.freedomhouse.org/template.cfm?page=22&year=2010&country=7778>
2010年6月1日アクセス
c 世界における自由 - バングラデシュ (2011) (2010年の出来事)
2011年5月26日発行
<http://www.freedomhouse.org/template.cfm?page=22&year=2011&country=7993>
2011年6月1日アクセス
- [66] アジア人権委員会(AHRC) <http://www.humanrights.asia/> <http://www.alrc.net/>
a バングラデシュ：子どもの権利と法及び少年司法制度の関係-バングラデシュの観点、
2012年6月5日
<http://www.humanrights.asia/news/ahrc-news/AHRC-ART-046-2012/?searchterm>

- 2012年8月22日アクセス
- b バングラデシュにおける人権の現状 2009年度、日付不明
<http://material.ahrchk.net/hrreport/2009/AHRC-SPR-001-2009-bangladesh-HRReport2009.pdf>
 2008年8月25日アクセス
- c バングラデシュ：IP、土地収奪の殺戮、2010年2月23日
<http://www.achrweb.org/reports/bangla/CHT012010.pdf> 2010年2月25日アクセス
- d バングラデシュにおける人権の現状 2010年度、日付不明、
http://www.humanrights.asia/resources/hrreport/2010/1%20bangladesh_2010.pdf
 2011年7月25日アクセス
- [67] **Inter-Disciplinary.Net** <http://www.inter-disciplinary.net/>
- a 連帯の構想：ウルドゥー語を話すビハール少数派と家なし状態、2009年度
http://www.inter-disciplinary.net/wp-content/uploads/2009/06/redclift_diasporas_presentation_paper.pdf
 2011年7月27日アクセス
- [68] **南アジア分析グループ** <http://www.southasiaanalysis.org/default.asp>
- a バングラデシュのイスラミ学生シビール – 民主主義への脅威、Paper no. 2275
 2007年6月27日
<http://www.southasiaanalysis.org/%5cpapers23%5cpaper2275.html>
 2011年7月27日アクセス
- [69] **バングラデシュの教育事情に関する記事** <http://bdeduarticle.com/>
- a バングラデシュの学生運動：教育と国の発展における品質保証への影響、2008年8月11日。Gazi Mahbubul Alam, Programme Officer, ILO, Dhaka Office and Mirja Mohammad Shahjamal, Research Associate, Research and Evaluation Division, BRAC, Dhaka.
<http://bdeduarticle.com/education-policy/37-uncatagorized/28-student-politics-in-bangladesh-an-impact-on-quality-assurance-in-education-and-national-development>
 2011年7月27日アクセス
- [70] **速攻部隊（RAB）** <http://www.rab.gov.bd/>
 2010年1月11日アクセス
- [71] **バングラデシュ軍隊** <http://www.bdmilitary.com/>
 2010年6月11日アクセス
- [72] **バングラデシュ国境警備隊（BDR）** <http://www.bdr.gov.bd/index.php?node=node/about>
 2010年1月11日アクセス
- [73] **ハンズ・オフ・ケイン** <http://www.handsoffcain.info/>

目次に戻る

- a バングラデシュ国別報告書 2010年度
<http://www.handsoffcain.info/bancadati/schedastato.php?idstato=13000012&idcontinente=23>
2010年6月11日アクセス
- [74] 国際難民支援会 (RI) <http://www.refugeesinternational.org/>
- a バングラデシュ: 沈黙の危機、2011年4月19日
http://www.humansecuritygateway.com/documents/RI_bangladesh_TheSilentCrisis.pdf
2011年9月14日アクセス
- b ビハール人: 無国籍から市民へ: 2008年5月23日
<http://www.refugeesinternational.org/blog/bihari-statelessness-citizenship>
2011年9月14日アクセス
- [75] 外交政策連盟 <http://www.fpa.org/bangladesh>
- a バングラデシュにおける学生運動の落とし穴、2010年2月10日
<http://foreignpolicyblogs.com/2010/02/10/student-politics-and-its-pitfalls-in-bangladesh/>
2011年7月27日アクセス
- [76] アジアリーガルリソースセンター <http://www.alrc.net/>
- a 「バングラデシュにおける政治と汚職のつながり 司法統治への影響に関する実証的研究、2010年2月」
<http://www.ahrchk.net/pub/pdf/ALRC-PUB-001-2010-BN-Politics-Corruption.pdf>
2010年6月11日アクセス
- [77] バングラデシュ外務省 <http://www.mofa.gov.bd/>
- a 国内統計
http://02efe1e.netsolhost.com/bangladeshgovbd/index.php?option=com_content&task=view&id=126&Itemid=197
2009年12月14日アクセス
- [78] キングズ・カレッジ (ロンドン)、国際刑務所調査センター
http://www.prisonstudies.org/info/worldbrief/wpb_country.php?country=87
- a バングラデシュの刑務所事情
2012年8月30日アクセス
- [79] バングラデシュ人民共和国高等弁務団 (ロンドン)
<http://www.bhclondon.org.uk/index.htm>
- a 二重国籍ガイドライン
<http://www.bhclondon.org.uk/consular.htm>
2011年9月7日アクセス
- [80] ヌスラト・アメーン博士: バングラデシュにおける妻への虐待: 知られざる犯罪、バングラデシュ全国女性弁護士協会委託により 2005年に発行された書籍。ISBN 984

05 1742 2 (ハードコピー限定)

目次に戻る

- [81] **腎臓基金、バングラデシュ**
<http://www.kidneyfoundationbd.com/index.php/ct-vertical-menu-index>
 2012年10月1日アクセス

- [82] **医療サービス総局** <http://www.angelfire.com/ak/medinet/database.html>
 2008年8月28日アクセス

- [83] **IHS ジェーンズ (購読制)** <http://www.janes.com/>
 - a ジェーンズ・テロリズム & セキュリティ・モニター：バングラデシュの速攻部隊：
2010年4月28日アクセス
 - b ジェーンズ・センチネル安全保障（リスク）評価：2011年9月
 - c ジェーンズ・センチネル安全保障（リスク）評価 非国家的武装集団：
2007年1月22日
 - d ジェーンズ・センチネル安全保障（リスク）評価：軍隊：2012年6月21日
 - e ジェーンズ・センチネル安全保障（リスク）評価：内政：2009年4月8日
2010年4月28日アクセス)

- [84] **バングラデシュ法務委員会（ウェブサイト）**
<http://www.lawcommissionbangladesh.org/about.htm>
 2010年3月15日アクセス

- [85] **バングラデシュ大使館（ワシントン DC）（ウェブサイト）**
<http://www.bdembassyusa.org/>
 - a バングラデシュについて：概説
<http://www.bdembassyusa.org/index.php?page=a-brief-description>
 2010年4月28日アクセス

- [86] **Perry-Castañeda Library Map Collection, University of Texas**
<http://www.lib.utexas.edu/>
 - a バングラデシュ地図
<http://www.lib.utexas.edu/maps/bangladesh.html>
 2011年7月27日アクセス

- [87] **国立アジア研究局** <http://www.nbr.org/research/activity.aspx?id=51>
 - a パキスタンとバングラデシュにおける宗教、政治、及び現代の大学、2009年4月
http://www.nbr.org/publications/specialreport/pdf/Preview/PR09_IslamEd.pdf
 The
 2011年7月27日アクセス

- [88] **米国労働省**
 - a 2008年度最悪の児童労働形態に関する調査結果 - バングラデシュ、

この COI レポートの本文は、2012年1月22日時点で入手できる最新の発行物を含んでいる。 202

2009年9月10日.

<http://www.unhcr.org/cgi-bin/texis/vtx/refworld/rwmain?page=publisher&docid=4aba3ef058&skip=0&publisher=USDOL&querysi=bangladesh&searchin=title&display=50&sort=date>

2010年6月1日アクセス

[89] 国境なき記者団/ **Reporters sans Frontières** <http://en.rsf.org/>

a フェースブックへのアクセス、バングラデシュで復活、2010年6月7日

<http://en.rsf.org/bangladesh-facebook-access-restored-in-31-05-2010,37627.html>

2011年7月27日アクセス

[90] **バングラデシュ軍の公式ウェブサイト** <http://www.army.mil.bd/>

a **バングラデシュ国連派遣団**

<http://www.army.mil.bd/taxonomy/term/77>

2011年7月27日アクセス

目次に戻る

[91] **ダラム大学危険リスク回復力研究所** <http://www.dur.ac.uk/ihr/>

a **バングラデシュにおける地下水ヒ素汚染の調査**、2012年3月9日

<http://ihrrblog.org/2012/03/09/exploring-groundwater-arsenic-contamination-in-bangladesh/>

2012年7月27日アクセス

[92] **BuddhaNet (ブッダの教え教育連盟)** <http://www.buddhanet.net/>

a **バングラデシュの仏教徒**

<http://www.buddhanet.net/e-learning/buddhistworld/bangladesh-txt.htm>

2007年8月7日アクセス

[93] **トムソン・ロイター** <http://www.reuters.com/>

a 「ファクトボックス：バングラデシュのムジブ裁判に関する基本事実」、

2010年1月27日

<http://www.reuters.com/article/idUSTRE60Q67A20100127> 2010年1月28日アクセス

b 「バングラデシュ独立運動の指導者の殺人者処刑される」、2010年1月27日

<http://www.reuters.com/article/idUSTRE60Q67320100127>

2010年1月28日アクセス

[94] **Ezilon.com ウェブディレクトリ** <http://www.ezilon.com/>

a **バングラデシュ地図 -バングラデシュの政治地図**

<http://www.ezilon.com/maps/asia/bangladesh-maps.html>

2011年7月28日

[95] **ハドソン研究所** <http://www.hudson.org/>

a **Maneeza Hossain**: 「バングラデシュ 2007 年度: 新秩序とイスラム教」2007年6月(白

203 この COI レポートの本文は、2012年8月31日時点で入手できる最新の発行物を含んでいる。

書)

<http://www.hudson.org/files/documents/NewOrderIslamismJune2007.pdf>

2011年7月28日アクセス

- [96] ニューエイジ (日刊紙) <http://newagebd.com/newspaper1/>
 a 新警察法の草案は...: 2007年6月10日
 b 取締りでこれまでに 20,600 人を逮捕: 2008年6月9日
- [97] バングラデシュ内務省: 警察改革計画 (パートナー組織、国連開発計画(UNDP); 英国国際開発省 (DFID)) <http://www.prp.org.bd/AboutUs.htm>
 a ウェブサイトのページ: ‘About Us’; ‘Programme’; ‘Major Achievements’; ‘News/Press Release’..
<http://www.prp.org.bd/AboutUs.htm>
 2009年6月11日アクセス
 b 警察改革計画の国民意識基本調査の最終報告書(BGD/04/001)、UNDP 委託: 2007年1月10日提出 <http://www.prp.org.bd/Reports/PublicAttitudeBaselineSurveyPRP.pdf>
 2009年6月11日アクセス
- [98] バングラデシュ警察 <http://www.police.gov.bd/>
 a ‘About police’
 2009年5月28日アクセス
- [99] オープンデモクラシー <http://www.opendemocracy.net/>
 a バングラデシュ: 反乱とその影響、2009年3月31日
<http://www.opendemocracy.net/article/bangladesh-revolt-and-fallout>
 2011年7月27日アクセス
- [100] Bayefsky.com
 国連人権条約: バングラデシュ <http://www.bayefsky.com/bycategory.php/state/14>
 2012年8月21日アクセス

目次に戻る

- [101] レズビアン・アンド・ゲイ・スタディーズ・リーダー (書籍)、編纂者: **Abelove, Barale and Halperin**. 発行元: **Routledge, 1993. ISBN 978-0-415-90519-0**
 a 第35章: 男でも女でもないヒジューラ、Dr Serena Nanda 著 (ハードコピー)
- [102] ザ・タイムズ (ロンドン) (有料コンテンツ) <http://www.thetimes.co.uk/tto/news/>
 a サイクロン「シドル」でバングラデシュの住宅地壊滅、2007年11月15日
<http://www.timesonline.co.uk/tol/news/world/asia/article2878653.ece>
 2011年7月27日アクセス
- [103] IRIN ニュース (国連人道問題調整事務所) <http://www.irinnews.org/irin-asia.aspx>
 a バングラデシュ: 報告書で初等教育を批判: 2009年2月11日

この COI レポートの本文は、2012年1月22日時点で入手できる最新の発行物を含んでいる。 204

- <http://www.unhcr.org/refworld/country,,,BGD,,4993ea3b14,0.html> (Refworld 利用)
2009年6月1日アクセス
- [104] **DHL: 2007年度 YES アワード**
a バングラデシュ : Badhan Hijra Sangha、Pinky Sikder 著 (2007年)
http://www.dhl.com/publish/etc/medialib/g0/downloads/integration.Par.0053.File.tmp/casestudy_brochure.pdf
2009年6月1日アクセス
- [105] **バングラペディア : バングラデシュの国家百科事典** <http://www.banglapedia.org/>
a コレラ (日付不明)
http://www.banglapedia.org/HT/C_0223.HTM
2012年8月1日アクセス
- [106] **自由選挙のためのアジアネットワーク (ANFREL)** www.anfrel.org
a バングラデシュ : 第9回国會議員選挙、2008年12月29日
http://newmediaauthority.com/anfrel/wp-content/uploads/2012/02/2008_bangladesh.pdf
2011年7月27日アクセス
- [107] **Akter N.**
「バングラデシュにおける家内児童労働者 : ダッカにおける児童家内労働者の健康への影響に関する予備的研究」 : 2006年3月 (抜粋)
http://www.allacademic.com/meta/p_mla_apa_research_citation/0/9/9/7/5/p99757_index.html
2008年8月24日アクセス
- [108] **国連開発計画 (UNDP)** <http://www.beta.undp.org/undp/en/home.html>
a プロ意識、透明性、信頼性 : UNDP バングラデシュの民主主義復活を支援 : 2009年1月11日
<http://www.undp.org.bd/info/events.php?d=3&newsid=389&t=In%20News>
2009年6月14日アクセス
b バングラデシュの電子写真投票者一覧、国際監視団から高い評価 :
2008年12月25日
<http://www.undp.org.bd/media%20releases/2008/Press%20Release%20-%20IFES%20-%200Voter%20List%20-%20Final%20-%202025.12.08.pdf>
2009年6月14日アクセス
- [109] **Ain o Salish Kendra (ASK)** <http://www.askbd.org/web/>
a バングラデシュの人権 2008年度 : 第4章、生存権
http://www.askbd.org/web/?page_id=430
2009年6月14日アクセス
b バングラデシュの人権 2008年度 : 第22章、性的少数派の権利
http://www.askbd.org/hr_report2008/22_Sexual.pdf
2009年12月14日アクセス

- c 年次報告書 2010年度、2011年8月26日
http://www.odhikar.org/documents/2011/English/April_HRR_2011.pdf
 2011年9月14日アクセス
- [110] ハンプシャー郡議会：マイノリティ・アチーブメント・サービス
 「Sylheti Bengali - ハンプシャーの学校のバングラデシュの子どもたち」
<http://www3.hants.gov.uk/education/ema/ema-advice/ema-advice-lcr/ema-advice-lcr-bengali.htm>
 2009年4月21日アクセス
- 目次に戻る
- [111] 法律委員会事務所 <http://www.lawcommissionbangladesh.org>
 a 基本家族法に向けたバングラデシュにおける婚姻、相続、家族関連法についての調査報告書への意見、2005年7月18日
<http://www.lawcommissionbangladesh.org/reports/69.pdf>
 2009年4月21日アクセス
- [112] バングラデシュ刑務所委員会 <http://www.prison.gov.bd/index5.php?category=1>
 a 囚人数：2008年12月31日 <http://www.prison.gov.bd/index5.php?category=15>
 2009年5月7日アクセス
- [113] 世界銀行 <http://www.worldbank.org/>
 a バングラデシュ総覧、2012年3月29日
http://devdata.worldbank.org/AAG/bgd_aag.pdf
 2012年7月27日アクセス
 b バングラデシュ経済最新動向、2011年4月
<http://siteresources.worldbank.org/bangladeshEXTN/Resources/295759-1271081222839/WBbangladeshbriefApril282011.pdf>
 2011年7月27日アクセス
 c 移住と送金に関するファクトブック 2011年度：バングラデシュ、2010年11月
<http://siteresources.worldbank.org/INTPROSPECTS/Resources/334934-1199807908806/bangladesh.pdf>
 2011年7月27日アクセス
- [114] オックスフォード大学：難民調査センター
 a 強制移住レビュー、32号、2009年4月「ビハール族の無国籍状態の終結」 Khalid Hussain 著
<http://www.fmreview.org/FMRpdfs/FMR32/FMR32.pdf> (page 30)
 2011年7月27日アクセス
- [115] 米国世界自由宗教委員会 <http://www.uscirf.gov/>
 a 年次報告書 2010年度版
<http://www.uscirf.gov/images/annualper cent20reportper cent202010.pdf>

2009年6月13日アクセス

- [116] 国際戦略研究所：武力紛争データベース（講読制）
a バングラデシュ (JMB)：政治動向 (2009年6月14日アクセス)
b バングラデシュ (JMB)：歴史的背景 (2009年12月17日アクセス)
- [117] 和平紛争調査研究所 (IPCS) <http://www.ipcs.org/>
a 「バングラデシュのイスラム神学校」、2007年8月
http://www.ipcs.org/pdf_file/issue/656053960IPCS-SpecialReport47-Tiffany.pdf
2009年12月17日アクセス
- [118] 英連邦事務局 <http://www.thecommonwealth.org/>
a 2008年のバングラデシュ選挙 - 中間報告、2008年12月29日
<http://www.thecommonwealth.org/files/186726/FileName/INTERIMSTATEMENT-FINAL.pdf>
2009年12月17日アクセス
- [119] NEWKERALA.COM <http://www.newkerala.com/>
a 亡命したムジブ殺人犯6人をバングラデシュに送還の動き、2010年1月29日
<http://www.newkerala.com/news/fullnews-40540.html>
2010年2月1日アクセス
- [120] 国防分析研究所 (IDSA) <http://www.idsa.in/>
a 戦略分析、第28巻、第3号、2004年、シェイク・ハシナへの攻撃
http://www.idsa.in/strategicanalysis/AttackonSheikhHasina_sdutta_0704
2011年7月29日アクセス
- 目次に戻る
- [121] Campaign for Popular Education (CAMPE)、バングラデシュ www.campebd.org
a Education Watch 2008：バングラデシュの初等教育に発展あるも残る課題、2009年11月
<http://www.campebd.org/download/EW2008FullReportEnglish.pdf>
2011年7月27日アクセス
b Education Watch 2005：中等教育：発展状況と課題、2006年
<http://www.campebd.org/download/EW2005FullReportEnglish.pdf>
2011年7月27日アクセス
- [122] World History at KMLA <http://www.zum.de/whkmla/index.html>
a バングラデシュの歴史、2010年5月27日改定
<http://www.zum.de/whkmla/region/india/xbangladesh.html>
2011年7月27日アクセス
- [123] 麻痺者リハビリセンター (CRP)

207 このCOIレポートの本文は、2012年8月31日時点で入手できる最新の発行物を含んでいる。

- http://www.crp-bangladesh.org/index.php?option=com_content&view=frontpage&Itemid=53
- a バングラデシュにおける障害に対する認識、2010年度
http://www.crp-bangladesh.org/index.php?option=com_content&view=article&id=88&Itemid=103
 2011年7月27日アクセス
- [124] **教育の機会、移行、平等を目指すコンソーシアム (CREATE)**
<http://www.create-rpc.org/>
- a バングラデシュにおける教育の機会：初等中等教育の国別分析評価、2007年6月
http://www.create-rpc.org/pdf_documents/bangladesh_CAR.pdf
 2011年7月27日アクセス
- b バングラデシュにおける基礎教育への出資、2007年6月
<http://sro.sussex.ac.uk/1860/1/PTA12.pdf>
 2011年7月27日アクセス
- c ダッカのスラム街における初等教育の機会と疎外 2010
http://www.create-rpc.org/pdf_documents/PTA45.pdf
 2011年7月27日アクセス
- d 貧困と平等：バングラデシュにおける教育の機会、2010
http://www.create-rpc.org/pdf_documents/PTA51.pdf
 2011年7月27日アクセス
- e 学齢の適合とバングラデシュの基礎教育における発展、2010年
http://www.create-rpc.org/pdf_documents/PTA48.pdf
 2011年7月27日アクセス
- [125] **国連教育科学文化機関 (UNESCO)** <http://www.unesco.org/new/en/unesco/>
- a バングラデシュにおける統治と教育の不平等、2008
<http://unesdoc.unesco.org/images/0018/001800/180086e.pdf>
 2011年7月27日アクセス
- [126] **慢性的貧困研究センター (CPRC)** www.chronicpoverty.org
- a 社会的排除としての教育疎外：バングラデシュにおける条件付き送金プログラムの実践と影響、2009
http://www.chronicpoverty.org/uploads/publication_files/WP148%20Hossain.pdf
 2011年7月27日アクセス
- [127] **Journal of Education for International Development** <http://www.equip123.net/JEID/>
- a バングラデシュにおける女兒奨学金プログラム、2006年
<http://www.equip123.net/JEID/articles/3/bangladesh.pdf>
 2011年7月27日アクセス
- [128] **国際危機グループ (ICG)** <http://www.crisisgroup.org/>
- a バングラデシュ：選挙と今後、アジア・ブリーフィング No. 84, 2008年12月11日

- <http://www.crisisgroup.org/en/regions/asia/south-asia/bangladesh/B084-bangladesh-elections-and-beyond.aspx>
2011年7月27日アクセス
- b バングラデシュにおける民主主義の復活、アジアレポート No. 151,
2008年4月28日
<http://www.crisisgroup.org/en/regions/asia/south-asia/bangladesh/151-restoring-democracy-in-bangladesh.aspx>
2011年7月27日アクセス
- c バングラデシュ：警察改革を軌道に乗せる、アジアレポート N°182,
2009年12月11日
<http://www.crisisgroup.org/~media/Files/asia/south-asia/bangladesh/182%20bangladesh%20Getting%20Police%20Reform%20on%20Track.pdf>
2011年7月27日アクセス
- [129] 国家人権委員会 (NHRC) <http://www.nhrc.org.bd/index.html>
- a NHRC について、日付不明
<http://www.nhrc.org.bd/about.html>
2012年1月27日アクセス
- [130] 汚職防止委員会、バングラデシュ <http://www.acc.org.bd/>
- a About us, 日付不明
<http://www.acc.org.bd/about-us/>
2012年7月27日アクセス

目次に戻る
資料目録に進む

※日本語訳は日本国政府により翻訳したものである。